

飯能市地域防災計画

(平成30年3月)

飯能市防災会議

風水害・事故災害対策編

〔目 次〕

風水害・事故災害対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的	1
第 1 趣旨	1
第 2 計画の作成	1
第 3 計画の効果的推進	2
第 4 計画の用語	2
第 2 節 飯能市の概況	3
第 1 自然的条件	3
第 3 節 風水害被害想定	5
第 1 建物被害の想定	5
第 2 交通施設被害の想定	6
第 3 避難の困難度	6
第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第 1 飯能市	7
第 2 埼玉県	7
第 3 消防	8
第 4 警察	8
第 5 指定地方行政機関	9
第 6 自衛隊（陸上自衛隊第 32 普通科連隊、航空自衛隊中部航空方面隊）	10
第 7 指定公共機関	11
第 8 指定地方公共機関	12
第 9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	13

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災組織整備計画	15
第 1 飯能市防災会議	15
第 2 飯能市災害対策本部	15
第 3 防災関係機関	15
第 4 応援協力体制	15
第 5 公共的団体等との協力体制の確立	16
第 6 自主防災組織の充実	16
第 7 民間防火組織の整備	18
第 8 事業所等の防災の促進と防災組織の整備	18
第 9 ボランティアの活動環境の整備	19

第2節	防災教育計画	20
第1	市職員に対する防災教育	20
第2	防災上重要施設における研修	20
第3	市民に対する防災教育	21
第4	事業所における防災教育	21
第5	学校における防災教育	21
第3節	防災訓練計画	23
第1	市及び防災機関等が行う防災訓練	23
第2	自主防災組織等が行う防災訓練	24
第4節	防災活動拠点等整備計画	26
第1	防災拠点の整備	26
第2	防災拠点のネットワーク化	28
第3	緊急輸送ネットワークの整備	28
第5節	災害情報体制の整備計画	30
第1	通信施設の現況	30
第2	情報通信設備の安全対策	30
第3	情報収集伝達体制の整備	30
第4	CATVとの協力体制の確立	32
第5	アマチュア無線クラブとの協力体制の確立	32
第6節	避難予防対策	33
第1	避難計画の作成	33
第2	避難所等の整備	34
第3	防災上重要な施設の避難計画	37
第4	学校等の避難計画	37
第7節	物資及び資機材等の備蓄計画	40
第1	備蓄の留意点	40
第2	食糧、生活必需品及び飲料水の備蓄並びに調達体制の整備	40
第3	防災用資機材の備蓄	45
第4	医療救護資機材及び医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	46
第8節	医療体制等の整備計画	47
第1	救助・救急対策	47
第2	初期医療体制の整備	47
第3	後方医療体制の整備	48
第4	応援医療体制の整備	49
第5	要援護者に対する医療対策	49
第9節	水害予防計画	50
第1	治山	50
第2	治水	50
第3	警戒体制の強化	51

第 10 節	土砂災害予防計画	52
第 1	地すべり危険箇所	52
第 2	土石流危険渓流	53
第 3	急傾斜地崩壊危険箇所	54
第 4	山地災害危険地区	55
第 5	土砂災害警戒体制の強化	56
第 6	警戒避難体制の確立	56
第 7	孤立防止対策	57
第 8	造成地の予防対策	57
第 9	土地利用の適正化	58
第 11 節	火災予防計画	59
第 1	消防力の整備強化	59
第 2	市街地大規模火災予防対策	60
第 3	防災知識の普及	61
第 12 節	危険物等災害予防計画	62
第 1	危険物施設	62
第 2	高圧ガス施設	62
第 3	毒物・劇物保管施設	63
第 13 節	文化財災害予防計画	64
第 1	文化財の現況	64
第 2	文化財の災害予防対策	64
第 14 節	農作物等予防計画	65
第 1	営農技術の指導	65
第 2	農協等との伝達体制等の確立	65
第 3	関係農家への事前周知	65
第 15 節	林野火災予防計画	66
第 1	林野火災予防の広報宣伝	66
第 2	法令による規制	66
第 3	予防施設の設置	66
第 4	森林の保全巡視及び消火活動体制の整備	66
第 5	林野火災発生時における避難誘導への備え	66
第 6	防災訓練の実施	66
第 16 節	火山噴火降灰対策計画	68
第 1	予防・事前対策計画	68
第 17 節	雪害予防計画	70
第 1	基本方針	70
第 2	大雪災害の特徴	70
第 3	実施計画	70
第 18 節	道路災害予防計画	75

第1 道路の安全確保	75
第2 情報の収集・連絡	75
第3 災害応急体制の整備	76
第4 緊急輸送活動体制の整備	77
第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え	77
第6 危険物の流出等に備えた資機材等の整備	77
第19節 鉄道事故予防計画	78
第1 鉄道施設等の安全対策	78
第2 合同防災訓練の実施	78
第3 防災関係機関の相互連携体制	78
第20節 防災都市づくり計画	79
第1 被害想定に関する調査研究	79
第2 防災都市づくりの基本	79
第3 防災都市づくりの基本的施策	79
第4 都市施設の安全強化	80
第21節 要配慮者安全確保計画	83
第1 災害時要援護者の安全対策	83
第2 要配慮者全般の安全対策	85
第3 社会福祉施設入所者等の安全対策	87

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	90
第1 市の配備体制	90
第2 市本部の設置及び運営	91
第3 現地災害対策本部の設置及び閉鎖	92
第4 災害警戒本部の設置及び運営	92
第2節 動員配備計画	100
第1 職員の動員体制	100
第2 配備体制の変化に伴う職員の動員	101
第3 配備要員の数及び指定	102
第3節 事前措置及び応急措置等計画	103
第1 事前措置等	103
第2 応急措置	103
第3 従事命令	103
第4 損害補償	104
第4節 災害救助法適用計画	105
第1 実施機関	105
第2 救助法の適用基準	105

第3	救助法の適用要請等	106
第4	救助法による救助の種類と実施者	107
第5	救助実施時の措置	107
第5節	応援協力要請計画	108
第1	応援要請の判断基準	108
第2	応援協定等に基づく要請	108
第3	他市町村長への応援要請	108
第4	知事等への応援要請等	108
第5	県防災ヘリコプターの出場要請	109
第6	応援受入体制の確保	109
第7	相互応援協力の確立	109
第8	自主防災組織等との相互協力	109
第6節	注意報・警報及び特別警報伝達計画	111
第1	注意報・警報及び特別警報等の種類及び発表基準等	111
第2	土砂災害警戒情報	111
第3	気象情報の収集・伝達	112
第4	異常現象発見時の通報	113
第7節	災害情報計画	116
第1	風水害及び土砂災害時に収集すべき情報	116
第2	情報収集体制の整備等	118
第3	情報の収集	118
第4	被害情報等の伝達要項	120
第5	情報の報告	120
第8節	災害通信計画	122
第1	災害情報連絡系統の明確化等	122
第2	情報連絡通信手段	123
第3	非常通話及び緊急通話等の利用	123
第4	災害時優先電話の利用	123
第5	災害情報通信のための通信施設の優先使用	123
第6	非常通信の利用	124
第7	電話回線途絶時の措置	125
第8	すべての通信が途絶した場合の災害通信	125
第9節	災害広報計画	126
第1	広報手段	126
第2	現場広報の要領	126
第3	市民への災害情報の提供	127
第4	要配慮者への広報活動	127
第5	災害広報の協力要請等	128
第6	有間ダム放流に伴う措置	128

第 10 節	水防計画	129
第 1	水防体制	129
第 2	河川等の監視、警戒	130
第 3	護岸決壊時の処置	130
第 4	避難の勧告・誘導	130
第 5	応援要請	130
第 11 節	交通対策計画	131
第 1	交通応急対策	131
第 2	交通制限の措置	131
第 3	緊急通行車両等の確認	133
第 12 節	避難計画	135
第 1	避難勧告及び指示	135
第 2	警戒区域の設定	137
第 3	避難誘導	137
第 4	避難所の開設・運営	139
第 5	要配慮者・外国人安全確保対策	141
第 6	救助法適用時の費用等	141
第 13 節	救急救助・医療救護計画	142
第 1	救急・救助	142
第 2	行方不明者の安否確認及び捜索	142
第 3	医療救護活動	143
第 4	負傷者等の搬送体制	145
第 5	医薬品等の調達	146
第 6	保健衛生	146
第 14 節	行方不明者の捜索、遺体の処置及び埋・火葬計画	148
第 1	行方不明者の捜索	148
第 2	遺体の処置	149
第 3	遺体の埋・火葬	150
第 15 節	要配慮者等の安全確保対策	151
第 1	災害時要援護者等の避難支援	151
第 2	避難生活における要配慮者支援	152
第 3	社会福祉施設入所者等の安全確保	153
第 4	外国人の安全確保	154
第 16 節	食料、生活必需品及び飲料水の供給計画	155
第 1	食料、生活必需品の供給	155
第 2	飲料水の供給	158
第 17 節	応急仮設住宅対策	160
第 1	応急仮設住宅の供給	160
第 2	被災住宅の応急修理	161

第3	救助法適用時の費用等	162
第4	被災建築物応急危険度判定の実施	162
第5	被災宅地危険度判定の実施	163
第18節	障害物除去計画	164
第1	住宅関係障害物の除去	164
第2	道路等の障害物の除去	165
第3	障害物の集積場所	165
第19節	緊急輸送計画	166
第1	輸送の基本方針	166
第2	陸上輸送	166
第3	航空輸送	168
第4	集積場所及び要員の確保	168
第5	救助法適用時の費用等	168
第20節	要員確保計画	169
第1	労務供給計画	169
第2	ボランティア受入対策	169
第21節	自衛隊災害派遣要請計画	171
第1	災害派遣要請の範囲	171
第2	災害派遣要請の要求	172
第3	派遣部隊の受入体制の確保	173
第4	派遣部隊の撤収要請	173
第5	経費の負担区分	173
第22節	環境衛生計画	174
第1	ごみ・し尿処理	174
第2	災害廃棄物処理	176
第3	防疫活動	177
第4	食品衛生監視	178
第5	被災動物の救援	179
第23節	県防災ヘリコプター出場要請計画	180
第1	応援要請の範囲等	180
第2	応援出場要請方法	180
第3	経費の負担	180
第24節	危険物等災害応急対策計画	181
第1	危険物施設等災害応急対策	181
第2	高圧ガス災害応急対策	181
第3	有毒化学物質による人身被害対策	182
第25節	放射線事故等災害対策計画	183
第1	核燃料物質等輸送事故災害対策	183
第2	放射性物質取扱施設事故対策	188

第3 放射線関係事故対策	189
第26節 農林業災害対策計画	191
第1 注意報・警報及び特別警報の伝達	191
第2 凍霜害予防	191
第3 農林災害対策	191
第27節 林野火災応急対策計画	192
第1 市の活動体制	192
第2 防災関係機関等の活動体制	192
第3 火災通報等	193
第28節 航空機事故災害対策計画	194
第1 活動体制	194
第2 連絡通報体制	195
第3 応急措置	196
第4 主な関係機関がとるべき処置	197
第29節 火山噴火降灰対策計画	198
第1 火山災害応急対策	198
第2 火山災害復旧対策	200
第30節 雪害応急対策計画	201
第1 雪害応急対策	201
第2 雪害復旧対策	204
第31節 道路災害対策計画	205
第1 被害情報の伝達系統	205
第2 主な関係機関がとるべき措置	205
第3 市の活動体制	206
第4 危険物の流出等に対する応急対策	206
第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	207
第6 的確な情報伝達活動	207
第32節 災害応援計画	208
第1 支援対策会議	208
第2 災害情報の収集	208
第3 災害応援活動の準備	208
第33節 災害受援計画	209
第1 基本的な事項	209
第2 大規模災害発生直後の要請等の手続	210
第3 応援部隊の活動拠点の確保	211
第4 応援部隊を活動拠点に誘導するための情報提供	212
第5 応援部隊に対する支援	212
第6 物資等の調達	212
第7 義援物資の取り扱い	213

第 34 節 孤立地域災害対策計画	214
第 1 主な活動	214
第 2 活動の内容	214

第 4 章 災害復旧復興対策計画

第 1 節 復興に関する応急対応	216
第 1 被災状況等の把握	216
第 2 災害廃棄物の処理	222
第 2 節 復興への条件整備	225
第 1 計画的復興への条件整備	225
第 2 復興計画の策定	227
第 3 広報・相談の実施	229
第 4 金融・財政面の措置	231
第 3 節 住まいと暮らしの再建	233
第 1 緊急の住宅確保	233
第 2 恒久住宅の供給・再建	238
第 3 雇用の維持・確保	241
第 4 被災者への経済的支援	243
第 5 公的サービスの復旧	245
第 4 節 安全な地域づくり	248
第 1 公共土木施設の災害復旧	248
第 2 安全な市街地・公共施設整備	251
第 3 都市基盤施設の復興	254
第 4 文化の再生	256
第 5 節 産業・経済の復興	258
第 1 情報収集、情報提供、相談	258
第 2 中小企業の再建	260
第 3 農林業の再建	262

第 5 章 竜巻・突風等対策

第 1 節 基本方針	264
第 2 節 竜巻・突風等による災害の現況	264
第 1 突風・竜巻の特徴	264
第 2 その他の突風	264
第 3 気象庁の発表する気象情報	265
第 3 節 予防・事前対策	266
第 1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及	266
第 2 竜巻注意情報等気象情報の普及	267

第3	被害予防対策	267
第4	竜巻等突風対処体制の確立	267
第5	情報収集・伝達体制の整備	267
第6	適切な対処法の普及	267
第4節	応急対策	269
第1	情報伝達	269
第2	救助の適切な実施	270
第3	がれき処理	270
第4	避難所の開設・運営	270
第5	応急住宅対策	271
第5節	復旧・復興対策	271

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

第 1 趣旨

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、飯能市の地域に係る災害について、市民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画、県地域防災計画に基づき、必要な事項を定める。

- 1 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (6) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第 2 計画の作成

1 地域防災計画の作成

市は、飯能市防災会議を設置し、飯能市地域防災計画を作成する。また、飯能市防災会議は飯能市地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

2 市防災会議

防災会議の組織及び運営については、関係法令、「飯能市防災会議条例」、「飯能市防災会議条例施行規則」に定めるところによる。

なお、その任務等については、次のとおりである。

(1) 所掌事務

- ① 飯能市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 飯能市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ③ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(2) 庶務

防災会議の庶務は、危機管理室において処理する。

資 料 編 第2章	資料2	○ 飯能市防災会議名簿
資 料 編 第1章	資料1	○ 飯能市防災会議条例
資 料 編 第1章	資料2	○ 飯能市防災会議条例施行規則

第3 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。

個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

2 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

3 広域的な視点

県及び他の市町村との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

4 人的ネットワークの強化

市町村及び県、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

5 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、市は次の点に留意して取組を進めるものとする。

- ① 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ② 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ③ 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

市は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

第4 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 市	飯能市	6 消防局	埼玉西部消防局
2 市防災計画	飯能市地域防災計画	7 消防団	飯能消防団
3 県	埼玉県	8 警察署	飯能警察署
4 県防災計画	埼玉県地域防災計画	9 災対法	災害対策基本法
5 市本部	飯能市災害対策本部	10 救助法	災害救助法

第2節 飯能市の概況

第1 自然的条件

1 位置

本市は、埼玉県の南西部、東京都心から約50kmに位置し、市域は、南東から北西に細長く、行政区画面積は193.05km²である。周囲は、秩父市、狭山市、入間市、日高市、毛呂山町、越生町、横瀬町、ときがわ町のほか、東京都青梅市、奥多摩町と接している。

2 地形

本市は、山地から平地に移り変わる位置にあり、山地、丘陵地、台地、低地の4つの地形に区別される。

(1) 山地

本市は、市域の約75%が山地で占められている。この山地は、秩父盆地と関東平野に挟まれた標高500～1,000mの山々からなっており、北西―南東方向に延びる尾根が最も連続し、次に南北方向に延びる尾根が発達している。

(2) 丘陵地

市街地を挟んで北方に飯能丘陵（高麗丘陵）があり、西方に前ヶ貫丘陵、南方に阿須山丘陵（加治丘陵）がある。これらの丘陵地には、山地を構成する岩盤に比べ新しい時代に堆積した地層が分布し、全体には緩やかな地形を形成している。

(3) 台地

飯能台地は秩父山地の出口に当たり、入間川の造った扇状地として、飯能市街地付近で山から運ばれた土砂が扇状に広がって分布している。

(4) 低地

飯能台地の南を流れる一級河川入間川沿いに低地が分布する。

3 飯能市関連の活断層

本市に直接関係する活断層としては「立川断層帯」がある。「名栗断層」は下直竹から山王峠、原市場、天神峠を経て鳥居に至る延長約10kmで、「立川断層」は青梅市小曾木の岩蔵温泉から南東方向へ延び、箱根ヶ崎を経て、立川市を通り府中市に至る延長20kmの断層である。

内閣府が所管する中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」や文部科学省の機関である「地震調査研究推進本部」ではこの2つの断層を併せて「立川断層帯」とし、平成15年の地震調査研究推進本部の立川断層帯の長期評価では、全体の長さを33kmとし、活動した場合は断層の北東側が相対的に隆起し、北西部では左横ずれを伴うとされている。

最新活動時期は、約2万年以後約1万3千年以前で平均活動間隔は、1万～1万5千年程度の可能性があるとされている。

また、平成23年3月に発生した「東北地方太平洋沖地震」以後、将来の地震発生確率が高まっているとの発表が平成23年7月に地震調査研究推進本部からあった。

- * 活断層とは、200万年前以降に活動した断層のうち、今後も活動するおそれのある断層である。
- * 「確実度Ⅰの活断層」とは、活断層であることが確実な断層である。
- * 「確実度Ⅱの活断層」とは、活断層と推定される断層である。

【飯能市関連の活断層分布図】



4 飯能市の河川

本市の市域を流れる一級河川は13河川あり、そのうち主な河川は高麗川、入間川、成木川の3河川である。

これら一級河川については、そのほとんどが掘込み河道であり、河岸段丘を形成しているため浸水等の被害の発生は少ない。

資料編 第8章 資料4 ○自然災害履歴

第3節 風水害被害想定

飯能市防災アセスメント調査（平成13年度実施。名栗地区は平成17年度実施）において整理された、風水害による危険性は次のとおりである。

- (1) 災害の要因として降雨があげられる。近年の宅地やゴルフ場造成等に伴い、斜面全体に流出係数が高まっている。このため突発的な出水が発生しやすい。
- (2) 災害の要因として地形的に斜面が多く山地部に急傾斜地が多数分布することがあげられる。地質的には風化してもろい塩基性火山岩類又は凝灰岩が分布し、斜面崩壊や地すべりが発生しやすく、土砂災害危険箇所が多数分布している。
- (3) 吾野地区から東吾野地区にかけて分布している塩基性火山岩類の分布地においては、過去において斜面災害を中心に深刻な災害が発生している。
- (4) 市の河川の多くは掘込河道であることから、護岸の洗掘などの危険性はあるものの、洪水による浸水の被害は過去20年間にわたってほとんど発生していない。

以上のように、市では、台風や集中豪雨による過去の風水害の状況を見ても、河川の氾濫や洪水等の被害よりも、斜面崩壊、地すべり、土石流による土砂災害による被害の方が多い。

第1 建物被害の想定

過去の降雨量と土砂災害発生を集計した結果、連続雨量200mmを超える頃に土砂災害が発生しはじめる傾向が見られ、さらに連続雨量500mmを超えると大規模な土砂災害が発生する事例が確認されている。連続雨量200mmと500mmという降水量に警戒すべきである。

飯能市防災アセスメント調査では、旧飯能市を対象とした土砂災害が想定される建物数は2,330棟、旧名栗村では434棟、世帯に対する割合では旧飯能市は8.3%の世帯が、旧名栗村は45%の世帯が土砂災害により影響を受ける場所にあると想定した。

また、全体的な傾向として、南高麗、東吾野、原市場、吾野、名栗地区に、土砂災害による被害が想定される建物数と世帯数に対する割合が高くなっている。

第2 交通施設被害の想定

飯能市防災アセスメント調査結果における土砂災害が想定される箇所と交通施設の関係を見ると、主要路線や鉄道沿いに分布する土砂災害が想定される箇所は、本市の中心部から北西部（飯能地区、南高麗地区、原市場地区、東吾野地区、吾野地区、名栗地区）の山地部に多く、南東部（美杉台地区、精明地区、加治地区）の低地～丘陵地部では少ない傾向にある。

路線別に見ると、吾野地区、東吾野地区、原市場地区、南高麗地区、飯能地区の山地部を通過する一般国道299号、県道越生長沢線、飯能下名栗線、青梅飯能線、南川上名栗線、南飯能線、原市場下成木線、下畑軍畑線、富岡入間線沿いに土砂災害想定箇所が多い。名栗地区の主要路線は県道青梅秩父線で、ほぼ入間川と並行して通過している。路線は、段丘面上を通過するため、浸水による被害はほとんどないものと考えられる。しかし、多くの区間は山地斜面及び崖錐などの周辺を通過しており、多量の降雨があった場合は、斜面崩壊・土石流などによって被害を受け、路線が寸断する可能性が高い。

現況の防災対策面から見ると、一般国道299号、県道飯能下名栗線及び原市場下成木線については、県の事業で道路災害防除工事が進められている。平成11年8月の豪雨の時は、これらの路線において土砂の流出により一時的な交通被害があったが、それらの規模は小さく、復旧に多くの時間を費やすことはなかった。

一方、山地部を横断する林道や市道では、比較的規模の大きな地すべりや斜面崩壊が発生し、復旧に数か月を要した箇所もあった。

これらのことから、山地部を横断する林道・市道については土砂災害の影響を受けやすく、復旧には多くの時間を要することが考えられる。

第3 避難の困難度

土砂災害時には、国道あるいは主要地方道以外の山間部の路線で交通が寸断されることが予想される。山間部における避難場所は、ほとんどが国道あるいは主要地方道沿いにあることから、これらの幹線道路沿いに居住する市民は避難場所へ避難することが可能と考えられる。

しかし、幹線道路からさらに山地部に入った地域に居住する場合は、土砂災害により避難路が寸断され、避難場所へ避難することが難しくなることも考えられる。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1 飯能市

市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第5条第1項）

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。
- (2) 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること。
- (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (6) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

3 災害復旧

被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防御するための施設の新設及び改良に関すること。

第2 埼玉県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災対法第4条第1項）

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。

- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (2) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (3) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (4) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (5) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (6) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (7) 緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

第3 消防

1 埼玉西部消防局

- (1) 消防施設、消防局体制の整備に関すること。
- (2) 救助及び救援施設、体制の整備に関すること。
- (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。
- (4) 消防知識の啓発、普及に関すること。
- (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (6) 火災発生時の消火活動に関すること。
- (7) 水防活動の協力に関すること。
- (8) 被災者の救助、救援に関すること。

2 飯能消防団

- (1) 火災発生時の消火活動に関すること。
- (2) 水防活動の協力に関すること。
- (3) 救助、救援活動に関すること。
- (4) 消防知識の啓発、普及に関すること。
- (5) その他災害活動に関すること。

第4 警察

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 警告及び避難誘導に関すること。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
- (4) 交通の秩序の維持に関すること。
- (5) 犯罪の予防検挙に関すること。
- (6) 行方不明者の搜索と検視（見分）に関すること。
- (7) 漂流物等の処理に関すること。
- (8) その他治安維持に必要な措置に関すること。

第5 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災対法第3条第1項）

1 関東財務局

- (1) 災害査定立会に関すること。
- (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。
- (3) 地方公共団体に対する融資に関すること。
- (4) 国有財産の管理処分に関すること。

2 関東農政局

(1) 災害予防対策

- ① ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。

(2) 応急対策

- ① 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。
- ② 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。
- ③ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
- ④ 営農技術指導、家畜の移動に関すること。
- ⑤ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。
- ⑥ 応急用食料・物資の支援に関すること。
- ⑦ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。
- ⑧ 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。
- ⑨ 関係職員の派遣に関すること。

(3) 復旧対策

- ① 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。
- ② 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

3 東京管区气象台（熊谷地方气象台）

- (1) 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象・地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて市民に周知できるよう努める。
- (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- (4) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
- (5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。
- (6) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

4 所沢労働基準監督署

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。

5 関東地方整備局

管轄する河川、有間ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

(1) 災害予防

- ① 災害対策の推進に関すること。
- ② 危機管理体制の整備に関すること。
- ③ 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。
- ④ 防災教育等の実施に関すること。
- ⑤ 防災訓練に関すること。
- ⑥ 再発防止対策の実施に関すること。

(2) 災害応急対策

- ① 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。
- ② 活動体制の確保に関すること。
- ③ 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。
- ④ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。
- ⑤ 災害時における応急工事等の実施に関すること。
- ⑥ 災害発生時における交通等の確保に関すること。
- ⑦ 緊急輸送に関すること。
- ⑧ 二次災害の防止対策に関すること。
- ⑨ ライフライン施設の応急復旧に関すること。
- ⑩ 地方公共団体等への支援に関すること。
- ⑪ 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。

(3) 災害復旧・復興

- ① 災害復旧の実施に関すること。
- ② 都市の復興に関すること。
- ③ 被災事業者等への支援措置に関すること。

第6 自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊、航空自衛隊中部航空方面隊）

1 災害派遣の準備

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) 県防災計画に則した防災訓練の実施に関すること。

2 災害派遣の実施

- (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
- (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第7 指定公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。
(災対法第6条第1項)

1 東日本旅客鉄道株式会社東飯能駅

- (1) 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。
- (2) 災害により線路が不通となった場合の対応
 - ① 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。
 - ② 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をする。
- (3) 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。
- (4) 死傷者の救護及び処置を行うこと。
- (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。
- (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。

2 東日本電信電話株式会社

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害非常通信の調整及び警報の伝達に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

3 日本郵便株式会社（飯能支店）

- (1) 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- (2) 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。
- (3) 為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の財政調整資金等の運用管理に関すること。
- (4) 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分に関すること。

4 日本赤十字社埼玉県支部

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。
- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。

5 NHKさいたま放送局

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。

- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

6 日本通運株式会社埼玉支店

災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。

7 東京電力株式会社川越支社

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

8 東日本高速道路株式会社所沢管理事務所

〔高速自動車国道に係る〕

- (1) 災害防止に関すること。
- (2) 被災点検、応急復旧工事等に関すること。
- (3) 災害時における利用者等へのう回路等の情報（案内）提供に関すること。
- (4) 災害復旧工事の施工に関すること。

第8 指定地方公共機関

1 西武鉄道株式会社飯能駅

- (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

2 一般社団法人埼玉県トラック協会いるまの支部

災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

3 西武ガス株式会社

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。

4 株式会社テレビ埼玉

- (1) 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

5 株式会社エフエムナックファイブ

- (1) 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

6 一般社団法人飯能地区医師会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

7 一般社団法人埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

8 一般社団法人埼玉県LPガス協会西部支部

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。
- (3) カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

1 自主防災組織及び自治会等市民組織

- (1) 近隣互助精神に基づく自主防災活動に関すること。
- (2) 防災知識の普及及び防災訓練の実施に関すること。
- (3) 災害時における情報の収集、伝達、避難者の誘導及び救出救護に関すること。
- (4) 火災発生時における初期消火活動に関すること。

2 いるま野農業協同組合西部事業部

- (1) 市が実施する農作物被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
- (5) 農産物の需給調整に関すること。

3 西川広域森林組合

- (1) 市が行う被害状況調査その他応急対策に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資に関すること。

4 飯能商工会議所

- (1) 市が実施する商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。

5 生活協同組合

- (1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。
- (2) 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。

6 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

7 飯能ケーブルテレビ株式会社

- (1) 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

8 飯能市土木災害協力会

市が実施する災害応急対策の協力に関すること。

9 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関すること。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

10 医療法人

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護に関すること。
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。

11 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
- (2) 災害時における収容者の保護に関すること。

12 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
- (2) 被災時における教育対策に関すること。
- (3) 被災施設の災害復旧に関すること。

13 その他公共的団体等

市が実施する応急対策についての協力に関すること。

資 料 編 第2章 資料1 。防災関係機関連絡先一覧

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画

市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、飯能市防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の充実に努め、災害対応に万全を期する。

第1 飯能市防災会議

市に、飯能市防災会議を置く。(災対法第16条)

防災会議の組織及び運営については、関係法令、飯能市防災会議条例、飯能市防災会議条例施行規則の定めるところにより、その事務については、次のとおりとする。

- 1 飯能市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 2 飯能市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 3 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

資料編	第2章	資料2	○飯能市防災会議名簿
資料編	第1章	資料1	○飯能市防災会議条例
資料編	第1章	資料2	○飯能市防災会議条例施行規則

第2 飯能市災害対策本部

市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、市防災計画の定めるところにより、市本部を設置する。(災対法第23条)

第3 防災関係機関

1 防災関係機関の組織の整備

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

2 防災関係機関相互の連携

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務については、総合的な災害対策を実施するため相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得るようにする。

第4 応援協力体制

1 他市との相互応援

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市と次のとおり相互応援協定を締結している。

市は、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平常時か

ら協定を締結した市との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

また、今後とも協定内容の充実を図るとともに、広域的な相互応援体制の推進に努める。

資 料 編 第6章	。大規模災害時における相互応援に関する協定書（所沢市・狭山市・入間市）
資 料 編 第6章	。大規模災害時における相互応援に関する協定書（日高市）
資 料 編 第6章	。大規模災害時における相互応援に関する協定書（茨城県高萩市）

2 防災関係機関の応援協力

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、次のとおり防災関係機関と応援協定を締結している。

市は、災害時において防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続き等について事前協議を行い、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

資 料 編 第6章 。応援協定等

第5 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、災害時における応急対策等に対し、積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

1 公共的団体

公共的団体とは、主に次のものをいう。

飯能市赤十字奉仕団、（社福）飯能市社会福祉協議会、いるま野農業協同組合西部事業部、飯能市商工会議所、（一社）飯能地区医師会、（一社）埼玉県トラック協会いるまの支部、飯能市土木災害協力会、（学）大川学園、西川広域森林組合、生活協同組合、その他公共的活動団体

2 協力体制の確立

（1）市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- ② 災害時における広報等に協力すること。
- ③ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- ④ 避難誘導及び避難所内での救護に協力すること。
- ⑤ 被災者の救助業務に協力すること。
- ⑥ 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること。
- ⑦ 被害状況の調査に協力すること。

（2）市は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議し、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第6 自主防災組織の充実

大規模災害時には、防災関係機関のみの活動では、十分な対応ができないことが予想される。

このような場合には、市民自らが「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持って、

災害発生直後における初期消火、人命救助等の二次災害の防止や軽減を図るなど、市民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。市は、このような防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、市民が日頃から自発的な防災活動に参加するよう努めるよう防災意識を高揚するとともに、防災体制の万全を期する。

1 自主防災組織の育成・強化

自主防災組織とは、災害に対して市民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、市民の自発的意思により結成される組織である。

市は、災害時における地域の自主的かつ組織的な防災活動力の向上を図るため、自主防災組織の結成促進並びに活動内容及び支援の充実に努める。

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容及び組織編成の基本を次に示す。自主防災組織は、次の基本を踏まえ、地域の実情に応じた組織づくりと活動内容の充実に努める。また、地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

(1) 活動内容

- ① 防災知識の普及に関すること。
- ② 災害予防に関すること。
- ③ 要配慮者（子供、高齢者、障害者、傷病者）の把握、避難に関すること。
- ④ 災害時における情報の収集及び伝達、救助・救出、救護、避難誘導に関すること。
- ⑤ 火災発生時における初期消火活動に関すること。
- ⑥ 防災訓練の実施に関すること。
- ⑦ 防災資機材の備蓄に関すること。
- ⑧ 災害発生時における火気使用器具等の取扱いに関すること。
- ⑨ 地区防災計画の策定に関すること。
- ⑩ その他目的達成のために必要なこと。

(2) 組織編成

組織の編成にあたっては、災害時に機能的に行動できるように班を編成し、各班の役割分担を決めておく。

(3) 地区防災計画の策定

地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

市は地区居住者等に対し、提案手続等の周知を図る。

(4) 自主防災組織への支援充実

① 自主防災組織の育成推進

市は、防災知識の普及、リーダーマニュアル等の各種パンフレットの作成、配布及び研修会等を通して市民に自主防災組織結成の啓発を図るとともに、防災訓練時に消防関係組織と連携し、防災活動の技術的指導・助言を行い、自主防災組織の育成を支援する。

② 補助金の交付

市は、「飯能市自主防災組織育成事業補助金交付要綱」により、自主防災組織の活動に対し、防災資材・機材購入及び訓練の補助を行い、地域における自主防災組織の活性化・支援を図る。

資料編 第1章 資料5 ○飯能市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

第7 民間防火組織の整備

地域社会においては、市民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、初期消火、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

消防局は、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織結成の啓発を図るとともに育成を行っていく。

民間防火組織の活動は、次のとおりである。

- 1 幼年消防クラブ……知識の習得、啓発活動
- 2 少年消防クラブ……知識の習得、啓発活動
- 3 婦人防火クラブ……啓発活動、初期消火・避難・救護等の防災活動

第8 事業所等の防災の促進と防災組織の整備

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市は、事業所の防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良事業所表彰、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により、事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

また、事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、市は市内に立地する事業所等の防災組織の育成強化を行っていく。

1 施設内の防災組織の育成

市は、学校、病院等多数の人が出入する施設に対し、消防局と連携して防火管理者を主体に自

主的な防災組織の育成強化を行っていく。

2 事業所内の防災組織の育成

事業所等の防災組織が行う具体的な活動内容は、次に示すとおりである。

- (1) 防災訓練の実施に関すること。
- (2) 従業員の防災教育に関すること。
- (3) 情報の収集、伝達方法の確立に関すること。
- (4) 火災その他の災害予防対策の実施に関すること。
- (5) 応急救護対策に関すること。
- (6) 地域の防災活動への協力、応援に関すること。
- (7) 帰宅困難者対策の実施に関すること。

3 関係機関への協力体制の確立

市は、災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主的防災組織の整備を促進して、民間協力体制の充実を図る。特に、次に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

- (1) 民生委員、日赤奉仕団及び自治会
- (2) 農協、商工会等関係団体
- (3) P T A、青少年団体及びその他の市民団体
- (4) その他の公共的団体

第9 ボランティアの活動環境の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。このため、市は、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進していく。

1 災害時におけるボランティア受入体制の整備

市では、ボランティア活動が円滑に行えるよう、受入体制や活動拠点の整備等、受入条件の整備について市社会福祉協議会と連携協力しながら推進する。

2 ボランティア活動の環境整備

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

3 県の災害ボランティア登録制度の周知等

県は、災害ボランティアとして活動を希望する県内在住の個人又はグループを対象として、災害ボランティアの登録制度を実施している。市は、市民、事業所に対し県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

なお、災害時における災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
- (2) 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等
- (3) ボランティアコーディネート業務

第2節 防災教育計画

市は、災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、職員に対し防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に対し自主防災意識の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため、次のとおり防災教育を行う。

第1 市職員に対する防災教育

1 職員の研修

(1) 新任教育

新たに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。研修内容は、市本部の活動の概要、職員としての心構え、職員の役割分担、職員の初動体制等とする。新任職員研修の一項目として行う。

(2) 職場教育

災害時の担当業務が平常時の職務と著しく異なる課（班）、困難な職務又は特殊な職務を担当する課（班）においては、定期的に講習、実技実習、演習等を実施する。実施の時期については、必要に応じて所属長が定める。

(3) その他の研修

必要に応じて防災に関する講習会、講演会を実施するとともに、関係防災機関等が開催する講習会、講演会又は訓練等にできる限り各対策部から職員を派遣する。

2 防災業務に従事する職員に対する教育

防災に従事する職員に対し、防災知識を正しく認識させるとともに、能率的な職務の遂行を図るため教育を行う。

また、市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第2 防災上重要施設における研修

市及び消防局は、病院、社会福祉施設、ホテル及びデパートなど防災上重要な施設における施設管理者が実施する防災教育に対して支援を実施し、防災知識の普及啓発に努める。

1 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練、十分な防災教育、訓練活動を行う。

また、夜間・休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

2 ホテル及び旅館における防災教育

宿泊者の安全を図るためには、事業者は従業員に対して、消防設備の取り扱い、避難誘導及び

救出・救護等に重点をおいた教育及び訓練を実施する。

3 その他不特定多数が集まる施設

大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第3 市民に対する防災教育

市は、講演会、研修会、広報資料の配布等のあらゆる機会を利用して、広く市民に対して防災教育を実施する。

1 講演会、研修会の開催

市は、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き、一般市民を対象とした講演会、研修会を開催する。

また、自治会、自主防災組織等を対象に講演会、講習会、地域防災訓練等を行う。

2 広報資料、防災ポスター等の作成配付

市は、広く市民に向けた防災に関する広報資料、防災ポスター等を作成・配布し、防災知識の普及啓発を図る。

また、広報紙「広報はんのう」に防災関連記事を掲載し、防災情報の提供を行う。

3 防災ガイドマップの発行

防災関係施設等の位置を示した地図や災害時の対応等を記載した防災ガイドマップを発行し、防災知識の普及に努める。

第4 事業所における防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置づけを十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要であり、市及び消防局は、事業所における防災教育の充実に向けての環境の整備に努める。

第5 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に教育活動を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階や学校の実態に応じて指導する。

1 学校行事における防災教育

児童・生徒等の防災意識を高めるため、防災に関する講演等を実施する。

2 教科等による防災教育

各教科等を通じ、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

3 教職員に対する防災教育

「学校防災マニュアル」を作成し、内容の周知徹底を行うほか、教職員を対象に防災研修を行う。

【具体的な研修内容】

- ① 地震、その他災害について
- ② 教職員の安全確認と安否確認の方法について
- ③ 児童生徒の安全確認と安否確認の方法について
- ④ 児童生徒の保護者への引渡し等の方法について
- ⑤ 避難所の開設と運営について（初動）
- ⑥ 防災教育年間計画
- ⑦ 訓練計画
 - ・教職員の安全確認
 - ・児童生徒の安全確認
 - ・避難経路（校舎の安全確認方法）、避難場所等の確認
- ⑧ 救護・応急処置
- ⑨ 緊急地震速報を利用した避難訓練

第3節 防災訓練計画

災害時の応急復旧対策が円滑に実施されるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておく必要がある。このため、市は防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力を養い、防災関係機関相互間及び防災関係機関並びに市民の連携と防御体制の整備を強化し、併せて防災意識の高揚を図り、応急復旧対策の完全遂行を期するため、防災訓練を継続的に実施する。

第1 市及び防災機関等が行う防災訓練

1 総合防災訓練

市は、大規模な災害の発生を想定して、災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を行う。

(1) 実施場所

訓練会場については、その都度選定する。

(2) 訓練内容

総合防災訓練は、以下のような内容を参考に実施する。また、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れる。

主 体	内 容
市が主となるもの	市本部等の設置運営訓練、災害情報の収集伝達・広報訓練、交通対策訓練、災害現地調査訓練、避難誘導訓練、避難所・救護所運営訓練、応援派遣訓練、道路応急復旧訓練、水防訓練、給水訓練、自主防災組織等の活動支援訓練等
防災関係機関を主とするもの	消火訓練、救出救助訓練、救急救護訓練、災害医療訓練、学校・福祉施設・大型店舗・駅等における混乱防止訓練、ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練、救援物資輸送訓練等
自主防災組織等の市民を主とするもの	初期消火訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練、巡回点検訓練、高齢者・身体障害者等の安全確保訓練、避難所訓練、避難誘導訓練等

2 土砂災害・全国統一防災訓練

市は、大雨による土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の向上を図るため、毎年6月に、土砂災害警戒区域に指定されている自治会・自主防災組織や防災関係機関と連携し、土砂災害・全国統一防災訓練を実施する。

3 消防訓練（消防局、消防団の訓練）

消防関係組織は、市民の生命、身体、財産の安全を確保するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。

(1) 参集、初動処置、情報収集伝達、資機材取扱い、通信運用その他必要な基本訓練

(2) 部隊編成、部隊運用その他必要な図上訓練

(3) 火災現場活動、救出救護活動その他必要な現場活動訓練

4 水防訓練

水防活動の習熟を目的とし、出水時における警戒、予防等水防体制及び水防工法訓練を重点的に行うとともに、過去の水災事例等を考慮し、毎年出水期前等に水防訓練を実施する。

5 災害救助訓練

水防訓練又は消防訓練の際に、自力避難不可能な場合を想定して、孤立者、負傷者、要配慮者の救出、救護並びに炊出し等に重点を置き、消防局、消防団及び市民等の協力を得て災害救助訓練を行うものとする。

6 避難訓練

(1) 市による避難救助訓練

市が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び自治会の協力を得て毎年1回以上実施する。

(2) 防火管理者が実施する避難救助訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。

(3) 児童、生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

(4) 災害時要援護者等の避難救助訓練

市民、団体、企業等が行う災害時要援護者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

7 無線通信訓練

災害による有線通信の途絶又は通話が困難となった場合に備え、防災行政無線、消防無線及び警察無線による訓練並びにバックアップ機能としてアマチュア無線の協力による非常通信訓練を無線通信の方法、情報の収集伝達要領等を習熟するため適宜、効果的に実施する。

8 非常招集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに災害時の即対応体制の強化に努める。

9 地域防災拠点及び避難場所開設訓練

災害発生時の各地域における情報収集及び避難場所開設等の初動体制の確立を図るため、地域防災拠点及び避難場所の開設訓練を実施する。

第2 自主防災組織等が行う防災訓練

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、日頃から市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。事業所、自主防災組織及び市民は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。

1 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防火訓練にも積極的に参加する。

2 自主防災組織等の訓練

各自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防局並びに消防団の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、初期消火訓練、避難訓練、通報訓練、救出訓練、応急救護訓練及びそれらを組み合わせた訓練とする。

また、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

4 その他の訓練

上記訓練のほか、毎年、業務継続計画、図上訓練、徒歩帰宅訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

5 訓練の検証

実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、実施報告書を作成するとともに評価及び検証を行う。

【評価及び検証の方法】

- ・ 訓練後の意見交換会
- ・ アンケート
- ・ 訓練の打合わせでの検討

【検証の効果】

- ・ 評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。
- ・ 市町村の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
- ・ 次期の訓練計画に反映する。

第4節 防災活動拠点等整備計画

市は、災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、市本部を設置する市役所本庁舎別館の防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつけ緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

第1 防災拠点の整備

防災拠点は、災害が発生した場合には、市民の避難場所、負傷者の救護場所、救援要員の活動拠点場所、災害情報の収集伝達の場所となる。また、平常時には、食料、日常生活必需品、防災資機材の備蓄場所となる。これらの防災拠点は、地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、市域全体から見て適切な配置となるように、計画的に整備する。

市は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を市の防災拠点として位置付け、施設の更新、改修時には必要な設備を設置する。

1 中央防災拠点の整備

中央防災拠点は、市役所を位置付け、市役所が甚大な被害を受けた場合は富士見地区行政センターを代替中央防災拠点として位置付ける。

中央防災拠点は、災害時には市本部を設置し、市における応急復旧活動を総合的に統括する中核機能を有する拠点であり、災害情報の収集分析機能、災害情報及び応急復旧対策の伝達機能、市域全体を対象とした食料、生活必需品及び飲料水等の調達及び救援物資等の集配機能などを、総合的かつ複合的に有するよう次の整備について検討を行う。

2 地域防災拠点の整備

地域防災拠点は、各地区の地区行政センターを位置付け、各地区の被害状況や避難状況等の災害情報を統括するとともに、地域内の避難場所（避難所）の総合調整を図るなど地域の応急復旧対策の拠点とする。

(1) 地域防災拠点としての整備

- ① 建物の耐震化の検討
- ② その他地域防災拠点として必要な資機材の整備

(2) 活動要員の拠点機能の整備

- ① 食料及び防災用資機材の備蓄
- ② 車両の広報車化

【中央防災拠点、地域防災拠点】

防災拠点機能	名 称	所 在 地	電話番号 / F A X 番号
中央防災拠点	飯 能 市 役 所	双柳1-1	973-2111 / 973-2120
	富 士 見 地 区 行 政 セ ン タ ー (代替施設)	双柳1-16	972-3314 / 972-9803
地域防災拠点	飯能中央地区行政センター	飯能60-1	972-3678 / 972-9801
	第二区地区行政センター	小瀬戸19-1	972-6784 / 972-9802
	精 明 地 区 行 政 セ ン タ ー	小久保55-1	972-2314 / 972-9804
	双 柳 地 区 行 政 セ ン タ ー	双柳970-2	972-9900 / 972-9902
	加 治 地 区 行 政 セ ン タ ー	笠縫59-1	972-2313 / 972-9805
	加 治 東 地 区 行 政 セ ン タ ー	岩沢1283-1	974-4546 / 972-9806
	美 杉 台 地 区 行 政 セ ン タ ー	美杉台1-2-1	971-5151 / 971-5152
	南 高 麗 地 区 行 政 セ ン タ ー	下直竹1122-2	972-2805 / 974-2736
	吾 野 地 区 行 政 セ ン タ ー	吾野186-1	978-1211 / 978-0572
	東 吾 野 地 区 行 政 セ ン タ ー	虎秀14-5	978-1212 / 978-0574
	原 市 場 地 区 行 政 セ ン タ ー	原市場1048-1	977-1232 / 977-0582
	名 栗 地 区 行 政 セ ン タ ー	上名栗3125-1	979-1121 / 979-1113

3 学校等への備蓄

- (1) 大規模な災害が発生し、学校等に避難所を開設する場合に必要な食料、発電機、仮設トイレ等の備蓄を図る。
- (2) 備蓄は、余裕教室の利用、備蓄庫の設置等により推進を図る。
- (3) 生活用水（中・下水等）に利用するため、プールには常に水を貯える。
- (4) 災害時に貯水槽が利用できるように、貯水槽の耐震化や緊急遮断弁等の設備の整備を図る。

4 救援物資集積場の位置付け

災害時の救援物資等の輸送、集積、配分等を効率的に実施するため、市は次の施設を救援物資集積場と位置付け、必要な整備を図る。

- (1) 市役所駐車場
- (2) 富士見小学校グラウンド

5 飛行場外離着陸場の指定

災害時におけるヘリコプターによる負傷者搬送、物資輸送その他救援活動を実施するため、市は次の場所を飛行場外離着陸場とする。

- (1) 埼玉西部消防組合（飯能日高消防署屋外訓練場）
- (2) 阿須運動公園（野球場）
- (3) 飯能市立飯能西中学校
- (4) 飯能市立西川小学校
- (5) 名栗スポーツ広場

6 県有施設の有効活用

県は、県有施設を地域の防災活動拠点として整備しており、それらの施設の活用について県と協力体制を確立する。

市内では、県立飯能高等学校が対象施設に該当し、次の施設及び設備を整備している。

- (1) 緊急宿泊所（一部合宿所を利用し、要配慮者の収容も可能）
- (2) 備蓄倉庫（食料、医薬品、生活必需品）
- (3) 耐震性貯水槽及び浄水器
- (4) 自家発電装置

第2 防災拠点のネットワーク化

大規模災害時には、被害地区の防災拠点が破損して使用できない場合や、延焼火災、道路遮断などにより他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

このため、市は、災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、防災拠点のネットワーク化を図る。

第3 緊急輸送ネットワークの整備

1 県による緊急輸送道路の指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図、地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、次の基準に従って緊急輸送道路を選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

- (1) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路
- (2) (1) の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路
 - ① 県本庁舎
 - ② 県出先庁舎
 - ③ 市町村庁舎
 - ④ 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊の庁舎、事務所等
 - ⑤ 防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等）
 - ⑥ 県及び市町村の備蓄倉庫、輸送拠点
 - ⑦ 広域避難場所
 - ⑧ 飛行場外離着陸場
- (3) 市域における県指定緊急輸送道路

市域及びその近隣における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

【市域及びその近隣における県指定緊急輸送道路】

種別	道路管理者	路線番号	道路種別	路線名	区間
1	東日本高速道路(株)	圏央道	高速	首都圏中央連絡自動車道	入間市木蓮寺(都境)～鶴ヶ島JCT
1	埼玉県	299	補国	国道299号	国道16号交差点～皆野両神荒川線交差点
2	埼玉県	30	主要	飯能寄居線	国道299号交差点～国道254号交差点
3	埼玉県	28	主要	青梅飯能線	飯能下名栗線交差点～国道299号交差点
3	埼玉県	53	主要	青梅秩父線	飯能下名栗線交差点～連慶橋入口交差点
3	埼玉県	70	主要	飯能下名栗線	青梅飯能線交差点～青梅秩父線交差点
3	埼玉県	185	一般	東飯能停車場線	東飯能駅前～国道299号交差点
3	埼玉県	347	一般	馬引沢飯能線	日高狭山線交差点～東飯能停車場線交差点

種別1：一次特定緊急輸送道路 高速：高速道路

種別2：一次緊急輸送道路 補国：埼玉県管理国道 主要：主要地方道

種別3：二次緊急輸送道路 一般：一般県道 (県土整備部道路環境課)

2 市による緊急輸送道路の指定検討

市は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、市域の県指定緊急輸送道路と市の防災拠点(前記第1の「1 防災拠点の指定」参照)を結ぶ市道、また市の防災拠点同士を結ぶ市道を市の緊急輸送道路として指定することを検討し、拡幅等の必要な整備を推進する。

3 緊急輸送道路等の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図っていく。

その際、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、災害による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努めるものとする。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

第5節 災害情報体制の整備計画

災害時に迅速かつ的確に災害応急対策を実施するには、正確な情報をいかに素早く収集し、周知が図れるかにかかっている。

市及び防災関係機関は災害時に通信が確保できるよう、通信網の整備、施設の耐震性の確保、多ルート化等のハード面の整備を推進するとともに、災害情報の迅速な処理など通信業務の習熟等のソフト面の充実を図り、災害に強い防災情報システムを構築する。

第1 通信施設の現況

市が所有する通信施設の現況は、次のとおりである。

- 1 市防災行政無線（同報系・移動系）
- 2 県防災行政無線
- 3 インターネット（市ホームページ、SNS等）
- 4 電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

第2 情報通信設備の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進する。

- 1 非常用電源の確保
停電に備え、施設に応じて無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。
- 2 通信システムのバックアップ
市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるように、バックアップ機能を検討する。
- 3 地震動への備え
災害システム機器を設置する場合には、各種機器に転倒防止措置を施す。

第3 情報収集伝達体制の整備

1 災害情報連絡体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生するため、これらの災害情報を、市及び防災関係機関の相互間で迅速かつ的確に収集・伝達・処理する情報ネットワークの構築及び通信機器の整備を図る。

(1) 災害情報ネットワークの構築

市は、災害対策本部、市全域の防災拠点及び各防災関係機関が、情報を迅速に収集・伝達するとともに、災害情報を共有化できる情報ネットワークの構築を進める。

(2) 防災関係機関との連携強化

市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、FAX番号等）を相互に通知し、災害時における通信連絡が、夜間・休日を含め円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

(3) 通信訓練の実施

市は平常時から職員に対し通信訓練を実施するほか、運用に必要な無線資格の取得についても

配慮し、災害時の適切な通信機器の運用に万全を期する。

(4) 緊急・重大情報の伝達体制の確保

市は、気象情報、災害情報及び危機情報について、市民の生命、財産に重大な影響を及ぼす危険性が切迫した場合に、確実かつ迅速に県と情報交換するために、市と熊谷地方気象台及び県幹部等との間で緊急連絡先を交換しておくものとする。

2 被害情報の早期収集体制の整備

市は、災害発生直後の被害状況を早期に把握するため、職員による情報収集、自主防災組織等からの情報収集、郵便局との覚書に基づく情報収集、ヘリコプターによる状況把握など、情報収集体制の整備を図る。

(1) 職員による情報収集

職員が自宅から参集する間に収集した各方面の災害情報をとりまとめ、活用する体制の整備を図る。また、被災地での被害情報の収集を行うため、現地調査の職員編成及び活動要領等を事前に定めておく。

(2) 自主防災組織等からの情報収集

自主防災組織等の協力を得て地域的な災害情報収集の体制整備を図る。

(3) 郵便局との覚書に基づく情報収集

郵便局との覚書に基づき、災害情報の収集及び連絡・協力体制の強化を図る。

資料 編 第6章 ○災害時における飯能郵便局と飯能市の協力に関する覚書
(郵便事業(株)飯能支店)

(4) 東京電力及び新聞販売事業からの情報収集

東京電力及び新聞販売事業から情報収集に関する協定書に基づき情報を収集する。

資料 編 第6章 ○災害時における情報提供に関する協定書（東京電力(株)川越支社）
資料 編 第6章 ○災害時における情報提供に関する協定書（新聞販売事業者9社）

(5) ヘリコプターによる情報収集

大規模な災害時には高所から市内全域の被災状況の把握を行うため、県や自衛隊に対し、ヘリコプターによる上空からの被災状況の調査を要請する。

3 情報伝達体制の整備

市は、避難所、市出先機関、市防災拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、アマチュア無線、業務用無線（タクシー無線等）、広報車、インターネット（ホームページ、SNS等）を有効に活用する。

4 災害通信施設の整備

災害時に的確な災害情報の収集及び伝達ができるよう、防災行政無線施設（固定系、移動系）等の整備・拡充等を図る。

(1) 市防災行政無線の更新及び整備促進

市防災行政無線（同報系・移動系無線）の整備を促進するとともに、デジタル化を含め移動系無線として地域防災無線の整備を検討する。

(2) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

(3) 災害時優先電話の周知

市は、市役所庁舎内に災害時優先電話を7回線確保している。

市は、平素から職員に周知をしておく。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

(4) 市ホームページの整備

市は、市ホームページで「災害時の避難場所一覧」等の情報を市民に提供している。

災害時に、災害情報の提供や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から活用方法等について検討しておく。

第4 CATVとの協力体制の確立

市は、飯能ケーブルテレビ（株）と災害時の協定により、広報手段として活用できるよう、平素から活用方法等について検討しておく。

第5 アマチュア無線クラブとの協力体制の確立

災害発生時に、各地区の被害情報の収集・伝達等、市の災害情報体制を補完するため、平素から市内のアマチュア無線クラブと協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、市の災害情報体制の強化を推進する。

第6節 避難予防対策

市は、災害による危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を作成する。

第1 避難計画の作成

災害時に迅速かつ的確な避難、また避難所への誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難計画を作成する。なお、避難計画の作成に当たっては、市民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく。また、自治会等による避難組織の確立に努め、防災訓練、研修会等を通じて地域住民に周知徹底を図る。

災害時要援護者の避難支援について、災害時要援護者名簿や個別計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。（災害時要援護者を含む要配慮者対策については「風水害・事故災害対策編—第2章—第21節 要配慮者安全確保計画」を準用する。）

避難計画作成上の留意事項

- 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の判断基準及び伝達方法
- 2 避難所・避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 避難所・避難場所への経路及び誘導方法
- 4 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
- 5 避難所の管理・運営に関する事項
 - (1) 管理・運営体制の確立
 - (2) ボランティアの受入れ
 - (3) 避難収容中の秩序保持
 - (4) 避難者と共に避難した動物の取扱い
 - (5) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (6) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (7) 避難住民に対する各種相談業務
- 6 広域避難地等の整備に関する事項
 - (1) 収容施設
 - (2) 給水施設
 - (3) 情報伝達施設
- 7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

平常時における広報	災害時における広報
① 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行	① 防災行政無線・広報車による周知
② 市民に対する巡回指導	② 避難誘導員による現地広報
③ 防災訓練等	③ 自主防災組織を通じた広報

第2 避難所等の整備

1 避難所等の整備

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、市民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。）を事前に選定確保する。

【指定緊急避難場所の指定基準】

- 地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の①、②の条件を満たすこと。
地震を対象とする避難場所については、次の①～④の全ての条件を満たすこと。
- ① 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること。
 - ② 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること。
 - ③ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
 - ④ 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと。

(2) 広域避難場所の指定

指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の市民を対象に、大規模火災を避けるために指定するものを「広域避難場所」とする。市は、次の基準を目安とし、地域の実情に応じてあらかじめ広域避難場所を選定確保する。

- ① 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- ② 要避難地区のすべての市民を収容できるよう配慮する。
- ③ 木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- ④ 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところとする。
- ⑤ 純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
- ⑥ 次の事項を勘案して避難地を区分けし、市民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。
 - ・ 避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
 - ・ 避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
 - ・ 避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

(3) 指定避難所の指定

市はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な市民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する。

指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。

指定避難所には、食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、冷暖房器具、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。

指定避難所は、入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

指定避難所として指定された県有施設（県立学校、文化施設、福祉施設、県営公園等）の管理者等は、市が当該施設を災害時に迅速・円滑に指定避難所として管理・運営できるように、役割

分担、通信連絡手段等について確認するものとする。

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮しつつ、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

【指定避難所の指定基準】

- ① 原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
- ② 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
- ③ 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- ④ 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ⑤ 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ⑥ 発災後、速やかに開設し、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ⑦ 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ⑧ 二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。
- ⑨ 環境衛生上、問題のないこと。

(4) 指定状況

市は、資料編に掲載のとおり保育所、地区行政センター、小・中学校等を避難所に指定しているところであるが、県有施設、私立学校等についても管理者と協議の上、地域の社会特性や想定される災害に応じて追加指定を行う。なお、要配慮者のための福祉避難所の指定については、防災担当部局と福祉担当部局が連携して検討するものとする。

また、避難所については、防災拠点や備蓄基地との連携を含めてさらに積極的に整備を推進する。また、山地部や市域の周辺地域に住む市民で、市指定の避難所への避難が困難なため、隣接する市町村への避難が望ましい場合や、その逆のケースの場合等についても、市民が円滑に避難できるように、隣接する市町村との間で避難内容の確認を行う。

資料編 第3章 資料1 ○指定避難所一覧

(5) 避難所機能の整備

① 耐震性の確保

昭和56年以前に建築された施設については、耐震診断を計画的に実施し、その結果を踏まえて耐震補強対策を行う。

② 備蓄物資の充実等

災害時に避難所開設が適切に実施できるよう、防災備蓄倉庫の備蓄物資は計画的に充実・更新を図るとともに、調達に当たっては、高齢者・障害者など要配慮者に配慮した物資を確保する。

③ 通信施設の確保

災害時に避難所との通信が確保できるよう、災害時優先電話の登録、無線通信の整備等を推進する。

④ 要援護者に配慮した施設の整備

要援護者が利用しやすいよう、障害者用トイレ、スロープ、エレベーター、手すり等を整備するなど施設のバリアフリー化を推進する。

また、特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮すること。

⑤ 指定避難所の停電対策

指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

（避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例）

- ・ L P ガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
- ・ 停電対応型空調機器の設置
- ・ ガスコージェネレーションの設置
- ・ 太陽光発電や蓄電池
- ・ ソーラー付 L E D 街灯

(6) 避難環境の整備

市民が安全な避難活動を実施するために避難環境の整備を図る。

① 避難所及び避難所案内標識の整備

すべての避難所に避難所標識、避難所の案内標識を設置し、維持管理を行う。

② 避難誘導体制の確立

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合、市民を安全・確実に避難誘導するため、警察、消防局及び消防団等の防災関係機関、自主防災組織、自治会と協議の上、避難誘導体制を確立する。

2 避難路の確保

(1) 避難路の指定

多くの市民が避難に使用すると想定される道路を避難路として指定を図っていく。指定に当たっては、次の基準を参照し、都市計画道路など整備された道路を主として選定する。

避難路の確保基準

- ① 避難路は、できるだけ幅員の広い道路又は緑道とする。
- ② 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい施設がないよう配慮する。
- ④ 避難路の選択に当たっては、市民の理解と協力を得る。
- ⑤ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

(2) 避難路沿いの安全確保

市は、次の対策を実施し、避難路沿いの安全確保を推進する。

- ① 広報紙等を通じて、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の重要性について市民に啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。
- ② 避難路沿いのブロック塀等の実態調査を実施し、調査結果に基づき、危険なブロック塀に対しては、改修及び生け垣化等を奨励する。

第3 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難勧告等が発令された場合の避難計画を作成する。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等
- 2 義務教育の児童・生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、給食の実施方法等
- 3 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- 4 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- 5 高層ビル、駅等の不特定多数の人が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- 6 工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携等

第4 学校等の避難計画

1 防災体制の確立

(1) 学校防災マニュアル

災害が発生した場合に園児・児童・生徒の生命の安全を確保するための防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、公立小中学校管理規則に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

(2) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際に市、県、防災機関及び地域の自主防

災組織との連携を図る。

(3) 施設及び設備の管理

学校等における施設及び設備の管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

特に、次の事項に留意する。

① 日常点検の実施

日常園児・児童・生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が災害の衝撃によってどのような破損につながりやすいかを点検する。

② 定期点検の実施

一定の期日を「安全点検日」と定めて、防災の視点からすべての施設・設備を各担当者がチェックする方法で実施する。

特に、校舎等の建物の点検に当たっては、建物の耐震性、出入口、廊下、階段など使用に支障はないか、戸棚、ロッカー、テレビなどの重量物の転倒・落下防止対策、灯油、薬品、LPガスボンベなどの適切な保管等について点検する。

③ 各施設の日常からの確認・点検

・電気設備の確認

電気室、高圧受電設備、配電盤、コンセント位置等

・水道設備の確認

配管図、量水器、止水栓の位置

・電話設備の確認

校内の電話の位置と番号、災害時優先電話の有無

・停電時の対応の確認（校内放送が使用できない場合の対応）

ハンドマイク等

(4) 防火管理

災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

① 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。

② 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

2 避難誘導

学校等は、常に安全の確保に努め、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。

(1) 避難誘導の基本的な考え方

① 園児・児童・生徒の生命の安全保持を第一とする。

② 園児・児童・生徒の恐怖心を大きくしないように、教師は的確な判断と毅然たる態度を保ち信頼を失わないようにする。

③ 平素から、あらゆる機会をとらえて、集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動が

とれるようにする。

(2) 避難経路及び避難場所の設定

避難経路及び避難場所は、1箇所だけでなく、第二、第三の避難経路及び避難場所を確保する。

なお、避難場所は、市指定の避難場所と次のことを検討の上、確保する。

- ① 危険物保有施設の近くでないこと。
- ② 近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。
- ③ 建物が倒れても安全な広さがあること。
- ④ 傾斜地でないこと。
- ⑤ 埋立て地でないこと。
- ⑥ 高圧線などがないこと。
- ⑦ 深い穴、河川、低地及び崖付近でないこと。

(3) 避難要領

災害が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。

- ① 地震発生時は混乱を招くので、原則として一時机の下などに退避し、余震等に注意して状況により退避措置をとる。
- ② 緊急事態の際は、学級又は学年単位で教職員の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。
- ③ 園児・児童・生徒の掌握（人員点呼）、安全の確認をする。
- ④ 家庭への連絡と園児・児童・生徒の引き渡しを確実にする。

第7節 物資及び資機材等の備蓄計画

市は、大規模な災害が発生した直後の市民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。

第1 備蓄の留意点

1 想定される災害の種類と対応

「飯能市防災ガイドマップ作成業務報告書」（平成20年3月）及び「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）において想定した立川断層帯による地震の発生時における避難者数等を参考に、必要な物資を備蓄する。

なお、備蓄に当たっては、高齢者人口の推移等についても勘案して、必要な物資（品目・数量）の備蓄を推進する。

2 発災時の人口分布と対策の対応

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行うものとするが、昼間人口が大きい地域等の就業者に対しては、個々の企業における備蓄対策の推進を促していく。

3 要配慮者への配慮

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、要配慮者に配慮した品目を補充していく。

第2 食糧、生活必需品及び飲料水の備蓄並びに調達体制の整備

1 食糧の備蓄及び調達体制の整備

(1) 食糧の備蓄

① 基本事項

ア 実施主体

市、県、市民が行う。

食料の備蓄、調達は、原則として市が行い、県はそれを補完する。

イ 食糧給与対象者

災害時の食糧給与の対象者は、避難住民、帰宅困難者及び災害救助従事者とする。

ウ 備蓄数量

市の食糧、生活必需品の備蓄目標数量は、緊急に調達することが困難であると予想されるものについて、「埼玉県地震被害想定報告書」（平成26年3月）に基づき避難者予測結果の最大値（608人）の1.5日分以上、及び災害救助従事者3日分以上の備蓄を目標とする。

また、市民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

市備蓄目標	8,400食 以上
-------	-----------

(市民は、避難する際に食料を持ち出すものとする。)

供給対象者	市	県	市民	合計
避難者	1.5日分以上	1.5日分以上	1.0日分	4.0日分以上
災害救助従事者	3.0日分以上	3.0日分以上	——	6.0日分以上
帰宅困難者	——	1.0日分以上	——	1.0日分以上

エ 備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応するものとする。

オ 備蓄品の管理及び留意点

市は、次の点を留意し、計画的な備蓄に努める。

○賞味期限のある食料は、定期的に入替えを行い品質管理に努める。

○分散して備蓄を行う。

○高齢者・乳幼児・障害者などの要配慮者に配慮するとともに、食物アレルギーを持つ人に配慮した食料の備蓄に努める。

② 備蓄場所

備蓄食料は、地域防災拠点に隣接する防災備蓄倉庫等に備蓄する。

③ 食料の備蓄計画の作成

市は、備蓄すべき食料の数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を作成しておく。

④ 食料の備蓄

市は、③の食料の備蓄計画に基づき、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄を行う。また、市民に対しても各々1日分の居宅での備蓄を行うよう、市ホームページ、広報紙等を通じて啓発する。

(2) 食料の調達

① 食料の調達計画の作成

市は、調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を作成しておく。

② 食料の調達体制の整備

市は、所沢市、狭山市、入間市等の地方公共団体や、いるま野農業協同組合と、食料等の供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に協定締結市等から円滑に調達できるよう、平素から関係市等と十分に協議しておくとともに、市内の食料生産者、生活協同組合、その他販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

(3) 食料の輸送体制の整備

市は、埼玉県トラック協会いるまの支部と、人員及び物資輸送に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平素から当該機関と十分に協議しておくとともに、市内の物資生産者、販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

(4) 食料集積地の指定

市は、災害時に市内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、次の

施設に集積することとし、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平素から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分け・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておく。

なお、当該施設の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。

【救援物資集積場所】

施設名	所在地	電話番号
市役所駐車場	飯能市大字双柳1-1	042-973-2111
富士見小学校グラウンド	飯能市大字双柳1-1	042-973-5741

(5) 炊き出し実施体制の整備

災害時における食料の炊き出しについては、学校給食施設等を利用するものとし、要員の確保、食材の調達方法等について定めておくものとする。また、学校給食施設等の状況により、避難所等で現地炊き出しすることも考慮し、かまどセット等の調理機材の備蓄を推進する。

2 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備

(1) 生活必需品の備蓄

① 基本事項

ア 実施主体

原則として市が行い、県がそれを補完していくものとする。

イ 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

ウ 備蓄数量

市は、「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）等に基づき、避難者用を市と県でそれぞれ1.5日分（合計3.0日分）以上、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は1.0日分以上備蓄する。なお、市民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

エ 備蓄品目

生活必需品のほか、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄を図っていく。

② 備蓄場所

生活必需品は、地域防災拠点に隣接する防災備蓄倉庫等に備蓄している。

③ 生活必需品の備蓄計画の作成

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を作成する。

④ 生活必需品の備蓄

市は、③の生活必需品の備蓄計画に基づき、備蓄を行う。

(2) 生活必需品の調達

① 生活必需品の調達計画の作成

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、調達数量、品目、調達先、輸送方法並び

にその他必要事項等、生活必需品の調達計画を作成しておく。

② 生活必需品の調達体制の整備

市は、所沢市、狭山市、入間市、日高市等の地方公共団体、いるま野農業協同組合及びスーパー等と、生活必需品の供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に協定締結市等から円滑に調達できるよう、平素から関係市等と十分に協議しておくとともに、市内の販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

(3) 生活必需品の輸送体制の整備

市は、埼玉県トラック協会いるまの支部と、物資輸送に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平素から当該機関と十分に協議しておくとともに、市内の販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

(4) 生活必需品集積所の指定

市は、災害時に市内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される救援物資を、次の施設に集積することとし、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平素から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分け・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。

なお、当該施設の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。

【救援物資集積場所】

施 設 名	所 在 地	電話番号
市 役 所 駐 車 場	飯能市大字双柳1-1	042-973-2111
富 士 見 小 学 校 グ ラ ウ ン ド	飯能市大字双柳1-1	042-973-5741

3 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

① 実施主体

原則として、市が行い、県がそれを補完するものとする。

② 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び断水世帯及び緊急を要する医療機関とする。

【目標水量】

災害発生からの期間	目標水量	水 量 の 根 拠	主な給水方法
災害発生から3日	3リットル /人・日	生命維持に最小必要な水量	耐震貯水槽、タンク車、県送水管路付近の応急給水栓
災害発生から10日	20リットル /人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日	100リットル /人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から28日	250リットル /人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓

③ 品目

ア ポリタンク

イ ポリ袋

ウ その他

④ 備蓄場所

応急給水資機材は、市役所のほか、防災備蓄倉庫等に保管する。

資 料 編 第3章 資料5 。応急給水用機材保有状況

(2) 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の作成

市は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握し、浄・配水施設等給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を作成しておく。

(3) 応急給水資機材の備蓄

市は、(2)の応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(4) 応急給水資機材の調達体制の整備

市は、(2)の応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

(5) その他の水源利用

市は、小中学校等の公共施設及び民間施設の受水槽に貯留する水を必要に応じて、当該管理者の了承を得て飲料水を除く生活用水の水源として利用する。

(6) 飲料水の調達体制の整備

市は、所沢市、狭山市、入間市等の地方公共団体と、飲料水の供給に関する協定を締結してい

る。また、複数の民間企業との間で災害時における飲料供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に協定締結市等から円滑に調達できるよう、平素から関係市等と十分に協議しておく。

また、水道施設の復旧に関しては、別に定めた「飯能市水道事業危機管理計画」により行うほか、平成20年11月に飯能市と飯能市水道事業協同組合が締結した「災害時の応急作業に関する協定書」に基づき水道施設の復旧を図る。

(7) 市民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難となることが予想されることから、各家庭において、災害に備えて最低3日分の飲料水を備蓄するほか、生活用水として浴槽等へのくみ置き、家庭用電気温水器のタンクの貯蔵槽としての利用、また雨水を貯水するよう、広報紙、市ホームページ等を通じて啓発する。

4 応援協定の締結状況等

市は、大規模災害に備え、食料、生活必需品、飲料水の供給に関して、応援協定を締結している。また、人員や物資の輸送に関しても関係業者と応援協定を締結している。

大規模災害時に必要な物資等を調達し、また輸送ができるよう、締結市・業者と防災訓練等を通じて応援要請方法の習熟、受入体制の確立等を図る。

また、今後とも必要な応援協定の締結を推進する。

資料編 第6章 ○応援協定等

第3 防災用資機材の備蓄

1 基本事項

(1) 実施主体

原則として市が備蓄を行い、県がそれを補完していくものとする。

(2) 備蓄数量・品目

備蓄する資機材は、主に次のとおりとする。

- ① 避難誘導に必要な資機材
- ② 救出・救護活動に必要な資機材
- ③ 炊き出し及び給水に必要な資器材

備蓄数量	避難所数や各避難所の収容人員の計画値を目安として設定する。
備蓄品目	浄水装置、発電機、炊飯器、防水シート、簡易トイレ、組立トイレ、投光機、かまどセット、テント、非常用飲料水袋、救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）、移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）等 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材 避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）、携帯電話用充電器

2 防災備蓄庫等の整備

市は、防災拠点及び避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備するとともに、市内各地区に備蓄倉庫（室）を計画的に整備する。

3 備蓄品の管理

市は、防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項を定めた備蓄管理計画を作成する。その際、自主防災組織での備蓄体制も依頼していく。

また、応急活動用資機材等の備蓄、更新及び定期的なメンテナンスを実施し、品質管理及び機能維持に努める。

第4 医療救護資機材及び医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

(1) 実施主体

原則として市が行い、県がそれを補完していくものとする。

(2) 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う者及び市、県が要請した機関とする。

(3) 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資機材セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備する。

(4) 備蓄場所

防災拠点に隣接する防災備蓄倉庫等に、必要な医薬品等を備蓄する。

2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画の作成

市は、「飯能市防災ガイドマップ作成業務報告書」（平成20年3月）及び「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）における地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関における在庫状況等を把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画を作成しておく。

3 医療救護資機材、医薬品の備蓄

(1) 市は、2の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(2) 災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

4 医療救護資機材、医薬品の調達体制の整備

市は、2の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、（一社）飯能地区医師会、飯能地区薬剤師会等医療関係機関と協議しておくなど、災害時における調達体制の構築を図る。また、市は、災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、医薬品卸売業者等との協定締結や、「ランニング備蓄委託」契約をするなどの調達体制の整備を図る。

第8節 医療体制等の整備計画

災害時の医療体制を確保するため、平常時から災害発生直後の初期医療体制、後方医療機関への負傷者の搬送体制について整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

第1 救助・救急対策

1 救助体制の整備

広域的又は局地的に多数発生することが予測される救助事象に対処するため、より高度な知識、技術を有する消防隊員を養成するとともに、救助資機（器）材を整備し、迅速な救助・救急体制の充実を図る。

2 応急救護体制の整備

集中的に発生することが予想される救急救護活動に対処するため、救急救護体制を整備するとともに、医療機関との連携体制を強化する。

3 要配慮者に対する救護体制の確立

要配慮者への安全確保を図るため、自治会、自主防災組織と連携した救護体制の確立を図る。

4 医療情報の連絡体制の整備

(1) 医療情報ネットワークの構築

大規模な地震発生に伴う被災に対し、市本部、（一社）飯能地区医師会、救護医療機関及び防災関係機関は、医療情報を迅速に収集・伝達するとともに、医療情報を共有化できる情報ネットワークの構築に努める。

(2) 通信機器の整備

災害時に、（一社）飯能地区医師会を中心に、医療救護所及び救護医療機関が医療情報を迅速かつ的確に収集・伝達ができるよう、防災行政無線等を用いた通信手段の整備を図る。

第2 初期医療体制の整備

初期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な措置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるよう、初期医療体制の整備を図る。

1 初期医療体制の整備

市は、（一社）飯能地区医師会、（一社）飯能地区歯科医師会、飯能地区薬剤師会、消防局及び市内の自主防災組織と協議し、事前に次の項目について計画を定めることとする。

(1) 救護所の整備

避難所に指定されている公共施設に救護所を設置する体制を整備する。また、災害の発生状況にあわせて救護所を増設できる体制を検討する。

① トリアージの必要が生じた場合は、市役所本庁舎別館1階相談室にマネジメントセンターを設置する。

② 救護所は市内14箇所の小学校に設置する。また、避難者の増加によりスペースが不足する場合は増設する。

(2) 医療救護班の編成、出動

初期医療に従事する医療救護班の編成に必要な予防対策を推進する。

- ① 災害時における負傷者数に基づき、必要な医療救護班の編成数の確保に努める。
- ② 医療救護班の構成は、最低限医師：1人、看護師：1人、助手：1人の3人編成とし、災害規模に応じて編成員の増員確保に努める。市は、災害発生時に医療救護班の迅速な応援が得られるよう、平素から（一社）飯能地区医師会等と協議を行っておく。

(3) 救護医療機関の指定

市は、災害時の初期救護医療機関を、今後、（一社）飯能地区医師会と協議し指定する。

(4) トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底

医療関係機関及び消防局は、初期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの周知徹底を推進する。

(5) 医療品等の確保

医療救護班が使用する医薬品及び医療資機材は、医療機関、薬剤師会等の協力を得るとともに、市内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行うなど、救護班の活動を支援できるよう、消防局が定期的に実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。

第3 後方医療体制の整備

1 後方医療支援体制の確立

市は、医療救護所や救護医療機関では対応できない重症患者や、高度救命措置が必要な患者等を後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、県との協議の上確立を図る。

2 災害拠点病院

県は、災害時における救急医療体制の充実強化のため、災害時の対応能力を強化し、次の機能を有した病院を災害拠点病院として指定している。

(1) 災害拠点病院

- ① 災害時における高度医療機能
- ② 広域搬送の対応機能
- ③ 医療救護班の派遣機能
- ④ 地域の医療機関への支援機能

資料編 第3章 資料3 〇医療機関一覧

3 搬送体制の整備

救護所から救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外の後方医療機関への広域搬送（二次搬送）について、市有車両、救急車やヘリコプター等を利用した搬送手段、輸送順位及び輸送経路を、事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備を図る。

【後方医療機関への搬送体制】

搬 送 順 位	負傷者の搬送に当たっては、トリアージタグによる基準に従う。
搬 送 経 路	負傷者の搬送に当たっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。
ヘリコプター搬送	負傷者などの緊急搬送のため、飛行場外離着陸場を設置する。

第4 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体と応援協定を締結しているが、引き続き埼玉県、所管保健所^{*}との連携及び、県内外の他市町村と災害時における医療協力体制の整備を図る。また、災害規模に応じ敏速に医療救護体制を構築できるよう、DMAT・DPATの派遣依頼を行えるよう埼玉県と情報連絡体制を確立する。※平成28年度現在 狭山保健所

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医療品及び医療資機材の調達等すべての医療救護面において、広域的な応援協力要請について情報連絡するための連絡網の整備を図る。

資料編 第6章 大規模災害時における相互応援に関する協定書（所沢市・狭山市・入間市）

資料編 第6章 大規模災害時における相互応援に関する協定書（日高市）

資料編 第6章 大規模災害時における相互応援に関する協定書（茨城県高萩市）

第5 要援護者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災市民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、寝たきりの老人、身体障害者、知的障害者、傷病者等の要援護者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化を防ぐための医療対策の推進に努める。

1 在宅療養者への対策

(1) 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進する。

(2) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

2 メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災市民に大きなストレスを与えることとなるため、被災市民に対するメンタルケアが必要である。このため、埼玉県（保健所、精神保健福祉センター等）、（一社）飯能地区医師会や医療関係機関等と協力し、メンタルケア体制の整備を図る。

3 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、（一社）飯能地区医師会や医療関係機関等と協議して整備を図る。

第9節 水害予防計画

河川管理者に対して河川の早期改修・整備を要望するとともに、排水事業等を積極的に推進し、水害の未然防止に努める。

第1 治山

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという重要な機能を有している。治山事業は、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地について防災対策の強化を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害の防止の目的とするものである。

1 現況

県は、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。市には、山腹崩壊危険地区208箇所、崩壊土砂流出危険地区104箇所ある。

資料編 第5章 資料1 山地災害危険地区1	○山腹崩壊危険地区一覧
資料編 第5章 資料1 山地災害危険地区2	○崩壊土砂流出危険地区一覧

2 砂防及び治山施設の整備

市では、開発防災マップ及び土砂災害ハザードマップを基に、山崩れ、崖崩れ、地すべり、土石流、落石等の土砂災害を予防する総合的な治山対策を促進する。

県の治山事業の基本方針は次のとおりである。

市は、この基本方針にしたがって関連機関と連携して治山事業を推進していく。

(1) 災害に強い安全な地域づくり

豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、また、これによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。

(2) 水源地域の機能強化

良質な水資源の安定的な供給と国土の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境を形成する。

(3) 豊かな環境づくり

安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、都市周辺等において防災機能の發揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

第2 治水

1 現況

本市の河川の多くは掘込河道であることから護岸等を削られる危険性はあるものの洪水による被害は過去にほとんど発生していない。しかし、宅地化や山林の荒廃に伴い、流域の流出係数が高まり、突発的な出水が発生しやすくなっている。

2 河川の改修・整備

市管理の河川については、浸水対策が必要な河川を選定して整備を推進するほか、県管理の河

川についても整備を促進する。

3 下水道の整備

下水道は、河川・水路等と同じく雨水排水のための機能を有しており、基本的には市街地の雨水排水は公共下水道を利用して排除される。このため、今後とも市では河川整備との調整を図りながら雨水幹線の整備事業を推進する。

4 雨水流出抑制施設の整備

(1) 貯留施設の整備

雨水を一時的に貯留し、ゆっくり流出させるため、校庭や駐車場等を掘り下げたり、貯留槽を設置することを検討する。

(2) 浸透施設の整備

① 雨水を浸透枿や浸透埋設管に導き、地中に浸透させる施設の整備を推進する。

② 駐車場や歩道などに透水性の舗装を行い、雨水を地中に浸透させることに努める。

(3) 宅地開発等の指導

宅地開発に際しては、雨水流出抑制施設の設置など、治水対策上の適正な指導を行う。

(4) 緑地・農地の保全

緑地や農地の持つ保水・貯留機能を維持・確保するため、開発などにより失われつつある緑の保全に努める。

(5) 森林の保全・管理

森林の持つ保水機能を維持・確保するため、管理・保全に努める。

第3 警戒体制の強化

1 水害警戒体制の強化

台風や豪雨による水害の軽減を図るため、市、消防局及び消防団の水災害警戒体制の強化を推進する。

2 水害時の資機材の整備

水害発生時の応急活動に必要な資機材を整備し、その維持・管理に努める。

3 市民への啓発事業

河川整備や水防活動等のパンフレットを配付し、市民の理解を促す。

第10節 土砂災害予防計画

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊といった、市民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがある土砂災害に対して、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害発生を予防するための対策を実施する。

第1 地すべり危険箇所

1 定義

知事は地すべりが発生又は発生のおそれがあり、保全対象物に危険が及ぶと予測される場合は、関係部局と協議の上「地すべり等防止法」第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を国土交通大臣及び農林水産大臣に進達することができる。

国土交通大臣は「地すべり防止区域指定基準」に基づき、地すべり防止区域として指定することができる。危険箇所とは、以下のような区域である。

(1) 地すべり地域の面積が5ヘクタール以上で次の各号に該当するもの。

- ① 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、一級河川、二級河川及び準用河川に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ② 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道等に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ③ 公共建物のうち、重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ④ 溜池（貯水量30,000m³以上）、用排水施設（関係面積100ha以上）、林道（利用区域500ha以上）に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑤ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑥ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

(2) 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため特に必要がある場合

2 地すべり対策

本市は、地形的に斜面が多く、地すべり危険箇所が5箇所、地すべり危険地区が5箇所、地すべり防止区域が1箇所あるため、危険箇所の周知に努めるとともに、未指定の地すべり危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

(1) 県及び市の行う地すべり対策事業の推進

彩の国5か年計画21に位置付けられている地すべり対策工事等と整合を図りながら、市域に係る地すべり対策事業を促進する。

(2) 土地所有者に対する指導

市の地すべり対策事業の促進と併せ、土砂災害ハザードマップにおける災害危険箇所の土地所有者に対しては、災害を誘発するおそれのある次の行為を行わないよう指導する。

- ① 水を放出し、又は停滞させる行為、その他水の浸水を助長する行為
- ② のり切り、切土、掘削又は盛土
- ③ 竹木の伐採
- ④ 土石の採取又は集積
- ⑤ その他災害を助長し、誘発する行為

資料編 第5章 資料2 土砂災害危険箇所3 ○地すべり危険箇所等一覧

第2 土石流危険渓流

1 定義

土石流危険渓流とは、谷地形を形成し、溪床勾配3度以上で、土石流の発生の危険性があり人家に被害の及ぼすおそれのある渓流、人家はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいう。市内には土石流危険渓流が271箇所ある。

資料編 第5章 資料2 土砂災害危険箇所1 ○土石流危険渓流箇所一覧

2 土石流危険渓流の予防対策

(1) 指定の基準

知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地は、関係部局と協議の上「砂防法」第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達することができる。

国土交通大臣は「砂防指定地指定基準」に基づき、砂防指定地として、これを指定することができる。

砂防指定地指定基準

- ① 渓流の縦横浸蝕により土砂の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は著しく顕著となるおそれのある区域
- ② 土砂等の生産、流送若しくは堆積により河川流域に及ぼす被害が著しく大であり、又はそのおそれのある区域
- ③ 地すべり防止区域で治水砂防のため、渓流に砂防設備を必要とする区域
- ④ 山腹の急傾斜地等の崩壊により、直接河川等に土砂害を与えるおそれのある区域
- ⑤ 風水害、震災等によって、河川及び河川流域に土砂が流出又は堆積し、緊急に対処しなければならない区域
- ⑥ 土地の形質を変更した場合、河川及び河川流域への土砂流失等により、治水防止上著しい影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある開発予想区域
- ⑦ 公共の開発事業との関連上、砂防設備の設置が必要と認められる区域
- ⑧ その他、治水上砂防のため特別の理由があるとき

(2) 指定の効果

主な指定の効果は、次のとおりである。

- ① 砂防設備を設置できること。
- ② 一定の行為の禁止、制限

のり切り、切土、掘削、盛土等の土地の形状変更、土石の類の採取、岩石の採掘、工作物の新築等又は除却、竹木の伐採若しくは抜根又は滑下若しくは地引きによる運搬、当該砂防指定地を管轄する県土整備事務所長の許可を受けなければならない。

(3) 土石流対策

市は、埼玉県5か年計画及び埼玉県総合土石流対策基本計画と整合を図りながら、次のような土石流対策を促進する。

- ① 土石流に対処するための砂防工事を促進する。
- ② 土石流危険渓流に関する資料の提供を県に要請し、地域住民に提供するとともに、掲示板等の設置を促進する。

- ③ 土石流危険渓流の地域住民への警戒避難について指導する。
- ④ 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震及び降雨等の対応などについて、地域住民に周知徹底を図る。
- ⑤ 土石流により5戸未満の人家に被害が生じるおそれのある渓流及び新たに家屋の建築されることが予想される渓流についても必要があれば本計画に準じて、土石流災害の防止に努める。

第3 急傾斜地崩壊危険箇所

1 定義

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30度以上の角度を形成し、その高さが5m以上の急傾斜で人家に被害の及ぼすおそれのある箇所、人家は無いものの今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

2 現況

本市は平坦地が少なく、市の面積の4分の3を山林が占めているため、市域に急傾斜地崩壊危険箇所は428箇所、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所は3箇所ある。

資料編 第5章 資料2 土砂災害危険箇所2

○急傾斜地崩壊危険箇所・危険区域指定箇所一覧

3 急傾斜地崩壊危険区域の指定

(1) 指定の基準

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地をいう。）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのある区域をいい、崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする場合は、市長の意見を聴いて「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

急傾斜地崩壊危険区域指定基準

- ① 急傾斜地の高さが5m以上
- ② 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの

(2) 指定の効果

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、県により次のような対策がとられる。

① 行為制限

水を放流又は停滞させたり、のり切りや掘削、立木の伐採など、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発したりするおそれのある行為は、知事の許可を受けなければならない。

- ② 土地所有者等の土地保全の努力義務
- ③ 改善措置の命令
- ④ 急傾斜地崩壊防止工事の施工
- ⑤ 災害危険区域の指定

(3) 急傾斜地崩壊防止対策

- ① 急傾斜地崩壊防止対策工事の推進

埼玉県5か年計画に位置付けられた急傾斜地崩壊防止対策との整合を図りながら、必要な整備を順次促進する。

② 土地所有者に対する防災措置の指導

急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者又は被害を受けるおそれのある者に対して、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導する。

また、県と協力して崩壊防止工事の施工、あるいは被害を受けるおそれのある家屋の移転、その他必要な指導又は勧告を行う。

第4 山地災害危険地区

1 現況

山地災害には、山腹崩壊や地すべり、崩壊土砂の流出などがあり、集中豪雨や台風によりもたらされる。市には山腹崩壊危険地区が209箇所、崩壊土砂流出危険地区が103箇所、地すべり危険地区が5箇所ある。

資 料 編 第5章	資料1	山地災害危険地区1	○山腹崩壊危険地区一覧
資 料 編 第5章	資料1	山地災害危険地区2	○崩壊土砂流出危険地区一覧
資 料 編 第5章	資料1	山地災害危険地区3	○地すべり危険地区一覧

2 山地災害の予防対策

農林水大臣又は知事は保安上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。

(1) 保安林の指定

① 水源かん養保安林

森林土壌が雨水を吸収して、川に流れる水量を調節し、洪水等を防止する。

② 土砂流出防備保安林

表土の浸食、土砂の流出による土石流等を防止する。

③ 土砂崩壊防備保安林

急峻な山地の崩壊を防止する。

(2) 指定の効果

保安林の指定は、保安上必要な機能を持った健全な森林を将来にわたり維持していくことを目的とする。この保安林を維持していくため次の制限がある。

① 立木伐採、土地の形質変更時に知事の許可を受けなければならない。

② 立木伐採後の植栽義務

3 山地災害対策

埼玉県5か年計画では、土砂災害防止対策の推進を施策として治山事業による災害防止施設の整備を推進こととしている。市は県と協調して治山事業を促進する。

(1) 災害に強い地域づくり

① 大雨等に起因する山地災害に応じた予防対策の促進

② 人家が集中する地区、重要なライフラインが存在する地区等については、警戒避難に資するための対策を含めた重点的な治山事業の促進

③ 治山事業施工地等の適切な維持管理の促進

(2) 山地災害の防止

治山治水緊急措置法及び森林法に基づき、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止に努める。

(3) 山地災害危険地区に関する情報収集

市は県に対して、山地災害危険地区に関する資料の提供を求め、地域に密着した情報を入手することができる。

第5 土砂災害警戒体制の強化

1 土砂災害警戒体制の強化

市は、台風や豪雨による土砂災害の軽減を図るため、消防局及び消防団の協力を得て、土砂災害警戒体制の強化を図る。

2 土砂災害時の資機材の整備

市は、土砂災害発生時の応急活動に必要な資機材を整備し、その維持・管理に努める。

3 市民への啓発事業

市は、河川整備や土砂災害防止活動等のパンフレットを配布し、市民の理解を促す。

第6 警戒避難体制の確立

1 土砂災害防止法の概要

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害のおそれがある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進し、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために、平成13年4月1日に施行された。

区 分	定 義
土 砂 災 害 警 戒 区 域	土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、市民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定の開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域

2 現況

本市には、土砂災害防止法に基づき、知事から土砂災害警戒区域として指定されている箇所が722箇所ある。（平成26年3月29日現在）

資 料 編 第5章 資料4 。土砂災害警戒区域一覧

3 土砂災害警戒区域における予防対策

- (1) 土砂災害警戒区域を含む自治会や市民に対し、ハザードマップを配布・公表し、市民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- (2) 土砂災害警戒区域内の市民を対象に、毎年土砂災害を想定した防災訓練を実施する。
- (3) 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設毎に具体的な避難支援計画を定め避難訓練を実施する。
- (4) 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。

- (5) 予報又は警報の発令基準、警戒避難基準雨量の設定を行い市民に周知するとともに、緊急時に市民の避難行動を促す伝達システムを整備していく。

4 タイムライン策定計画

タイムライン（防災行動計画）とは大規模水害等の発生前から各主体が迅速で的確な対応をとるため、いつ、だれが、どのように、何をするかを発災前から時間ごとに定めた行動計画のことである。他の主体がどのような対応をとるのかを把握しておくことが必要となることから、平時から各主体協働による、タイムライン（防災行動計画）を活用した取組を行う。

タイムラインを策定することで、

- ①事態の推移に応じた的確な対応、
- ②関係主体が相互に連携した対応、
- ③災害発生の前の段階における早めの対応（遅れない対応）による被害の最小化（被害規模の軽減、早期の回復）

が期待される。

土砂災害については、県及び熊谷地方気象台からの大雨に関する情報や土砂災害警戒情報等を基に、土石流、急傾斜地崩壊、地すべりの発生及びそれに伴う交通遮断、帰宅困難者、集落孤立、被害などを想定して、市、道路事業者、警察、交通関連事業者、学校等、事業所等における情報伝達、指示系統などのタイムライン策定を検討する。

第7 孤立防止対策

1 孤立の可能性のある集落の把握

集落への接続道路が、1路線又は2路線であり周辺の集落・避難所等までの距離や地形条件等から、被災により道路の不通や遮断で孤立する可能性のある集落については、事前に調査し把握しておくほか、集落の一部が孤立する可能性についても調査する。

2 情報収集・伝達体制の確立

- (1) 非常通信手段の確保
- (2) 非常電源の確保
- (3) 道路や電力線等に関する被害情報の収集及び関係機関への情報提供を迅速に行うため、孤立の可能性のある集落の自主防災組織との連絡体制を確立する。

3 物資供給・救助活動

ヘリコプター臨時離発着場の確保、その他離発着が可能な場所の把握を行う。

4 食糧備蓄の周知

市は、孤立する可能性のある集落（自治会）に対しては、日頃からの備えとして、各家庭において数日分の食糧や飲料水、生活必需品、燃料などの備蓄の必要性について周知を行う。

第8 造成地の予防対策

1 災害危険度の高い区域の開発抑制

急傾斜地崩壊危険区域、開発防災マップに示された危険斜面の区域、災害危険度の高い区域内の土地については、十分な安全対策が実施される場合を除き、原則として開発計画を認めない。

2 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、宅地造成規制法や飯能市宅地造成工事等技術指針に基づき必要な安全措置を講じるよう指導する。

第9 土地利用の適正化

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

1 安全を重視した土地利用の確保

市は、市内の土地利用の安全性について、総合的な観点から検討を行い、土地利用の適正化を指導する。

2 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

市は、土砂災害ハザードマップにより土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を行う。

第11節 火災予防計画

市は、消防局と連携して、消防施設の整備充実、消防団員の教養訓練等を実施するとともに、消防力の充実強化を図る。これにより、市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期する。

第1 消防力の整備強化

1 消防組織の整備

常備消防は、飯能市、所沢市、狭山市、入間市及び日高市の5市を構成市とする埼玉西部消防組合が設立され、広域化が図られた。消防組合の組織は、消防本部（消防局）のほか、5つの消防署と14の消防分署で構成され、本市には、飯能日高消防署、飯能日高消防署稲荷分署、飯能日高消防署名栗分署、飯能日高消防署吾野分署が配置され、火災の予防・警戒・鎮圧等地域の消防業務に当たっている。

また、非常備消防としては消防団があり、消防団本部と11分団（団員定数386名）で構成されている。消防団は、火災発生等の際に地域の防火活動の中核として初期消火や避難誘導などに当たるほか、常備消防と一体となって消防活動を実施するなど、地域防災のリーダーとして重要な役割を担っている。

2 消防活動体制の整備

消防局は、市街地の拡大や大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防ポンプ車、救助工作車、高規格救急車等の整備を促進する。また、消防力の増強及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種消防訓練を実施し、警防、救助、救急体制の強化と消防力の強化を図る。

3 消防通信体制の整備

大規模火災や救助・救急事象に対処するためには、災害情報や消防部隊運用情報等を的確に把握し、効率的な部隊運用を図る必要がある。

このため、消防局においては、緊急消防通信指令システムの整備をはじめ、火災現場で活動中の消防隊を結ぶ無線網等を整備する。

4 特殊車両、資機材の整備

(1) 特殊車両の整備

消防局は、災害時に機動力を発揮する小型動力ポンプ付水槽車等の特殊車両の整備増強に努める。

(2) 資機材の整備

消防局は、消防施設の増強とともに、救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防力の強化充実を図る。

5 消防水利施設の整備

大規模な災害発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、市及び消防局は、防火水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情にあった消防水利の増設と機能の確保を図る。

(1) 防火水槽の整備

学校、地区行政センター、公園等の指定避難場所、道路状況及び既設の防火水槽の配置状況等を勘案して増設を図る。

(2) 自然水利の確保

河川、水路については、災害時に消防用水として流水を活用できるよう検討する。

第2 市街地大規模火災予防対策

市は、消防局を中心に防災関係機関と連携を図りながら、次の住宅防火対策を促進する。

1 住宅防火対策

(1) 高齢者等の対策に重点を置いた出火発生防止対策の推進

家庭における避難対策をはじめ、住宅用火災警報器、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー設備、住宅用自動消火装置等の普及促進を図るとともに、カーテン、じゅうたん等に防災物品を、また、寝具類などに防災製品を使用するよう指導する。

(2) 住宅防火意識の高揚を図るための地域に密着した広報の実施

住宅防火対策のパンフレット等による広報及び地域のミニコミ誌、雑誌、CATV等市民の目に触れる各種のメディアを積極的に活用するとともに、住宅防火に関する展示会等を積極的に開催するなど、住宅防火対策の必要性についての広報を実施する。

(3) 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の普及の推進

火災を早期に知らせる住宅用火災警報器、燃えにくい防災製品等をはじめ、住宅用防災機器等の普及に努める。

2 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

(1) 防火管理体制の充実

特定防火対象物においては、その実態に応じて、夜間においても火災が発生した場合を想定した、初期消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導を行う。

また、自力避難困難者が入所している施設においては、地域住民やボランティア組織との応援・協力体制の確立等を推進する。

(2) 防火対象物点検報告制度の適正な運用

防火対象物定期点検報告及び自主点検がなされていない対象物並びに報告時に不備事項が認められた対象物に対しては、定期点検等の実施及び不備事項の早期改善を指導する。また、建築基準法の違反等の状況把握について特定行政庁と連携を密にすることにより、防火対象物定期点検報告及び自主点検制度の適正な運用に努める。

(3) 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備を促進する。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告の徹底を図るなど消防用設備等の適正な機能維持の徹底を図る。

(4) 実態に即した消防用設備等の設置の推進

防火対象物の実態を踏まえ、操作の容易な消火栓や自動火災報知設備の設置及び整備を図る。

(5) 特定違反對象物に対する是正指導の推進

特定違反對象物においては、違反是正に対する具体的計画の速やかな提出等厳正な措置を講じる。

(6) 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底

工場、倉庫等の防火対象物においては消防用設備等の適正な維持管理等、防火安全対策の徹底を図る。

(7) 文化財建造物の防火安全対策の徹底

文化財建造物においては、規模、構造、立地条件、人員構成等を考慮した防火管理体制の充実や早期発見・通報、初期消火及び延焼防止のための設備の設置等、防火安全対策の徹底を図る。

第3 防災知識の普及

市は、消防局等の協力を得て、春季と秋季の年2回実施する火災予防運動や防災訓練を通じて、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。

また、防災ガイドマップ等を作成し、市民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第12節 危険物等災害予防計画

危険物施設、高圧ガス施設の火災、爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、施設管理者及び防災関係機関は相互に連携を図り予防対策を推進する。

第1 危険物施設

1 施設の現況

市内に所在する危険物施設等の状況は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 第4章 資料2 ○電気・ガス施設、危険物施設等の状況

2 災害予防対策

消防法で定める危険物は、人命や財産を消失する危険が極めて大きい。このため、これら施設等の災害予防の徹底を期するため、次の措置等を講じる。

(1) 危険物施設の保全と耐震化の強化

危険物取扱事業所等は、消防法をはじめとする関係法令に基づく施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、施設の耐震化の強化に努め、危険物の災害予防に万全を期する。

(2) 保安体制の確立

危険物取扱事業者等は、次の保安対策を実施する。

- ① 事業者等の自主的保安体制の確立
- ② 事業者相互の協力体制の確立
- ③ 市民安全対策の実施

(3) 危険物施設に対する監督指導の強化

消防局は、消防法に基づき危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を実施し、技術基準に適合しない場合は直ちに是正させるなどの措置を行う。また、危険物取扱事業所関係者等に対して関係法令及び災害防止のための具体的対策等についての的確な指導、教育を行う。

第2 高圧ガス施設

1 施設の現況

市域には、資料編のとおり高圧ガス施設がある。

資料編 第4章 資料2 ○電気・ガス施設、危険物施設等の状況

2 災害予防対策

消防局は各事業者と連携を図り、高圧ガス施設及び火薬類施設の安全化を促進する。

(1) 施設の保全と耐震性の強化

施設管理者は、高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法に基づき、施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、耐震化の強化に努める。

(2) 保安体制の確立

施設管理者は、次の保安対策を実施する。

- ① 事業所における防災体制の整備
- ② 防災資機材の整備
- ③ 保安教育の実施
- ④ 防災訓練の実施
- (3) 防災技術の研究

消防局及び施設管理者は、高圧ガス、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

- (4) 施設に対する指導

消防局は、消防法に基づき届け出された施設等に対し、必要に応じて調査等を行い、施設の実態を把握するとともに防災上必要な事項について県及び関係機関と協力し指導する。

また、届出規制等を受けない施設の実態把握に努めることとし、災害の防止を推進する。

第3 毒物・劇物保管施設

- 1 施設の現況

市域には、資料編のとおり毒物・劇物保管施設がある。

資料編 第4章 資料2 ○電気・ガス施設、危険物施設等の状況

- 2 災害予防対策

市は、毒物・劇物等について次の安全化対策を推進する。

- (1) 毒物・劇物等の把握

市内の毒物・劇物の貯蔵又は取扱事務所及び保管施設等の状況を把握し、次の措置を講じる。

- ① 毒物、劇物関係で消防上必要な事項については届出させ、これらの実態を県及び関係機関と協力して把握し、防災上の観点から関係者を指導するとともに、施設に関する防災対策を検討し、災害予防の推進を行う。
- ② 防火管理者に消防計画を整備するよう指導する。
- ③ 防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。

- (2) 毒物・劇物等の事故への対応

毒物・劇物等を取り扱う施設での事故に対応するため、県及び広域的な市町村との連携の基に必要な資機材の確保を図り、対応する職員の知識・技能の向上を図るための研修を行う。

第13節 文化財災害予防計画

市内に存在する貴重な文化財を後世に伝えるため、市は災害から保護・保全するための対策を推進するとともに、文化財保護に関する市民の意識を広め、高めていく。

第1 文化財の現況

市内において、防火防災を必要とする国、県及び市指定の文化財は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 第8章 資料3 ○指定文化財一覧

第2 文化財の災害予防対策

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想される。

2 保護管理体制

法令により指定されている文化財の保護管理は、所有者あるいは管理責任者が行うが、国指定文化財においては文化財保護法に基づき、県指定文化財に対しては県教育委員会が必要な命令、勧告又は指示を行う。市指定文化財においては、飯能市文化財保護条例（昭和51年条例第34号）に基づき保護に当たる。

3 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、消防局と連携・協力して次の事項について徹底を期する。

(1) 火災予防体制

- ① 防火管理体制の整備
- ② 文化財に対する環境の整備
- ③ 火気使用の制限
- ④ 火気の厳重警戒と早期発見
- ⑤ 自衛消防と訓練の実施
- ⑥ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防災施設の整備強化

- ① 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- ② 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ③ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ① 文化財に対する防火思想の普及徹底のための講習会等の広報活動及び防火訓練の実施
- ② 所有者に対する啓発
- ③ 管理保護についての助言と指導
- ④ 防災施設に対する助成

第14節 農作物等予防計画

暴風雨、豪雨、降ひょう、干ばつ、低温等による農産物被害を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、必要な対策を実施する。

第1 営農技術の指導

市は、川越農林振興センターやいるま野農業協同組合等と連携して、凍霜害、寒干害等の防除技術に関して、関係農家を指導する。

第2 農協等との伝達体制等の確立

1 情報伝達体制の確立

市は、県からの各種気象注意報・警報の連絡があった場合に、適切にいるま野農業協同組合及び関係農家に周知できるよう、伝達体制の確立を図る。

2 被害実態把握体制の確立

市は、農作物等に被害が発生した場合に、迅速に被害の実態を把握し、また、必要な対策が実施できるよう、いるま野農業協同組合と実態把握体制の確立を図る。

第3 関係農家への事前周知

気象庁の発表する予報は、テレビ、ラジオのほか、テレホンサービス（177番）によっても把握できるため、市及びいるま野農業協同組合は、被害発生のおそれがある気象状況の場合にはテレホンサービス（177番）を活用することを関係農家に対して周知を図る。

第 15 節 林野火災予防計画

市は、県及び防災関係機関、市民、事業者等と連携を図り、次の林野火災予防計画を推進する。

第 1 林野火災予防の広報宣伝

- 1 県及び周辺自治体とともに、ラジオ、テレビ、新聞、防災行政無線、広報紙等を利用し、林野火災に対する市民の注意を喚起する。
- 2 鉄道、バス会社、旅館等に協力を要請し、林野火災予防ポスターの掲示等を通じて林業関係者や入山者に啓発を図る。
- 3 林業関係者等に対し、火災予防の知識を広めるとともに予防体制の確立を図る。
- 4 自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等について、小・中学校の児童・生徒に対して林野火災予防を理解させる。

第 2 法令による規制

熊谷地方气象台、県と緊密な連絡をとり、気象の状況等により火災に関する警報が発せられた場合においては、埼玉西部消防組合火災予防条例で定めるところにより、火の使用の制限を行う。
(消防法第22条)

第 3 予防施設の設置

- 1 市は、県及び森林組合とともに、登山者等及び林業従事者に携帯用吸い殻入れの所持の徹底を指導する。
- 2 市及び県は、登山者等の集まる山間地の売店付近、キャンプ場等の人の集まるところに火災予防のための注意看板等を設置する。

第 4 森林の保全巡視及び消火活動体制の整備

市は、消防局、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、林野火災の発生を防止するため森林の保全巡視活動を行うとともに、水利の確保と消防体制の整備に努める。

第 5 林野火災発生時における避難誘導への備え

市は、林野火災に備えて消防局、森林組合、自主防災組織との連携強化を図るとともに、日頃から地域住民や入山者に対し、林野火災発生時の避難路の確認等の周知徹底に努めるとともに、あらかじめ、林野火災発生時の避難誘導に関する計画を作成し訓練を行う。

また、森林火災発生時に高齢者、障害者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難誘導体制を整備する。

第 6 防災訓練の実施

1 訓練の実施

市は、林野火災を想定し、自衛隊や市民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

市が訓練を行うに当たっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行って課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第 16 節 火山噴火降灰対策計画

噴火等の火山現象による降灰被害等に対し、市及び防災関係機関が実施する火山災害対策について定める。

第 1 予防・事前対策計画

1 火山活動に伴い予想される現象及び被害の想定

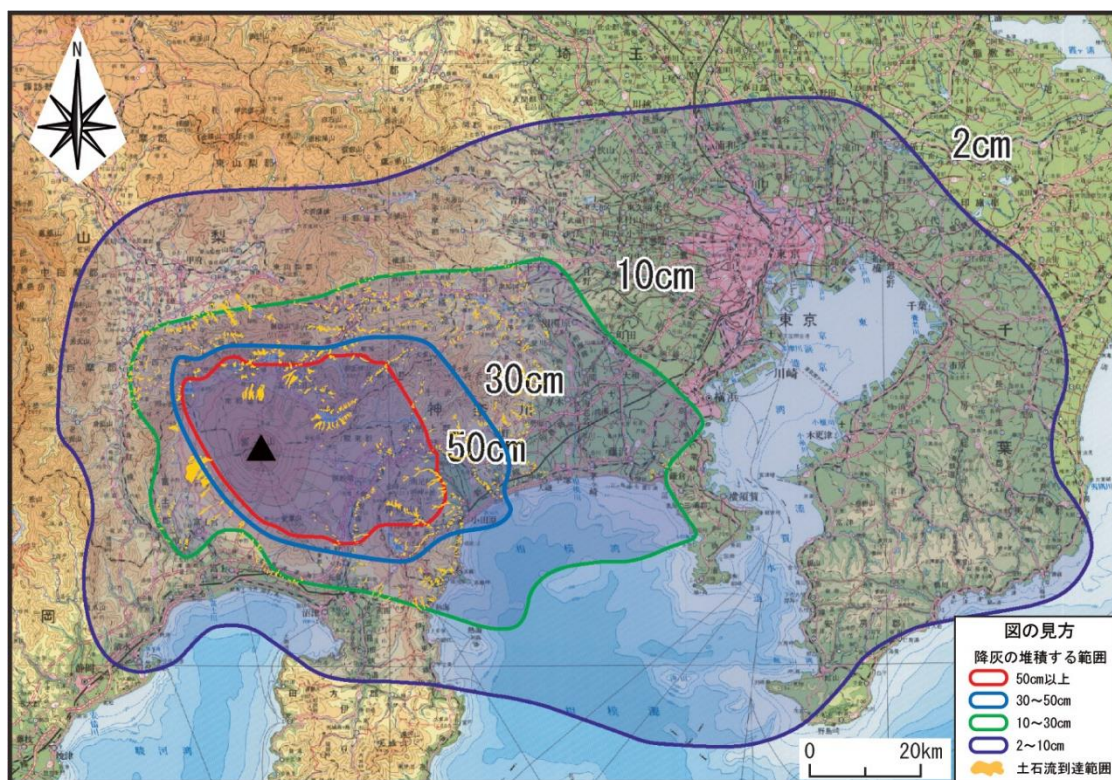
(1) 火山灰による降灰災害

火山灰は、火山の噴火活動に伴い、風に乗って広範な地域に降灰し、農作物への被害や健康障害、交通事故等を引き起こすといった被害の発生が予想される。

(2) 降灰予想区域と被害想定

火山の噴火による火山灰の降灰対象は、市全域を想定する。

また、富士山が噴火した場合、市内では最大約2～10cm の降灰堆積の可能性がある。



(出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」)

【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象をいう。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰では、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【降灰予報】

噴煙の高さが、火口から3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3※相当以上の噴火であるなど、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報である。

※噴火警戒レベル3

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

【火山現象に関する情報等】

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

2 情報の収集

火山については、気象庁や大学等の研究機関による常時又は臨時の観測体制が敷かれ、観測が続けられている。

市は、気象庁や関係機関等から噴火活動に伴う火山灰の降灰災害についての情報収集を行う。

3 事前対策の検討

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

- ① 市民の安全、健康管理等
- ② 降灰による空調機器等への影響
- ③ 視界不良時の交通安全確保
- ④ 農産物等への被害軽減対策
- ⑤ 上下水道施設への影響の軽減対策
- ⑥ 降灰処理

4 降灰被害時への備え**(1) 市民への広報体制の整備**

市は、火山灰の降灰被害が発生した場合に備え、市民や事業者に対して降灰時における対応等の情報提供を円滑に行うため、想定される情報提供の内容について検討を行う。

(2) 降灰処理対策の検討

市は、市域に火山灰の降灰被害が発生した場合を想定し、その除去及び処理対策についての検討を行う。

(3) 他都市からの避難者受入体制の整備

市は、火山活動に伴い他都市から避難者の受入れの要請、あるいは市へ避難してきた者に対する受入体制についての検討を行う。

(4) 食料、水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じることが想定される。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。（食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品等、3日以上を目標とし、可能であれば1週間分以上を推奨する。）

第17節 雪害予防計画

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため予防対策を講じる。

第1 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故））が、市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第2 大雪災害の特徴

1 平成26年2月の大雪の状況

2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。低気圧は、次第に発達しながら本州の南海上に北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。この頃、関東地方の上空約1,500メートル付近は -6°C 以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmを記録した。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降での最深積雪である。

第3 実施計画

1 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

(1) 取組方針

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応する。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、市民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心掛ける。

(2) 市民が行う雪害対策

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒や屋根からの雪の落下にも十分注意するものとする。

市は、市民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

(3) 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組

及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

「風水害・事故災害対策編―第1章―第1節 計画の目的」を準用する。

2 情報通信体制の充実強化

(1) 取組方針

雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、市民の適切な対処を促す。

(2) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。また、職員による情報収集、自主防災組織や自治会組織等からの情報収集、アマチュア無線及び業務用無線（タクシー無線等）の活用による情報収集体制の整備を図る。

① 職員による情報収集

大雪警報の発令により、職員が自宅から参集する間に収集した各方面の積雪情報や被害情報をとりまとめ活用する体制の整備を図る。

また、現地調査を行う職員編成及び除雪作業等の活動要領を事前に定めておく。

② 自主防災組織や自治会組織等からの情報収集

地域的な災害情報の収集を実施するため、自主防災組織や自治会組織等の協力を得て情報収集体制の整備を図る。

通信手段については、電話等によるが、通信の途絶等も考えられるので今後他の通信手段についても検討を行う。

③ アマチュア無線等からの情報収集

多量の降雪があった場合においては電話回線の途絶も考えられるためアマチュア無線及び業務用無線（タクシー無線等）の活用による情報が得られるように平常時から協力体制の確立を図るほか、必要となる機器の整備を図る。

(3) 市民への伝達及び事前の周知

市は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民への周知に努める。

市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

3 雪害における応急対応力の強化

(1) 取組方針

市は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平常時からの相互の連携強化を図る

(2) 大雪対応事前行動計画の作成・共有

大雪災害に対応するため、事前行動計画を作成し、関係機関と共有する。

(3) 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

防災用資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急

活動における相互協力の向上に努める。

【雪害に対応する防災用資機材（例）】

・除雪機 ・スノーシュー ・かんじき ・ストック ・そり
・スノーダンプ ・スコップ ・長靴 ・防寒具 ・防寒用品 ・ポリタンク

4 避難所の確保

(1) 取組方針

市は、地域の人口、地形と併せてなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、あらかじめ避難所を確保する。

「風水害・事故災害対策編―第2章―第6節 避難予防対策」を準用する。

5 孤立予防対策

(1) 取組方針

市は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり、孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者等の把握を行い、及び日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

(2) 孤立集落が必要とする支援の想定

孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

(3) 孤立のおそれがある地区の状況把握

市は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（自治会長や消防団員等）等の把握を行うものとする。

【孤立のおそれがある地区】

- ・平成26年2月の大雪で孤立した地区
- ・集落につながる道路等において迂回路がない。
- ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- ・地すべり等土砂災害危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

(4) 救援実施に必要な体制整備

気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

(5) 地域コミュニティによる支援機能の強化

地区が孤立した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

(6) 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

市は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給ができない場合でも自活できるよう、市民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

6 建築物の雪害予防

(1) 取組方針

防災活動拠点をはじめ、災害対応を行う施設や多くの市民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

(2) 物的被害を軽減させるための措置

市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

① 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

② 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

7 道路交通対策

市は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ、地区の世帯数や連絡者（自治会や消防団員等）等の把握を行うものとする。

(1) 取組方針

市道における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

(2) 道路交通の確保

市道の除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。

土木災害協力会に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

(3) 雪捨て場の事前選定

運搬排雪作業に備えて、あらかじめ適当な雪捨て場を選定しておく。

(4) 関係機関の連携強化

市は、降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておくものとする。

異常な積雪に伴う雪崩の発生危険度を把握するため、市は、緊急時に外部の専門家（例：（独）土木研究所 雪崩・地すべり研究センター）等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努める。

「風水害・事故災害対策編―第2章―第1節 防災組織整備計画」を準用する。

8 鉄道等交通対策

(1) 取組方針

交通事業者及び鉄道事業者は、公共交通としての機能を確保するため、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画や要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、市等と連携しながら

市民に周知する。

9 ライフライン施設雪害予防

(1) 取組方針

関係事業者等は、大雪による被害から電力や通信、ガス、上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

(2) ライフラインにおける雪害対策の推進

関係事業者等は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

関係事業者等は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

10 農林水産業に係る雪害予防

(1) 取組方針

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

(2) 農産物等への被害軽減対策

農業経営者は、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

11 タイムライン策定計画

タイムライン（防災行動計画）とは大規模水害等の発生前から各主体が迅速で的確な対応をとるため、いつ、だれが、どのように、何をするかを発災前から時間ごとに定めた行動計画のことである。他の主体がどのような対応をとるのかを把握しておくことが必要となることから、平時から各主体協働による、タイムライン（防災行動計画）を活用した取組を行う。

タイムラインを策定することで、

- ①事態の推移に応じた的確な対応、
- ②関係主体が相互に連携した対応、
- ③災害発生の前の段階における早めの対応（遅れない対応）による被害の最小化
（被害規模の軽減、早期の回復）

が期待される。

雪害については、熊谷地方気象台からの大雪に関する情報を基に、交通遮断、帰宅困難者、集落孤立、雪崩被害などを想定して、市、道路事業者、警察、消防機関、除雪業者、交通関連事業者、学校等、事業所等における情報伝達、指示系統などのタイムライン策定を検討する。

第18節 道路災害予防計画

道路管理者は、地震や水害その他の理由により道路の亀裂、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

第1 道路の安全確保

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等のパトロールの実施等による情報の収集、連絡体制を整備する。

さらに、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

2 道路施設等の整備

(1) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

なお、市内には、県から災害の発生するおそれのある道路区間として「特殊通行規制区間」と設定されている区間があるため、関係機関と協力して交通関係者並びに地域住民や道路利用者に周知を図る。

資料編 第3章 資料9 ○特殊通行規制区間

(2) 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努めるものとする。

- ① 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- ② 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ③ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ④ 他の道路管理者と連携し、又は働き掛け、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

(3) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

第2 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平素から他の道路管理者や警察、消防機関等との間において、情報の収集・連

絡体制を整備する。

2 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

第3 災害応急体制の整備

1 職員の体制の整備

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

2 防災関係機関との連携体制

市は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平素から関係機関との連携を強化しておく。

3 主な防災関係機関のとりべき措置

(1) 道路管理者（市及び県）

道路管理者は、消防局との連絡経路を明確にし、事故発生時には作業員等を迅速に現地に派遣できる体制を整備する。

また、発災時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、道路管理者間で事前調整を行う。

(2) 埼玉西部消防局

- ① 大規模な道路事故災害時に必要な救助工作車、高規格救急車等の整備に努める。
- ② 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成に努める。
- ③ 迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立に努める。

(3) （一社）飯能地区医師会

大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合に、搬送患者を効率的に受入れ可能状況等の情報を、市及び消防局等の防災関係機関に提供できる体制の整備に努める。

(4) 飯能市土木災害協力会及び飯能市水道事業協同組合

災害の発生に備え、市内の飯能市土木災害協力会及び飯能市水道事業協同組合は市との「災害時の応急対策に関する協定」により、応急作業に必要な人員、資機材等の応援業務体制の整備に努める。

資料編 第6章	○災害時の応急作業に関する協定書（飯能市土木災害協力会）
資料編 第6章	○災害時の応急作業に関する協定書（飯能市水道事業協同組合）

4 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防局、及び防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救急活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

第4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、市は他の道路管理者と連携して、本章第4節「防災活動拠点等整備計画」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、市は、発災時における道路管理体制の整備に努める。

第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成しておく。

第6 危険物の流出等に備えた資機材等の整備

消防局は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の配備による対応能力の向上や吸着剤、土のう、処理剤等応急資機材の整備に努めるものとする。

第 19 節 鉄道事故予防計画

第 1 鉄道施設等の安全対策

1 交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、交通規制等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努めるものとする。

2 列車の安全運行の確保

鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策、C T C（列車集中制御装置）、A T S（自動列車停止装置）、踏切保安設備などの列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進するとともに、車両、軌道、信号保安設備等の保守・点検を実施し、列車運行の安全性の向上に努めるものとする。

第 2 合同防災訓練の実施

鉄道事業者、消防局、その他の防災関係機関は、大規模な列車事故災害を想定した防災訓練の合同実施について検討する。

市は、合同防災訓練が実施された場合は積極的に参加するものとし、訓練を通じた相互の連携強化に努める。

第 3 防災関係機関の相互連携体制

防災関係機関は、事故災害発生時の情報連絡体制及び相互の役割分担等についてあらかじめ協議・検討し、平常時から連携の強化に努める。

第20節 防災都市づくり計画

市は、大規模災害による被害を最小限にとどめるため、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える市街地における避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備等をはじめとする都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりに努める。

第1 被害想定に関する調査研究

市は、市全体の風水害に関する総合的な被害想定を、防災アセスメント調査を明らかにすることで、災害危険度を把握し、予防対策や応急対策に生かす。

第2 防災都市づくりの基本

市民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、計画的な市街地の整備を推進していく。

市は、各地区で組織されている自主防災組織の育成・強化を促進し、災害に強い都市づくりを推進する。

防災都市づくりの基本的考え方

- ① 市街地の実情に応じた都市防災計画を作成し、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。
都市防災計画は、主に災害予防のための都市づくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するための都市づくりも視野に入れた計画を作成する。
- ② 防災面から見て、市街地の特性にあった整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- ③ 震災等の広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等について、近隣市町と連携した対応を図る。
- ④ 高齢者・障害者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与する都市づくりを行う。
- ⑤ 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保する都市づくりを目指し、市民に親しまれ、災害時には、活動しやすい都市空間の整備を図る。

第3 防災都市づくりの基本的施策

各地区の特性に応じた防災都市づくりを行うため、市民と事業者、行政が一体となった防災都市づくりを推進する。

また、台風や豪雨による雨水対策として、山地部における治山対策や市街地における都市基盤の整備を促進する。

1 土砂災害の予防

土砂災害の防止、軽減を図るため次の諸対策を実施する。

(1) 土地利用の適正化

土地基本法の基本理念を踏まえ、市民の安全を確保するため、都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への規制誘導を行う。

【土地利用の適正化】

都市的土地利用の誘導	○市街化区域については、適正な規模の区画の設定、用途地域に基づく建築規制を行う。また、地区計画制度や建築協定、緑地協定により良好な市街地環境の形成を促進する。 ○土地区画整理事業や市街地再開発事業、道路、公園、公共下水道等の都市施設の整備を推進し、都市機能が充実した良好な生活環境、都市環境を備えた市街地を形成する。 ○農村集落地について、防災上からもスプロールの開発を抑制し、田園環境を継承する集落整備を進める。
自然的土地利用の保全と活用 (山地部)	○本市の市域面積の多くを占める山地部については、環境保全、防災、レクリエーション等の各視点から土地利用のあり方を検討し、森林や緑の保全・活用を誘導する。

(2) 急傾斜地等の危険箇所の予防対策

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて指定されている急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者や、土砂災害ハザードマップにおいて土砂崩れ・崩壊の危険性が高いと判断された地域については、大雨時にパトロールを実施し、危険箇所付近の市民に注意を促す。

(3) 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の予防は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査、飯能市開発指導要綱に基づく指導並びに当該工事に関する指導監督を行う。

また、造成地は、巡回等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼び掛けを実施する。

2 交通ネットワークの整備

県及び市では、防災効果の高い広幅員の道路を重点的、計画的に整備する。山地部においては、地形的な要因から道路ネットワークがぜい弱であることから、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所などにおいて、道路が寸断されないよう急傾斜地の法面防護工の施工等の措置を講じる。

また、橋りょうの破損は被災地の分断や孤立化を招くことが考えられるため、橋りょうについても架替や補強等を計画的に推進する。

第4 都市施設の安全強化

市、県及びその他の防災関係機関は、風水害発生後、道路、鉄道、河川及びライフライン施設は、直ちに機能回復を図ることは勿論、事前の予防措置としてこれら都市施設の安全強化を図るための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめる。

1 交通施設の安全強化

(1) 道路施設の安全強化

国道、県道及び市道の各道路管理者は、管理道路に対して、土砂崩落・落石等のおそれのある危険箇所法面防護工の施工、老朽化した橋りょうは架替・補強等を計画的に推進するとともに、風水害発生時の避難、救援・救護及び緊急物資の輸送に支障のないよう安全強化を図る。

特に地形的条件から道路ネットワークがぜい弱な山地部においては、道路防災点検調査結果、

防災アセスメント調査結果等を基に、道路施設の安全強化を計画的に実施する。

(2) 鉄道施設の安全強化

鉄道事業者は、路線構造物の災害に伴う被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、土留等の定期的な検査を行うとともに、災害による被害防止等の点検を行い、補強、改修事業等を行う。

2 河川施設の安全強化

市は、各河川管理者の予防対策に積極的に協力するとともに、市域に関わる河川施設の安全強化と整備を関係機関とともに促進する。

3 ライフライン施設の安全強化

ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等様々な面に支障を与えると同時に、避難生活を送るうえでの環境悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

(1) 上水道施設の安全強化

主要な上水道施設については、必要により非常用電源の整備などを推進するほか、災害時の対応マニュアルを作成し、応急給水と復旧体制を確立するための訓練を行う。

(2) 下水道施設の安全強化

豪雨等による雨水流量の増大に対応できるよう合流管の保守や機能強化と共に雨水管の整備を推進する。また、下水道管きょ等の各施設について、平常時から老朽箇所、被害を受けやすい箇所を把握し、災害発生時には、直ちに緊急調査が行えるよう調査体制を整備する。

(3) ガス施設の安全強化

ガス事業者は、風水害に対する被害をできる限り軽減化するための施策を実施する。

また、緊急時にはガスの漏えいによる二次災害の発生を防ぎ、速やかに応急復旧できるように、必要な資機材の確保や、平素から日常業務を通して防災の緊急処理訓練等を計画的に行い、関係者に防災に係わる教育を行う。

(4) 電気施設の安全強化

東京電力株式会社は、暴風等による電線の切断等に対して、従来の経験を活かして万全の予防措置を講じる。

また、緊急時には速やかに応急復旧できるように、必要な資機材の確保や、平素から日常業務を通して防災の緊急処理訓練等を計画的に行い、関係者に防災に係わる教育を行う。

(5) 通信施設の安全強化

通信事業者は、災害対策計画に基づき、風水害時においても通信が確保できるように、平常時から設備の防災構造化を実施するとともに、風水害により通信の不通が発生した場合には早期復旧を図るため、組織、職員、資機材及び輸送力等の万全の予防措置を講じる。

また、山地部における通信不通に対応した災害対策計画について検討する。

4 オープンスペース等の確保

市は、震災時における市民の生命、財産を守るため、一時避難地等となる防災公園や、地域の中核的な災害対応の機能を有する防災活動拠点、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を推進する。

第21節 要配慮者安全確保計画

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、傷病者及び障害者など災害対応能力の弱い者、また、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者などが災害の発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため市は、高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、要配慮者等の防災対策を推進していく。

第1 災害時要援護者の安全対策

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割を占め、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍にも上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者側の犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正においては、災害時要援護者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

市、県、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、災害時要援護者の支援対策を推進していくものとする。

1 全体計画の策定

市地域防災計画に定めた災害時要援護者に係る全体的な考え方を整理し、市地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

2 要配慮者の把握

市は、災害時要援護者名簿を作成するに当たり災害時要援護者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報を集約する。

3 災害時要援護者の範囲の設定

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者の範囲について、要件を設定する。

【高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点】

- ① 警戒や避難勧告・避難指示（緊急）指示等の災害関係情報の取得能力
- ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

なお、要介護状態区分や障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。

また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に災害時要援護者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

4 災害時要援護者名簿の作成

市は、地域防災計画の定めるところにより、災害時要援護者に係る避難の支援、安否の確認、災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とす

る名簿（「災害時要援護者名簿」）を作成する。

【災害時要援護者名簿の記載事項】

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

5 災害時要援護者名簿の更新

災害時要援護者の状況は常に変化しうることから、市は災害時要援護者の把握に努め、災害時要援護者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

6 災害時要援護者名簿の活用

市は、地域防災計画の定めるところにより、平常時から災害時要援護者の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員及び自主防災組織）へ名簿情報を提供する。また、市は、発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平常時からの名簿情報の提供への同意について災害時要援護者等に働き掛ける。

7 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。また、災害時要援護者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

8 災害時要援護者名簿情報の適正管理

市は、災害時要援護者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

9 個別計画の策定

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、災害時要援護者と具体的な打合せを行いながら個別計画を策定する。個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

10 防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するに当たっては、災害時要援護者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

第2 要配慮者全般の安全対策

市は、在宅の要配慮者（高齢者、身体障害者、精神障害者、知的障害者、発達障害者、難病者、乳幼児、妊産婦、外国人など）が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な防災対策を推進するとともに、自主防災組織や市民による協力、連帯の確立に努める。

災害時要援護者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

1 要配慮者の安全確保

(1) 緊急通報システムの整備

市及び県は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

(2) 防災基盤の整備

集中豪雨等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、要配慮者に対して効果的な支援ができるよう防災担当部局と福祉担当部局は、平常時から要配慮者に関する情報を収集し、要配慮者台帳管理システムにより情報を管理するとともに、自助・共助という観点から地域ぐるみで要配慮者の避難支援ができるよう、近隣住民の中から避難支援者を定めておくなど、具体的な要配慮者避難支援プランに基づき要配慮者の避難支援を行なう。

市及び県は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、市、県その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市は、その他の集客施設における取組を促進する。

(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

(4) 地域との連携

① 役割分担の明確化

市は、市をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制を確立しておく。

② 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図っておく。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

資 料 編 第6章 ○災害時における社会福祉施設への要援護者等の受け入れに関する協定書
--

③ 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織

及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。現在市は、民生委員並びに郵便局職員と高齢者や障害者を対象とした地域の見守り活動を行っており、これらの活動を通じて在宅の要配慮者の所在、緊急連絡先などを把握しておき、災害時における適切な活用を図る。

④ 緊急防災キットの普及

要配慮者等への効果的な救援、援護を行うため、要配慮者等が援助を必要としている内容がわかる緊急防災キットを作成し普及させる。

⑤ 防災教育及び訓練の実施

要配慮者及びその介護者を対象に、広報紙、各種パンフレットを作成配付し、防災知識の普及啓発に努める。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

(5) 相談体制の確立

市は、災害時、被災者からの相談に的確に対応できるよう平常時から相談体制を整備しておく。また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

(6) ヘルプカード（防災カード）

市は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらふことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

2 外国人の安全確保

市には、近年多数の外国人が在住しており、これら多数の外国人が言葉や文化の違いから、災害時にパニック等の混乱を起こさないような予防策を実施する。

(1) 外国人の所在の把握

市は、国際交流協会と連携し、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災関係サインの整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。また、市及び県は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(3) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

(6) 情報提供窓口の設置

情報提供窓口を設置し、在日外国公館、国・県の関係機関、N G O等との連携により情報提供を図る。

3 幼稚園・保育園児に対する安全対策

災害時における園児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、教職員及び園児に対し計画的に訓練等を実施するよう指導する。

第3 社会福祉施設入所者等の安全対策

社会福祉施設入所者は、地震や風水害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難な人が多いため、いざという時に備えて施設環境を整備しておく。市は、市立社会福祉施設の防災力向上に必要な安全対策の推進を図るとともに、市立以外の施設についても安全対策の相談等に努める。

1 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 施設管理者による取組

① 災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

② 緊急連絡体制の整備

ア 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

③ 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

また、避難誘導等の際に協力が得られるよう、日常から地域の自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

④ 施設間の相互支援システムの確立

市は、市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

また、施設管理者は県内又は近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設

利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。

⑤ 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

⑥ 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、市はこれを指導する。

【備蓄物資（例示）】

- ・非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分以上） ・飲料水（3日分以上）
- ・常備薬（3日分以上） ・介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ・照明器具 ・冷暖房器具 ・熱源 ・移送用具（担架・ストレッチャー等）

⑦ 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底に努める。

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防局や消防団、地域住民等との合同防災訓練、夜間の職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的を実施するよう努め、市及び県はこれを促進する。

また、特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入を想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。

⑧ 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携を図っておく。

⑨ 施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

(2) 市による取組

① 情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

② 防災計画策定の指導

計画及びマニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

③ 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

④ 社会福祉施設等の耐震性の確保

震災時における建築物の安全を図るため、施設管理者が必要に応じて耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画

活動の方針

市内地域に風水害等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じた体制を早急に整え、各種の情報収集と対策を行う。この場合、各防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第 1 市の配備体制

1 配備体制及び配備基準

風水害や土砂災害等の発生のおそれがある場合の体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。

配備体制		配 備 基 準	決定手続
待機体制 (事前調整会議)		台風、集中豪雨等に対して、関係部署等の職員が主として情報収集を行い得る体制 (事前調整会議を開催して、状況や対応等を協議・共有し、各担当で必要な準備を整える体制)	危機管理監が副市長の指示を受けて決定
準備体制		気象警報が発表され、災害の発生するおそれがある場合で、情報収集を行い得る体制 (軽微な被害(例：土砂流出、倒木、道路冠水、停電、床下浸水等)が発生し、あるいは発生する恐れがある場合で、情報収集・分析・市民への情報発信等、必要な対策を行う体制)	危機管理監が副市長の指示を受けて決定
警戒体制		台風、集中豪雨等に伴う累加雨量の増加等により、被害の拡大が予想される場合で、応急対策活動の実施や、避難準備・高齢者等避難開始または避難勧告を発令するなど、警戒に当たる体制	危機管理監が副市長の指示を受けて決定
非常体制	第一配備	台風、集中豪雨等により相当規模の災害が発生し、あるいは発生する恐れがある場合で、避難指示(緊急)を発令するなど、応急対策活動が直ちに実施できる体制	危機管理監が副市長の指示を受け、市長の承認を得て決定
	第二配備	台風、集中豪雨等により激甚な災害が発生した場合で、組織及び機能のすべてをあげて応急対策活動を実施できる体制	危機管理監が副市長の指示を受け、市長の承認を得て決定

※雨量についての判断基準は、市内に設置されている雨量計の過半数の雨量計のデータとする。

第2 市本部の設置及び運営

1 災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 設置基準

市本部は、台風や集中豪雨等による風水害や土砂災害等の発生のおそれがあり、市長が必要と認めた場合に設置する。

(2) 設置場所

市本部は、市役所本庁舎別館内に置き、正面玄関に「飯能市災害対策本部」の標識を掲げる。

(3) 実施の責任者

本部長は市長とし、市長が不在の場合は次の順位による。

第1順位	第2順位
副市長	教育長

(4) 閉鎖基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を閉鎖する。

(5) 通知、公表

市本部を設置又は閉鎖したときは、県、防災関係機関、市民に対し、通知・公表する。

通知又は公表先	担当	通知又は公表の方法
市各対策部長	本部対策班長	庁内放送、電話など敏速な方法
県災害対策本部	〃	電話など敏速な方法
防災関係機関	庶務班長	〃
報道機関	秘書広報班長	〃
市民	〃	市ホームページ、防災行政無線、広報車など

2 災害対策本部の組織・運営

(1) 災害対策本部の組織

別表1のとおり

(2) 災害対策本部の運営

① 災害対策本部本部会議

本部長は、市の災害対策の基本方針を決めるため、必要に応じて本部会議を開催する。

【災害対策本部会議の所掌事務】

- (ア) 本部の非常配備体制に関すること。
- (イ) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (ウ) 国、県、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関すること。
- (エ) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- (オ) 災害救助法の適用申請に関すること。
- (カ) 県本部との連絡調整に関すること。
- (キ) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (ク) その他重要な災害対策に関すること。

② 災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の各対策部における班構成及び分掌事務は、別表2のとおりである。ただし、本部長及び各対策部長は、各対策部班を弾力的に運用できるものとする。

【災害対策本部の組織及び所掌事務】

- (ア) 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、各対策部班を重点的に配置替えすることができる。
- (イ) 本部長は、夜間・休日等にかけて災害発生の危険性が高まったときや、必要があると認めるときは、各対策部班を重点的に配置替えすることができる。
- (ウ) 本部長は、必要があると認めるときは、新たに対策部班を編成することができる。
- (エ) 各対策部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、各対策部内の班を配置替えすることができる。

第3 現地災害対策本部の設置及び閉鎖

1 設置基準

災害対策本部の設置基準と同様とする。

2 設置場所及び担当地区

風水害及び土砂災害が発生又はそれらの発生のおそれがある場合、必要に応じて各地区行政センターに現地災害対策本部を設置する。

3 現地災害対策本部の所掌事務

(1) 情報収集連絡班

- ① 地区内における災害情報の収集及び関係機関との連絡調整
- ② 災害対策本部への応急対策、避難状況等の連絡

(2) 地域調整班

- ① 地域内自治会、自主防災組織への情報連絡及び応急対策実施に伴う調整
- ② 地域内の指定避難所、避難場所（自治会関連施設）等との連絡調整
- ③ 地域内の指定避難所における避難班との連絡調整

4 閉鎖基準

- (1) 当該区域の応急活動が完了したと認められるとき。
- (2) 本部長が必要ないと認めたとき。

5 通知・公表

現地災害対策本部を設置又は閉鎖したときの通知・公表は、災害対策本部に準じる。

第4 災害警戒本部の設置及び運営

1 設置基準

「災害対策本部」設置前の段階として、気象情報の収集、応急対策の必要な措置を講じるため災害警戒本部を設置する。設置に当たっては、危機管理監及び建設部長が協議の上、副市長の同意を得て市長に進言する。

2 設置場所

災害警戒本部は、市役所本庁舎別館内に置き、正面玄関に「飯能市災害警戒本部」の標識を掲げる。

3 災害警戒本部の組織

災害警戒本部には、本部長、副本部長を置き、本部長に市長、副本部長には副市長をもって充てる。
災害警戒本部の組織は、災害対策本部の組織に準ずる。

4 災害警戒本部会議の招集及び所掌事務

- (1) 災害予防、災害応急対策の事前措置に関すること。
- (2) 動員体制の準備に関すること。
- (3) 情報収集、その他災害警戒本部長が必要と認める事項

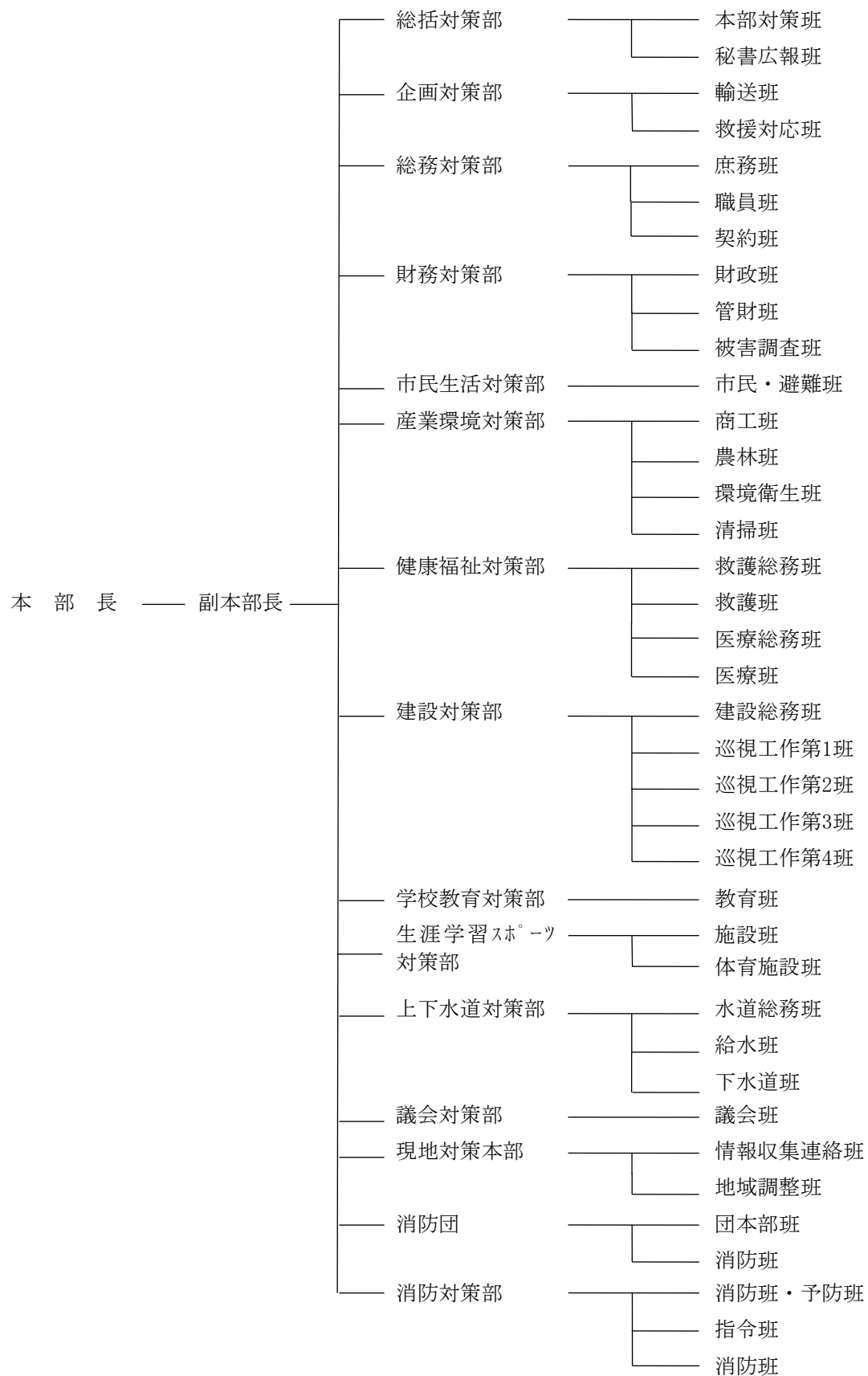
5 閉鎖基準

災害警戒本部は、災害発生のおそれが解消したとき、又市災害対策本部が設置されたときこれを閉鎖する。

6 通知、公表

災害警戒本部を設置又は閉鎖したときの通知・公表は、災害対策本部に準じる。

別表1 飯能市災害対策本部組織図



別表2 飯能市災害対策本部の所掌する事務分担

部名（部長名）	班名（班長）	所掌事務（班員）	
総括対策部 （危機管理監）	本部対策班 （危機管理室長） （生活安全課長） （地域活動支援課長）	1 災害対策本部会議に関すること。 2 各対策部との連絡調整に関すること。 3 各対策部から報告を受けた災害情報、被害状況及び応急対策状況の収集整理並びに防災関係機関への報告及び通知に関すること。 4 自衛隊派遣要請に関すること。 5 各地区行政センター（現地警戒本部、現地対策本部）との連絡調整に関すること。	危機管理室員 生活安全課員 地域活動支援課員 （地区行政センター管理担当）
	秘書広報班 （秘書室長） （情報戦略課長）	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察に関すること。 3 災害情報（気象情報を含む。）、被害情報、応急対策状況等の市民及び報道機関への広報伝達に関すること。 4 防災行政無線、市ホームページ、SNS等を通じた災害広報に関すること。 5 災害の写真等記録に関すること。	秘書室員 情報戦略課員
企画対策部 （企画部長）	輸送班 （地方創生推進室長） （企画調整課長）	1 企画対策部内の連絡調整及び本部対策班との連絡調整に関すること。 2 被災者に対する食糧及び救援物資の輸送に関すること。	地方創生推進室員 企画調整課員
	救援対応班 （会計課長） （監査委員事務局長）	1 救援金（物資）の受付（一時保管を含む。）に関すること。	会計課員 監査委員事務局長
総務対策部 （総務部長）	庶務班 （庶務課長）	1 総務対策部内の連絡調整及び本部対策班との連絡調整に関すること。 2 防災関係機関との連絡（情報収集を含む。）及び協力要請に関すること。 3 自衛隊災害派遣部隊受入の総括に関すること。	庶務課員 選挙管理委員会事務局員
	職員班 （職員課長）	1 職員の動員、配置に関すること。 2 出動職員の処遇に関すること。	職員課員
	契約班 （契約検査課長）	1 応急工事及び復旧工事の契約に関すること。 2 食糧及び救援物資の調達に関すること。	契約検査課員
財務対策部 （財務部長）	財政班 （財政課長）	1 財務対策部内の連絡調整及び本部対策班との連絡調整に関すること。 2 災害対策に関する予算措置に関すること。 3 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること。	財政課員
	管財班 （管財課長）	1 庁用車の配車及び借上車の手配に関すること。 2 市庁舎の被害調査及び応急対策に関すること。 3 応急仮設住宅への入居及び管理に関すること。	管財課員
	被害調査班 （市民税課長） （資産税課長） （収税課長）	1 市民からの被害情報の収集に関すること。 2 建築物の被害調査に関すること。 3 税の減免に関すること。 4 罹災証明の発行に関すること。	市民税課員 資産税課員 収税課員

市民生活対策部 (市民生活部長)	市民・避難班 (地域活動支援課長) (賑わい創出課長) (市民課長) (市民会館長)	1 市民生活対策部内の連絡調整及び本部対策班との連絡調整に関する事。 2 自治会、自主防災組織との連絡調整（情報収集を含む。）に関する事。 3 避難所の開設に関する事。 4 外国人に関する事。 5 女性相談に関する事。	地域活動支援課員 (市民活動担当、男女共同参画・国際担当) 賑わい創出課員 市民課員 市民会館員
産業環境対策部 (産業環境部長)	商工班 (産業振興課長)	1 産業環境対策部内の連絡調整及び本部対策班との連絡調整に関する事 2 商工関連施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 中小企業の災害復旧融資に関する事。	産業振興課員
	農林班 (農業振興課長) (森林づくり推進課長)	1 農業関連施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 農業関連災害融資に関する事。 3 農業協同組合との連絡調整に関する事。 4 林業被害（施設被害を含む。）に関する被害調査及び応急対策に関する事。 5 林業関連災害融資に関する事。 6 森林組合との連絡調整に関する事。	農業振興課員 森林づくり推進課員 農業委員会事務局員
	環境衛生班 (環境緑水課長) (観光・エコツーリズム推進課長)	1 生活環境の維持に関する事。 2 防疫に関する事。 3 遺体の埋火葬に関する事。 4 動物愛護及び猛獣対策に関する事。	環境緑水課員 観光・エコツーリズム推進課員
	清掃班 (資源循環推進課長)	1 ごみ処理施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 ごみ（災害廃棄物を含む。）の収集、運搬及び処理に関する事。 3 処理施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 し尿の収集、運搬及び処理に関する事。	資源循環推進課員
	捜索・収容班	1 行方不明者の捜索及び収容に関する事。	必要に応じ市職員を充てる
健康福祉対策部 (健康福祉部長)	救護総務班 (地域・生活福祉課長)	1 健康福祉対策部内の連絡調整及び本部対策班との連絡調整に関する事。 2 災害救助法の適用申請に関する事。 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事。 4 社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）との連絡調整に関する事。 5 災害時要援護者に関する事。	地域・生活福祉課員
	救護班 (障害者福祉課長) (介護福祉課長) (子育て支援課長) (保育課長)	1 避難所運営に関する市民・避難班との連絡調整及び救護総務班との連絡に関する事。 2 要配慮者の避難及び避難支援に関する事。 3 生活必需品の配分計画に関する事。 4 救援金品の管理及び配分計画に関する事。	障害者福祉課員 介護福祉課員 子育て支援課員 保育課員

	医療総務班 (保険年金課長)	1 健康福祉対策部内の連絡調整に関すること及び本部対策班との連絡調整に関すること。 2 保健衛生に関する連絡調整に関すること。	保険年金課員
	医療班 (健康づくり支援課長)	1 医療活動に関すること。 2 (一社)飯能地区医師会等との連絡調整に関すること。 3 トリアージに関するマネージメントセンター、トリアージポストの設置及び閉鎖に関すること。 4 医療救護所の開設に関すること。	健康づくり支援課員
建設対策部 (建設部長)	建設総務班 (道路公園課長)	1 建設対策部内の連絡調整及び本部対策班との連絡調整に関すること。	道路公園課員
	巡視工作第1班 (道路公園課長)	1 道路、河川、水路などの警戒巡視及び危険標識の設置に関すること。 2 公共土木施設及び都市施設の警戒巡視、災害調査及び応急復旧に関すること。 3 水防用資機材の出納保管及び運搬に関すること。 4 公園施設等の警戒巡視、災害調査及び応急対策に関すること。	道路公園課員
	巡視工作第2班 (まちづくり推進課長)	1 公共土木施設及び都市施設の巡視並びに災害調査に関すること。 2 民間等の宅地造成地における防災及び災害調査に関すること。 3 宅地等の応急危険度判定に関すること。	まちづくり推進課員
	巡視工作第3班 (建築課長)	1 建築関係災害の調査及び情報収集に関すること。 2 建築関係災害に対する応急対策に関すること。 3 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関すること。 4 民間建築物の応急危険度判定に関すること。	建築課員
	巡視工作第4班 (区画整理課長)	1 土砂災害危険箇所の警戒巡視、災害調査及び応急対策に関すること。 2 公共土木施設及び都市施設の警戒巡視、災害調査及び応急対策に関すること。 3 土地区画整理事業施設の警戒巡視、災害調査及び応急対策に関すること。	区画整理課員
学校教育対策部 (学校教育部長)	教育班 (教育総務課長) (学校教育課長)	1 学校教育対策部内の連絡調整及び本部対策班との連絡調整に関すること。 2 避難所となる各学校との連絡調整に関すること。 3 学校施設の災害調査及び応急対策に関すること。 4 児童・生徒の安全に関すること。 5 応急教育に関すること。	教育総務課員 学校教育課員
生涯学習スポーツ対策部 (生涯学習スポーツ部長)	施設班 (生涯学習課長) (図書館長) (博物館長)	1 生涯学習スポーツ対策部内の連絡調整及び本部対策班との連絡調整に関すること。 2 社会教育施設の災害調査及び応急対策に関すること。 3 避難所となる各施設との連絡調整に関すること。 4 文化財施設の災害調査及び応急対策に関すること。	生涯学習課員 図書館員 博物館員
	体育施設班 (スポーツ課長)	1 体育施設の災害調査及び応急対策に関すること。 2 利用者の避難に関すること。	スポーツ課員

上下水道対策部 (上下水道部長)	水道総務班 (水道業務課長)	1 上下水道対策部内の連絡調整及び本部対策班との連絡調整に関すること。 2 関係業者への協力要請及び応急資機材等の確保に関すること。	水道業務課員
	給水班 (水道工務課長)	1 水道施設の応急復旧に関すること。 2 飲料水の確保及び応急給水に関すること。	水道工務課員
	下水道班 (下水道課長)	1 下水道施設の応急復旧に関すること。 2 管路の災害復旧に関すること。連絡調整に関すること。	下水道課員
議会対策部 (議会事務局長)	議会班 (議会総務課長)	1 議会活動に関すること。 2 視察等に関すること。	議会総務課員
消防団 (飯能消防団長)	団本部班 (副団長)	1 各分団の連絡調整に関すること。 2 団員の招集及び命令伝達に関すること。	
	消防班 (副団長)	1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 救助活動に関すること。	

埼玉西部消防局飯能日高消防署の所掌事務

部名（部長名）	班名（班長）	所掌事務（班員）
消防対策部 (飯能日高消防署長)	消防班・予防班 (消防管理課長) (予防指導課長)	1 消防対策部内の連絡調整に関すること。 2 災害時の一般庶務関係事項 3 防災関係従事者公務災害補償関係事務 4 市災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 その他部内各班に属さないこと。 6 災害情報の収集及び報告に関すること。 7 被害調査及び記録収集に関すること。 8 現場指揮本部の設置に関すること。 9 災害予防措置に関すること。
	指令班 (消防局指令課長)	1 消防本部からの命令伝達に関すること。 2 消防職員の招集に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 消防通信の統制運用に関すること。 5 関係機関との連絡に関すること。 6 災害現場との通信記録に関すること。
	消防班 (消防第1課長) (消防第2課長) (消防第3課長) (稲荷分署長) (名栗分署長) (吾野分署長)	1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 救急、救助活動に関すること。 4 各活動に関する記録に関すること。

第2節 動員配備計画

活動の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市は状況に応じた配備体制をとるために必要な職員を動員配置し、災害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図る。

第1 職員の動員体制

1 勤務時間中の動員

勤務時間中の動員は、総括対策部本部対策班から配備体制を庁内放送等で周知するとともに総務対策部職員班に報告し、各対策部の動員は動員計画に基づき各対策部長が行う。

2 勤務時間外の動員

勤務時間外の動員については、危機管理監から配備体制をメール・電話等で各対策部長へ連絡し、各対策部の動員は動員計画に基づき各対策部長が行う。

3 動員の方法

- (1) 通知を受けた各対策部長、現地警戒本部長及び現地対策本部長は、各班長に通知する。
- (2) 通知を受けた災害対策要員は、直ちに所定の配備につく。
- (3) 各対策部長及び現地対策本部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。
- (4) 災害対策要員がさらに必要な場合は、各対策部長、現地対策本部長は、職員班長に対し、人員確保の依頼をする。依頼を受けた職員班長は人員を確保し、その旨各対策部長、現地対策本部長に通知する。

4 災害初期段階での動員

災害初期の情報収集及び初期対応の迅速化のため、必要に応じて初動対応班を編成する。初動対応班の編成及び活動の内容は、災害警戒本部又は災害対策本部で決定し、地域ごとに被害情報を収集し報告する。

初動対応班の活動終了は災害警戒本部又は災害対策本部で決定し、活動終了後は速やかに動員計画に定めた所掌事務に移行する。

【初動対応班編成例】

	確 認 地 域	対 策 部		建設対策部	合 計
1	正丸, 坂元, 刈場坂, 大蔵山 方面	企画対策部、総務対策部	2	1	3
2	藤原柏木, 岩井沢 方面	〃	2	1	3
3	高畑 方面	〃	2	1	3
4	花桐, 下久通, 上久通 方面	財務対策部	2	1	3
5	吾野（小床, 青場戸）方面	〃	2	1	3
6	志田, 高山 方面	〃	2	1	3
7	瀬尾, 八徳 方面	市民生活対策部、議会対策部	2	1	3
8	風影 方面	〃	2	1	3
9	虎秀, 阿寺 方面	〃	2	1	3
10	上名栗 方面	産業環境対策部	2	1	3
11	下名栗 方面	〃	2	1	3
12	倉掛, 妻沢, 唐竹 方面	〃	2	1	3
13	中沢, 南, 飛村 方面	健康福祉対策部	2	1	3
14	南高麗 方面	〃	2	1	3
15	第二区, 堂西 方面	〃	2	1	3
16	岩淵, 阿須, 前ヶ貫 方面	〃	2	1	3
17	市街地	〃	2	1	3
18	市街地	〃	2	1	3
19	加治地区	学校教育対策部 生涯学習スポーツ対策部	2	1	3
20	精明地区	〃	2	1	3
			40	20	60

※人数は目安

第2 配備体制の変化に伴う職員の動員

1 勤務時間内に配備体制が変化した場合の対応

勤務時間内に配備体制が変化した場合は、総括対策部本部対策班が、その旨を庁内放送及び電話連絡等により連絡し、引き続き勤務時間外も指示された配備体制で防災活動を行う。

出先機関への連絡については、各対策部内において連絡調整を担当する班で連絡を行い、それぞれに指示された配備体制で防災活動を行う。

また準備体制から警戒体制、または警戒体制から非常体制に配備体制が変化した場合、状況に応じて災害発生の危険性が予測される地域に現地対策本部を設置し、必要な職員の配置を行う。

2 勤務時間外に配備体制が変化した場合の対応

職員の勤務時間外に配備体制が変化した場合は、危機管理監が各対策部の担当責任者に電話による連絡を行い、各対策部の担当責任者が各対策部の職員に動員の指示を行う。

また、職員は警戒体制が発令された場合は、状況の変化に対応していつでも定められた場所に参集できるようそれぞれ準備を行う。

(1) 市本部に集合する職員

- ① 本庁に勤務する職員で「現地災害対策本部に集合する職員」以外は、原則として市本部に集合する。
- ② 土砂災害による道路の寸断、橋りょうの流失等により、市本部に到着できない場合は、最寄りの「現地災害対策本部」に集合する。

(2) 現地災害対策本部に集合する職員

- ① 現地災害対策本部員として指名された職員は、指定された現地災害対策本部に集合する。
- ② 各地区の現地災害対策本部を担当する職員は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員により構成する構成員の人数については、被害の状況や避難所の開設状況等を総合的に判断し、市本部の指示により増減するなど柔軟に対応する。
- ③ 消防団員は、現地災害対策本部員から除く。
- ④ 避難所となっている施設に勤務する職員は、居住場所に関係なく、災害時にも通常勤務施設に集合することを原則とする。

(3) 出先機関等に集合する職員

- ① 出先機関等に勤務する職員で「災害対策本部」又は「現地災害対策本部に集合する職員」以外は、原則として勤務する出先機関等に集合する。
- ② 土砂災害による道路の遮断、橋りょうの流失等により、出先機関に到着できない場合は、近くの現地災害対策本部に集合する。

(4) 出動職員の把握

各部の部内統括担当者は、市本部、現地災害対策本部、避難所、出先機関等への職員の出動状況を班別に出動職員報告書に取りまとめ、各対策部の部長に報告の上、職員班に報告する。

第3 配備要員の数及び指定

- 1 各対策部長は、「職員の動員計画」（風水害対応）に基づき、配備要員をあらかじめ指名しておく。
- 2 各対策部長は、配備要員名簿を作成し、総括対策部長に提出する。ただし、現地対策本部にあつては、総括対策部が各地域に居住する職員の中から配備要員を選定し、現地対策本部員名簿を作成する。
- 3 避難班については、その避難所施設所管職員の配備を前提とし、必要により地域居住の職員の中から配備要員を選定し、総括対策部が配備要員名簿を作成する。

資料編 第2章 資料3 ○職員の動員計画

第3節 事前措置及び応急措置等計画

活動の方針

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、市長は災害の拡大を防止するため必要な事前措置及び応急措置等を速やかに行う。

第1 事前措置等

1 出動命令等

市長は、消防局及び消防団（水防）に対して、出動の準備を要請し、又は出動を求めるものとする。（災対法第58条）

2 事前措置

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。（災対法第59条第1項）

3 避難の指示等

人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。（災対法第60条）

第2 応急措置

1 警戒区域の設定等（災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）

2 市域内の他人の土地、建物等の工作物の一時使用又は土石等の物件の使用・収用（災対法第64条第1項）

3 工作物の除去、保管等（災対法第64条第2項、同法施行令第25条～第27条）

4 知事の指示に基づく応急措置

応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときに、知事から必要な指示がなされた場合は、当該応急措置を行う。（災対法第72条第1項）

第3 従事命令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令を発して応急活動を行うこととする。

1 市域内の市民又は現場にある者に対する災害応急対策作業への従事（災対法第65条第1項）

2 火災現場付近にある者に対する消防作業への従事（消防法第29条第5項）

3 市域内の市民又は水防の現場にある者に対する水防作業への従事（水防法第24条）

第4 損害補償

1 損失補償

市は、前記第2の2による工作物の使用、収用等の処分が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災対法第82条第1項）

2 損害補償

市域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、市は、「飯能市職員の公務災害弔慰金及び見舞金の支給に関する条例」等に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（災対法第84条）

第4節 災害救助法適用計画

活動の方針

市内に救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、同法の規定に基づく一時的救助が実施されるよう、市は直ちに適用申請を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
ただし、救助法の適用に至らない場合には、市が救助法に準じた応急対策を行う。

第1 実施機関

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、市長が行うものとする。

また、委任により市長が行う事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第2 救助法の適用基準

1 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位(政令指定都市については市又は区単位)の被害が次に該当する災害で、かつ現に応急的な救助を必要とするときに市町村ごとに実施される。

- (1) 市内の住家滅失世帯数が80以上になったとき。
- (2) 県内の住家滅失世帯数が2,500以上になり、かつ、市内の住家滅失世帯数が40以上になったとき。
- (3) 県内の住家滅失世帯数が12,000以上になり、かつ、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 被害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

2 住家滅失世帯数の算定方法

- (1) 住家が全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯を1世帯とする。
- (2) 住家が半壊、半焼等により著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

$$\begin{aligned} \text{滅失世帯数} = & (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失等世帯数}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼等世帯数} \times 1/2) \\ & + (\text{床上浸水等世帯数} \times 1/3) \end{aligned}$$

3 住家の滅失等の認定基準

	項 目	基 準
(1)	住家が滅失したもの	① 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
(2)	住家が半壊・半焼する等 著しく損傷したもの	① 損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
(3)	住家が床上浸水、土砂の 堆積等により一時的に居 住することができない状 態となったもの	① (1) 及び (2) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの ② 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

注1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 住家及び世帯の単位

項 目	内 容
住 家	現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第3 救助法の適用要請等

市は、前記第2の「1 救助法の適用基準」に定める基準に従い被害状況の把握を行い、救助法の適用基準に該当するかどうかの判断をし、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して救助法の適用を申請する。

第4 救助法による救助の種類と実施者

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置	7日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分 べんした日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支部（た だし、委任したときは市）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定＝市設置＝ 県（ただし、委任したときは市）
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1か月以内	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

（注） 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

資 料 編 第8章 資料1 ○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第5 救助実施時の措置

1 県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

2 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため、又はその他必要と認め、市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

3 費用

救助に掛かる費用は、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

4 救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

第5節 応援協力要請計画

活動の方針

災害時に、迅速な応急対策等が困難と判断した場合には、市は直ちに応援協定締結先に応援を依頼し、あるいは県等に応援を要請し、適切な応急救助を実施する。

第1 応援要請の判断基準

市は、災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、応援協定締結先、県等に応援を求めるものとするが、その判断は、おおむね次のような事態に際して行う。

- (1) 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- (2) 市のみで実施するよりも、他市町村等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- (3) 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であって、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

第2 応援協定等に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、相互応援協定及び覚書を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、協定書で定められた手続に従い、直ちに応援を求める。

第3 他市町村長への応援要請

市長は、市域に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に基づき他の市町村長に対して応援を求めることができる。

第4 知事等への応援要請等

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県（消防防災課）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってする暇がないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請のあっせんを求める場合	本章第24節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条 災対法第68条の2

指定地方行政機関、他都道府県、他市町村の職員派遣又は派遣のあっせんを求める場合	① 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあっせんを求める場合	① 放送要請の理由 ② 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第57条

第5 県防災ヘリコプターの出場要請

災害発生時に際し、県防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第26節「県防災ヘリコプター出場要請計画」の定めるところにより、知事に県防災ヘリコプターの出場を要請する。

第6 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市長は、県及び他市町村等との連絡や情報交換等を行うため、総括対策部本部対策班（危機管理室）に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入れの準備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れられるよう、直ちに職員を派遣して飛行場外離着陸場の整備を図るほか、救援物資集積場所として指定されている次の施設において速やかに集積、仕分け、搬送等ができるよう、集積スペースの区分け、受付・仕分け・配分要員等の配備など、必要な準備を行う。

【救援物資集積場所】

施設名	所在地	電話番号
市役所駐車場	飯能市大字双柳1-1	042-973-2111
富士見小学校グラウンド	飯能市大字双柳1-1	042-973-5741

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

資 料 編 第3章 資料4 ○飛行場外離着陸場一覧

第7 相互応援協力の確立

市長は、災対法第67条の規定により、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援する。

第8 自主防災組織等との相互協力

災害時には、自主防災組織、自治会、事業所の自衛防災組織等の地域に密着した組織の協

力が不可欠であり、積極的な協力が得られるよう、その協力体制の確立を図る。

1 自主防災組織等の協力業務

- (1) 異常現象・災害危険箇所発見等の場合、市その他の防災関係機関に通報すること。
- (2) 災害に関する予報その他情報を地域内の市民に伝達すること。
- (3) 高齢者、障害者等の安全確保に協力すること。
- (4) 避難誘導、避難所内被災者に対する救援活動に協力すること。
- (5) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- (6) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) その他の災害応急対策業務に協力すること。

2 自主防災組織等の協力方法

災害発生直後の初動活動は、それぞれの組織に定める活動体制に基づき、自主的に必要な応急対策を実施する。また、市及び防災関係機関の応急対策が開始された後は、上記1に掲げる協力業務について、補完活動として応急業務に協力する。

第6節 注意報・警報及び特別警報伝達計画

活動の方針

気象業務法に基づく注意報・警報及び特別警報等を迅速かつ正確に収集・伝達して防災対策の適切な実施を図り、もって被害の防止又は被害の軽減を図る。

第1 注意報・警報及び特別警報等の種類及び発表基準等

1 対象地域

熊谷地方気象台は、気象警報・注意報を市町村を対象に発表している。指定する地域は、一次区分として県内を3つの地域に、二次区分とし南部を3地域、北部を2地域に細分して行われる。本市は、南部（一次細分区域）の南西部（二次細分区域）に該当する。

2 種類及び発表基準

別表に掲げるとおりである。

3 気象情報

気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報及び特別警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め、熊谷地方気象台が発表する。

4 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mmである。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

5 消防法に基づく火災気象通報

当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたとき、熊谷地方気象台長が知事に通報する。

- (1) 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- (2) 平均風速が11m/s（秩父地方は10m/s）以上。ただし、降雨・降雪中は除く。
- (3) 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

6 消防法に基づく火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法の定めるところにより火災警報を発令してその周知徹底を図る。

第2 土砂災害警戒情報

1 対象地域

熊谷地方気象台と県河川砂防課が共同作成し市町村を最小の発表単位として発表する。

2 土砂災害警戒情報の目的

大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、防災活動や市民への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するほか、自主避難の判断にも利用できるこ

とを目的とする。

3 土砂災害警戒情報の発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

(1) 発表基準

- ・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合
- ・より嚴重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

(2) 解除基準

- ・降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測される場合
- ・無降雨状態が長時間続いている場合

4 法的根拠

埼玉県 災害対策基本法第55条

気象庁 気象業務法第11条

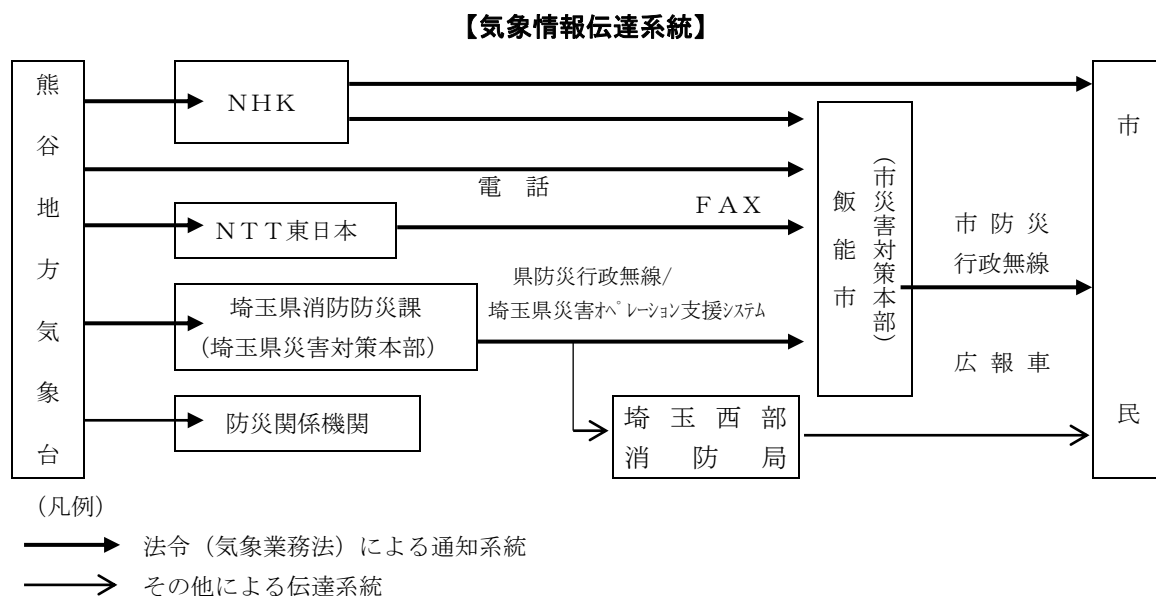
5 土砂災害警戒情報の詳細情報

インターネットを利用した情報提供は、土砂災害警戒情報の発令後、埼玉県河川砂防防災情報システムにより行われる。

6 詳細情報は1km×1kmの1k㎡単位で発令される。

第3 気象情報の収集・伝達

1 市が収集・伝達する気象情報の主たる流れは、次のとおりである。



2 熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、市防災担当課責任者等へ電話連絡する。

(1) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合

(2) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合

① 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合

② 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替えをした場合

③ 特別警報を解除した場合

※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、首長または幹部職員に直接連絡を行う。

第4 異常現象発見時の通報

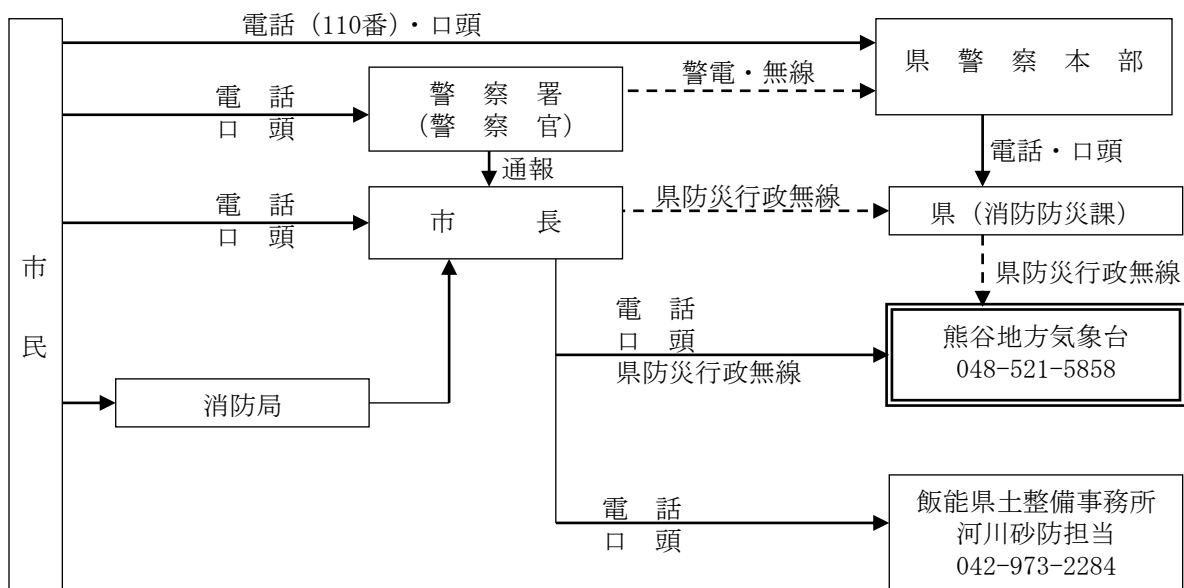
1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災対法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

2 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた場合、市長は、次の伝達系統図により熊谷地方気象台その他の関係機関に通報する。

【異常現象の通報、伝達経路】



(平成26年11月1日現在)

【気象情報種類及び発表基準】

種 類			発 表 基 準	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	風雪注意報	平均風速 11m/s 雪を伴う
			強風注意報	平均風速 11m/s
			大雨注意報	表面雨量指数基準 9
				土壌雨量指数基準 87
			大雪注意報	降雪の深さ 12時間降雪の深さ5cm
			濃霧注意報	視程 100m以下
			雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合
			乾燥注意報	最小湿度が25%以下 実効湿度が55%以下 火災等が予想される場合
			着氷・着雪 注 意 報	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合
			霜 注 意 報	早霜・晩霜期に最低気温4度以下
			低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温が－6℃以下 ※冬季の気温は熊谷地方気象台の値
		洪水注意報	流域雨量指数基準	入間川流域=17.8、高麗川流域=10.4
			複合基準	—
			指定河川洪水予報 による基準	—
		※地面現象 注 意 報	地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって、 災害が起こるおそれがあると予想される場合
		※浸 水 注 意 報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
		土 砂 災 害 警 戒 情 報		埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。
		記録的短時間大雨情報		激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。
		竜 巻 注 意 情 報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷雲注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
	※水防活動の 利用に適合するもの	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
		水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

種 類			発 表 基 準	
警 報	一般の利用に適合するもの	気 象 警 報	暴 風 警 報	平均風速 20m/s
			暴風雪警報	平均風速 20m/s 雪を伴う
			大 雨 警 報 (浸 水 害)	表面雨量指数基準 25
			大 雨 警 報 (土砂災害)	土壌雨量指数基準 135
			大 雪 警 報	降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm
		洪 水 警 報	流域雨量指数基準	入間川流域=22.3、高麗川流域=13
			複合基準	—
			指定河川洪水予報 による基準	—
		※地面現象 警 報	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合
		※浸水警報	浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
特 別 警 報	※水防活動に適合するもの	水防活動用 気 象 警 報	大 雨 警 報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		水防活動用 洪 水 警 報	洪 水 警 報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
	一般の利用に適合するもの	気 象 警 報	暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
			暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
			大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合
			大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	※水防活動に適合するもの	水防活動用 気 象 警 報	大 雨 特 別 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき

- (注) ① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- ② 地面現象注意報・警報と浸水注意報・警報は、大雨注意報・警報に含めて行う。
- ③ 注意報・警報及び特別警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報及び特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

第7節 災害情報計画

活動の方針

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、市は、県及び関係機関と緊密に連絡を取り合い、災害情報を迅速かつ的確に収集する。また、収集した情報は遅滞なく関係機関に伝達する。

第1 風水害及び土砂災害時に収集すべき情報

風水害時において、市及び防災関係機関が収集・伝達すべき情報は、主に次のとおりである。

1 警戒段階

項目	情報の内容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
雨量等の気象情報	○予警報の内容	即時	・気象庁ホームページ ・市内雨量計 ・埼玉県河川砂防情報システム	・電話 ・テレビ、ラジオ ・県防災行政無線 ・市防災行政無線 ・消防無線
	○降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	毎時		
	○河川の水位等 河川水位・流量等の時間変化	随時	・埼玉県河川砂防情報システム ・市職員 ・消防局職員 ・消防団員 ・市民、自主防災組織等	
	○内水の状況			
地域の災害情報	○河川周辺及び水害常襲地区における発災危険状況	異常の覚知後即時	・市職員 ・消防局職員 ・消防団員 ・警察官 ・市民、自主防災組織等	・電話 ・市防災行政無線 ・消防無線
	○土砂災害警戒区域等における前兆現象			
市民の避難状況	○避難勧告等発令時 (地区、人数、避難所名等)	避難所収容の後	・避難所施設管理者 ・市職員 ・消防局職員 ・消防団員 ・警察官 ・市民、自主防災組織等	
	○自主避難実施状況			

2 発災段階

項目	情報の内容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
発 災 情 報	○河川の氾濫状況 (区域、浸水高、拡大減衰傾向)	発 災 状 況 の 覚 知 後 即時	・市職員 ・消防局職員 ・警察官 ・各防災関係機関 ・市民、自主防災組織等	・電話 ・市防災行政無線 ・消防無線
	○内水による浸水の状況 (区域、浸水高等)			
	○土砂災害の発生状況 (場所、時期、種類、規模等)			
	○物的・人的被害に関する情報 〔特に死傷者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報〕			
	○ライフラインの被災状況 (応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、ガス、電話通信施設等の被災状況)	被 災 後、 被 害 概 況 が 把 握 さ れた後	・各道路管理関係者等 ・ライフライン関係機関	
市 民 の 避 難 状 況	○避難実施状況 (地区、人数、避難所名等)	異 常 の 覚 知後即時	・市職員 ・消防局職員 ・市民、自主防災組織等	

3 復旧段階

項目	情報の内容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
被 全 害 体 状 的 な 状 況	○地区ごとの物的・人的被害の確定値	豪雨が一応 終息した段階	・市職員	・電話 ・市防災行政無線
市 民 の 避 難 に 関 する 状 況	○避難所周辺の状況 (再避難等の必要性)	避難所への 収容後事態 が収まった 段階	・市職員	
	○開設された避難所名、収容人数			
	○食糧、物質の調達・支給状況			

都市施設復旧の見通し	○電話等の通信機器施設 (破損・復旧状況) ○道路、橋りょう (破損・復旧状況) ○電気・上下水道・ガス施設 (破損、復旧状況)	豪雨の終息 とともに即時着手	・各道路管理関係者等 ・ライフライン関係機関	
その他の状況	○応急復旧工事等 (実施、進捗状況)	豪雨の終息 とともに即時着手	・市職員 ・各防災関係機関	
	○消毒・大型ごみの回収の必要性			
	○その他			

第2 情報収集体制の整備等

1 情報収集体制の整備

被害報告の迅速正確を期するため、あらかじめ定められた収集担当班が地区又は地域別及び被害の種別ごとの部門別に、次の情報収集体制をあらかじめ整備しておく。

- (1) 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- (2) 報告用紙の配布
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打合せ。
- (4) 情報収集機器の整備
- (5) 情報機器操作員の配置等

2 情報総括責任者の選任

市は、災害情報の収集、総括及び県への報告等を行う情報総括責任者として危機管理監を選任し、あらかじめ西部地域振興センターに報告しておく。

第3 情報の収集

市は、災害の状況等に応じてと緊密に連絡をとりながら災害情報の収集に努める。

1 風水害及び土砂災害等の情報

市職員の警戒巡視活動をはじめ、市民、自主防災組織、防災関係機関及び郵便局との覚書等に基づき風水害及び土砂災害等の情報収集を迅速かつ的確に行う。

2 人的被害情報

土砂災害時による死傷者が発生することも考えられるため、これらの状況に即して医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応し、応急対策を実施する。

3 一般建築物被害情報

風水害及び土砂災害等による一般建築物の被害に関する情報を収集する。

建築班は、被災した建築物について全棟被害調査を実施し、被害調査の結果から罹災台帳を作成し、罹災証明の基本台帳とする。

また、被災建物による二次災害防止のため、県及び防災関係団体に対して応急危険度判定士の

派遣を要請し、被災建物の危険度判定を実施し、必要に応じて建物を保全するための指導を実施する。

4 公共土木・建築施設被害情報

市が管理する公共土木施設及び公共建築施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し、被害状況は、現地写真等により記録する。

また、国、県等の管理する公共建築施設の被害については、各対策部が関係機関から災害情報を把握する。

5 ライフライン被害情報

ライフライン被害のうち、上水道被害については、水道総務班と給水班、下水道被害については、下水道班が被害状況調査を実施し、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。その他のライフラインについては、本部対策班並びに庶務班が各事業者から被害状況を把握する。

ライフラインの復旧情報については、復旧時期、復旧場所、復旧規模等を明らかにして、市民への情報提供ができるように各事業者から復旧情報を把握する。

6 公共交通施設被害情報

本部対策班は、鉄道管理者から旅客列車の転覆等による重大事故の情報及び、運行・復旧に関する情報を把握する。また、バス等の公共輸送機関の被害状況、運行・復旧に関する情報を各関係機関から把握する。

7 その他の災害情報

その他の被害の情報収集は、基本的には公共施設被害の情報収集と同様の方法により、担当する各対策部が関係機関、関係団体等から把握する。

情報収集の際の留意事項

- ① 被害の程度の調査に当たっては、部課内の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。
- ② 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、被災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。
- ③ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録、食糧配給事務等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。
- ④ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査する。
- ① 状況に応じて災害現場写真を撮影し、被害状況を記録する。

8 被害の判定基準

被害の判定については、資料に定めるところにより認定する。

資 料 編 第8章 資料2 ○被害報告判定基準

第4 被害情報等の伝達要項

- 1 市本部の通信連絡窓口は庶務班とし、市民、出勤職員及び防災関係機関からの被害情報等を各所掌事務担当班へ伝達する。
- 2 各対策部は、担当業務に係わる被害情報を収集し、速やかに発生速報により本部対策班に報告する。
- 3 本部対策班は、被害情報等を分析するとともに、本部会議に報告する。
- 4 本部会議は被害情報等から判断し、本市の災害応急対策を決定し、各対策部へ指示、伝達するほか、市民、報道機関へも情報を伝達する。

第5 情報の報告

市域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、次により県に報告するとともに、災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

1 報告すべき災害

- (1) 市域において、大雨等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水）被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
- (2) 救助法の適用基準に合致するもの
- (3) 市が災害対策本部を設置したもの
- (4) 災害が近隣市町にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても、全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (5) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (6) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後（1）～（5）の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- (7) 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したもの
- (8) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

2 報告すべき事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時・場所又は地域
- (3) 被害の程度
- (4) 災害に対してとられた措置
- (5) 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (6) その他必要な事項

3 報告の種別

(1) 被害速報

「発生速報」と「経過速報」に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。

① 発生速報

被害の発生直後に県防災情報システムにより報告する。同システムが使用できない場合は、飯能市災害対策本部条例施行規則（以下「規則」という。）様式第1号の「発生速報」により、FAX等で報告する。

② 経過速報

被害状況の進展に伴い、情報収集した被害について県防災情報システムにより報告する。同システムが使用できない場合は、規則様式第2号の「経過速報」により、FAX等で報告するものとし、特に県から指示がある場合のほか、2時間ごとに行う。

(2) 確定報告

埼玉県災害対策本部運営要領様式第3号の「被害状況調」の様式を準用し、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

資料編 第7章 資料1 ○県報告関係様式

4 報告先

(1) 被害速報及び確定報告

原則として、県防災情報システムにより報告する。同システムが使用できない場合は、規則様式第1号及び第2号により、FAX等で下記の連絡先に報告する。

○ 勤務時間内

県消防防災課

電 話 048-830-8181 F A X 048-830-8159

○ 勤務時間外

県危機管理防災部当直

電 話 048-830-8111 F A X 048-830-8119

(2) 消防庁への報告先

区 分		平日（9：30～18：30） ※ 応急対策室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	T N-048-500-90-49013	T N-048-500-90-49102
	F A X	T N-048-500-90-49033	T N-048-500-90-49036

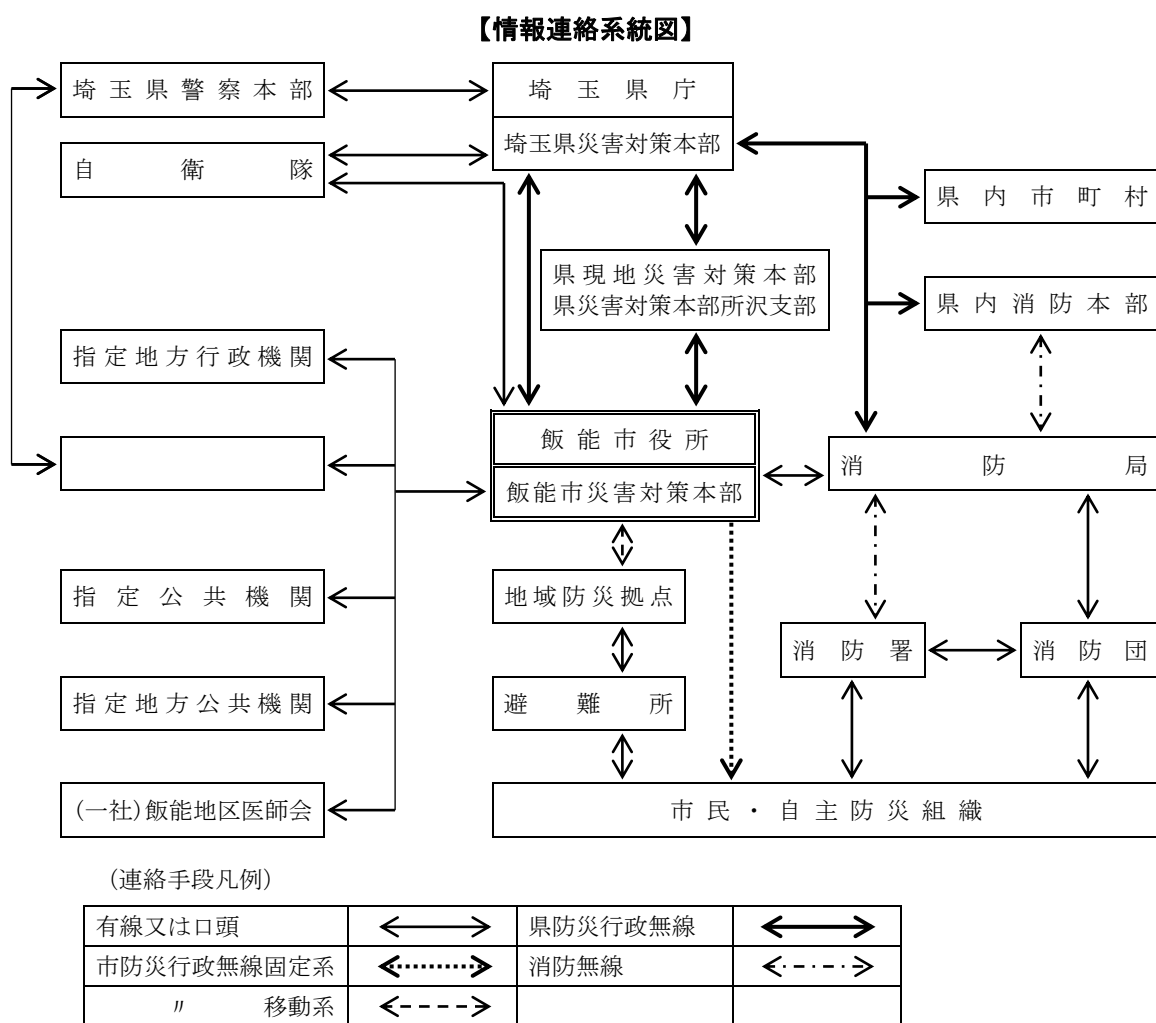
（注） T Nは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

第 8 節 災害通信計画

活動の方針

災害発生時には、災害応急対策等の実施の基礎的要件として不可欠な正確な情報を速やかに収集し、また、県への報告等を実施するため、市は、市所有の通信施設を活用するほか、通信施設が使用困難な場合等には他機関の通信施設を利用する等して、通信の確保を図る。

第1 災害情報連絡システムの明確化等



市は、災害時に市出先機関や防災関係機関等と情報通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、情報連絡システムを明らかにしておくとともに、防災関係機関等の連絡先の周知に努める。

資料編 第2章 資料1 ○防災関係機関連絡先一覧

第2 情報連絡通信手段

1 災害通信の運用方針

災害時の通信は有線通信を原則とするが、有線通信の途絶も考慮し、無線通信などの各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施する。また、それぞれの通信手段の特性を生かして、有効的かつ総合的に実施する。

2 災害情報通信に使用する通信施設

(1) 通信施設の種類

- ① 県防災情報システム
- ② 県防災行政無線
- ③ 市防災行政無線（固定系・移動系）
- ④ 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

第3 非常通話及び緊急通話等の利用

災害時において加入電話が殺到し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用する。

(1) 非常通話及び非常電報

非常電話及び非常電報は、災害予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とするものであり、消防機関又は災害救助機関相互において実施する。

(2) 緊急通話及び緊急電報

緊急通話及び緊急電報は、火災、集団的疾患、交通機関の重大な事故等の緊急に関し、緊急を要する内容とするものであり、その事実を知った者とその予防、救援、復旧に直接関係のある機関との間、又はこれらの機関相互において実施する。

(3) 非常通話・緊急通話の要領

市における非常通話・緊急通話の要領は、次のとおりである。

- ① N T T（102）を呼び出し、通話の種類（非常か緊急）と内容を伝え、市役所の登録番号（042-973-2111）を伝える。
- ② 相手方の電話番号を伝える。

第4 災害時優先電話の利用

災害時に電話が殺到し、かかりにくい場合には、あらかじめN T Tに登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第5 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、緊急な災害情報通信を行う必要があるときは、災対法第57条の規定に基づき通信施設の優先使用をすることができる。

1 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

- (1) 警察機関
- (2) 消防機関
- (3) 鉄道事業者

2 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する範囲

- (1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
- (2) 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

使用時の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておく。

第6 非常通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって、有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づき非常通信を利用する。

1 非常通信の運用方法

(1) 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- ① 人命の救助に関すること。
- ② 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること。
- ③ 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- ④ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- ⑤ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- ⑧ 遭難者救援に関すること。
- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- ⑩ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- ⑫ 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- ⑬ 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

(2) 非常通信文の要領

- ① 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
- ② カタカナ又は通常の文書体で記入する。
- ③ 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
- ④ 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- ⑤ 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- ⑥ 余白に「非常」と記入すること。

(3) 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておく。

(4) 非常通信の取扱料

原則として無料である。

2 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

名 称	電 話 番 号	F A X 番 号
関東総合通信局無線通信部陸上第二課	03-6238-1771（直通）	03-6238-1769

第7 電話回線途絶時の措置

災害により電話回線が途絶し、災害対策本部と市の各出先機関との通信が途絶えた場合、情報調査班は巡視工作班の協力を得て、移動系の防災行政無線を携帯した連絡員を本市の各出先機関に派遣する。派遣に際しては道路事情を考慮し、庁用車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択する。また、避難所との通信手段は電話回線を主体とするが、通信が途絶した場合は、上記と同様の方法で移動系防災行政無線を配置し、通信を確保する。

第8 すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合は、使者を派遣して通信の確保を図る。

第9節 災害広報計画

活動の方針

市は、災害発生時に、被災市民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の効果的で迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般市民の要望に適切に対応する。

第1 広報手段

1 市防災行政無線（固定系）

市が設置した防災行政無線（固定系）を使用して実施する。なお、気象情報の収集と気象予警報の変化に対応して、市民へ災害発生に対する警戒、避難誘導等と呼び掛ける。

2 広報車

原則として市所有の広報車を使用するが、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要に応じて、警察、消防団等その他の関係機関の協力を得て実施する。

3 エリアメール・緊急速報メール

避難勧告等の緊急を有する情報は、市防災行政無線と併せてエリアメール・緊急速報メールで配信する。

4 広報紙・インターネット、CATV等による広報

文字情報としての広報紙は、複雑な情報を広報する手段として有効であることから、災害情報広報紙等の発行で、迅速な情報提供に努めるとともに、その配布方法等を確立する。

インターネット、CATV及び携帯電話サービスを活用した広報は、情報の即時性を持つ有効な手段であることから、それにより情報提供体制を確立する。

5 報道機関等を通じた広報

大規模な風水害及び土砂災害等の発生が予測される場合は、テレビ、ラジオ、新聞等の各報道機関との連携を図り、積極的に情報を提供し迅速で確実な広報を行うこととする。

第2 現場広報の要領

災害時における応急救助等に必要な現場広報は、次の事項について行う。

- (1) 気象状況及び予報警報の伝達
- (2) 避難の場所及び方法並びに携行品
- (3) 家屋の補強方法等に関する事項
- (4) 非常食糧、身の回り品等の整備及び貴重品の取扱いに関する事項
- (5) 火気の始末
- (6) 盗難の予防
- (7) 交通の状況
- (8) 防疫、清掃の心得
- (9) 被災者に有益な情報

(10) その他

第3 市民への災害情報の提供

1 災害発生後の広報

災害発生後の広報は、市からの直接的な広報（呼び掛け）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

- (1) 災害対策本部の対策状況
- (2) 被害状況と災害救助活動状況
- (3) 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- (4) 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- (5) 電話、電気、ガス、水道等の状況

2 生活再開時期の広報の内容

- (1) 電気、ガス、水道等の復旧状況
- (2) 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報
- (3) 公共交通機関の復旧情報
- (4) 生活の基礎情報
- (5) 相談窓口開設の情報
- (6) 災害関連の行政施策情報
- (7) 通常の行政サービス情報

第4 要配慮者への広報活動

聴覚・視覚障害者や外国人などのように災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して、広報に努める。

1 基本方針

- (1) 平素から水害対策を担う防災関係部局と災害時要援護者の避難支援を担う福祉関係部局との連携を図るとともに、消防団、自主防災組織、福祉関係者等への避難勧告等の情報伝達体制の整備を図る。
- (2) 災害時要援護者のプライバシーを尊重しながら、災害時には、生命、身体、財産の確保を最優先し、消防団員、自主防災組織、避難支援者等と災害時要援護者情報の共有・活用を図る。
- (3) 災害時要援護者の避難支援プラン及び避難支援者を定め、災害時における情報伝達及び避難支援体制の整備を図る。
- (4) 福祉避難所の指定等、避難所における要援護者の支援体制の整備を図る。
- (5) ケアマネージャー等の福祉サービス提供者や保健師、看護師等の関係機関と連携し、福祉サービスの継続に必要な体制の確立を図る。

2 具体的な取組

- (1) 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙）やテレビでの文字放送、手話放送、テロップ、ファクシミリ等による広報に努める。

視覚障害者に対しては、防災行政無線、広報車、ラジオ等で情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字での広報に努める。また、各種障害者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

(2) 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、国際交流協会、国際交流基金日本語国際センター、入国管理事務所及び外国人団体等と連携し、広報内容の多言語化を図りつつ広報を行う。

第5 災害広報の協力要請等

1 報道機関への災害情報の提供

秘書広報班は、報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。また、報道機関等に対し、一定時間ごとに災害情報を発表する。また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問い合わせ等に対応する。

(1) 地域の警戒、被害状況等に関する情報

- ① 死傷者に関すること。
- ② 風水害、土砂災害等の発生に関すること。
- ③ 立入禁止区域、避難区域に関すること。
- ④ 公共交通機関、道路被害状況に関すること。

(2) 市における避難所に関する情報

- ① 避難の勧告・誘導・指示に関すること。
- ② 避難所に関すること。

(3) 地域の応急対策活動状況に関する情報

- ① 交通機関及び道路の復旧に関すること。
- ② 電気、ガス、水道等の復旧に関すること。
- ③ 防疫に関すること。
- ④ 各種相談窓口の開設に関すること。

2 災害警報等の放送要請

災対法第57条に基づく気象警報等の放送要請については、本部対策班が県を通じ、NHKさいたま放送局、テレビ埼玉（株）、（株）エフエムナックファイブに対して行う。ただし、やむをえない場合は、市から直接要請する。また、（株）飯能ケーブルテレビ及びエフエム入間放送（株）に対しては、直接市が放送を要請する。

第6 有間ダム放流に伴う措置

有間ダムの放流に伴い、下流河川の水位が急激に上昇する場合は、県電話等により市役所へ通知されるとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底が図られることになっている。

市は県から通知された場合に、さらに周知徹底が必要な場合には、県と連携して有間ダム下流の市民等に対して、通知内容等の周知を図る。

第10節 水防計画

活動の方針

市は、水防法の定めるところにより水防管理団体として市域における水防を十分に果たすべき責任を有している。市域における水防活動は市、消防局が中心となり、防災関係機関と綿密な連携を図り実施する。

第1 水防体制

1 水防機関の非常配備

市長（水防管理者）は、洪水予報が発せられたときは、必要に応じて水防関係者を待機させるとともに、その後の情報把握に努め、消防局との連絡を密にして出動要請を行う際に支障がないようにする。消防局の体制は、埼玉西部消防組合警防規程による。

2 出動基準

次の場合には、市長が、消防局に出動を要請する。

- (1) 県から出動の指示があったとき。
- (2) 市長が必要と認めたとき。

3 水防作業

(1) 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合、消防局は警戒区域を設定し、無用の立ち入りを禁止、若しくは制限又はその区域からの退去を命ずることができる。（水防法第21条）

(2) 公用負担

① 公用負担の権限

水防のため緊急の必要があるときは、市長又は消防長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木その他の資材の使用・収用
- ・ 車両、その他の運搬用機器の使用
- ・ 工作物その他の障害物の処分

② 公用負担権限証明及び命令票

公用負担の権限を行使する場合、市長又は消防局長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらのものの委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。（水防法第28条）

また、公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。（水防法第28条）

③ 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けたものに対しては、市長は、時価によりその損失を補償するものとする。（水防法第28条）

第2 河川等の監視、警戒

1 河川管理者の水防活動への協力

河川管理者は、水防訓練への参加等、水防活動に協力するとともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の判断に資するため、市長に対して洪水予報等の情報を直接伝達することとする。

2 常時監視

市長は、市内河川の護岸、河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険だと認められる箇所があるときは、直ちに飯能県土整備事務所に連絡して必要な措置を求めるものとする。

3 非常警戒

市長は、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに飯能県土整備事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

4 警察署への協力要請

市長は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求める。（水防法第22条）

第3 護岸決壊時の処置

1 通報及び出動要請

護岸の決壊、又はこれに準ずべき事態が生じた場合、市長は、直ちにその旨を飯能県土整備事務所長及び氾濫の予想される方向の隣接水防管理団体又は市町村長に通報する。市長（水防管理者）は警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。（水防法第22条）

2 居住者等の水防義務

市長は、水防のため必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。（水防法第24条）

第4 避難の勧告・誘導

1 避難の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に信号その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく知事にその旨を通知する。

2 立ち退き

立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出・避難については、市が消防局及びの協力のもと誘導するものとする。また、市長は、立ち退き措置を行った旨を知事に報告する。

第5 応援要請

1 水防管理団体への応援要請

水防のため緊急の必要があるときは、市長は、他の水防管理者、近隣市町村長又は消防局消防長に対し応援を求めるものとする。（水防法第23条）

2 自衛隊に対する出動要請

本章第21節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

第11節 交通対策計画

活動の方針

災害時における交通の混乱を防止し、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう、被害状況等を積極的に調査把握し、警察等関係機関と連絡を密にして交通及び公共輸送の運行を確保する。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 市は、市の管理する道路（以下「市道」という。）について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には、巡視工作第1班は調査班を編成し道路の被害状況を速やかに調査する。
- (2) 支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を関連する道路管理者相互間で連絡を取り合う。
- (3) 道路管理者は、前号の状況を直ちにや消防局などに連絡する。

2 応急対策方法

- (1) 道路の破損、流失、埋没並びに橋りょうの損傷、トンネルの一部損壊、埋没等の被害のうち、比較的僅少な被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋りょうの応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。
- (2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。
- (3) 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。
- (4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、県及び国に協力を要請し、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、本章第21節「自衛隊災害派遣要請計画」及び第18節「障害物除去計画」等に掲げる必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、緊急交通路の確保を図る。
- (5) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図る。

第2 交通制限の措置

1 道路法に基づく市道の通行禁止又は制限の実施要領

市は、市道が次のような場合、道路法第46条第1項の規定に基づいて道路の通行を禁止又は制限し、長及び関係機関に通行禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。

- (1) 市道に破損、決壊がある場合
- (2) 除去できない障害物がある場合

- (3) 沿道の建物に倒壊のおそれがあり、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合
- (4) 土砂災害発生の危険性があり、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合
- (5) その他の事由により交通が危険であると認められた場合
- (6) 市内の緊急交通路を確保する場合

2 道路法に基づく市道の通行禁止又は制限の方法

(1) 標識を設置して実施する場合

市道において道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施した場合、所管する警察署長に連絡の上、規定の規制標識を設置する。

(2) 道路監理員の指示により実施する場合

緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、道路監理員をもって現場において指導する。この際は、適当な回道路を設定し、必要な地点に図示すること等によってできる限り支障のないよう努める。

(3) 被災地内の一般交通の確保

市は、市道の通行禁止又は制限を行った場合は、関係機関に連絡するとともに、広報媒体等を通じて市民に対し通行禁止又は制限の内容、自動車使用の自粛等について広報に努め、一般交通の確保を図るものとする。

3 通行禁止区域等における義務及び措置命令

(1) 車両運転者の義務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動、又は道路外の場所へ移動しなければならない。移動が困難な場合は、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車しなければならない。

(2) 措置命令等

① 警察官の措置命令等

警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等の移動を命ずることができる。（災対法第76条の3第1項）命じられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。（災対法第76条の3第2項）

② 自衛官の措置命令等

警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、自衛官は上記アの警察官と同じ措置をとることができる。（災対法第76条の3第3項）

③ 消防職員の措置命令等

警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、消防職員は上記①の警察官と同じ措置をとることができる。（災対法第76条の3第4項）

第3 緊急通行車両等の確認

知事又は県公安委員会は、災害発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続き等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施することとなっている。(災対法施行令第33条)

1 緊急通行車両等の要件

(1) 緊急通行車両

災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- ② 消防、水防その他の応急対策に関するもの
- ③ 被災者の避難、救助その他の保護に関するもの
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ⑧ 緊急輸送の確保に関するもの
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大防止のための措置に関するもの

(2) 緊急輸送車両

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する事項の業務に従事する車両とする。

- ① 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ③ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- ④ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- ⑤ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ⑥ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑦ 地震災害が発生した場合における食糧、医療品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置の他、応急措置を実施するため必要な体制整備に関する事項
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 緊急通行車両等の確認手続

公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続は、警察署において実施することとなっている。市は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。なお、緊急やむを得ない場合等においては口頭により申請をすることができる。

3 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会から申請者に対し災害対策基本法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」が交付されることとなっている。

4 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策又は地震防災応急対策が円滑に行われるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請することができる。審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」が交付されることとなっている。

このため、市は、市有車両のうち災害応急対策に従事する車両をあらかじめ届け出る。また、市は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して当該事前届出制度の説明会等を通じて協力を求める。

5 標章等の取扱い

交付された標章は、使用車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい位置に貼付するとともに、証明書は常に当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは提示しなければならない。

6 標章等の返還

次のいずれかに該当するときは、速やかに当該標章等の返還をするものとする。

- (1) 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき。
- (2) 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき。
- (3) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
- (4) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。

資 料 編 第7章 資料2	○緊急通行車両等確認申請書
資 料 編 第7章 資料3	○標章
資 料 編 第7章 資料4	○緊急通行車両等事前届出書

第12節 避難計画

活動の方針

災害発生時及び緊急時に際し、市は危険地域にある市民を安全地域に避難させ、必要に応じ避難所に収容し、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）指示

1 実施責任者

避難のための準備、立ち退きの勧告、指示及び立ち退き先の指示は、次の者が行う。

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が、避難のための準備、立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。

	実 施 責 任 者	根 拠 法 令	適用災害
勧 告	市長	災対法第60条	災害全般
指 示	市長	災対法第60条	災害全般
	知事、その命を受けた県職員	水防法第29条 及び地すべり等防止法第25条	洪水
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	警察官	災対法第61条 及び警察官職務執行法第4条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法第94条	災害全般

注)「勧告」及び「指示」の違いを以下に示す。

避難勧告：その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧める又は促すものである。

避難指示：勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の実施

(1) 市長及び水防管理者

市長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対し、速やかに立ち退きの準備、勧告、指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。この場合、市長は知事に必要な事項を伝達するものとする。

また、水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長に通知するものとする。

(2) 知事

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の市民に対し、速やかに立ち退きの準備、勧告又は指示を行う。知事又はその委任を受けた県職員は、洪水、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の市民に対して立ち退きを指示する。

(3) 警察官

警察官は、災害の発生により、市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長若しくはその権限を代行する市職員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示する。

(4) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をする。

3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の周知

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示を行った者は、速やかにその内容をあらゆる広報手段を通じて市民等に周知するものとする。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

4 発令基準及び伝達方法

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて、総合的に判断して発令する。避難準備・高齢者等避難開始は、避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるために、市長が発令するものである。また、避難勧告等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

	判 断 基 準
避難準備・高齢者等避難開始	① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、埼玉県河川砂防防災情報システム（＊1）の土砂災害危険度における警戒基準（CL ライン）（＊2）を超過する時刻が「2時間後までに超過」（レベル2）となったとき。 ② 降り始めからの雨量が200mmを超え、さらに時間雨量20mm以上の降雨が予測されるとき。
避難勧告	① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準を超過する時刻が「1時間後までに超過」（レベル3）となったとき。 ② 前兆現象（湧水、溪流の水量の変化、斜面崩壊、斜面のはらみ、よう壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。 ③ 大雨警報（土砂災害）が発表中で、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ④ 降り始めからの雨量が250mmを超え、さらに時間雨量30mm以上の降雨が予測されるとき。
避難指示（緊急）	① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準を超過する時刻が「既に超過」（レベル4）となったとき。 ② 前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき、また近隣で土砂災害が発生したとき。 ③ 大雨特別警報が発表されたとき。 ④ 降り始めからの雨量が300mmを超え、さらに時間雨量30mm以上の降雨が予測されるとき。

（＊1） URL： <http://micos-sa.jwa.or.jp/metro/saitama/dosya/>

（＊2） Critical Lineの略。土砂災害に対して警戒すべき領域が赤で示されている。過去の主たる災害事例から最も安全側に設定されており、災害が発生する確率が高くなる目安

第2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、その旨を関係機関及び市民に周知する。

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令	① 市長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令	① 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）	水防関係者以外の者
3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限	① 消防職員又は消防団員 ② 警察官（注2）	命令で定める以外の者
4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置命令	① 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注1）市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注2）①に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注3）災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、①及び②がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注4）知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代って実施しなければならない。

第3 避難誘導

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達

市民に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

(1) 災害の発生状況に関する状況

① 河川が氾濫する等の災害が発生したこと

（発生場所や時刻など具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）

② 災害の拡大についての今後の見通し

(2) 災害への対応を指示する情報

① 危険地区住民への避難指示（緊急）

② 避難誘導や救助・救援への市民の協力要請

- ③ 周辺河川や斜面状況への注意・監視
- ④ 誤った情報に惑わされないこと
- ⑤ 冷静に行動すること

2 避難経路

避難経路は、できる限り危険な道路、橋りょう、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

3 避難の誘導

- (1) 避難の誘導は、市が自主防災組織等の協力のもとに、その地域の実情に応じ避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には必要により、消防団、警察、自衛隊等へ協力を依頼する。誘導にあたって、危険な地点には、表示、縄張りを実施する他、夜間の場合は照明器具等を併用し、明示する。
- (2) 病弱者、傷病者、障害者又は歩行困難者は、状況により適当な場所に集合し、車両等により輸送する。
- (3) 火災等で避難所が危険となった場合あるいは危険となるおそれがある場合は、他の避難所に誘導する。

4 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序による。

- (1) 病弱者、傷病者、障害者
- (2) 高齢者、幼児、児童
- (3) 上記以外の一般市民
- (4) 防災従事者

5 携帯品

避難に当たっては、特に次の事項を遵守するように指導する。

- (1) 身分証（住所、氏名、生年月日、血液型を記載したもの）を携行する。
- (2) 1日分程度の食糧、着替え、水筒（飲料水）、手ぬぐい、ちり紙、懐中電灯、救急薬品、貴重品、携帯ラジオ等を携行する。
- (3) 服装は軽装とし、素足を避け、帽子、雨具及び必要に応じて防寒具等を携行する。
- (4) 非常持ち出し品は、平常時から用意しておくこと。

6 要配慮者への支援

- (1) 避難行動に時間を要する要配慮者については、あらかじめ避難準備情報を発令し、要配慮者の安全な避難行動を支援する。
- (2) 避難立ち退きの誘導は、負傷者、要配慮者を優先して行う。
- (3) 要配慮者が安全に避難できるよう、近隣住民のほか、消防団、自主防災組織、自治会等に対して介助等の必要な避難支援を行うよう協力を依頼する。

7 避難終了後の確認措置

- (1) 避難の勧告・指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立ち退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措

置をとる。

- (2) 避難の勧告・指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で人命救助のため特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

第4 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

(1) 開設の趣旨

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難（退避）しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。また、災害発生の不安により、当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。

(2) 開設の時期

- ① 災害発生により、被災者が避難の必要を認めるとき。
- ② 災害発生のおそれがあり、避難勧告等が出されたとき。
- ③ その他必要と認めるとき。

(3) 開設の方法

- ① 基本的には市指定の避難所を使用するが、指定避難所が災害により使用不可能な場合や倒壊等、延焼等の危険が予測される場合は、付近の旅館、飲食店、神社、仏閣等の既存建物応急的に整備して使用する。

開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

- ② 災害対策本部長は、避難所を開設したときその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。
- ③ 災害対策本部長は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に連絡する。
 - ・ 避難所開設の目的、日時及び場所
 - ・ 箇所数及び収容人員
 - ・ 開設期間の見込み

資料編 第3章 資料1	○ 指定避難所一覧
-------------	-----------

2 避難所の運営

(1) 避難所の運営管理

避難所の管理運営は避難班が自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て運営する。さらに必要があれば県、相互応援協定を締結している市町村にも協力を要請する。

(2) 市職員の役割

避難所の開設に伴い、開鍵及び看板の設置を行い、他の職員と協力して避難所運営マニュアルに基づき各避難所の管理運営に当たる。

(3) 避難所運営責任者の役割

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。避難所運営責任者は、被災者が互いに助け合い、また自主的な避難生活が実施できるように、避難所の自治組織の結成を促し、これを支援す

る。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、避難者の氏名、住所等、必要事項を掌握し、災害対策本部へ報告するとともに避難所において必要とする食糧、飲料水及び生活必需品等について業務分担に基づく各対策部に連絡をする。

(4) 避難所施設職員の役割

災害初期において、学校施設等の場合、学校職員及び教員は児童・生徒等の安全確保及び避難を最優先とするが、可能な範囲内で避難所の運営に協力する。また、市職員が到着するまでは、施設管理者が避難所の管理を実施する。

(5) 要配慮者等に対する配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。

女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。また、避難所での生活に耐えがたい要配慮者の社会福祉施設への収容についても配慮する。

【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等】

高齢者	紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者/ 内部障害者	膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭 呼吸機能障害：酸素ボンベ
聴覚障害者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障害者	白杖、点字器、ラジオ
知的障害者 精神障害者 発達障害者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品などの衛生用品
妊産婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード

(6) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(7) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努

め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

(8) 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止し、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

3 広域一時滞在

災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

また、県は、都道府県外広域一時滞在（他都道府県への避難）が必要な場合、市からの協議に基づき、避難先となる都道府県と受入れについて協議する。

自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

4 避難所の閉鎖

避難所は、災害が収まり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅などによる生活再建の目途が立った時点で閉鎖する。なお、避難所を閉鎖した場合は速やかに県及び関係機関等に報告する。

第5 要配慮者・外国人安全確保対策

第3章第15節「要配慮者等の安全確保対策」に準ずる。

第6 救助法適用時の費用等

避難所設置に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」による。

資料編 第8章 資料1 ○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第13節 救急救助・医療救護計画

活動の方針

大規模災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、市は災害時における救急救助の初動体制を早期に確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携により、迅速に医療救護活動を実施する。

第1 救急・救助

1 救急・救助体制の確立

消防局等と連携して、直ちに救助隊を編成し活動を実施する。

2 救急・救助活動

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3 資機材の確保

市、消防局等の資機材を活用するほか、現場関係者及び市民の協力を求め、現地調達する。重機等の資機材が必要な場合は、市本部に連絡して緊急確保する。

4 応援要請

災害が甚大で、市のみの動員又は市で保有している資機材では救出が困難な場合は、相互応援協定に基づき、締結市、機関から必要な救出資機材等を確保し、救出活動を行う。また、災害の状況によっては、県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

5 救助法適用時の費用等

被災者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資 料 編 第8章 資料1 ○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第2 行方不明者の安否確認及び搜索

救護班は、地域住民や警察等の協力を得て、行方不明者の安否を確認する。そのため、救護班は、消防局との情報交換を密に行い、必要に応じて応急救護所からも情報を得て、行方不明者の安否をはじめ人的被害状況についても把握する。なお、行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合の上行う。

また、行方不明者の搜索は原則として市が実施するが、被害の規模等により対応が困難な場合は、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア、地域住民等の関係機関の協力を得て実施する。

第3 医療救護活動

1 医療救護の実施体制

(1) 実施責任者

被災者の医療救護及び助産は、市長が行う。ただし、救助法が適用された場合は知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合、又は知事の実施を待つことができないときは市長が行う。

(2) 実施体制

名 称	活 動 事 項	班数	各 班 の 構 成 員 等
(一社) 飯 能 地 区 医 師 会	医 療 救 護	適宜	医師会災害対策本部は、災害状況の把握に努め、災害の規模、地域の実態に応じて出動医師数、派遣地区を判断し、緊急時の連絡網を通じて災害の概況を伝え、出動医師数、出動場所、出動方法を（一社）飯能地区医師会員に指示する。
災害対策本 部健康福祉 対 策 部	連 絡 調 整 医療救護支援	1班	職 員 保健師

(3) 医療及び助産の内容

- ① 医療：診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院又は診療所への収容、看護
- ② 助産：分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の使用

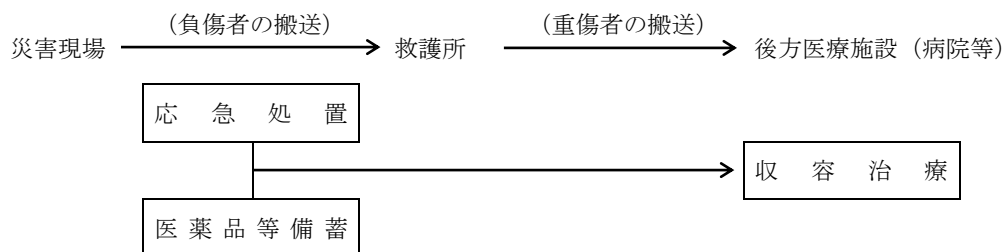
2 初動医療体制

災害によって多数の疾病者が発生したとき、又は災害のため医療機関自体が被災し、被災地の市民が医療又は助産の途を失った場合には、応急的に救急救護、医療、助産を実施し、被災者の迅速な救護を行うものとする。

(1) 医療対策の種類

災害時の医療対策は、医療救護所の開設、負傷者の搬送、医療救護活動とする。

(2) 医療救護のフロー図



※後方医療施設とは、医療救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う災害拠点病院、公立病院、救急指定病院を示す。

(3) 医療救護班の編成

災害対策本部長は、(一社)飯能地区医師会に対して、医療救護班の編成派遣を要請する。(一社)飯能地区医師会は緊急を要すると判断したときは、市の要請を待たずに医療救護班を編成し派遣する。災害の規模が大きく、市のみでは対応が困難な場合は、県災害対策本部長(所沢支部長)及び他の関係機関に協力を要請する。

医療救護班の業務内容は、次のとおりである。

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② トリアージの実施
- ③ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ④ 軽症者に対する医療
- ⑤ カルテの作成
- ⑥ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ⑦ 助産救護
- ⑧ 死亡の確認
- ⑨ 遺体の検案への協力(必要に応じて実施)

(4) 医療救護所の設置

健康福祉対策部は、医療活動の拠点として医療機関の施設を活用する他に、医療救護所を開設する。

【医療救護所の設置】

項 目	内 容
医療救護所	医療救護所の開設場所は、原則として次の場所とする。 ① 医療機関の施設 ② 主要な避難場所 ③ 災害現場 ※医療救護所とは、医師により医療救護が行われる救護所を指し、各避難所に置かれ、市民、看護師等医師以外の人が応急処置を行う救護所と区別する。
医療救護所の設置される避難所の選定基準	① 延焼の危険性が少ない避難所で、飲料水等が確保できる場所 ② 主要道路に容易に出ることができる避難所
医療救護所の設置される避難所	医療救護所は、地域の被害状況、医師、看護師等の集合状況に応じて逐次設置する。
医療救護所に配置される医師、看護師等	① 災害派遣された自衛隊の医師、看護師等 ② 市内在住で市外に勤務する医療従事者で、ボランティア登録された医師、看護師等 ③ 他の公共団体から派遣された医師、看護師等 ④ 他の市町村からのボランティア医師、看護師等

(5) 医療救護活動の内容

- ① 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- ② 傷病者に対する応急処置
- ③ 後方医療施設への転送の安否又は移送順位の決定
- ④ 死亡の確認
- ⑤ 医療救護活動の連絡調整

(6) 自主防災組織及び市民の役割

軽傷を負ったものについては、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医薬品等で応急手当する。

(7) 救助法適用時の費用等

救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資 料 編 第8章 資料1 ○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第4 負傷者等の搬送体制

1 一次搬送方法

大規模な災害による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

- (1) 各医療救護班が消防局に配車・搬送を要請する。
- (2) 庁用車、医療機関又は各医療救護所が使用している自動車により搬送する。
- (3) 各医療救護所班員、消防局職員、消防団員及びその他市職員等により担架等で搬送する。
- (4) 自主防災組織、企業の自衛防災組織等の協力を得て搬送する。

2 一次搬送体制

- (1) 消防局は、災害現場でトリアージを実施し、病院で治療の必要のある傷病者を医療機関まで搬送するとともに、その他の傷病者に対し、自力又は自主防災組織及び企業の自衛防災組織等の協力を得て医療機関への搬送を依頼する。
- (2) 搬送経路となるべき道路が被災した場合を考慮し、あらかじめ柔軟な搬送経路を検討する。
特に、山間地からの搬送については、う回路も含め複数の搬送経路について検討しておく。

3 医療機関への受入れ要請

救護班と消防局は協力し、医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。また、負傷者が特定の医療機関に集中しないように配慮する。

4 二次搬送体制

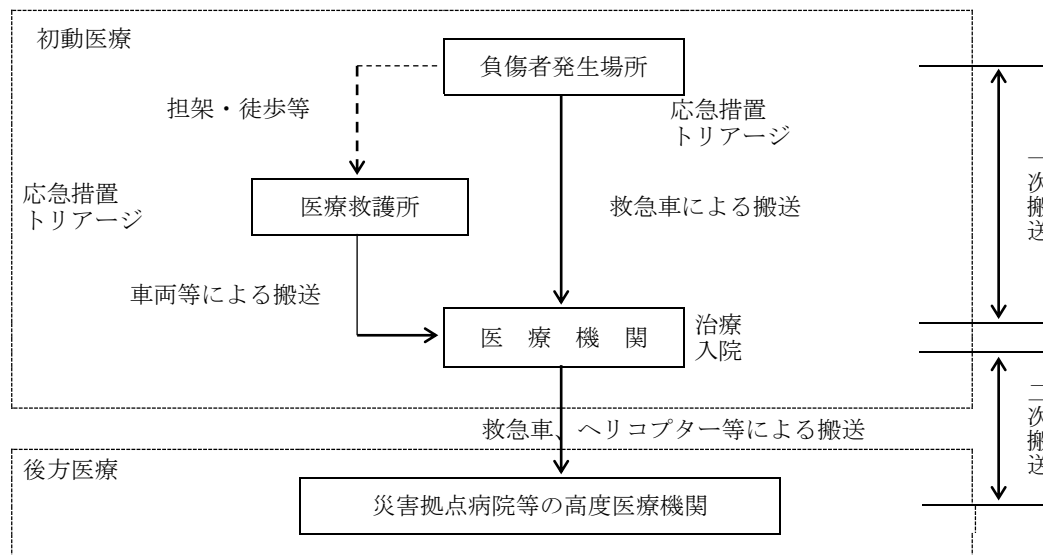
- (1) 市内の医療機関で対応できない傷病者は、災害拠点病院等の高度医療機関へ搬送するものとし、救護班、消防局及び医療機関等が協力して実施する。

- (2) 必要に応じて、県に搬送の要請を実施し、防災ヘリやドクターヘリ等による搬送を実施する。

5 後方医療機関の把握

市長は、県及びその他防災関係機関へ要請し、収容可能な後方医療機関を把握し、市内の医療機関に必要な情報を伝達する。

【負傷者の搬送体制】



第5 医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医薬品及び医療用器材は、備蓄品を含め、県災害対策本部長（所沢支部長）、（一社）飯能地区医師会、飯能地区薬剤師会等の応援により確保する。

1 医薬品等の調達

- (1) （一社）飯能地区医師会は、自己が携行した医薬品を使用するものとする。この場合の使用消耗資材の費用については、市に請求するものとする。
- (2) 医療班は、使用する医療用器材が不足したときは、各防災関係機関及び民間業者等に要請し補給する。

2 血液の調達

医療救護活動において血液が必要な場合は、埼玉県赤十字血液センターに要請する。

第6 保健衛生

1 精神保健活動

(1) 精神保健相談の実施

被災地、特に避難所、応急仮設住宅においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者が精神的不調を来す場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、精神保健相談を実施する。

(2) 精神保健活動班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に精神保健活動班の派遣を要請し、次の

活動の実施について支援を求める。

- ① 発症あるいは症状が悪化した精神障害者の診療
- ② 精神科医療機関のあっせん
- ③ 精神科医療機関への搬送手段の確保
- ④ 市、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- ⑤ 被災者の精神保健福祉相談

2 栄養指導

(1) 栄養調査、栄養相談

災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食品の腐敗、汚染等の発生が予想されるため、市は、定期的に避難所、炊き出し現場等を巡回し、被災者の栄養状態及び食品の管理状態等を調査するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。

(2) 栄養指導班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に栄養指導班の派遣を要請し、次の事項の指導を求める。

- ① 炊き出し、給食施設の管理指導
- ② 患者給食に対する指導
- ③ その他栄養補給に関すること。

第14節 行方不明者の搜索、遺体の処置及び埋・火葬計画

活動の方針

災害により死亡又は死亡していると推定される者について、迅速かつ適切に搜索、収容、検視（見分）及び検案を行う。また、身元が判明しない死亡者については適切に埋・火葬を実施する。なお、遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

第1 行方不明者の搜索

原則として行方不明者の搜索は市が実施するが、被害の規模等により対応が困難な場合は、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア、地域住民等の関係機関の協力を得て行う。搜索にあたっては、生存者の発見に努める。

1 搜索の依頼、届出の受理

災害発生による混乱により、所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の搜索依頼、届出の受付は、次のように実施する。

- (1) 市庁舎内に「行方不明者相談所」を設置する。
- (2) 行方不明者の氏名、住所、年齢、性別、着衣及び身体的特徴など、詳細情報を聞き取る。
- (3) 避難所の収容者リストなどの確認を行う。
- (4) 災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により、既に死亡が確認されている者、死亡していると推定される者の名簿を作成する。

2 行方不明者の搜索

(1) 搜索対象者

災害発生後ある程度の期間を経過した場合は、遺体及び災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて場合によっては死亡していると推定される者とする。

(2) 搜索の方法

- ① 行方不明者の搜索は、企画対策部、総務対策部、市民生活対策部、産業環境対策部、健康福祉対策部が中心となり、搜索隊及び作業班を編成してこれに当たる。
- ② 搜索活動は原則市が実施する。ただし被害の規模等により対応が困難な場合は、県、警察、西部消防局、消防団及び自衛隊と協力し、情報の収集と搜索活動の円滑化を図る。
- ③ 災害による行方不明者で、既に死亡していると推定される者、死亡者の遺体については、関係機関が協力して遺体の発見に努める。
- ④ 搜索活動等により発見した遺体については、直ちに警察に連絡届出を行い、警察の協力を得て遺体収容場所に搬送・収容する。

(3) 関係市町村への要請

市のみの搜索が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると予想されるときは、その市町村に対し搜索の依頼を要請する。要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- ① 遺体数、氏名、性別、容貌、特徴、着衣等
- ② 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

③ 応援を要請する人員、器具等の種別

(4) 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第2 遺体の処置

遺体の処置は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、県及び市が行う。

1 遺体の処置要領

遺体の収容及び処置は、企画対策部、総務対策部、市民生活対策部、産業環境対策部、健康福祉対策部が中心となり収容処置に当たる。

(1) 遺体の検視（見分）及び検案

遺体を発見したときは、速やかに警察の検視（見分）及び医師の検案を受ける。

(2) 遺体の搬送及び収容

検案後、警察から引渡しを受けた遺体は、広域飯能斎場に搬送し収容する。なお、広域にわたる被災により遺体数が多い場合、遺体収容所は、被災現場付近の公共施設等とする。この場合にあっては、避難所と同一場所としない施設とする。

(3) 遺体の仮安置

遺体は広域飯能斎場に到着順に仮安置する。仮安置に当たっては遺品を整え、収容棺及び納棺に際して必要な物品を関係業者から調達する。

(4) 遺体の洗浄、消毒等の処置

仮安置した遺体は、必要に応じ洗浄、消毒等の処置を実施するものとする。

(5) 身元確認及び埋火葬許可証の発行

① 身元不明者の身元確認には、地元住民の協力を得て行う。

② 身元確認を終えた遺体は、遺体処置台帳に内容を記載する。

③ 身元確認を終えた遺体については、埋火葬許可証を発行する。

(6) 遺体処置台帳の掲示

遺体の身元が分かる者はその内容、身元不明者の場合は、性別、推定年齢及び遺留品等を遺体処置台帳に記載して遺体収容所に掲示する。

(7) 遺体の引取り

身元が判明しない遺体又は引取手のない遺体の埋・火葬は、検視（見分）終了後、企画対策部、総務対策部、市民生活対策部、産業環境対策部、健康福祉対策部が中心となり次のとおり実施する。

- (1) 火葬は、「広域飯能斎場」において実施する。遺体の火葬を行なうことが困難となった場合は、県に対し広域火葬の応援を要請する。
- (2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。
- (3) 遺体の埋葬

- ① 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付することができない場合は、寺院等に協力を要請する。
- ② 仮埋葬した遺体は、早期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵・収蔵する。

遺体が他の市町村（救助法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合は、原則としてその遺族・親戚縁者に引き取らせ、あるいは漂着した市町村が救助法適用地である場合は市が引き取るが、市が混乱のため引き取ることができないときは、漂着した市町村が知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、救助法適用地の市町村に連絡して引き取らせるが、救助法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、遺体を撮影する等記録して、市が知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

- ① 棺（付属品を含む。）
- ② 埋葬又は火葬
- ③ 骨つぼ又は骨箱

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うが、火葬場（広域飯能斎場）の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定締結先事業者に協力を求め、火葬場等の調整及びあつせんを行う。

150

第 15 節 要配慮者等の安全確保対策

活動の方針

災害時に、自ら身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者、身体障害者、精神障害者、知的障害者、発達障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人などの要配慮者の安全を確保する。

第 1 災害時要援護者等の避難支援

1 避難のための情報伝達

市は、災害時要援護者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が災害時要援護者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮すること。

2 災害時要援護者の避難支援

市は、災害時要援護者名簿や個別計画を活用し、災害時要援護者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した災害時要援護者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

災害時要援護者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害時要援護者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

市は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

災害時要援護者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

3 災害時要援護者等の安否確認及び救助活動

市は、災害時要援護者名簿及び個別計画を活用し、災害時要援護者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された災害時要援護者等の安否確認を実施する。

市は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- (1) 市民の協力を得ながら災害時要援護者等の救助を行う。
- (2) 災害時要援護者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

4 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困

難である。そのため、災害時要援護者名簿に掲載されないことが考えられる。

市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施する等安全を確保する。一方、外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援は比較的不要であるが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

第2 避難生活における要配慮者支援

1 生活物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や時間を別に設けるなど配慮する。

2 避難所における要配慮者への配慮

(1) 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

(2) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(3) 巡回サービスの実施

職員、民生委員・児童委員、訪問介護員及び保健師、精神保健福祉士、ケースワーカーにより巡回班を編成し、要配慮者の状況及びニーズを把握し、相談、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(4) 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

3 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

救護総務班は、防災関係機関と連携し、在宅要配慮者の安全を確保する。

(1) 情報提供

在宅や避難所等にいる要配慮者に対して情報を提供するため、「飯能市身体障害者電話ファックス設置費等補助金交付要綱」に基づき設置したファクシミリによる情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

(2) 安否確認

救護総務班は、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織の協力を得て、寝たきりや独り住まいの高齢者及び障害者等要配慮者の安否を確認する。また、保護者のいない児童等の実態把握に努め、関係機関及び地域の自主防災会等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講じる。

(3) 受入先の確保及び移送

要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設及び避難所等を確保する。また、搬送車両

を確保し、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得て移送する。

(4) 相談窓口の開設

市役所や地区行政センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師及びソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じるほか、必要により訪問相談を行う。

(5) 巡回サービスの実施

職員、民生委員、ホームヘルパー及び保健師等により巡回班を編成し、要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(6) 物資の提供

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給する。配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。

(7) 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

4 応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第3 社会福祉施設入所者等の安全確保

1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

救護総務班は、各施設管理者と連携し、社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。また、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体などに協力を要請する。

(3) 受入先の確保及び移送

救護班は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や搬送車両等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

(4) ライフライン復旧優先

救護班は、社会福祉施設の被災状況を情報調査班に連絡するとともに、建設総務班を通じて被災施設の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧を要請する。

(5) 巡回サービスの実施

救護班は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

第4 外国人の安全確保

1 安否確認の把握及び避難誘導の実施

(1) 安否確認の実施

市は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人住民に係る住民票、自主防災組織、防災関係組織等の情報等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市は、予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供及び相談窓口の開設

(1) 情報提供

広報誌、テレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等を活用し、外国語による情報提供を実施する。また、ボランティア通訳等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。

(2) 相談窓口の開設

市は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第16節 食料、生活必需品及び飲料水の供給計画

活動の方針

災害時に市民の基本的な生活を確保するため、市は、生活維持に特に重要である食料、生活必需品及び飲料水等の確保及び迅速な供給を実施する。また、迅速かつ円滑な供給を行うために、備蓄及び調達並びに供給体制の整備を推進する。

第1 食料、生活必需品の供給

1 供給対象者

炊き出し対象者	○避難所に収容された者であること。 ○住家が全壊、半壊、全焼、半焼、流出、浸水等のため炊事できない者 ○旅館・ホテル等の宿泊者、一般家庭の来訪者、旅客等でその必要のある者
食料の供給対象者	○被害を受け、一時縁故地に避難する必要がある者 ○災害救助従事者
生活必需品の供給対象者	災害により住家の被害を受け、日常生活に欠くことができない衣料品及び生活必需品を喪失又は棄損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに手にすることができない状態にある者

2 供給内容

(1) 供給する食料の品目

供給する食料は、災害初期には市が備蓄する乾パン、アルファ米等とするが、被害の長期化等の状況に応じて、米穀又は食パンを供給する。ただし、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

① 給食基準

品 目	基 準
米穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1人1日当たり 精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米300グラム以内
乾パン	1食当たり 1包（115グラム入り）以内
食パン	1食当たり 185グラム以内
調整粉乳	乳児1日当たり 200グラム以内
アルファ米	1食当たり 100グラム以内
乾燥がゆ	1食当たり 20グラム以内

② 炊き出しの方法

- 炊き出しは避難班が避難者の協力を得て行い、災害規模が大きく従事者が不足する場合は、必要に応じ婦人会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て実施する。
- 炊き出し材料（精米、副食等）の確保は、救護班の要請を受けて契約班が行う。
- 炊き出しに必要な施設機材は、学校給食施設の利用を図り災害規模によってさらに必要な場合は、仮施設等を借り上げる。

多大な被害を受け、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊き出し等について協力を要請する。

③ 炊き出しなどの費用及び期間

炊き出し等の費用及び期間については、救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度決める。なお、12時間以内の収容である場合は、炊き出しは行わない。

(2) 生活必需品の供給内容

物資の給与及び貸与は各避難所の避難班が行い、その内容は、救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めることとする。

① 物資の購入及び配分計画

救護班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、契約班及び避難所の避難班に通知する。

② 物資の給与又は貸与

物資の給与及び貸与は、避難所にあつては避難班が行い、その他にあつては救護班が配分計画により災害対策要員及び自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ的確に実施する。

3 食料、生活必需品の調達

(1) 食料の調達

① 関係者からの調達

市長は、主食（米穀及び乾パン）の調達をするまでの間、又は緊急に必要な場合は、米穀及び乾パン以外の主食及び副食、調味料等を、市内及び近隣地域の販売業者及び製造業者から調達する。

② 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害により、市内販売業者から必要量の食品の調達が困難な場合は、応援協定締結市・業者から必要量の食品を緊急調達する。

資 料 編 第6章	。大規模災害時における相互応援に関する協定書（所沢市・狭山市・入間市）
資 料 編 第6章	。大規模災害時における相互応援に関する協定書（日高市）
資 料 編 第6章	。大規模災害時における相互応援に関する協定書（茨城県高萩市）
資 料 編 第6章	。災害時における生活必需物資の供給に関する協定書（いるま野農業協同組合）

③ 県への調達要請

米穀の調達

- ・大規模な災害のため、市内米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請する。
- ・市長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき応急用米

穀の緊急引渡しを要請し供給する。

その他の食品の調達

大規模な災害で市内食品販売業者等では不足する場合は、知事に調達を要請する。

(2) 生活必需品の調達

救護班が整理した救助物資購入及び配分計画を基に、契約班は次のとおり生活必需品を調達する。

① 市備蓄物資の供出

市が災害備蓄倉庫等に備蓄している生活必需品を供出する。

② 関係業者からの調達

関係組合を通じて、卸売及び小売販売業者から必要な生活必需品を調達する。

③ 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害により、市内販売業者等から必要な生活必需品の調達が困難な場合は、応援協定締結市・業者から必要とする生活必需品を緊急調達する。

④ 県への応援要請

大規模な災害のため、市内小売販売業者等及び応援協定締結市・業者等から必要物資が確保できない場合又は不足する場合は、県に県の備蓄物資の供出を要請する。

資 料 編 第3章 資料6 ○物資の備蓄状況

4 食料・生活必需品の搬送・集積

(1) 食料・生活必需品の搬送

① 市の備蓄食料及び生活必需品は、市が搬送する。

② 県からの救援食料及び県備蓄物資は、原則として、県が市の集積地まで搬送し、集積地からは市が搬送する。ただし知事が輸送区間、輸送距離等の事情により市への引き取りの指示を行った場合は、これにより搬送する。

③ 業者等からの調達食料及び生活必需品は、原則的には業者が提供場所まで搬送するが、市も搬送に協力する。

④ 市の搬送は、輸送班が庁用車又は（社）埼玉県トラック協会いるまの支部等の協力を得て実施する。

(2) 食料・生活必需品等の物資集積地

原則として、調達した食料、物資又は救援物資の集積場所は、「①市役所駐車場、②富士見小学校グラウンド」とするが、災害の発生した場所や被害の状況によっては、適宜、適切な物資集積地を設ける。

5 県への報告

本部対策班は、炊き出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

6 関係帳簿等の整備

関係各班は、次の帳簿等を整備する。

救 護 班	契 約 班	避 難 班	救援金品受付班
・物資購入(配分)計画表 ・物資受払簿 ・その他必要な書類	・物資購入記録簿	・炊き出し受給者名簿 ・食料品現品給与簿 ・炊き出しその他による食品給与物品受払簿 ・炊き出し用品借用簿 ・物資供与及び受領簿 ・その他必要な書類	・義援物資受取名簿 ・義援物資受領簿 ・義援金受取名簿 ・その他必要な書類

第2 飲料水の供給

1 給水体制

(1) 給水需要の把握と実施体制

災害時における応急給水は、水道総務班、給水班が断水状況及び水源状況を的確に把握の上、直ちに応急給水業務を開始する。

(2) 応援体制

水道総務班は、応急給水に必要な人員及び車両等の資機材に不足をきたした場合は、隣接市町又は県に応援を要請する。

隣接市町又は埼玉県が締結している「災害時における水道施設の復旧に関する協定書」に基づき被災した水道施設の復旧を図るほか、市も飯能市水道事業協同組合に対し「災害時の応急作業に関する協定書」に基づき協力を依頼する。

2 給水の方針

市は、給水計画を作成し、被災住民に対して飲料水の確保に努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、協定締結市から緊急調達し、又は県に速やかに応援を要請する。

3 飲料水の供給基準

(1) 対象者

飲料水の供給は、災害により水道、井戸等の給水施設が使用不能となり、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者を対象に行う。

(2) 供給量

1人1日当たりの供給量は、災害発生時から3日目までは約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする。なお、この供給量は、飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

4 応急給水の方法

(1) 給水方法

① 給水班は、関係業者組合の協力を得て、ポリ容器、ポリ袋等の容器に入れ車両で搬送するか、給水車、給水タンク等で巡回しながら給水を行う。

② 給水班は、拠点給水場所である受・配水場の配水池から市民に給水する。また、配水池から給水車、給水タンク等に取水し、被災者及び医療機関等に給水を行う。

(2) 給水用資機材

応急給水に使用する資機材は、必要に応じ関係機関から調達する。

(3) 医療機関等への優先給水

医療機関、公的施設及び防災関係機関等の重要施設から、応急給水の要請があった場合は、給水車により優先的に給水する。

(4) 消毒等

市は、水源が汚染されているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ過及び浄水剤の投入等により消毒を行う。

(5) その他の水源の確保

① 受水槽等の利用

市は、小中学校等の公共施設及び民間施設の受水槽に貯留する水を必要に応じて、当該管理者の了承を得て飲料水を除く生活用水の水源として利用する。

資料編 第3章 資料5 ○応急給水用機材保有状況

5 応急給水の広報活動

(1) 広報手段

市民に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線及びテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に協力を要請するほか、インターネット、携帯電話サービスなどのあらゆる手段で実施する。

(2) 広報内容

主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水の現状と見通し、拠点給水場所の状況及びその他必要と認める事項とする。

6 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害が発生した場合は、応援協定締結市から飲料水を緊急調達する。

第17節 応急仮設住宅対策

活動の方針

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の作成など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、被災者の生活を当面の間維持するため、応急修理を実施する。

第1 応急仮設住宅の供給

1 応急仮設住宅の建設実施基準

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合は県が行い、市は設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

県から委任を受けて市が設置する場合は、設置までの期間の短縮を図るため木造の応急仮設住宅も検討する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、市が必要に応じて応急仮設住宅を設置する。

2 用地の確保

応急仮設住宅の用地の確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準に従い、適切な用地選定を行う。

用地は、市有地又は建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。なお、私有地の選定に当たっては、地権者等と契約を結ぶなどの方策を講じる。

応急仮設住宅適地の基準

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 飲料水が得やすい場所 | ⑤ 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所 |
| ② 保健衛生上適当な場所 | ⑥ 工事車両のアクセスしやすい場所 |
| ③ 交通の便を考慮した場所 | ⑦ 既存生活利便施設が近い場所 |
| ④ 住居地域と隔離していない場所 | ⑧ 造成工事の必要性が低い場所 |

3 適地調査

市は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に報告する。

4 応急仮設住宅全体計画の作成

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画を作成する。

- (1) 応急仮設住宅の入居基準
- (2) 入居者の選定方法
- (3) 応急仮設住宅の管理
- (4) 要配慮者に対する配慮

5 応急仮設住宅の建設

建築班は、市内建設業者等の協力により応急仮設住宅の建設を行うものとするが、災害時の混

乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

6 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき入居者を決定する。選定に当たっては、健康福祉対策部職員、民生委員等による選考委員会を設置して選定する。

- (1) 住居が全焼（壊）又は流出した被災者
- (2) 居住する住宅がない被災者
- (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

7 入居時の留意事項

- (1) コミュニティ形成への配慮

それまでの地域的な結びつきや近隣の状況など、コミュニティの形成に配慮して入居させるよう努める。

- (2) 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

8 既存住宅の利用

- (1) 公的住宅の利用

市は、市営住宅の確保に努めるとともに、県、他市町村及び公団・公社等に空室の提供を依頼し、被災者に供給する。

- (2) 民間賃貸住宅の利用

市は、県と連携して関係団体等に対し災害時の協力について働き掛けを行い、借り上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

9 関係帳簿等の整備

建築班は、応急仮設住宅入居者台帳を整備保管する。

第2 被災住宅の応急修理

1 修理戸数の決定

市は、被害状況、応急危険度判定結果等により修理戸数を決定する。

2 応急修理の実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施する。

- (1) 修理対象者

- ・災害により住宅が半焼（焼）し、自己の資力では応急修理できない者
- ・災害により、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

- (2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

3 応急修理の実施

建築班は、市内建設業者等の協力により応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

4 関係帳簿等の整備

建築班は、次の帳簿を整備保管する。

- (1) 被災住宅応急修理記録簿
- (2) その他必要な書類

第3 救助法適用時の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用、また市が実施した被災住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第4 被災建築物応急危険度判定の実施

地震等の災害時には、建築物の倒壊や部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保を図るため、被災建物応急危険度判定を実施する。巡視工作第2班は応急危険度判定実施本部を開設し、県及び被災建物応急危険度判定士等の協力を得て、被災建物応急危険度判定を実施する。

1 被災建物応急危険度判定調査

災害により被災した住宅等の建物について引き続き安全に居住できるか、何らかの補修が必要か、二次災害に対し安全が確保できるかを主として、外観目視等により余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付帯設備の転倒などの危険性を目視により判定する。危険度判定結果は、必要な注意を付して見やすい場所に掲示するとともに付近を通行する歩行者などに対しても情報提供を行う。

(1) 調査対象

被災を受けた建築物（木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄筋鉄骨コンクリート造）

(2) 危険度の判定

- ・余震等による建築物の崩壊による危険度（柱の被害や建築物の傾きの調査）
- ・建築物の部材等の落下や転倒による危険度（瓦や窓ガラス、外壁の落下等可能性調査）
- ・いずれかの危険度の高い方を建築物の危険度として「総合判定」

(3) 判定結果

「危険」（赤）この建築物に立ち入ることは危険です、立ち入る場合は専門家に相談し応急措置を行った後にして下さい。

「要注意」（黄）この建築物に立ち入る場合は十分注意してください、応急的に補強する場合は専門家に相談してください。

「調査済」（緑）この建物の被害程度は小さいと考えられます、建築物の使用は可能です。

2 応急措置に関する相談及び広報

巡視工作第2班は、本部対策班と連携し建物等の応急措置に関する相談及び広報を実施する。

- (1) 相談については、被災建物応急危険度判定士等の協力を得て危険防止措置等について実施する。
- (2) 必要により相談会場を設け実施する。

(3) 広報については、事故防止についての広報を実施する。

資 料 編 第8章 資料1 ○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第5 被災宅地危険度判定の実施

災害時には、建築物と同様に宅地に対しても安全対策を講じる必要性が高い。また二次災害を防止するため、巡視工作第3班は、被災宅地危険度判定本部を開設し、県及び被災宅地危険度判定士等の協力を得て、被災宅地危険度判定を実施する。

1 被災宅地危険度判定調査

災害により被災した宅地等について引き続き安全に居住できるか、応急対策が必要か否か並びに二次災害に対し安全が確保できるかを主として、外観目視等により判定する。危険度判定結果は、必要な注意を付して見やすい場所に掲示するとともに関係者に通知する。

(1) 調査対象物

宅地地盤、法面、擁壁、自然斜面、その他

(2) 被害程度区分

大 被災後の状況が原形をとどめないくらい大きな被害を受けた箇所

中 被災後の状況が大と小との中間的な被害を受けた箇所

小 被災後の状況がほとんど影響がない程度の被害を受けた箇所

(3) 緊急度区分

大 すぐにでも措置しなければならない。

中 ある程度の日数は放置しておくことができる。

小 ある程度の期間は放置しておくことができる。

2 応急措置に関する相談及び広報

巡視工作第3班は、広報班と連携し宅地の応急措置に関する相談及び広報を実施する。

(1) 相談については、倒壊のおそれのある宅地地盤、法面、擁壁、自然斜面、その他の危険防止措置について行う。

(2) 必要によりその発生現場での相談も実施する。

(3) 広報については、事故防止のための広報を実施する。

第 18 節 障害物除去計画

活動の方針

災害に際して、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障を来たす場合には、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

第 1 住宅関係障害物の除去

1 除去の対象

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

2 対象の選定

障害物除去対象の選定は、市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。

3 除去の期間

災害発生の日からできるだけ早期に完了し、その結果を県へ報告する。

4 除去の方法

障害物の除去は、市長が行うものとし、一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。

市は、「災害時の応急作業に関する協定」に基づき、飯能市土木災害協力会等に協力を依頼し実施するほか、必要により賃金職員等を雇い上げ、障害物の除去を行う。労力又は機械力が不足する場合は県（建築安全課）に要請し、隣接市町村からの派遣を求めるものとする。

資 料 編 第6章	○災害時の応急作業に関する協定書（飯能市土木災害協力会）
資 料 編 第6章	○災害時の応急作業に関する協定書（飯能市水道事業協同組合）

5 救助法適用時の費用等

住宅に対する障害物の除去に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資 料 編 第8章 資料1	○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」
---------------	-------------------------

第2 道路等の障害物の除去

1 道路上の障害物

- (1) 道路上の障害物の除去について、道路の応急復旧の計画の作成とその実施は、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者が行うものとする。除去に当たっては、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。
- (2) 道路啓開は、国道及び県道の管理者と綿密な連絡をとり、あらかじめ業務実施の協力を得られた市内建設業者に指示して、できる限り2車線の車両通行が確保できるように道路上の障害物を除去する。
 - ① 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、できる限り管理者・所有者の同意を得る。
 - ② 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得る。
 - ③ 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。

2 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行うものとする。

- (1) 除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮した上で決定する。
- (2) 建設対策部は、市内の河川施設、特に危険な箇所を重点的にパトロールし、護岸が被害を受けた場合、県管理の一級河川については飯能県土整備事務所に通報し、必要に応じ応急措置を実施する。

第3 障害物の集積場所

- 1 交通に支障のない市有地を選定する。
- 2 適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に土地の賃借契約を締結するものとする。

第19節 緊急輸送計画

活動の方針

災害時における応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

第1 輸送の基本方針

1 基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- (1) 市民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の防止、被害の軽減、拡大防止のために必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

2 輸送の対象

各段階における輸送対象は、おおむね次のとおりである。

- (1) 第1段階（被災直後）
 - ① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
 - ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
 - ③ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - ④ 地方公共団体等の災害対策要員、ライフライン施設保安要員など初動の災害対策に必要な人員・物資等
 - ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階（おおむね被災から1週間後まで）
 - ① 第1段階の続行
 - ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ③ 疾病者及び被災地外へ退去する被災者
 - ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階（第2段階以降）
 - ① 第2段階の続行
 - ② 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ③ 生活必需品

第2 陸上輸送

1 輸送路の確保

(1) 被害状況の把握

市本部（巡視工作第1班）は、調査班を編成して道路の被害状況等を速やかに把握し、市本部に報告する。市本部は、直ちに調査結果を県に報告する。

(2) 道路の応急復旧作業

① 作業順位の決定

市は、道路の被害状況調査結果を基に、緊急性を考慮し、応急復旧順位を決定する。

なお、効率的な応急復旧のために、飯能市土木災害協力会等と復旧区間等について、事前協議を行う。

② 応急復旧作業

道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、「災害時の応急作業に関する協定」に基づき、飯能市土木災害協力会に協力を依頼するほか、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施し、迅速な交通確保に努める。特に、避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令をし、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動して通行路を確保することができる。

また、道路管理者は、やむを得ない必要がある時、他人の土地を一時使用し、竹木その他の障害物の処分を行って通行路を確保することができる。

資料編 第3章 資料8 ○緊急輸送道路

2 輸送手段の確保

災害時において、被災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員、救助物資の輸送を円滑に実施するため、所要の車両を確保する。

(1) 輸送力の確保

庁用車の車両の全面的活用と、(一社)埼玉県トラック協会いるまの支部をはじめ輸送業者及び市民に協力を依頼し、輸送力の確保を図る。

(2) 応援要請

車両が不足する場合は、相互応援協定を締結している市町村、関係機関又は県に対して応援を要請する。

3 緊急車両の管理と運用

(1) 車両の管理

市本部が設置されたときは、庁用車及び調達した車両は、庶務班が集中管理する。ただし、既に部課所に配属されている車両は、輸送班から要請があるまで当該課所が実施する応急業務に使用することができる。

(2) 車両の運用

庶務班は、各対策部の要請に基づき、使用目的に合わせ、適正な配車、車両の運用を実施する。また配車状況を常に把握し、各対策部の要請に対応する。なお、救助物資の搬送に関しては、輸送班員を車両とともに派遣する。

第3 航空輸送

1 ヘリコプターの要請

市長は、緊急を要するときは県及び自衛隊に対し、ヘリコプターの派遣を要請する。

- (1) 救急患者等の搬送
- (2) 救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送
- (3) 災害対策従事者の輸送
- (4) その他の緊急輸送

2 飛行場外離着陸場の開設

災害時における航空輸送を円滑に行うため、飛行場外離着陸場を開設する。飛行場外離着陸場の開設及び運用は、市及び県とする。

資 料 編 第3章 資料4 ○飛行場外離着陸場一覧

第4 集積場所及び要員の確保

救援物資の集積、配分業務を円滑に行うため、次の施設を救援物資の集積場所として設定し要員を派遣する。

【救援物資集積場所】

施 設 名	所 在 地	電話番号
市役所駐車場	飯能市大字双柳1-1	042-973-2111
富士見小学校グラウンド	飯能市大字双柳1-1	042-973-5741

第5 救助法適用時の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資料編 第8章 資料1 ○災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第20節 要員確保計画

活動の方針

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力について、市は、民間団体への協力依頼、公共職業安定所への求人依頼等により労働者を確保し、労務供給の万全を期する。また、市は、(福)飯能市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受付・派遣及び情報提供等を迅速かつ的確に実施する。

第1 労務供給計画

1 実施責任者

- (1) 災害応急対策に必要な作業員等の雇上げは、市長が行う。
- (2) 救助法が適用された場合の作業員等の雇上げによる労務の供給は、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する雇上げや、知事の救助を待つことができないときは、市長が行う。

2 労務内容

- (1) 被災者の避難・救出
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 飲料水の供給
- (4) 救助用物資の整理分配及び輸送
- (5) 遺体の捜索及び処置
- (6) 緊急輸送路の確保

3 救助法適用時の費用等

応急救助のための賃金職員等雇上げ費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)の範囲内において県に請求する。

第2 ボランティア受入対策

1 災害ボランティアセンターの開設

災害時における応急対策を実施する上で要員が不足した場合、又は多数のボランティアの申込みが殺到した場合、救護総務班は(福)飯能市社会福祉協議会との協定「災害時におけるボランティアセンターの開設等に関する協定書」に基づき災害ボランティアセンターを開設する。また、必要に応じサテライトボランティアセンターを設置する。

救護総務班は、避難所及び各対策部より必要とするボランティアを把握するとともに、災害ボランティアセンターと市本部との連絡調整を行う。

2 災害ボランティアセンターの業務

災害時における災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアの受付・募集・派遣・調整
- (2) ボランティア団体間の情報交換

- (3) 被災者ニーズの把握
- (4) ボランティア活動に必要な資機材の確保、提供
- (5) ボランティアの宿泊場所の情報提供

3 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受付、派遣

- ① 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受付窓口を設置し、申込みの受付及び登録を実施する。
- ② 救護総務班は、県に対し登録ボランティアの派遣を要請する。
- ③ 災害ボランティアセンターは、登録したボランティアの派遣先、人数の振り分けなどのコーディネート業務を実施し、被災地・避難所等へボランティアを派遣する。

(2) ボランティアの活動内容

災害時のボランティアは、その活動内容から一般ボランティアと専門ボランティアに区分され、受付時にそれぞれ分けて登録を行う。

- ① 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
- ② 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話 等
- ③ 砂防ボランティア
 - ・ 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
 - ・ 土砂災害に関する知識の普及活動や、土砂災害時の被災者の援助活動
- ④ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

4 ボランティア活動への支援

救護総務班は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

(1) 情報提供

被害状況や応急対策活動の実施状況等の情報を災害ボランティアセンターへ提供し、ボランティアの活動の円滑化を図る。また、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受入れる。

(2) 活動拠点の提供

ボランティア活動が効果的に発揮できるように、必要に応じて公共用地、建物等をボランティアの活動拠点として提供できるよう検討しておく。

(3) 県等への派遣要請

市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティアセンターにボランティアの派遣先調整等を要請する。

第21節 自衛隊災害派遣要請計画

活動の方針

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、市長は直ちに知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼し、人命又は財産を保護する。

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

- 緊急性の原則： 差し迫った必要性がある
- 公共性の原則： 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性がある
- 非代替性の原則： 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がない

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- 1 被害状況の把握
 - 車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- 2 避難の援助
 - 避難者の誘導、輸送等
- 3 避難者の搜索、救助
 - 死者、行方不明者、負傷者の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
- 4 水防活動
 - 堤防護岸等の決壊に対する土のう作り、積込み及び運搬
- 5 消防活動
 - 利用可能な消防車、消火機具による消防機関への協力
- 6 道路又は水路等交通路上の障害物の排除
 - 施設の損傷又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）
- 7 診察、防疫、害虫駆除等の支援
 - 大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市が準備）
- 8 通信支援
 - 自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
- 9 人員及び物資の緊急輸送
 - 緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
- 10 炊事及び給水支援
 - 緊急を要し他に適当な手段がない場合

11 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年1月総理府令1号）による（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の品物を譲与することはできない。）

12 交通規制の支援

自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。

13 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

14 予防派遣

風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

15 その他

市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能な物について関係部隊長と協議して決定する。

第2 災害派遣要請の要求

市長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、災対法第68条の2の規定に基づき、直ちに知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

1 要請依頼方法

市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

(1) 提出（連絡）先

県危機管理防災部危機管理課

(2) 記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

2 連絡（通知）先

(1) 県

連 絡 先	電 話 番 号	F A X 番 号
危機管理防災部危機管理課	048-830-8131	048-830-8129

(2) 自衛隊

部隊名（駐屯地等）	連 絡 責 任 者		電 話 番 号
	時 間 内	時 間 外	
陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）	第 3 科 長	部 隊 当 直 司 令	048-663-4241～5
航空自衛隊中部航空方面隊司令部（入間）	運 用 第 2 班 長	司 令 部 当 直 幕 僚	04-2953-6131

第3 派遣部隊の受入体制の確保

災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入に際し、次の事項に留意して派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努める。

1 緊密な連絡協力

市長は、県、警察・消防機関等と、派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題など発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により作成するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を統括部本部対策班に設置する。

5 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに派遣部隊に対して次の施設等を準備する。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舍
- (3) 材料置き場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準：3m×8m）
- (5) ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

第4 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、派遣部隊の長と協議の上知事に依頼する。

第5 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と協議する。

第 22 節 環境衛生計画

活動の方針

災害時には、道路障害等によりし尿、生活ごみの収集が困難となり、また大量のがれきが発生することが予想されるほか、汚水の溢水など衛生条件の悪化に伴い、感染症等がまんえんするおそれがある。このため、市は廃棄物の処理を適正に行うとともに、保健所等の指導に基づき、感染症発生の未然防止を図るなどの確な防疫活動を実施し、環境衛生の保全に努める。

第 1 ごみ・し尿処理

1 ごみ処理

災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、家庭系、事業系ともに、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させる。特に、腐敗性の高いごみについては、防疫上の観点からも優先的に処理する必要がある、ごみの排出場所を分ける等の措置を講じる。

(1) 実施体制

災害時におけるごみ収集及び処理は、清掃班が実施する。

なお、市の処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、隣接市町村及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

(2) 施設の応急措置

清掃班は、災害発生直後にごみ処理施設の被害状況を調査把握し、必要な応急措置を講じる。

(3) ごみ収集の方法

① ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を市民に対して地区自治会又は報道機関を通じ、協力を呼びかける。

② 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設へ搬送する。

③ ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。なお、分別収集に当たっては、適切な広報により、市民に分別排出を呼びかける。

④ 夜間の収集

道路の状況によっては、夜間のごみ収集も実施する。

⑤ 災害廃棄物の収集

- ・倒壊家屋からの廃棄物は、自治会単位等の地域別に集積場所を指定し収集する。廃棄物の集積場所と方法について市民に広報する。
- ・災害時に発生するごみについては、水分の多い粗大ごみが土砂混じりで排出されるので、収集車による収集が効果的でない場合が多い。このため、ダンプトラックと積込み用重機との組合せによる収集を、借上げ又は委託として行う。

- ・災害廃棄物の収集運搬に適した車両及び重機を確保するため、建設対策部と連絡し、民間業者所有の車両及び重機の数量を把握し、借上げを行う。

⑥ 避難所のごみ対策

避難所では、保健衛生面から毎日収集を実施し、ダンボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、リサイクルを図る。

(4) ごみの仮搬入先の確保

清掃班は、処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合や、搬入経路に被害がある場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、ごみの仮搬入先を確保する。ごみの仮搬入先は、公園、小・中学校等の公共施設用地の広場を利用し、被災地の地域住民自身の搬入に備える。

(5) ごみの処理・処分

ごみの処理施設が受入れ可能となった時点から、仮置場（仮搬入先）に一時的に集積したごみを含め、飯能市クリーンセンターに搬入し、順次処理・処分する。

(6) 周辺市町村へのごみ処理の要請

市長は、処理しきれないほど多量のごみが排出された場合、あるいはごみの処理施設が被害を受け稼動しない場合、近隣市町村へ、ごみの処理を要請する。

【ごみ処理施設】

施設名	所在地	処理能力	電話番号
飯能市クリーンセンター	飯能市大字下畑768-1	40 t / 24 h × 2 炉	042-973-1010

2 し尿処理

(1) 実施体制

災害時におけるし尿収集は、清掃班が実施する。

なお、市の処理能力を超えるし尿が排出された場合は、県、隣接市町村の協力を得て、し尿処理施設の確保を図る。

(2) 施設の応急措置

清掃班は、災害発生直後に環境センターの被害を調査把握し、必要な応急措置を講じる。

(3) 収集方法

- ① 冠水便槽等のくみ取については、生活利便上支障のないよう優先的にくみ取を行う。
- ② 被災地域の状況に応じて市内許可業者と緊密な連絡を図り、避難所など被災集中地区を重点的に処理する。
- ③ 市内業者による収集・運搬を原則とするが、なお不足する場合は広域応援を求める。

(4) 処理等の方法

収集したし尿は、環境センターにおいて処理するが、処理場が被害を受け処理が不能になった場合は、市長は近隣市町村に処理の応援を要請する。（飯能市浄化センターが処理機能を維持していた場合は、一部受け入れ）

(5) 仮設トイレの設置・管理

- ① 避難所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。

② 在宅者のための仮設トイレの設置

清掃班は、ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆便所とあわせてし尿を処理する。

(6) 仮設トイレの調達

清掃班は、市が備蓄している仮設トイレが不足したとき、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

① 流通在庫の調達

仮設トイレの流通在庫を関係業者から調達する。

② 県及び市町村への要請

県及び相互応援協定を締結している市町村へ備蓄してある仮設トイレの借上げを要請する。

【し尿処理施設】

施設名	所在地	処理能力	電話番号
飯能市環境センター	飯能市征矢町31-1	62kℓ/日	042-971-3420

第2 災害廃棄物処理

災害時において、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、産業環境対策部は廃棄物処理に必要な体制や仮置場（仮搬入先）の確保を図る。

1 災害廃棄物の処理の実施体制

(1) 民間所有建築物等

原則建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は仮置場・最終処分場の確保及び処理処分に関する情報の提供を実施する。

(2) 公共・公益施設

施設の管理者において処理する。

2 仮置場（仮搬入先）の確保

環境衛生班及び清掃班は、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等の廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場（仮搬入先）を公共用地を中心に確保する。

【災害廃棄物予測最大値（立川断層帯地震（破壊開始点：北）冬18時 8m/s）】

○2.4万トン（1.5万m³）（埼玉県地震被害想定調査報告書 平成26年3月）

3 災害廃棄物の処分方法

災害廃棄物はリサイクルを考慮して、解体家屋ごとに現場において分別し、仮置場（仮搬入先）に搬入する。その後、分別した種類ごとに、最終処理を実施する。

(1) 分別処理の方法

木造家屋	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート建築物等	ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

(2) 最終処理方法

- ① 可燃物はクリーンセンターで焼却する。リサイクル可能な木造家屋の柱材等についてはリサイクルへの配慮を図り、必要に応じ、相互応援協定を締結している市町村に処分を要請する。
- ② 不燃物はクリーンセンターにおいて処理する。不燃物のうち金属類、コンクリート類等は、リサイクルへの配慮を図る。
- ③ 可燃物及び不燃物の処理後の残滓は、クリーンセンターにおいて処分する。

4 費用の負担

市長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対し公費負担の措置を要請する。

5 処理の推進と調整

災害時における廃棄物処理は、各市町村や都県域を超えた広域処理が必要となる。そこで県は、県地域防災計画（震災対策編）において想定される全県の災害廃棄物発生量を推定し、市町村の支援や連絡調整及び広域処理体制の確保を図るとしている。

なお、市においては、災害廃棄物の処理について本計画によるほかさらに広域的、かつ、具体的な「飯能市災害廃棄物処理計画」の作成を検討する。

6 災害廃棄物の適正処理

(1) 廃棄物処理計画の策定

飯能市は、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、震災廃棄物対策指針（平成10年10月：旧厚生労働省生活衛生局水道環境部環境整備課）を参考に、被災状況を調査し廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理計画を策定し、迅速に処理を進める。

(2) 処理体制の確立

災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬機材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに県、周辺市と緊密な連絡の下に処理体制を確立する。特にがれきの処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの処理体制を確立する。

なお、解体現場において分別を実施し、仮置場、リサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄にあたっては、適切にフロン回収を行う。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、焼却やリサイクルが出来ないものの埋め立て処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

第3 防疫活動

被災地においては、衛生条件の悪化により、感染症等がまんえんするおそれがあるため、家屋の

消毒、昆虫駆除等により感染症等の防止措置や被災者に対する防疫活動を実施する。

1 市の防疫組織

産業環境対策部環境衛生班は、狭山保健所の指示のもとに（一社）飯能地区医師会等の協力を得て防疫班を編成し、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまんえんを防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施する。実施に当たっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行う。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行う。

(3) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては、同法施行規則第16条に定めるところに従って行う。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまんえんを予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成し、その協力を得て防疫の徹底を図る。

5 防疫資材の調達

防疫及び保健衛生用器材等が不足する場合には、市内関係業者から調達するものとするが、調達不可能な場合は、知事又は応援協定締結市町村から応援を要請する。

第4 食品衛生監視

1 食品衛生監視の実施

市は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、救援物資集積所等の救護食品の監視指導及び炊き出し実施時の衛生指導など食品に起因する危害発生の防止を実施する。

2 食品衛生監視班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、次に示す食品衛生の監視活動を求める。

- (1) 救護食品の監視指導及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生の防止

第5 被災動物の救援

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。

1 動物救護本部への要請

災害時には、県、獣医師会及び動物関係団体が連携して動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。

- (1) 動物保護施設の設置
- (2) 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- (3) 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- (4) 飼養困難動物の一時保管
- (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- (6) 動物に関する相談の実施等

2 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

3 避難所における動物の適正な飼養

市は、避難所を設置した場合に、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、県から適正飼養の指導等を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

第 23 節 県防災ヘリコプター出場要請計画

活動の方針

災害の状況に応じ、県に対し防災ヘリコプターの出場を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を迅速に行う。

第 1 応援要請の範囲等

1 応援要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、防災ヘリコプターの活動を必要と判断する場合には、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- ① 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 市の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- ③ その他救急搬送等防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 防災ヘリコプター緊急運航基準の種類

区 分	出 場 基 準
救助出場基準	① 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合 ② ①のほか、航空機による人命救助の必要がある場合
救急出場基準	① 救急車による搬送が不可能な場合 ② 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、緊急の処置が必要な場合 ※ 転院搬送を行う場合は、原則として医師が搭乗するものとする。
調査出場基準	① 広域的な情報収集を必要とする場合 ② 避難誘導又は広報を必要とする場合
救援出場基準	被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合

第 2 応援出場要請方法

航空機の出場要請は、埼玉県防災航空センター所長に対して、電話により次の事項を速報後、「防災航空隊出場要請（受信）書」を、FAXで送付することにより行う。

要請時の明示事項

- ① 災害の種別
- ② 災害の発生場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑤ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑥ その他必要な事項

資 料 編 第7章 資料5 。防災航空隊出場要請（受信）書

第 3 経費の負担

埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づく応援に要する経費は、県が負担する。また、応援要請に基づき消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、埼玉県下消防相互応援協定第13条の規定にかかわらず、県が負担するものとする。

第24節 危険物等災害応急対策計画

活動の方針

災害時における危険物等施設の被害を最小限にとどめ、また従業員及び市民に対する危害防止を図るため、防災関係機関は相互に協力し、被害を軽減するための対策を講ずる。

第1 危険物施設等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

資料編 第4章 資料2 ○電気・ガス施設、危険物施設等の状況

第2 高圧ガス災害応急対策

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき応急措置を実施する。
- (2) 施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
 - ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに安全な場所に移す。
 - ③ ①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
 - ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

- (3) 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

第3 有毒化学物質による人身被害対策

市内に有毒化学物質による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本地域防災計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備すると同時に、県、防災関係機関に応援を要請し、迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進する。

1 活動体制

(1) 組織

本章第1節「活動体制計画」に定める市本部体制とする。

(2) 配備体制

配備基準等は、本章第2節「動員配備計画」に定める非常体制により対処する。

2 応急措置

(1) 原因解明及び情報収集

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた場合は、防災関係機関と連携協力して、迅速、確実な原因解明及び情報収集に努め、応急措置の速やかな実施に努める。また、当該調査結果を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

(2) 立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(3) 救出、救助

消防機関を主体とした救出、救助活動に当たるものとするが、具体的な対策については本章第13節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(4) 医療救護

市は、市内に人身被害が発生した場合、本章第13節「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県その他の関係機関と緊密に連携協力して、医療救護活動を実施する。

(5) 救急搬送

本章第13節「救急救助・医療救護計画」に準じる。市は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県に対して県防災ヘリコプターの出場要請、又は自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(6) 避難誘導

市長、警察官等は、本章第14節「避難計画」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難の勧告又は指示を行う。

(7) 応援要請

市は、有毒化学物質発生事件と推測される場合には、速やかに県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第 25 節 放射線事故等災害対策計画

活動の方針

本市における放射性物質事故の発生としては、核燃料物質等の輸送中の事故等、また、放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核燃料物質使用事業所においては、その許可状況、使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。原子力発電所は、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所が、本市から比較的近い場所に立地している。

これらの施設、発電所において核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の甚大性に鑑み、迅速かつ円滑な対応を図るため、「放射線事故等災害対策計画」として定める。

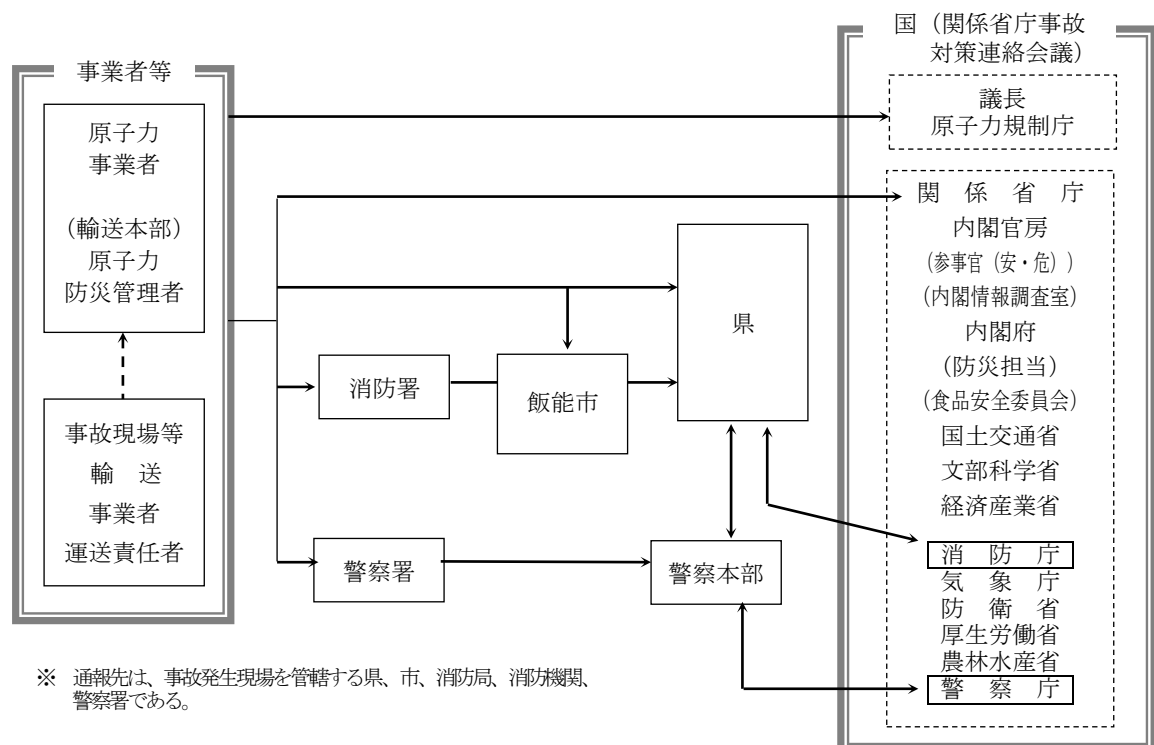
第 1 核燃料物質等輸送事故災害対策

1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡及び収集・連絡系統

原子力事業者の原子力防災管理者は、核燃料物質等輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生した場合、直ちに最寄りの消防・警察機関に通報するとともに、県、事故発生場所を管轄する市及び安全規制担当省庁等に通報する。市は、事業者などから受けた情報について、県、安全規制担当省庁等、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行う。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



(2) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は県に、県は国に応急対策の活動状況や応援の必要性等を連絡する。

(3) 通信手段の確保

市、県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。また、電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

また、事業者等は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講ずるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

(2) 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通知を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずる。

(4) 県の活動体制

① 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。

② 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請する。

③ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。なお、自衛隊の災害派遣要請については、本章第23節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

(5) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

(6) 応援要請

県は、必要に応じて、県内各市町村に対して市への応援を指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求めるものとする。

3 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、被災地以外の市町村は、市からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施する。

4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

(1) 災害対策本部の設置など

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席する。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、市は、災害対策本部を閉鎖する。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後に搬送する。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

6 退避・避難収容活動など

(1) 退避・避難等の基本方針

原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、市は、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずる。これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は、次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量) (mSv)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等への屋内へ退避 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	市民は、避難

(mSv：ミリシーベルト。生体への被ばくの大きさの単位)

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

- * 核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあるとして予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

② 市長への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等する。

また、知事は、市の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域を設定した市長を応援するよう指示する。

③ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他関係機関に対し、協力を要請する。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、屋内に退避するなど必要な指示をする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。また、市は、避

難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

(5) 要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。特に、高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつ詳細な情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行くとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

② 市民等からの問い合わせへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備し、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

7 核燃料物質等の除去等

事業者は、市並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

8 各種規制措置と解除

(1) 飲料水及び飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び県・国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	10ベクレル/キログラム以上
牛 乳 ・ 乳 製 品	50ベクレル/キログラム以上
一 般 食 品	100ベクレル/キログラム以上
乳 幼 児 用 食 品	50ベクレル/キログラム以上

(ベクレル/キログラム：放射線の強さを表す単位)

(2) 解除

環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、県、市、原子力事業者等及び消防機関等は、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

9 被害状況の調査等

(1) 被災市民の登録

市は、県の指示により、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民の登録を行う。

(2) 被害調査

市は、県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害を調査する。

- ① 退避・避難や、立ち入り禁止措置の措置
- ② 飲料水、飲食物の制限措置
- ③ その他必要と認める事項

10 市民の健康調査等

市は、県と連携して、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。

第2 放射性物質取扱施設事故対策

1 事故情報の収集・連絡

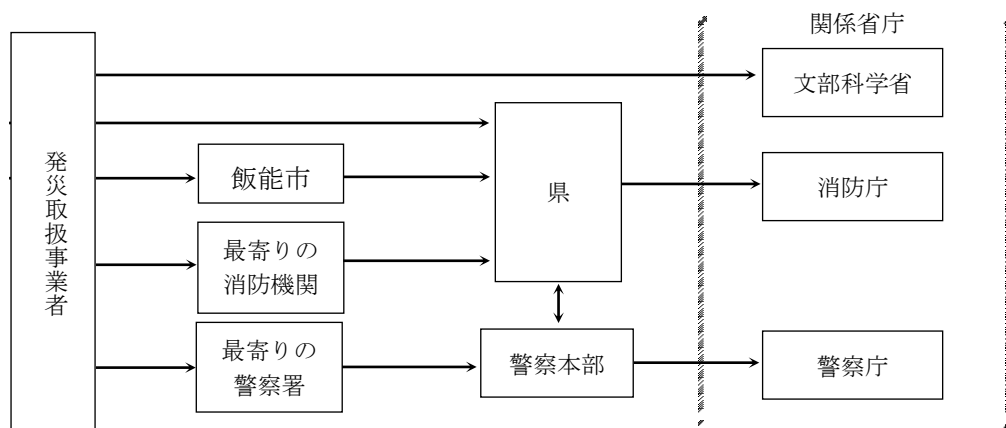
(1) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに次の事項について、市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

- ① 事故発生時刻・場所・施設
- ② 事故の状況
- ③ 気象状況（風向・風速）
- ④ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑤ 予想される災害の範囲及び程度等
- ⑥ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市町村など関係機関等へ連絡する。

【放射性物質取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



(2) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に応急対策の活動状況等を随時連絡する。

2 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

3 活動体制の確立

市、県及び防災関係機関は、前記「第1 核燃料物質等輸送事故災害対策」に準じ、活動体制の確立を図る。

第3 放射線関係事故対策

1 事故発生の情報収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

① 事故情報等の連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、放射線関係事故が発生した場合、直ちに最寄りの消防・警察機関に通報し、事故発生場所を管轄する安全規制担当省庁等に通報する。市は、県、安全規制担当省庁等からの情報を基に、警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行う。

② 職員の体制

放射線関係事故に関係し非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備等の使用方法の習熟、関係機関との連携等について、職員への周知徹底を図る。

③ 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため関係機関と連携を強化しておく。また、状況によっては放射線に関する専門知識を必要とする場合もあるため必要に応じて専門家の助言が得られるよう関係機関との連携を図る。

(2) 緊急被ばく医療体制の整備

① 緊急被ばく医療可能施設の把握

市は、埼玉県を通じ放射線被ばくに対する専門的治療に要する施設・設備を有する医療可能施設について把握しておく。

② 被ばく検査体制の整備

放射線関係事故が発生し、その事故の起きた施設周辺若しくは警戒区域等が設定された区域内からの避難者に対し外部被ばくの簡易測定が実施できるよう、飯能市を所管する保健所や医療機関の体制を把握しておく。また、避難に使用した車両及び搭載物についても簡易測定の実施に努める。

(3) 放射線関係事故対策に係る避難

放射線関係事故に係る避難者の受け入れは、震災対策編第3章第13節を準用する。

(4) 飲料水の供給体制の整備

市は、放射線関係事故により飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水の備蓄を図る。特に乳児等に優先的に飲料水を供給する。

(5) 広報体制の整備

市は、放射線関係事故発生時に迅速かつ円滑に広報が実施できるように平常時から報道機関との連携を図る。

(6) 相談窓口の整備

市は、市民からの問い合わせ等対応する体制について、予め整備する。

2 防災教育

(1) 職員に対する研修

市は、放射線関係事故の応急対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、以下の事項に関し職員研修を行うものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線の健康に対する影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市が取るべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に市民が取るべき行動及び留意事項について
- ⑥ その他必要と認める知識

(2) 市民に対する啓発

市は、放射性物質・放射線の影響に関する理解を図るため、市民への啓発活動に努める。

3 空間放射線量の測定体制の整備

家庭等における空間放射線量について、学校など市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を行い、市内における放射線線量の分布を把握する。

4 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備

市は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月原子力安全委員会）、「環境放射線モニタリング指針」（平成20年3月原子力安全委員会）及び「水道水等の放射能測定マニュアル」（平成23年10月厚生労働省）等に基づき国、県と密接に連携を取りながら飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定を実施し市民に的確に情報提供を行うほか、必要により摂取制限等を行うものとする。

5 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

市は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定し、必要により適切に管理する。

第 26 節 農林業災害対策計画

活動の方針

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の天災による農林業関係災害に関し、市は関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図る。

第 1 注意報・警報及び特別警報の伝達

市は、県から気象注意報・警報及び特別警報等の伝達を受けたとき、又は川越農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話又は市防災行政無線等により速やかに、いるま野農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

第 2 凍霜害予防

市は、いるま野農業協同組合等関係団体と連携を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合は、その被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知させる。

第 3 農林災害対策

1 農作業・農業生産施設

市は、県と連携して、被害実態に応じて草樹勢の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに講じ、その指導の徹底を期する。

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を講じるよう県に要請する。

2 農地及び農業用施設

市は、被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を講じるよう県に要請する。

3 森林・林産物及び林地荒廃防止施設・森林管理道施設

林地については、市は関係団体等と連携して被害の規模に応じて復旧措置を講じるとともに、立木、林産物被害については、損失の状況等により必要な助成措置を講じるよう県に要請する。また、施設被害に対しては、被害の拡大防止措置を講じるとともに、必要な復旧措置を講じる。

4 家畜・家禽

市は、災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発性病を予防するため、川越家畜保健衛生所等の協力を得て、災害の態様に応じて必要な措置を講じる。また、飼料の確保について、市は県と連携して市内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう努める。

5 その他

卸売市場、農林業関係団体の施設など、上記1～4以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

第 27 節 林野火災応急対策計画

活動の方針

市及び防災関係機関は、林野火災が発生した場合には相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

第 1 市の活動体制

1 災害対策本部の設置

市長は、市域において林野火災が発生し、地域住民に重大な影響を及ぼす場合、災対法第23条第1項の規定に基づき、市本部を設置する。

2 現地対策本部の設置

地域において、災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。なお、現地災害対策本部長は、災害対策本部員のうちから、現地災害対策本部職員は災害対策本部職員のうちから、災害対策本部長が指名する。

3 応急対策活動

- (1) 林野火災発生現場周辺住民に対し、防災行政無線、広報車、警鐘などを使用し、又は状況に応じて自主防災組織などの市民組織と連携して警報を周知する。
- (2) 市長は、林野火災の規模、様態の状況に応じて避難勧告等の指示を行い、防災関係機関や自主防災組織と連携を図りながら、地域住民の安全な避難誘導を行う。また、山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を勧告・指示する。
- (3) 市長は、林野火災現場周辺について、警戒区域、立入禁止区域の設定及び交通規制区域の指定等、防災上の安全措置を講じる。

4 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と連携して、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、各機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつ詳細な情報を適切かつ迅速に提供する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第 2 防災関係機関等の活動体制

1 埼玉西部消防局

- (1) 現場指揮本部を設置するとともに、速やかに火災の状況や気象状況を把握し、迅速に林野火

災の消火活動を行う。

(2) 林野火災の規模等が通報基準に達したときは、県に速報を行う。

(3) 埼玉県防災航空センター所長へ空中消火の依頼

(4) 知事を通して行う消防庁広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する災害派遣要請についての検討

2 飯能警察署

市は、火災の状況により、に対して負傷者等の救出救助、被害の拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置を要請する。

3 川越農林振興センター

県造林で火災が発生したときは、職員を派遣し状況把握を行うとともに、市及び防災関係機関との連携を密にし、被害の拡大防止を図る。

4 林業関係事業者

林業関係事業者は、市、消防局、等の防災関係機関との連携を図り、初期活動、情報連絡等の協力を努めるものとする。

第3 火災通報等

1 通報基準

市は、林野における火災の規模等が以下の基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、県及び消防庁に報告を行ない、その後1時間ごとに状況を通報する。

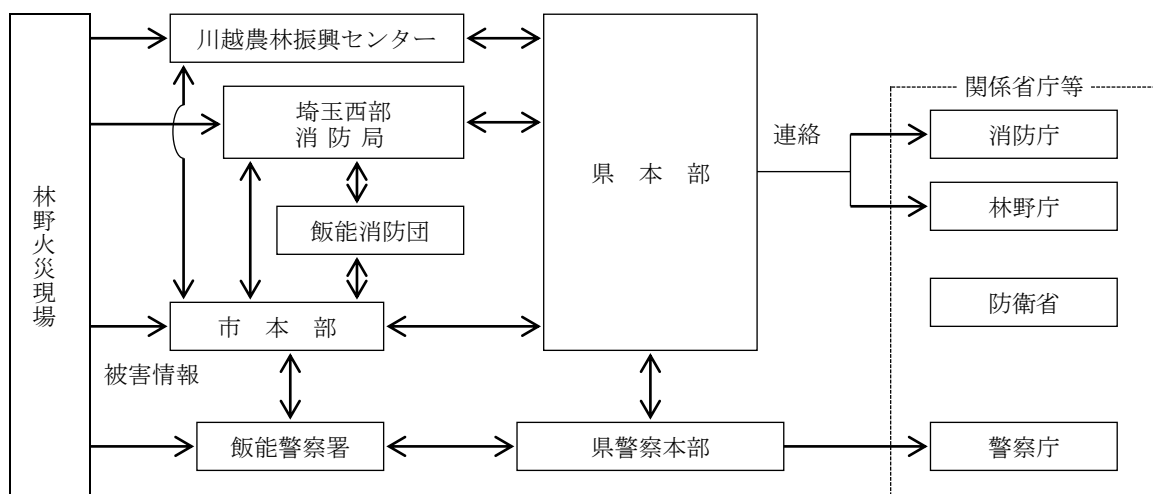
(1) 焼損面積10ha以上と推定される場合

(2) 空中消火を要請する場合

(3) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

2 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第 28 節 航空機事故災害対策計画

活動の方針

市周辺には、自衛隊及び在日米軍の飛行場があり、市上空を航空機が頻繁に通過していることから、航空機墜落事故等による航空災害の発生も予想される。

本計画は、市内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進するにあたり、関係機関等の活動体制に万全を期するため定める。

第 1 活動体制

1 事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第76条）

警察官又は消防要員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2 県

県は、県内に航空機事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

航空機事故対策における県本部の設置は、県防災計画に準じ、以下の基準による。

- (1) 県内に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、県は事故発生地域の管轄市町村を担当する支部、又は支部に代えて現地災害対策本部を設置し、応急活動に当たる。
- (2) 県内に航空機事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、県は、埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動に当たる。

3 市

市は、市域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

(1) 市本部の設置

市長は、市域において大規模な災害が発生した場合、災対法第23条第1項の規定に基づき、市本部を設置する。

(2) 現地対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部は、災害対策本部員のうちから、現地対策本部職員は災害対策本部職員のうちから、災害対策本部長が指名する。

(3) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

災害対策本部長は地域の市民に被害が及ぶと判断されるときは、防災行政無線、広報車、報道機関への協力要請等により、地域住民へ避難指示（緊急）を行う。

(4) 現地における救急救助・応急的医療救護活動

（一社）飯能地区医師会は、災害現場に医師等を派遣し、応急的医療救護活動を行う。

(5) 災害広報

人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を、市民に周知するよう広報に努める。

(6) 県及び消防庁への報告

航空機事故の場合は、次の基準により県及び直接消防庁に報告する。

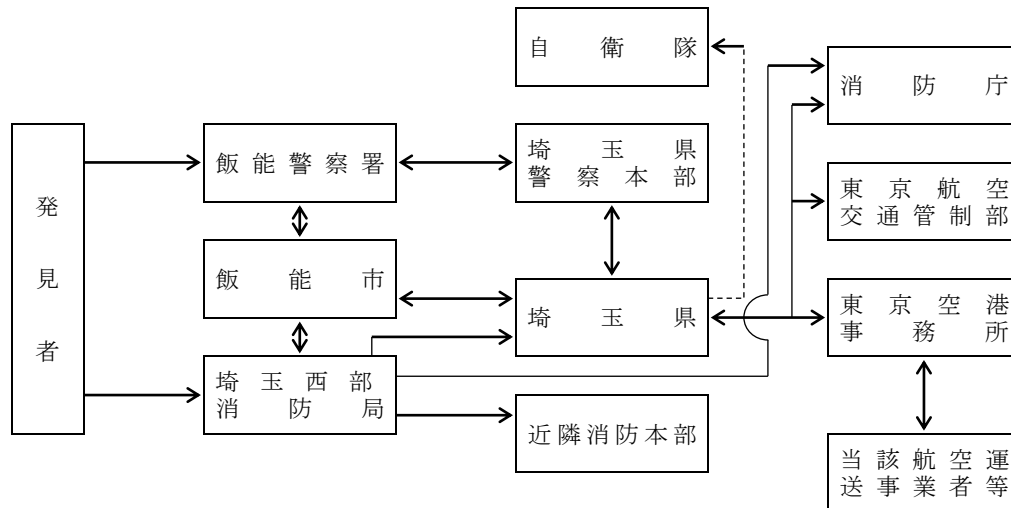
- ① 航空機の墜落
- ② 航空機の墜落により発生した火災

第2 連絡通報体制

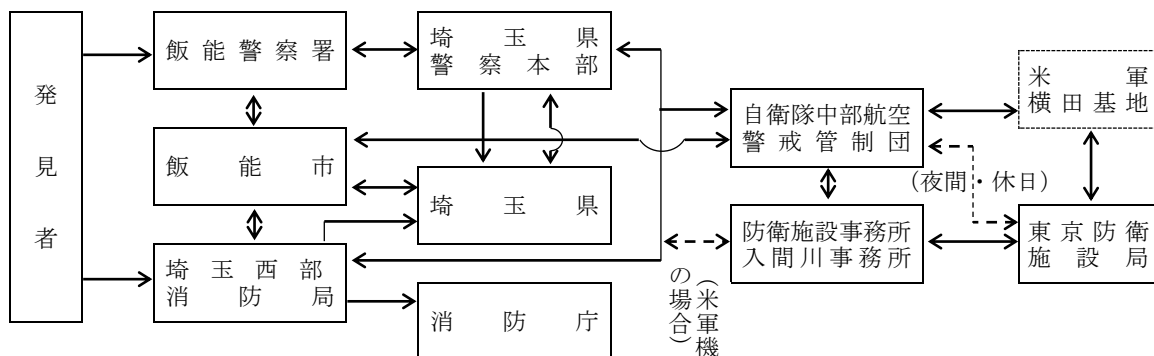
市内において航空機の墜落事故等が発生した場合、市は原則として県及び東京空港事務所、防災関係機関へ連絡する。また、災害の規模が大きく、市単独では対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。さらに災害が拡大するおそれがある場合は、県に対し自衛隊の災害派遣や化学消火薬剤など資機材の確保等について応援を要請する。

1 被害・活動情報の伝達系統

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊又は米軍の航空機事故の場合



第3 応急措置

1 情報収集

市は、市域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、本章第7節「災害情報計画」第8節「災害通信計画」に準ずる。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

① 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

② 消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

③ 警察に対する要請

市は、航空機事故が発生した場合は、事故の状況により、警察に対して航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導すること及び現場一帯の立入禁止等の措置を要請する。

(2) 災害現場周辺の市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長は本章第14節「避難計画」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

3 救出、救助

(1) 市

① 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

② 協力者の動員を行う。

③ 事故の状況により、警察に被害者の救出、救助、危険箇所の監視、警ら等を要請する。

4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防機関及び市は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請は本章第24節「自衛隊災害派遣要請計画」に、他機関への応援要請は本章第5節「応援協力要請計画」に準ずる。

6 医療救護

市は、市内に航空機事故が発生した場合、本章第13節「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療

救護活動を実施する。

第4 主な関係機関がとるべき処置

1 県

県は、事故の状況により県本部を設置するとともに、必要により事故現場に現地対策本部を設置し、次の応急対策活動を行う。

- (1) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市本部との調整
- (2) 市の遺体処理業務への広域応援の調整及び関係団体への協力依頼
- (3) 日本赤十字社埼玉県支部及び公立医療機関に対する出動要請
- (4) 埼玉県医師会及び埼玉県歯科医師会に対する協力要請
- (5) 自衛隊に対する派遣要請

2 県警察本部及び（市から要請する処置）

市は、事故の状況により県警察本部及びに対して、次の応急対策活動を要請する。

- (1) 負傷者の救出、救護
- (2) 行方不明者の搜索
- (3) 死傷者等の身元確認
- (4) 避難誘導及び避難区域の警備
- (5) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保

3 埼玉西部消防局

航空機事故災害は、多数の死傷者の発生が予想され、市街地に航空機が墜落した場合等には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、全消防力をあげて対応する。また、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

4 日本赤十字社埼玉県支部

日本赤十字社埼玉県支部は、事故の状況により「災害救護実施対策本部」を設置するとともに、必要に応じて現地に同本部を設置し、次の応急対策活動を行うものとする。

- (1) 救護所の開設
- (2) 負傷者に対する医療救護
- (3) 患者の輸送

第 29 節 火山噴火降灰対策計画

活動の方針

噴火等の火山現象による降灰被害等に対し、市は、迅速な情報収集及び被害情報の発信を行い、防災関係機関との連携のもとに、円滑な災害応急対策を実施する。

第 1 火山災害応急対策

1 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

2 災害対策本部の設置

市長は、火山活動により、市に火山灰の降灰被害が発生するおそれのある場合、又は降灰被害が発生した場合、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

3 降灰に関する情報の発信・伝達

気象庁が市内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは市内に降灰があったときは、市は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。

(1) 降灰に関する情報の発信

市及び防災関係機関は、火山灰の降灰災害の状況、降灰による被害、交通規制の状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報等の正確かつ詳細な情報を適切かつ迅速に提供する。（市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、防災情報システム等により県に伝達する。）

情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て行くとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

また、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備し、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

(2) 降灰時にとるべき行動の発信

市は、降灰時にとるべき行動を市民に発信する。発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、ツイッター、データ放送など）も活用する。

- ・外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- ・家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- ・自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

4 応急対策の実施

市は、降灰により市民の生活や農林水産業等に支障を生じた場合は、県及び関係機関との連携のもとに、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業や各種資金の融通等の施策を実施し、その被害の軽減に努める。

(1) 交通規制

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制を実施する。

(2) 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、避難所を開設・運営する。避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

「風水害・事故災害対策編－第3章－第12節－第4 避難所の開設・運営」を準用する。

(3) 医療救護

「風水害・事故災害対策編－第3章－第13節 救急救助・医療救護計画」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

(4) 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

「風水害・事故災害対策編－第2章－第20節 防災都市づくり計画」を準用する。

降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

(5) 道路降灰の除去

道路管理者は、道路上の降灰による交通事故の防止を図るため、降灰除去作業を行う。

(6) 上下水道施設の除去

市は、上下水道施設における降灰の除去を行う。

(7) 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

また市は、いるま野農業協同組合及び農業関係者とともに、農作物の被害状況を把握し、県に報告を行う。また、農地における降灰の除去作業に必要な支援対策の検討を行う。

(8) 火山灰の収集・処理

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を

行う。

市は、一時的仮置き場を設置して、宅地など各家庭から排出された灰を回収する。一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。市は、火山灰の処分場所を事前に選定し、災害対策上除去した火山灰を、あらかじめ定められた処分計画に基づき処理を行う。

(9) 広域一時滞在

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の市民を受け入れる。

「風水害・事故災害対策編―第3章―第5節 応援協力要請計画」を準用する。

(10) 物価の安定、物資の安定供給

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないように、市民や事業者に冷静な行動を求める。

市は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないように監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努める。

第2 火山災害復旧対策

1 継続災害への備え

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

2 災害対策本部の設置

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性がある。そのため、市は、降灰後は、降雨による土石流による災害防止のため、警戒基準雨量の見直し、警戒避難体制の確立、降雨時の避難の実施に取り組む。

「風水害・事故災害対策編―第2章―第20節 防災都市づくり計画」を準用する。

第30節 雪害応急対策計画

活動の方針

冬季に太平洋沿岸を通過する低気圧等に伴い、多量の降雪を記録することがあるが、市に多量の降雪があった場合は、情報収集・伝達・市民への広報や除雪等の災害応急対応を、防災関係機関と連携し、速やかに実施する。

第1 雪害応急対策

1 応急活動体制の施行

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せずに職員配備体制を布き、人員の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「風水害・事故災害対策編―第3章―第6節 注意報・警報及び特別警報伝達計画」を準用する。

(2) 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、防災情報システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

(3) 市民への情報発信

異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

(4) 積雪に伴い取るべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

(5) 交通規制

市道について、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、緊急交通規制の実施し、県警察に対しすみやかに通知する。

3 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

なだれ事故や異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請及び孤立地区の救援要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

(1) なだれ事故に対する応急対策

なだれによる人命等の損失を極力回避するため、鉄道・道路等施設管理者は、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見した時は、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生の事前回避に努める。

なだれにより施設が被災した場合には、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。

また、列車又は車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

(2) なだれ発生に伴う避難

市は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、市民に対し避難の勧告又は指示を行うものとする。市民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。

市民等がなだれにより被災した時は、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

(3) ヘリコプター等による救出・救助

積雪やなだれによる交通途絶等で立ち往生した自動車や、孤立した地区の市民が、直ちに救出・救助が必要な状況であり、かつ他の交通手段が確保できないと認めた時は、県及び県警に防災ヘリコプター及び県警ヘリコプター等による救出・救助を要請する。

また、救助の規模が市及び県による対応能力を超え、緊急性、非代替性が認められる場合には、自衛隊法に基づき自衛隊に災害派遣を要請する。

「風水害・事故災害対策編―第3章―第23節 県防災ヘリコプター出場要請計画」を準用する。

(4) 孤立地区の応急対策

① 状況の調査等

市は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

② 救援の要請

市は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請するものとする。

③ 医師の派遣・物資の輸送等

市及び県は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

④ 交通の確保

道路管理者は孤立地区に通じる道路の除雪を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

「風水害・事故災害対策編－第3章－第19節 緊急輸送計画」を準用する。

「風水害・事故災害対策編－第3章－第34節 孤立地域災害対策計画」を準用する。

4 避難所の開設・運営

なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った市民や、交通途絶により孤立した地域の市民を収容するため、市は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

「風水害・事故災害対策編－第3章－第12節－第4 避難所の開設・運営」を準用する。

5 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。また、透析患者などの要援護者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「風水害・事故災害対策編－第3章－第13節 救急救助・医療救護計画」を準用する。

6 道路機能の確保

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

(1) 効率的な除雪

異常な積雪時には、優先除雪道路の交通確保を最優先とし、建設関係業者の協力を得て機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

市道について、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察本部と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理・規制を行う。

(2) 除雪の応援

市は、除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

7 ライフラインの確保

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

「風水害・事故災害対策編－第4章－第4節－第3 都市基盤施設の復興」を準用する。

(1) 応急対策の実施

市は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

8 地域における除雪協力

(1) 取組方針

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第2 雪害復旧対策

1 長期化する雪害への備え

大量の積雪があった場合には、なだれが発生するおそれが長期間継続する。そのため、積雪後は、なだれによる災害防止に取り組む。

(1) なだれ対策の実施

気象台が発表するなだれ注意報を参考にしながら、適宜、市民への注意喚起を行う。道路管理者は、気象台が発表するなだれ注意報や専門家による見解等を参考にしながら、道路の通行規制解除を行う。

(2) 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。市は、農業関係にあつてはいるま野農業協同組合及び農業関係者、林業関係にあつては各森林組合及び林業関係者の協力を得て各被害状況を調査し、県に報告を行うとともに必要な支援対策を講じる。

「風水害・事故災害対策編－第4章－第5節 産業・経済の復興」をする。

(3) 長期化する雪害への備え

「風水害・事故災害対策編－第4章－第4節 安全な地域づくり」を準用する。

(4) 生活再建等の支援

「風水害・事故災害対策編－第4章－第3節 住まいと暮らしの再建」を準用する。

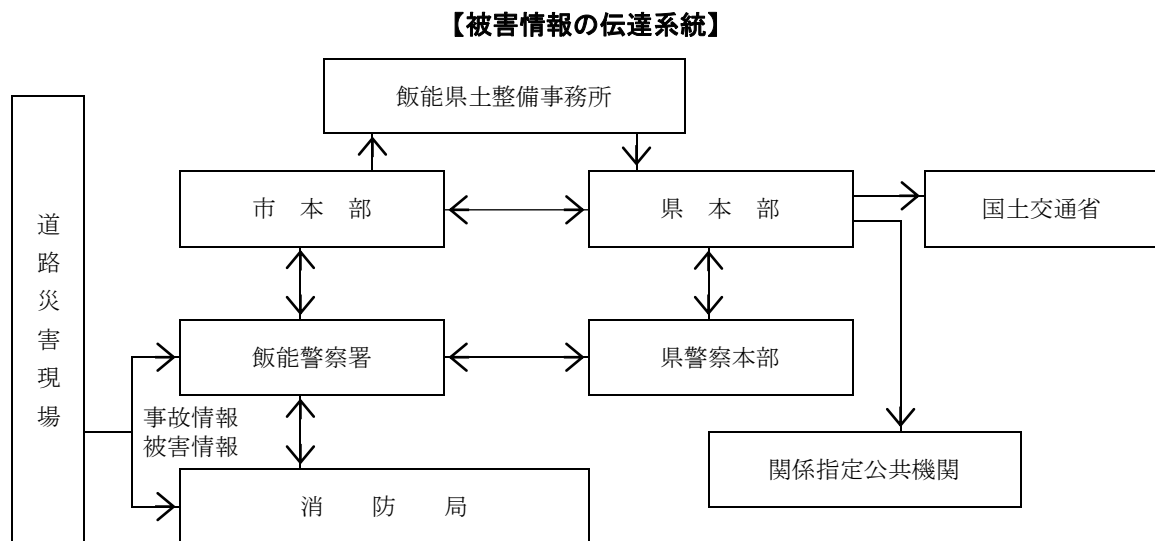
第 31 節 道路災害対策計画

活動の方針

風水害により道路の冠水、道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

第 1 被害情報の伝達系統

大規模な道路事故災害が発生したときは、次により情報を伝達する。



第 2 主な関係機関がとるべき措置

1 道路管理者（県及び市）

道路管理者は、大規模な道路事故災害発生直後に消防局が中心となって行う、負傷者等の救助及び消火活動の実施に必要な応援協力を行う。

2 飯能警察署

飯能警察署は、大規模な道路事故災害の被害状況に応じて、次の応急活動を行う。

- (1) 被害状況の収集
- (2) 負傷者の救出及び救護
- (3) 行方不明者の搜索
- (4) 死傷者の身元確認
- (5) 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の確保
- (6) 現場広報及び報道対策
- (7) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
- (8) 現場の保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視（見分）等の応急的な捜査活動

3 埼玉西部消防局

消防局は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

なお、迅速な消火活動及び被害の拡大防止を図るため、次のような措置を講じる。

(1) 関係機関との連携

道路管理者等に対して、通行止等の必要な措置について協力を求める。

(2) 警戒区域の設定

積載危険物の流出等に対して、必要により警戒区域を設定する。

第3 市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

市長は、市域において大規模な災害が発生した場合、災対法第23条第1項の規定に基づき、市本部を設置する。

(2) 現地対策本部の設置

地域において、災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地対策本部を設置する。

(3) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

市長は地域の市民に被害が及ぶと判断されるときは、避難勧告等を行う。

(4) 道路交通の安全確保

市は、道路、橋りょう等の被害状況の把握に努めるとともに、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要がある場合は、関係法令に基づき速やかに通行の禁止又は制限の手続を行うものとする。

この場合は、通行の禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を記した道路標識を設置するとともに、周辺道路網から適切な回路を確保する。

(5) 災害広報

人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を市民に周知するよう広報に努める。

(6) 応援要請及び応急復旧

市長は、応急対策が市のみでは困難と判断した時は、相互応援協定等に基づき他の市町村等に対し応援を要請するとともに、状況によっては県を通じ自衛隊災害派遣を要請する。

第4 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出等が発生したときは、消防局及び警察は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。

(1) 有毒ガス等の対応

消防局は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災等の未然防止に必要な措置を講じる。

(2) 飲料水汚染などへの対応

流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水地区担当機関に速やかに連絡し、取水制限等の措置を講じる。

(3) 環境調査の実施

有害物質が、河川等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、狭山保健所及び河川管理者等は必要に応じて環境調査を実施する。

(4) 避難誘導及び火気の使用制限

市長は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合、市民への避難勧告等及び避難誘導、立入禁止区域の設定、火気使用の制限等の措置を講じる。

第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第6 的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつ詳細な情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

また、要配慮者に対する伝達方法については、「風水害・事故災害対策編－第3章－第15節要配慮者等の安全確保対策」を準用する。

2 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

また、被災者の安否について家族等から照会があったときの対応については、「風水害・事故災害対策編－第3章－14節－第1 行方不明者の搜索」を準用する。

第 32 節 災害応援計画

活動の方針

市外において発生した大規模災害において、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対し応援を実施する。

第 1 支援対策会議

1 設置・開催

災害により被災した自治体から応援の要請があった場合又は応援の要請がなくとも被災の程度から災害応援の必要があると思われる場合は、飯能市災害支援対策会議（以下「支援対策会議」という。）を設置する

- (1) 災害時における相互応援協定等を締結している自治体の地域で災害が発生し、その規模が被災自治体で対処が困難であると判断したとき。
- (2) 市域外において甚大な被害が発生したとき

2 支援対策会議の組織・運営

- (1) 支援対策会議は、市長が会長となり、副市長、教育長及び各部長で組織する。
- (2) 支援対策会議に関する事務は、危機管理室が行う。
- (3) 支援対策会議を設置・開催した時は、防災関係機関に通知する。
- (4) 支援対策会議の運営については、別に定める。

3 支援対策会議の閉鎖

会長は、災害応援活動の必要がなくなったとき、支援対策会議を閉鎖する。

4 支援対策会議の協議事項

支援対策会議の協議事項は、主に以下のとおりとする。

- (1) 災害初期の情報収集
- (2) 被災地や関係機関からの応援要請の有無
- (3) 応援内容の決定

救援物資の搬送、職員の派遣、行政事務の支援、被災者への支援等適時適切な支援を行うため、支援対策会議において支援の内容を決定する。

第 2 災害情報の収集

支援対策会議を設置することが必要となる災害が発生し、又は発生の恐れがあると判断されたときは、危機管理室は応援活動を円滑に実施するため、必要な情報の収集を行う。

第 3 災害応援活動の準備

災害応援活動に関係する部及び関係機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、普段から対応しなければならない。

また、会長は必要があると認めるときは災害応援活動の準備について指示できる。

第 33 節 災害受援計画

活動の方針

市域において発生した大規模災害において想定される県内、県外自治体からの救援物資や人的支援、警察、消防、自衛隊などの応援部隊の受け入れ態勢について、飯能市が応援を受け入れる（以下「受援」という。）場合の基本的ルールについて定める。

第 1 基本的な事項

1 基本的な考え方

- (1) 大規模災害発生時には本計画に基づき、速やかに応援を受け入れ、効果的、効率的な災害応急対策を実施する。
- (2) 災害受援計画は、実動訓練・図上訓練等を通じた検証や、国・県・隣接自治体及び防災関係機関の体制の変更に応じて、定期的に見直しを行う。

2 受援の際の基本的業務

- (1) 市本部は、効果的、効率的な応援を受けるために、被害状況、災害応急活動の状況及び充足状況を把握し県に報告するほか、関係機関で組織する調整会議に報告する。

3 調整会議

救助活動は県内外の自治体、県、県警本部及び防災関係機関等多数の機関が合同で実施することから、広域的な応援を円滑に受け、かつ、災害応急対策を効果的に実施するため、必要に応じ、国、県との調整会議を行う。

- (2) 調整会議の具体的内容は以下のとおりとする。

① 名称 合同連絡調整会議

② 主催 市本部

③ 主な調整事項

- ・ 応援部隊の市内における配置、増援等
- ・ 支援物資に係る搬送の調整、追加調達等
- ・ 医療に係る広域搬送の調整、医療チーム、救護班増援等
- ・ ヘリコプターの運用に係ること
- ・ その他、国、県への要請事項

4 応援拠点の支援

市本部は、あらかじめ指定した「活動拠点候補地」と「一時配分拠点」の中から、応援部隊の配置、支援物資の配分計画、ライフライン事業者の復旧活動等に応じた拠点を定め、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の応援部隊及び支援物資を迅速かつ円滑に受け入れる体制を整える。なお、それらを活用することができない場合や、指定した候補地や拠点では不十分な場合には、隣接市や県と調整する。

5 活動経費

救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市及び防災関係機関が負担する。

6 その他

(1) 災害協定締結自治体、埼玉県、全国市長会への応援要請

電話等により、被害の状況、応援の場所、必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名、数量、資機材、車両、職員人員及び派遣期間等を連絡する。

(2) 応援部隊の食糧等について

初動段階では、応援部隊が飲料水、食料、寝袋等を自ら携行し救助活動等を行うことを原則とする。

【活動拠点】

名称	面積 (㎡)	管理者	使途
岩沢運動公園	37,000	飯能市	主に警察
飯能日高消防署	24,287	埼玉西部消防組合	主に消防

第2 大規模災害発生直後の要請等の手続

1 広域緊急援助隊（警察）

県公安委員会は、警察法第60条第1の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し援助を要求する。

2 自衛隊

(1) 市長の災害派遣要請の依頼

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう知事に依頼する。また、通信の途絶等により知事に依頼が出来ない場合は、陸上自衛隊第32連隊長を経由して、陸上自衛隊第1師団長に報告する。

① 災害の状況及び派遣を要する理由

② 派遣を希望する期間

③ 派遣を希望する区域及び活動内容

- ・ 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- ・ 避難者の誘導、輸送等避難の援助
- ・ 行方不明者が発生した場合の捜索活動
- ・ 火災に対し、消防機関と協力しての消火活動
- ・ 道路又は水路の確保
- ・ 水防活動
- ・ 被災者に対する応急医療、急護、防疫活動
- ・ 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員の派遣及び支援物資の緊急輸送
- ・ 被災者に対する炊飯及び給水
- ・ その他必要と認める事項

④ その他参考となるべき事項

(2) 知事による災害派遣の要請

知事は上記(1)の事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第32普通科連隊長を経由し第1師団長に対し要請する。ただし、緊急を要する時は口頭を持って要請し、事後速やかに文書により要請する。

3 緊急消防援助隊

(1) 市長の応援要請の依頼

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、緊急消防援助隊の応援要請を行うよう依頼する。ただし、緊急を要する時は口頭を持って要請し、事後速やかに文書により要請する。

① 災害発生場所

② 災害の種別・状況

③ 人的・物的被害の状況

(必要応援部隊の種別)

- ・ 消火部隊、救助部隊、救急部隊、航空部隊、特殊災害部隊、特殊装備部隊
- ・ その他の情報（必要資機材・装備等）

(2) 知事による応援の要請

知事は上記(1)の事項及び応援部隊の集結場所及び到着ルートを明らかにした要請書により、消防庁長官に要請する。

4 知事、県公安委員会からの要請がない場合での出動

知事からの要請がない場合でも、防衛大臣又はその指定する者は自衛隊法第83条第2項の基地に基づき自衛隊を、消防庁長官は消防組織法第44条第2項の規定に基づき緊急消防援助隊を派遣できる。

また、警察法第71条の規定に基づき、緊急事態が布告され、必要があるときは、警察庁長官は警察官を派遣できる。

第3 応援部隊の活動拠点の確保

1 活動拠点の確保

(1) 活動拠点の選定

市本部は、活動区域における応援部隊の宿泊施設や活動車両の駐車スペース、周辺の臨時ヘリポートの有無等を考慮して活動拠点を選定する。あらかじめ指定した候補地を中心に柔軟に検討する。

(2) 活動拠点の開設

活動拠点の開設は、応援部隊が行う。

市本部は、活動拠点の施設管理者に対して、応援部隊が活動拠点を開設するための施設の施錠、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を行う。

2 開設準備の報告

大規模災害が発生した場合は、市本部は活動拠点の使用の可否について調査を行い、県に報告する。

3 開設状況の報告

大規模災害が発生した場合には、市本部は開設について、県に報告する。

第4 応援部隊を活動拠点に誘導するための情報提供

市本部は、被害情報などの災害応急対策に関する各種情報を迅速・的確に把握し活動拠点に進出する応援部隊に対して情報提供を行う。

また、応援部隊が活動拠点への進出が困難となった場合には、進出拠点を変更して、その結果について速やかに応援部隊に連絡する。

1 応援部隊への活動拠点への指示等

市本部は、進出してきた応援部隊に対して、活動拠点を指示するとともに、活動拠点への誘導を行う。

(1) 応援部隊に対する情報提供

- ・被害情報
- ・市及び県の連絡先、連絡方法、関係機関連絡先一覧
- ・割り当てた活動拠点
- ・県又は市からの応援要請事項
- ・活動拠点周辺の地図
- ・活動拠点までのルート図
- ・その他必要な事項

(2) 応援部隊用地図の配布

市本部は、次の内容を盛り込んだ活動地域に関する地図等を応援部隊に配布する。

- ・応援部隊の活動区域
- ・応援部隊の活動拠点、野営可能区域
- ・災害拠点病院、その他病院等の位置
- ・臨時ヘリポートの位置
- ・その他応援部隊が求める事項

第5 応援部隊に対する支援

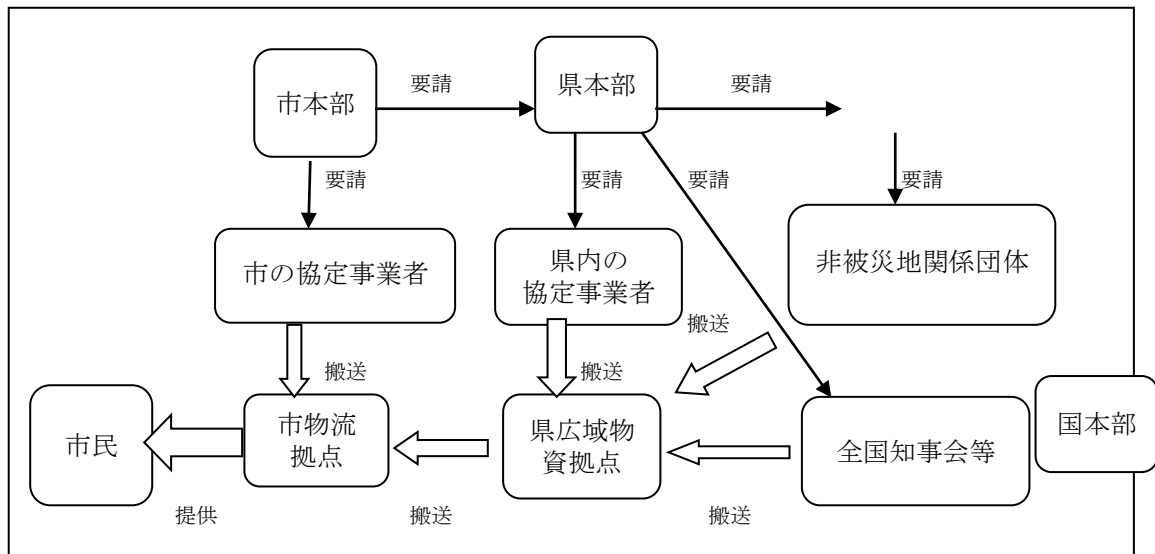
- 1 市本部は、応援部隊の活動拠点に連絡要員を派遣して、適時情報提供を行い、応援部隊と連携し被災地における活動（救助、救出、捜索等）の役割分担、地区の調整を行う。

第6 物資等の調達

大規模災害時において必要となる食糧、飲料水及び生活必需物資については、市が備蓄物資を提供するほか、市民も平常時より備蓄に努めて生活を維持する。

これらの対応が困難である場合について、県に対し備蓄物資の提供を依頼するほか、協定を締結している機関に対して物資の提供を依頼する。

【物資調達の流れ】



1 物資調達の概要

以下の手順により大規模災害発生時の物資調達を行う。

- (1) 市民は自ら備蓄した物資により生活を維持する。
- (2) 市本部は、市が備蓄している物資を必要に応じて市民に提供する。
- (3) 市本部は、市と協定を締結している市内、市外の事業者に対し、物資提供を要請する。
- (4) (1) ～ (3) によっても物資が不足する場合又は不足することが予測される場合は、県に対して物資調達を要請する。

2 物資の集積地

物資集積地は、市役所駐車場及び富士見小学校グラウンドとする。なお、施設やスペースが不足する場合は、集積地を追加する。

3 物資集積地での活動

- (1) 一次集積及び品目の分類
- (2) 避難所等からの物資需要情報の集約
- (3) 配送別の仕分け
- (4) 小型車両への積み替え、発送

第7 義援物資の取り扱い

市は、必要な義援物資として必要な資材・物品の支援を外部に求める場合、速やかにその品目、数量、時期等を明らかにし県や報道関係機関と連携した広報に努める。

第 34 節 孤立地域災害対策計画

活動の方針

災害時における孤立の内容は、大別して情報通信（救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にする）と交通手段（救援活動に支障を及ぼすとともに孤立地域の市民の生活に大きな影響を及ぼす）の孤立である。本市において想定される土砂災害、雪害、地震災害、その他災害等において特定の地域が道路の遮断やライフライン（電気、電話）の不通により孤立する事態に対して、迅速かつ円滑な災害応急対策を以下により実施する。

第 1 主な活動

- 1 孤立が想定される地域（区域）の実態把握、救出・救助活動の実施
- 2 通信の途絶に対しては、衛星携帯電話等により通信手段の確保に努める。
- 3 食料品、生活物資の緊急輸送
- 4 う回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限必要な交通の確保について早期に実施する。

第 2 活動の内容

- 1 孤立が想定される区域の実態把握、救出・救助活動の実施

すべての応急対策は、被害実態の把握から始まることから、通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害報告が不可能になる。発災時には、平素からの孤立想定に基づき、直ちに各地域と連絡をとれる体制を確保し孤立の有無及び被害状況の確認を行う。また、人命を第1とした活動を行い、孤立地域からの救出活動を実施する。

 - (1) 孤立が予想される地域の実態把握
 - ① 孤立が予想される地域に対し、電話回線及び防災行政無線による孤立状況の確認を行う。
確認が不可能な場合は、現地対策本部から人を派遣し状況の確認を行う。
 - ② 孤立状況、被害情報について情報を収集するとともに、県に速やかに報告する。
 - (2) 救出・救助活動の実施
 - ① ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、速やかに県に報告し、救助場所のヘリポート確保に努めるほか、要救助者の容態、人数、気象状況に関しできる限り多くの情報を収集し報告する。
 - ② 負傷者等が多い場合は、医師の現地派遣を検討する。
 - ③ 孤立地域内の要配慮者、滞在者の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難先等について検討し、必要に応じて県や他の防災関係機関及び他の自治体の協力を得て救出を行う。
- 2 通信手段の確保
 - (1) 通信手段

職員の派遣、防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話、アマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

3 食料品等生活必需物資の輸送

道路が応急復旧するまでの間は、孤立地域の生活維持に必要な食料品等の生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、う回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(1) 市の活動

う回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターによる物資輸送の要請を行う。

(2) 市民による活動

孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し合い、地域全体として当面の生活確保について協力し合う。

4 道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

(1) 市の活動

孤立地域に通じる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、バイク、自動車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

(2) 関係機関の活動

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急を実施し、主要道路から優先し、最小限の交通確保を行うものとする。

【内閣府調査による孤立の可能性のある集落】(26. 4. 1 現在)

番号	地区名	集落名	世帯数
1	吾 野	青場戸	5
2		小床	16
3		高山	6
4		藤原柏木	30
5		中組	36
6		間野	54
7		志田大久保（上長沢）	7
8		高畑	4
9		岩井沢	14
10		下久通	30
11		上久通	22
12		花桐	14
13		大蔵山	19
14	東吾野	虎秀（中組・新田・間野）	42
15		阿寺	11
16		風影	22
17		八徳	20
18	原市場	妻沢	95
19		中沢	52
20	南高麗	上直竹上分	28
21	名 栗	湯の沢	40

第4章 災害復旧復興対策計画

第1節 復興に関する応急対応

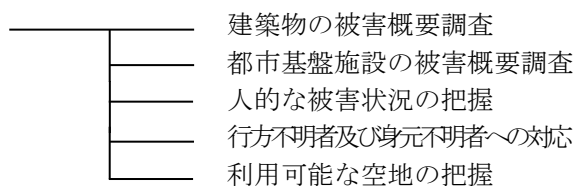
第1 被災状況等の把握

■施策の方向

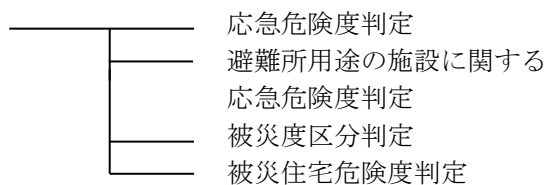
- (1) 復旧・復興の方向性を決定し、復興計画の早期立ち上げを図る。
- (2) 被災者の置かれている状況を正確に把握し適切な対応につなげる。
- (3) 金融面における当面の措置のための資金需要を想定し、措置する。
- (4) 被害額を把握し、国の財政支援を要請する。
- (5) 被災状況を分析し、復興事業や防災まちづくりに反映させる。

■施策の体系

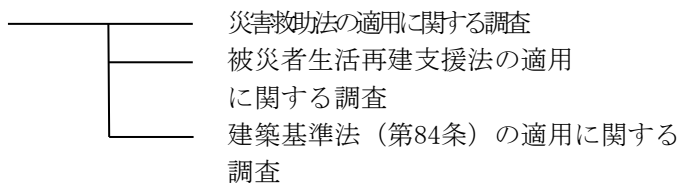
応急対応のための調査実施



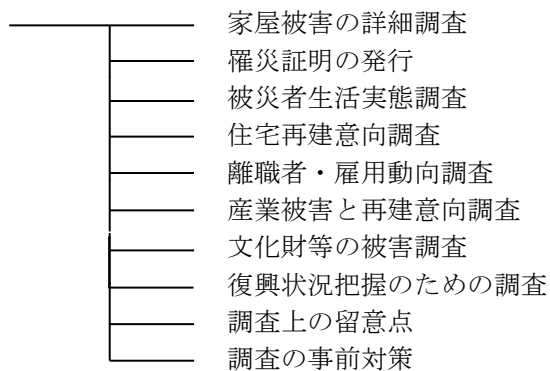
二次的被害の拡大防止に関する調査実施



法制度の適用に関する調査実施



住まいと暮らしの再建に関する調査実施



■施策推進上の留意点

調査の流れは、まず全体像を把握することから開始され、時間経過とともに詳細な調査へと移行する。

国や県、関係団体などに確実な支援要請を行ううえで調査は重要であり、得られた情報をもとに、可能な限り詳細かつ具体的な資料を整える必要がある。

調査に当たっては、時間的な制約もあることから、建物データ（構造・用途・階数・延べ床面積・所在地・占有者など）、世帯情報（世帯主の氏名・年齢・職業・家族構成、被災住宅に関する情報）等についてデータベース化するなどの環境整備をしておくことが重要である。

調査を的確に進めるため、民間調査機関や大学等との連携・連絡体制の構築することや、地域住民のボランティア、あるいは、郵便局員等の調査協力が得られるよう連携体制の構築することもある有効である。なお、調査を受ける市民側からすると、多くの場合、被災後最初に対面する「行政関係者」となり、調査員に対して様々な質問や要望が寄せられることになると考えられることから、あらかじめ、想定の質疑応答例や問い合わせ先リストなどを用意しておく。

■実施施策

1 応急対応のための調査実施

(1) 建築物の被害概要調査

建築物の被害概要調査は、発災後数日以内に実施する。

これにより、被災地全体の状況を把握し、被災者救助、仮設住宅に必要戸数の算出、ライフラインの復旧、市街地復興計画の検討その他の対応を実施するための基礎的な参考資料を作成する。建築基準法第84条に基づく建築制限区域を設定するほどの被害であれば、区域を定める。

市が調査した被害の概要は、随時、県に報告することとし、県は取りまとめた調査結果を国に報告する。

(2) 都市基盤施設の被害概要調査

道路や橋りょう、上下水道、通信、電力、ガスその他の都市基盤施設の被害概要調査は、発災後迅速に実施する。

これにより、応急復旧や二次的被害を防止するための措置その他の対応を実施するための基礎的な参考資料を作成する。

市が調査した被害の概要は、随時、県に報告することとし、県は取りまとめた調査結果を国に報告する。

(3) 人的な被害状況の把握

市は、警察や消防、医療機関からの情報、あるいは、死亡届や埋火葬許可申請などを通じて、人的な被害の的確な把握に努める。なお、個人情報の取り扱いには万全を期すものとする。これらにより把握した情報に基づいて、災害弔慰金、見舞金、義援金などを迅速かつ的確に配分し、被災者及び被災者遺族の生活を支援する。

なお、市は被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。

【被災者台帳の記載（記録）内容】

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ・氏名 | ・生年月日 |
| ・性別 | ・住所又は居所 |
| ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 | |
| ・援護の実施の状況 | |
| ・災害時要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由 | |
| ・その他 | |

(4) 行方不明者及び身元不明者への対応

行方不明者については、届出に基づき警察署が調査する。なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第4条の規定に基づき、発災後3月間生死が判らない場合は、死亡したものと推定され、災害弔慰金の支給対象となることとされている。

身元不明遺体については、警察署による身元調査が行われる。調査の結果、身元が確認できない場合は、市が遺骨及び遺留品を保管する。

(5) 利用可能な空地の把握

応急対応・復旧作業拠点用地、仮設住宅用地、災害廃棄物の一時仮置き場などの用地を確保することは、発災後の最重要課題のひとつである。このため、公有地はもとより、民有地も対象として利用可能な場所の把握と確保に努める。

2 二次的被害の拡大防止に関する調査実施

(1) 応急危険度判定

地震により被災した建築物については、余震等による倒壊や落下物の危険性などを判定し、適切な対応をとることにより二次的な被害を防止する。

建築物の応急危険度判定は、地震による被災建築物に適用され、台風その他の原因により被災した建築物には原則として適用されない。

なお、罹災証明書発行のための損害調査や被災建築物の恒久的な使用の可否を判定には、「被災度区分判定基準」が適用され、応急危険度判定とは異なるので留意が必要である。

(2) 避難所用途の施設に関する応急危険度判定

災害時に避難所として使用される施設に関しては、用途の適否を調査する。この調査に当たっては、避難所という用途であることから、余震等に対する安全性が確保されるか否か、綿密かつ慎重に行う必要がある。

(3) 被災度区分判定

被災度区分判定は、応急危険度判定に引き続いて実施され、建築物の継続使用に係る安全性に関する調査であり、所有者が技術者に依頼して実施する。

この判定は、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、被災前の状況に戻すだけでよいか、詳細な調査を行って特別な補修や補強が必要かなどについて比較的簡便な判定を行い、適切かつ迅速に復旧に資するものである。

(4) 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定は、擁壁や法面等を含む宅地について余震や降雨による崩壊危険度を判定する調査である。

3 法制度の適用に関する調査実施

(1) 災害救助法の適用に関する調査

災害救助を迅速かつ的確に実施するとともに、救助費用に関する事務を適切に行う。

市は、調査により把握した被害状況を県に随時報告する。県は、市の報告に基づき国への報告を行い、災害救助法の適用を協議し、決定する。

(2) 被災者生活再建支援法の適用に関する調査

被災者生活再建支援法の適用を受け、居住する住宅が全壊などの被災者に対する被災者生活支援金の支給に関する調査その他の事務を適切に行う。

被災者生活再建支援法施行令第1条の規定に基づく調査は、全壊（全部解体）世帯について行い、その数が市全体で10世帯以上、埼玉県で100世帯以上となる場合は内閣府に報告する。

なお、同支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対しては、法と同様の支援を行うことなどを柱とした、埼玉県・市町村生活再建支援金を適用して支援を行う。

(3) 建築基準法第84条建築制限区域の指定及び被災市街地復興特別措置法上の手続き

県は、被災した市街地で市街地開発等の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。市は、建築基準法第84条の指定を受けるため、県に対して協議申出する。

本部長（市長）は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

4 住まいと暮らしの再建に関する調査実施

(1) 家屋被害の詳細調査

家屋の被害状況について、実態を把握して被災者の応急対策の参考資料とするとともに、罹災証明発行の基礎資料に資する。

調査は、発災後1～2週間の間に、主に税務主管課が行う。

(2) 罹災証明の発行

罹災証明について定めた法令上の規定はないが、被災者に対する税の減免措置や義援金の配分など、被災者支援対策の適用に当たって「被災した事実を証明」するもので防災に関する事務の一環として行う。

罹災証明書は、火災に関するものは消防署が、その他のものは税務主管課が発行する。

(3) 被災者生活実態調査

被災により当面の生活に困窮している世帯を把握し、適切な支援対策を検討するための各種調査を行う。

調査は、原則として避難所や仮設住宅などの被災者から直接聴き取る方法で行う。

被災者が多い場合には、発災後初期にサンプリング調査を行い、その後に聴き取り調査、アンケート調査を行う。また、遠隔地に避難している被災者についても関係機関等の協力を得て所在地を確認し、調査する。

高齢者などでは、アンケート調査が難しい場合もあるので注意が必要である。

調査項目	内 容
生活実態調査	被災前の生活状況（収入、資産等）、被害程度、収支実態、生活上の問題点など
健康調査	健康状況（生活行動、食生活、ストレス、慢性疾患等）、メンタルヘルス
要援護者・世帯調査	福祉面の需要調査
緊急調査	ホームヘルパー、民生委員・児童委員による、避難所や仮設住宅の要介護高齢者、障害者及び要保護児童の調査
抽出調査	復興プラン策定に向け、福祉ニーズの変化を把握する調査
その他	安否確認、緊急ショートステイ、緊急受入施設状況、ホームヘルプサービス、デイサービスなど

(4) 住宅再建意向調査

市は、災害により住宅が被災した者の住宅の再建について、適切な支援策を検討する。

この際、被災した住宅の整備や移転、公営住宅の供給等に関する事業計画を検討するため、必要な調査を実施する。

(5) 離職者・雇用動向調査

被災者の雇用を確保するため、被災地を管轄する公共職業安定所から情報収集を行うとともに、業界団体にも照会を求め、雇用実態を正確に把握する。

(6) 産業被害と再建意向調査

調査項目	目 的	方 法	調査項目
商工業・農林水産業に係る被害調査	緊急融資の資金需要の把握、復興施策の検討 激甚法、天災融資法、中小企業信用保険法等の運用など	被災事業者及び事業協同組合に対して、聴取り調査、アンケート調査を行う。	被災前の状況把握、直接被害状況及び被害額、間接被害額、既往債務、再建意向及び課題など
経営者に対する再建意向調査	被災事業者の再建及び継続の意思、再建上の問題点及び要望の把握	意向の把握、聴取り調査、アンケート調査、その他情報収集	再建・事業継続、被害額、取引先の状況、再建時の希望（事業規模、内容その他）、再建上の問題点など

(7) 文化財・歴史的建造物等の被害調査

国又は地方公共団体が指定する文化財のほか、学術団体等から一定の評価を得ている歴史的建造物その他、歴史的資料の被害調査や修復、保存などの対策を行う。

この調査は、教育委員会が主体となり、文化庁や関係機関、隣接自治体と連携・協力をしながら実施する。

(8) 復興状況把握のための調査

被災地の復興に当たっては、地域の復興状況を逐次正確に把握し、国や県、その他の関係機関に支援策を要請するなどにより、適切な措置を行う必要がある。

項 目	内 容
復旧状況	・ 公共施設、公共土木施設 ・ ライフライン ・ 交通インフラ
住宅再建状況	・ 建築確認申請状況 ・ 住宅資金融資申込状況

	・公営住宅入居状況 ・仮設住宅の解消見込み
被災者生活	・被災者生活実態調査 ・離職者状況及び雇用動向
経済復興状況	・工業・商業統計調査 ・業界団体別再建状況調査 ・店舗再開率 ・観光客入込調査 ・借入金償還状況等
その他	・人口動態調査 ・地価動向 ・住民意識調査

(9) 調査上の留意点

① 家屋の被害調査

災害原因により保険金額が異なる場合があるので、災害原因の特定に留意する。

② 被災者生活支援実態調査

心身の健康状態、職業、収入など個人のプライバシーに係るものは、調査方法、データ保護及び利用に細心の注意を払い、取り扱いには十分な配慮をする。

③ 住宅再建意向調査

住宅の再建に関する意向の把握は、発災後から日が経つにつれ、意向が変化していく。このため、調査の実施時期に留意するとともに、各種生活再建策の動向を考慮して実施する。

④ 離職者状況及び雇用動向調査

雇用動向の把握は、公共職業安定所のデータや事業所からの情報をもとに行うが、併せて、生活実態について調査することも必要である。

⑤ 産業被害状況及び再建意向調査

各種支援策の適用可能性を把握するため、被害額の推計に必要なサンプリング調査を実施する。

(10) 調査の事前対策

① 家屋被害の詳細調査

家屋被害の調査は、被災者支援の基礎となるが、調査に当たっては厳密さが求められる。このため、人員、資機材その他の準備を入念に行う必要がある。

調査は、被災前のデータを活用して行われ、データの目的外利用に留意し、必要な手続きを整理しておく。

なお、大規模災害に係る調査では、調査対象が膨大になることが考えられるため、県と本市との役割分担を明確化したうえで行う。

② 罹災証明の発行

被災時点で、本市に住民登録がない場合であっても、生活の根拠が本市内にあったときは罹災証明の発行の対象となる。

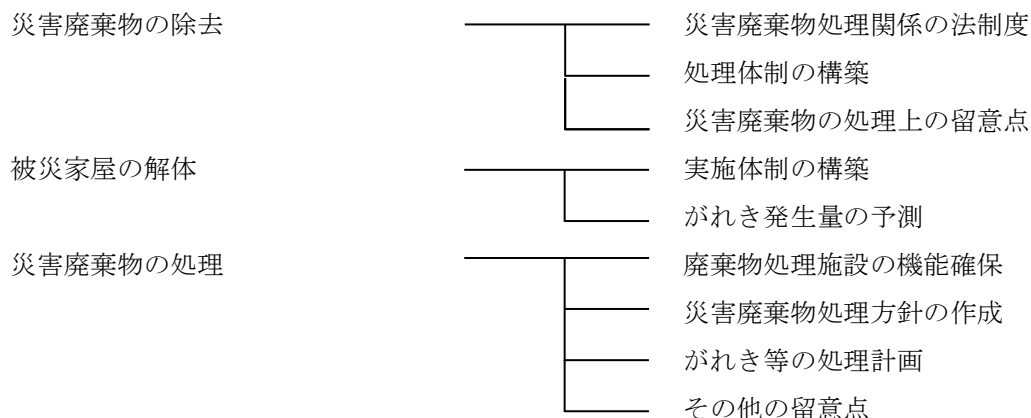
政府系金融機関が実施する災害特別融資などで罹災証明が求められることもあり、罹災証明の証明事項に関しても配慮が必要である。

第2 災害廃棄物の処理

■施策の方向

- (1) 復興事業の進捗にも大きな影響を及ぼす、一般廃棄物をはじめ、がれきや堆積物、流木などの災害廃棄物を迅速に処理する。
- (2) 災害廃棄物の処理に当たっては、可能な限り資源化を図り、環境への負荷を最小限にとどめる。

■施策の体系



■施策推進上の留意点

大規模災害では、被災建物関係のもののほか、大量の堆積物や様々な廃棄物が発生し、復旧・復興事業の進捗に影響を及ぼす。このため、迅速かつ効率的に処理することが求められ、あらかじめ処理計画を具体的に整備しておくことが重要である。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、資源化や負荷の軽減など環境面の配慮もなされなければならない。

■実施施策

1 災害廃棄物の除去

(1) 災害廃棄物処理関係の法制度

事業名	補助率	採択条件	根拠法令	実施主体
災害廃棄物処理事業	1/2	・災害のために実施した廃棄物の収集運搬及び処分に係る事業 ・災害に伴って便槽に流入した汚水の収集運搬、処分に係る事業 ・特に必要と認めた仮設トイレ - 避難所等のし尿の収集運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、災害廃棄物処理事業費補助金交付要綱(環境省)	市

環境衛生施設災害復旧事業	1/2	・災害により被害を受けた廃棄物処理施設（し尿処理施設、ごみ処理施設、最終処分施設）の原形復旧に係る事業	廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金（環境省）	市
堆積土砂排除事業	プール計算方式で算定	・河川、道路、公園施設等で政令に定める区域内に堆積した政令に定める程度以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木が堆積した場合	激甚法（農林水産省、国土交通省）	市
		・公共施設区域外 ・市長が指定した場所に集積された土砂	激甚法（農林水産省、国土交通省）	市
都市災害復旧事業	1/2	市街地内の堆積土砂の総量が、30,000m ³ 以上、又は堆積土砂が一团をなして2,000m ³ 以上、若しくは、50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m ³ 以上であり、市長が排除するもの	負担法、激特法、都市災害復旧事業国庫補助事業に関する基本方針（国土交通省）	市
湛水排除事業	2/3	林業用施設の区域内において、堆積土砂の量が10,000m ³ 以上あること。 県が2/3を補助する場合、県に対して補助に要する経費の全額補助	激甚法（農林水産省、国土交通省）	森林組合

(2) 処理体制の構築

災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、埼玉県と本市が連携し、事業間の調整を行う。

埼玉県と本市の基本的な役割分担は、おおむね次のとおりとする。

区 分	説 明
埼玉県	所管する河川、道路等に係る土砂、堆積物の除去
飯能市	市街地の堆積土砂の除去、災害廃棄物の収集及び処理

(3) 災害廃棄物の処理上の留意点

避難所でのごみは、発生量も多く、様々な種類に及ぶことから、収集運搬及び処理に関して実施体制を検討する必要がある。

自然災害により被災した廃家電に関しても、家電リサイクル法に基づくリサイクル料の徴収対象となる。

2 被災家屋の解体

(1) 実施体制の構築

市は、がれきを適正かつ円滑に処理するため、専任でがれき処理に対応する臨時的な組織を編成する。県においても、がれき処理事業の管理・調整を行う組織を設置することとなっており、県と市の調整を図りながら処理を進める。

(2) がれき発生量の予測

発災後、被害調査を行った結果、継続使用が困難とされた家屋棟数に基づいて、がれきの発生量を把握し、がれき処理に関する計画を策定する。

構 造		原単位（t/棟）
木造	倒壊	29.31
	焼失	19.82
R C 造		231.97
S 造		200.29
その他（ブロック造等）		200.20

3 災害廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理施設の機能回復

- ① 市は、廃棄物処理施設の被害状況を調査し、早急に回復させる。
- ② 市は、施設の再開に必要なライフラインの機能の早期回復を要請する。
- ③ 施設の復旧に時間を要する場合、市は、広域応援を要請する。

(2) 災害廃棄物処理方針の作成

がれきを始め、災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理を行うため、廃棄物の処理に関する実施方針を作成する。

建築物の損壊や焼失などで発生したがれきについて、市が災害廃棄物として処理すると認めるときは、それらの撤去、処理、処分に要した費用に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条の規定に基づき、県を経由して国に対して補助申請をする。

(3) がれき等の処理計画

がれき等の処理計画では、仮置場、運搬経路、最終処分場を決定する。

① 仮置・中間処理

仮置場は、機能ごとに一次仮置場（中継、分別）、二次仮置場（焼却・リサイクル）とする。

② 最終処分

最終処分場は、現在の処理施設の能力に基づき処分量を決定する。

市が保有する施設では対応が不可能なものについては、広域処理その他の方法により処分する。

③ リサイクル

多種多様な廃棄物に対応するため、必要に応じて、コンクリート破砕機、木材粉碎機、選別機等を設置する。

(4) その他の留意点

① 環境対策

廃棄物の処理に当たっては、アスベスト対策を徹底するほか、粉じんや振動、騒音などの防止対策を実施する。

また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法。平成12年法律第104号）の規定に沿った処理を行う。

② 調整・あっせん

被災した建築物等の撤去に当たっては、個々に進めるのではなく、街区単位など一定の区画で進めることが有効とされた場合は、市は、調整やあっせんを行う。

第2節 復興への条件整備

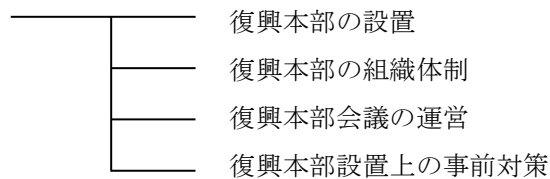
第1 計画的復興への条件整備

■施策の方向

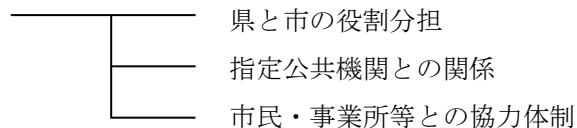
災害からの復興に当たっては、各種対策が多岐にわたるため、横断的な対応が求められる。こうした中で、復興計画に沿って復興事業を総合的かつ迅速に推進するため、復興対策に関する意思決定機関である復興本部を設置する。

■施策の体系

復興本部の設置



復興本部と関係機関との連携



■施策推進上の留意点

復興事業を効果的に進めるためには、被災地域の復興に関して方向性を取りまとめたうえで復興対策に取り組む必要がある。

復興本部は、復興対策を進めるうえでの中枢機関である。事務局は、企画・総務部門が中心となり、計画作成、総合調整などに当たる。

復興本部本体は、庁内横断的に関係部課の担当で構成し、復興対策の意思決定機関となる。また、必要に応じて専門部会やプロジェクトチームを設置する。

一方、復興事業の進捗に伴って、復興状況の全体像が不明確となりがちであるため、市民を始め、庁内における情報共有を図るよう努める。

■実施施策

1 復興本部の設置

(1) 復興本部の設置

災害からの復興対策を計画的かつ円滑、迅速に進めるため、全庁的な体制での取り組みと、それらに向け総合的に総括・調整を図る機関として、復興本部の設置が必要となる。復興本部は、条例により設置し、及び廃止する。

復興本部は、発災後できるだけ早い段階での設置が望ましいが、発災直後は災害対策本部による対応が中心となるため、まずは、災害対策本部と並行して復興本部準備室を設置することとな

る。以後、段階的に復興本部事務局、復興本部へと移行させる。なお、復興本部と災害対策本部とは別の組織である。

(2) 復興本部の組織体制

復興本部の本部長は、市長とする。

事務局は、施策間の調整を行うこととなるため、防災・危機管理部門と企画部門が連携を図りながら運営する。

(3) 復興本部会議の運営

復興事業の推進に当たっては、復興に関わる部署が相互に連携・調整を図りながら協調して取り組む必要がある。このため、復興本部会議の開催が必要となる。

復興本部会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員として、復興基本方針や復興計画の策定など、復興に係る重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理等を行う。

(4) 復興本部設置上の事前対策

- ① 具体的な復興体制の検討
- ② 復興本部事務局の設置場所
- ③ 復興に係る業務の所管部署の明確化

2 復興本部と関係機関との連携

復興事業を進めるに当たっては、本市のみならず、国や県、近隣自治体が相互に連携し合って取り組むことが求められる。国、県及び市は、それぞれの役割分担にしたがって、連携・調整を図りつつ事業を進める。

(1) 県と市の役割

① 役割

市は、復興計画にしたがって市域に係る復興事業を実施する。なお、市が実施すべき事項であっても、市が単独で実施することが困難なものについては、国及び県に支援を要請する。

県は、自治体間の調整を行うほか、市が単独で実施することが困難なものの実施や、技術的、あるいは、財政的な支援をおこなう。また、国に対して支援を要請する。

国や県が主体となって進める事業であっても、地元との合意形成や広報活動などは、市が協力して行う。

② 連携

県と市は、復興事務局を窓口として、相互が常に十分な連携を保って復興事業を推進する。

③ 復興連絡会議

本市及び隣接する自治体がともに同様の被災状況となり、復興対策を進める必要がある場合は、復興連絡会議を組織する。

県は、復興計画の広域における整合をとるために、被災自治体間の調整を図る。

(2) 指定公共機関との関係

地域防災計画で位置付けられる指定公共機関については、必要に応じて協議の場を設け、それぞれの役割を明確にしたうえで連携する。

(3) 市民・事業所等との協力体制

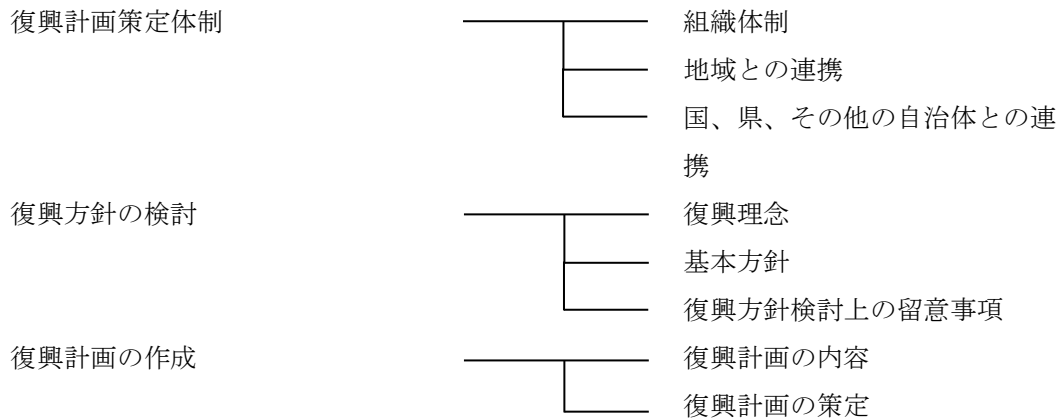
復興事業の推進に当たっては、行政、市民、事業所等が連携協力し、逐次適切な合意形成を図りつつ進められなければならない。特に、復興計画の策定や復興事業の推進に関しては、十分に意向を把握し、反映させることが求められるため、体制の構築に当たっては配慮が必要である。

第2 復興計画の策定

■施策の方向

復興計画は、復興事業の根幹をなすものであり、可能な限り迅速に策定されなければならない。

■施策の体系



■施策推進上の留意点

復興計画は、市の総合振興計画

■実施施策

1 復興計画策定体制

(1) 組織体制

復興計画策定組織は、復興事業と既存の施策との整合性の検討のほか、庁内の調整を行い、復興計画の基本方針の原案を作成する。

復興計画は、様々な分野にまたがるため、単一の部門によらず、内外の意見を多角的に検討することが必要であり、全庁的な取り組みにより取りまとめることが求められる。このため、状況に応じて、プロジェクトチームによる組織を横断する推進体制の設置も必要となる。

(2) 地域との連携

復興計画は、市民生活に密接に関わるものであることから、取りまとめに当たっては、市民からの意見などを反映するよう十分検討したものであることが重要である。

(3) 国、県、その他の自治体との連携

復興に当たっては、国や県が復興事業の推進に大きく関係し、災害が広範囲に及ぶほど他の自

治体との連携も必要となる。このため、国、県、その他の自治体との連携を図りながら、整合性のある復興計画を策定することが求められる。

2 復興方針の検討

(1) 復興理念

災害により被災した市民のダメージは、精神的にも財政的にも非常に厳しいものとなる。

復興に当たっての目標となるスローガンは、市総合振興計画の基本理念を踏まえたものであることは必要であるが、被災した市民が復興に向けて意欲を持つことができ、人々の共感を得るものとするのが最も重要な点である。

(2) 基本方針

復興本部は、被災地域の復旧や復興対策を進めるうえで、復興に向けた将来ビジョンを明示した基本方針を策定し、地域はもとより、国や県、その他の自治体に対して広く公表する。

復興事業は、基本的考え方として、機能など基盤の復興と市民生活そのものの復興の二つを中心に据えて推進する。

(3) 復興方針検討上の留意事項

① 被災状況の把握

災害からの立て直しを復興させるのか、復旧に留めるのか、いずれにしてもそれらの明確な方針のもとに進められることとなるため、災害の程度を把握することが求められる。

② 既存の枠組（関連計画、市民組織）

復興事業を進めるに当たっては、関連する既存の計画や、関連の市民組織がある場合、それらをもとに事業を進める方が効率的である。

3 復興計画の作成

発災後の復興対策を迅速かつ効果的に進めていくためには、基本となる復興計画をいち早く定め、その内容を広く周知して、関係者間の共通認識として合意形成を図る必要がある。

(1) 復興計画の内容

復興計画には、復興に対する基本理念のほか、方向性、基本方針、目標などを掲げ、目標年次や対象地域、復興事業の具体的な内容を明示する。

(2) 復興計画の策定

復興計画には、単に機能を回復させることにとどまらず、被災の教訓に基づき、再び大きな災害としないための防災力の向上の視点で取り組むことが重要である。

このため、有識者や専門家の意見を参考にしながら、庁内、市民、他の自治体など多方面の意見を広く求め、総合的な検討を行って計画を策定することが必要である。

災害による被害が甚大であり、建築基準法第84条の規定による最大の建築制限期間（発災から2か月）以内に、市街地再開発事業等による復興に向け、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことを前提とした場合、建築制限区域指定等業務の実施時期と関連する手続き時期は以下のとおりである。

実施日（発災後）	業 務
3 日以内	市街地における被害の概況把握
7 日以内	建築制限等を行う可能性のある区域における建築物被害現地調査完了
1 4 日以内	建築基準法第 8 4 条第 1 項に基づく区域指定
1 か月以内	建築基準法第 8 4 条第 2 項に基づく期間延長
2 か月目	被災市街地復興推進計画の都市計画決定

※都市計画決定告示に至るには、都市計画法第 1 6 条の基づく公聴会等開催し、市民等への周知・説明を行い、都市計画案を確定する。都市計画法第 1 7 条に基づく案の縦覧を 2 週間行い、都市計画審議会の諮問答申を経なければならない。

第 3 広報・相談の実施

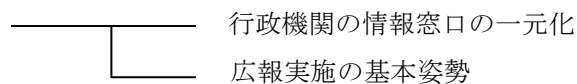
■施策の方向

市は、被災者の生活再建等の推進、復興計画等の合意形成などに向け、被災者をはじめ、市民に対して、各種の支援事業の内容や復旧・復興計画の内容の広報を行う。また、被災者の相談を受け、必要な情報を提供することで被災者の不安や悩みを解消し、行政が実施する支援措置に関する情報提供や法律問題に関する相談などに対応するための相談体制を整える。

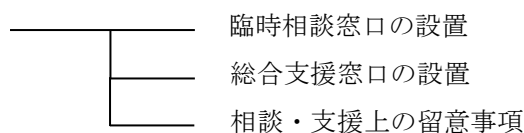
■施策の体系

広報活動方針

一元的な広報活動の実施



相談・支援体制



■施策推進上の留意点

被災地が復興から立ち直るためには、地域の状況を内外に正確に情報発信することが重要である。こうした情報発信は、被災者が再建に向けた的確な活動するための方向付けになり、また、国や県などによる適切な支援策が実施されることにもつながるため非常に大事である。

一方、被災者が再建に向けた活動を行ううえでは、様々な問題も発生し、市民の不安や悩みを解消するとともに、適切に情報を伝えることも大事である。

分 野	内 容
生活再建関連	仮設住宅、義援金、生活再建資金、健康相談、福祉・年金・納税、職業斡旋・雇用等
産業・経済再建関連	中小企業・農林水産業再建資金、経営再建相談、観光振興
防災まちづくり関連	住宅移転、まちづくり計画など

■実施施策

1 広報活動方針

市は、復興事業計画の方針や具体的施策に関する情報のほか、被災地域の生活関連情報その他の各種情報を整理し、迅速かつ的確に発信する。

広報の実施に当たっては、広報する対象者が誰なのかを明確にし、そのうえで、庁内で対応可能な部分と、外部メディアに頼る部分とを整理し、的確に情報を発信することが必要である。

広報の手段として、市民等に対しては、パンフレット・リーフレット、臨時広報など紙媒体のほか、ホームページやSNSなどを利用した情報発信を行う。外部への情報発信については、新聞、テレビなどをはじめ、ケーブルテレビやコミュニティFMなどのマスメディアとの連携体制に基づき情報提供を実施する。

2 一元的な広報活動の実施

(1) 行政機関の情報窓口の一元化

市が、被災状況や復興関連の広報を行う際、広報・情報発信窓口を一元化し、対応することが重要である。国や県、他の自治体との中心となる窓口（部署）についても明確にしておく必要がある。

(2) 広報実施の基本姿勢

市が、被災状況や復興関連の情報発信を行う際、重要な事項に関しては、できる限り市長が直接語るように行う。さらに、被害状況、統計情報その他関連情報を配布するようにする。

マスメディアへの情報提供は、定期的に行う。このため、広報担当部署と事業課とが定期的な情報交換し、常に最新の情報が正確に発信できるようにしておくことが必要である。

3 相談・支援体制

(1) 臨時相談窓口の設置

被災直後の総合的窓口を設置することが難しい時点では、それぞれの関係する部署が相談に応じる。

相談を受け付ける際は、必要な支援実施に伴うフォローアップが可能となるよう、相談者の情報を記録しておくことが必要である。

(2) 総合支援窓口（ワンストップサービス）の設置

被災者が、生活再建を進めるうえでは多岐にわたる相談が考えられる。このため、同一の場所で受け付け、必要な情報を総合的かつ一元的に提供することが不可欠である。

設置は、被害の規模その他被災の程度を勘案して行う。

(3) 相談・支援上の留意事項

被災者の相談・支援の実施に当たっては、関連部署ごとに支援制度の利用条件や必要な手続を明確にする。その際、可能な限り、手続きや記載事項等の簡素化に配慮することが必要である。

第4 金融・財政面の措置

■施策の方向

市は、発災後から短期的に各種復旧・復興事業の実施に向けて、復興財源の確保を図る。

復興事業では、通常であれば長期で行うことを、限られた期間で集中的に実施する必要がある。大量の事業を集中的に実施するためには、多額の事業費が必要となるが、被災による税収の減少などで財政が圧迫されることにもなるため、考えられるあらゆる手段を活用して復興財源の確保に努める。

国による復旧・復興に関する財政支援の枠組みは、①地方交付税の繰上交付、②公共的施設の災害復旧事業に関する国庫負担・補助、③災害復旧費に係る地方債の起債の許可と元利償還金の交付税算入の大きく3つからなる。

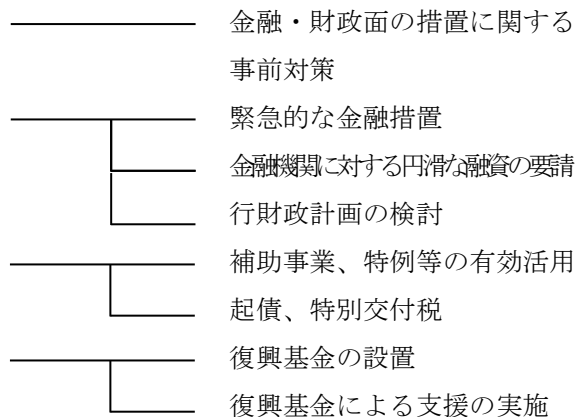
■施策の体系

金融・財政面の措置に関する枠組み

金融・財政面の緊急措置

復興財源の確保

復興基金の設置



■施策推進上の留意点

復興財源の確保に関しては、激甚災害の指定以外にも、復興基金及び起債の許可、出資金への利子補給、国庫補助金の特例措置の実施など財政措置や特例措置が有効である。

必要とされる要望事項を取りまとめ、県を経由して国に提出する。

■実施施策

1 金融・財政面の措置に関する枠組み

市は、復興事業を効果的かつ効率的に進めるため、施策の優先順位を考慮し、緊急度や他の事業への波及効果が高いものから着実に推進する。

(1) 金融・財政面の措置に関する事前対策

日頃の備えとして、万が一災害が起こった際に、国や県に対して要望する特別措置等事項を整理しておく。

また、復興基金の設置に備え、必要となる財団の構成や運営規程などを事前に検討しておく。

2 金融・財政面の緊急措置

(1) 緊急的な金融措置

被災した農林業者、中小商工業者等の早期の復旧と事業経営の維持安定を図るため、既存制度の拡充や特別融資制度の創設などの金融支援策を必要に応じて実施する。

(2) 金融機関に対する円滑な融資の要請

被害の状況に応じて、政府系金融機関や銀行など金融機関に対して、審査手続きの簡便化、貸出条件の緩和、貸出しの迅速化などについて要請する。

(3) 行財政計画の検討

市は、被災状況調査結果をもとに、各種復旧・復興事業や復興基金などへの貸付金等について財政需要見込額を算定する。また、災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度を踏まえ、資金計画を策定する。

3 復興財源の確保

(1) 補助事業、特例措置の有効活用

大規模な災害が発生した場合は、激甚法に定める事項にしたがって、公共施設の損害状況について迅速に調査し、その結果を県を經由して国に報告し、激甚災害の指定が受けられるようにする。

(2) 起債、特別交付税

復旧・復興事業の推進に当たっては、災害復旧事業債等により財源の確保を図る。

また、災害に際しては、地方税をはじめとする収入の減少、各種対策の実施によって歳出が膨らみ財政的に逼迫するおそれがある。

特別交付税に関する省令で、災害に係る配分項目の基準により算定される額が特別交付税として措置されることとなっている。

4 復興基金の設置

(1) 復興基金の設置

災害からの復興に向け、被災者の救済と自立支援の観点から、被災地域の復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるため復興基金を設置する。

運営組織として、復興基金の管理・運用及び基金の運用益により支援を実施する財団法人を設置する。

(2) 復興基金による支援の実施

復興基金は、概ね次のような施策の実施に活用する。

- ① 被災者の生活の安定、自立を促し、福祉を増進する支援事業
- ② 被災者の住宅再建など、住宅の復興に関する支援事業
- ③ 被害を受けた中小企業経営者の事業再開など、産業振興に関する支援事業
- ④ 被害を受けた私立学校の再建など、教育・文化の振興に関する支援事業
- ⑤ 被災地域を早期に、総合的に復興させる実施事業

第3節 住まいと暮らしの再建

第1 緊急の住宅確保

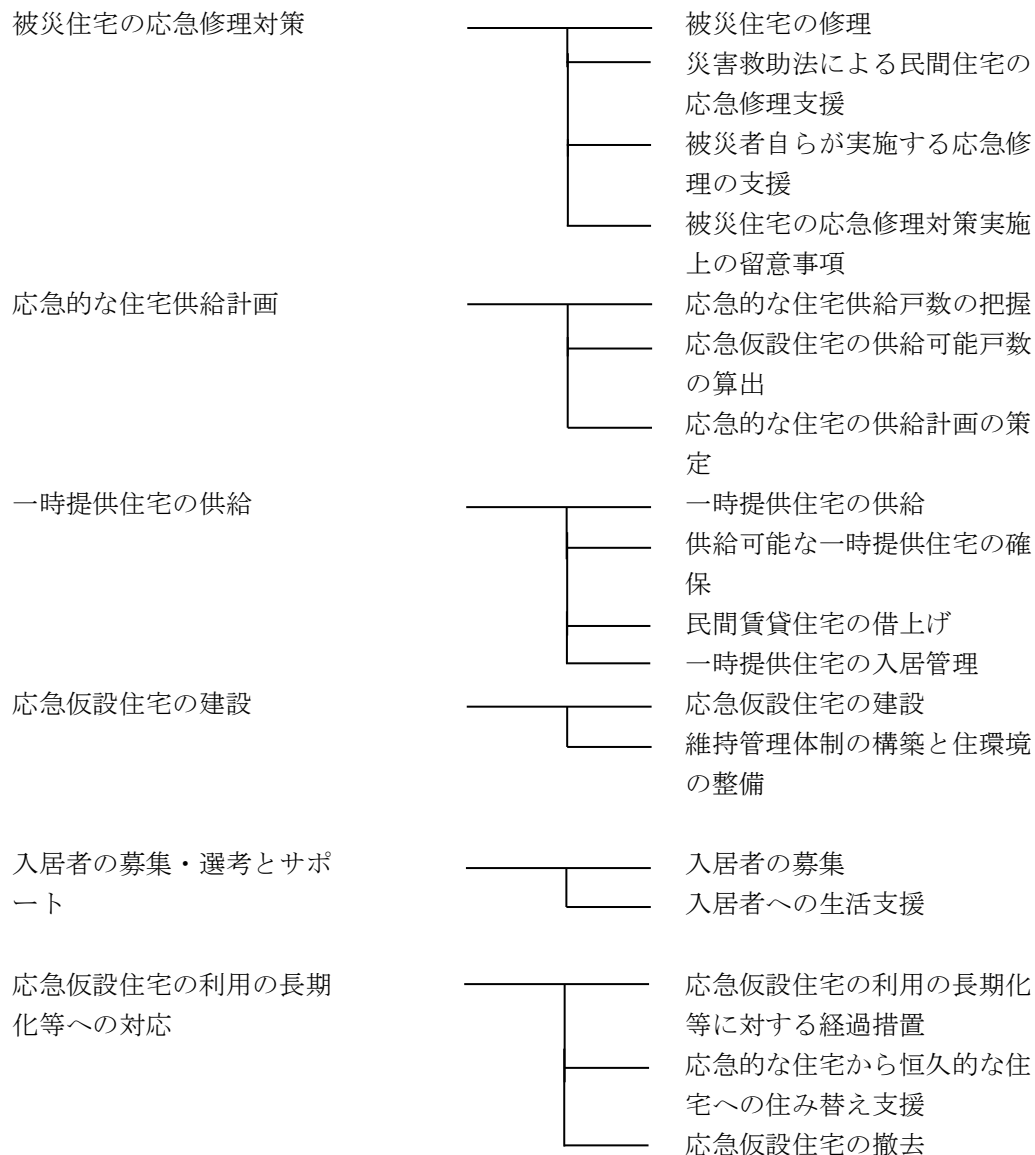
■施策の方向

被災した地域が、本格的に生活再建、復旧・復興などのまちづくりに取り組むためには、住宅の確保が最優先に考えられなければならない。

ひとたび大規模な災害が起こると、住宅が被害を受け、応急的な修理が必要な被災者や一時的に応急住宅に居住しなければならない被災者が多数発生する。

こうした被災者に対して、応急的な住宅を供給するなどの施策を迅速に実施する。併せて、応急的住宅から恒久的な住宅への移行を促進するためのプログラムを作成する。

■施策の体系



■施策推進上の留意点

応急的住宅対策に関する施策を進めるに当たっては、応急仮設住宅の建設以外に、公営住宅への一時入居や民間住宅の一時借上げ（入居）など、複数の選択肢がある。これらの中から、被災者のニーズや地域特性に合わせた計画を定めることが重要である。

また、応急的な住宅対策では、迅速性、居住性、財政面などの観点から、可能な限り既存ストックの活用を図る。

さらに、被災者がこれまで暮らしてきた生活圏やコミュニティをできるだけ維持できるよう配慮することも重要な点である。

■実施施策

1 被災住宅の応急修理対策

被災者が、自宅に被害を受けても、自宅で生活しながら本格補修を行うことは、避難所の早期解消や応急仮設住宅の需要抑制のほか、地域にとどまることで地域の復興を進めるうえでの足掛かりとなることなどの観点から有効なことである。

(1) 被災住宅の修理

災害により、住宅が半壊（半焼）し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難であるが、自己の資力では応急修理ができない者に対しては、災害救助法の規定が適用される場合がある。

(2) 災害救助法による民間住宅の応急修理支援

災害救助法による住宅の応急修理の実施のため、次の措置を行う。

- ① 被災者に対する制度の周知
- ② 住宅の応急修理に対する意向の把握
- ③ 厚生労働省への申請
- ④ 応急修理の募集と選定
- ⑤ 応急修理の実施

(3) 被災者自らが実施する応急修理の支援

災害救助法の対象とならない世帯に対しても、積極的に応急修理を支援することで、被災者を自宅に戻し、本格復旧・再建に向けた生活の正常化を図ることは重要である。このため、災害救助法に基づく応急修理の実施に合わせて建築関係団体と連携しつつ、相談その他必要な施策を行う。

(4) 被災住宅の応急修理対策実施上の留意事項

発災後は、被災地を狙った悪質な業者が横行しがちであるため、被災者に対して注意喚起などを行う。

大規模災害では、地域にある工務店など建設業者も被災し、また、被災家屋の解体や仮設住宅の建設、修理の依頼などが集中的に発生することから、補修などの依頼にも十分な対応が困難となる。

災害救助法による応急修理については、制度上の規定を踏まえた原状回復工事となることから、場合によっては工事費が割高となったり、被災者が望む内容とはならないという指摘もある。

2 応急的な住宅供給計画

応急的な住宅供給を行うに当たっては、発災直後において、被災した住宅戸数を把握し、避難所等の実態調査を勘案して応急仮設住宅や一時提供住宅などの応急的な住宅の必要戸数（概算）を割り出す。

その後、住宅被害戸数を詳細に調査し、応急仮設住宅への申し込み状況等を勘案して応急的な住宅の必要戸数を補正して、決定する。

(1) 応急的な住宅供給戸数の検討

① 住宅被害戸数の把握

住宅被害戸数の把握、被害調査、応急危険度判定などの結果を踏まえて住宅被災世帯の概略を把握する。

② 応急的な住宅のニーズの把握

アンケート調査や聴き取り調査などを実施する。

③ 応急的な住宅の必要戸数の補正

地域の被災状況などに特別な事情があるときは、設置戸数の限度の引上げ等について厚生労働省に申請をする。

(2) 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出

① 建設可能用地の把握等

応急仮設住宅の建設に当たっては、公共用地や協力が得られた民有地とし、建設可能な用地として、所在地や面積その他の関連情報を整理したうえでリストアップする。

② 建設可能用地の被害状況調査と使用可能用地の整理

応急仮設住宅の建設可能用地の被害状況を調査し、被害の程度により使用可能な用地を把握する。

(3) 応急的な住宅の供給計画の策定

① 一時提供住宅の戸数の決定

一時提供住宅の供給戸数については、県が自治体間の調整を行い決定する。市街地では、応急仮設住宅の建設用地が不足しがちであるため、一時提供住宅の供給を優先する。

② 応急仮設住宅の供給戸数の決定

応急仮設住宅の建設戸数については、県が市と調整して決定する。

老人居宅介護等の事業を利用しやすい構造の設備を有し、高齢者等であって、日常生活上特別の配慮を要する複数の者を収容する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を仮設住宅として設置できる。

住宅規模や形式により、規模や建設費に差異が生じるが、国庫負担は一戸当たりの平均を定めており、総枠の中での調整が可能である。

③ 応急的な住宅の供給計画の策定

応急的な住宅の提供に当たっては、被災者の従前の居住地、または、近接した場所とするよう努める。

供給計画は、計画期間、対象地域、供給方針などの供給戸数を示す。

3 一時提供住宅の供給

応急仮設住宅の建設に時間を要することが予想される場合、空き公営住宅の一時利用や民間アパート等の賃貸住宅を災害救助法の応急仮設住宅として借り上げる。

(1) 一時提供住宅に係る法制度

災害時における空き公営住宅の一時利用は、公営住宅法に位置付けられているものではないが、被災状況に応じて、公営住宅の本来の目的の達成に支障のない範囲で、緊急避難的措置として実施するものである。

避難所の生活が相当長期化しているにもかかわらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合は、厚生労働省と協議のうえ公社、自治体などの公営住宅の一時使用、民間アパートの借上げ等により一時提供を行う。

(2) 供給可能な一時提供住宅の確保

市は、一時提供住宅として供給するため、空き家の状況等について調査する。

- ① 公共賃貸住宅（公営住宅、特定優良住宅）の空き家状況
- ② 公社賃貸住宅の空き家状況

(3) 民間賃貸住宅の借上げ

市は、公共賃貸住宅の空き家不足等の理由から、一時提供住宅の供給が困難な場合は民間賃貸住宅を借上げる。

- ① 入居者選定基準の作成
- ② 一時提供住宅の募集計画の策定
- ③ 入居者の募集・選定

(4) 一時提供住宅の入居管理

市は、一時提供住宅の入居者の管理及び相談を行う。

- ① 入居者名簿の作成
- ② 入居状況の管理
- ③ 入居者の相談対応

4 応急仮設住宅の建設

応急的な住宅の供給計画に基づき、応急仮設住宅を建設する。応急仮設住宅は、限られた期間内に、しかも大量に供給しなければならないため、画一的な住宅形式になりがちで、さらに、周辺の住環境整備の遅れなどが問題となることもあり、極力こうした点に配慮することが必要である。

(1) 応急仮設住宅の建設

応急的な受託の供給計画に基づき、応急仮設住宅を建設する。これらの建設に当たっては、プレハブ建築協会等の関係団体に依頼をする。

応急仮設住宅が一定戸数以上となり住宅団地を形成する場合は、自治会活動など地域のコミュニケーション活動や避難生活の支援活動の拠点となる集会施設を建設する。

(2) 維持管理体制の構築と住環境の整備

応急仮設住宅の管理に関しては、災害救助法でも直接規定されていないが、管理責任を明確にするため、応急仮設住宅を管理する組織を設けて管理を行う。管理に含まれる主な内容として

は、敷地内通路の整備に関する事、住宅・共同利用施設の維持管理に関する事、入居及び退去に関する事、苦情の受付及び処理に関する事などがある。

また、応急仮設住宅の入居者の意向や希望を反映させ、住環境の整備を行う。

5 入居者の募集・選考とサポート

(1) 入居者の募集

応急仮設住宅への入居を進めるに当たっては、入居者の選考基準を作成し、関連事務を一元的に取り扱う窓口を設けて行う。

入居選考では、入居者の世帯構成等に留意し、バランスの取れた構成（ソーシャル・ミックス）とすることが望まれる。

- ① 入居者選考基準の作成
- ② 応急仮設住宅の募集要項の作成
- ③ 応急仮設住宅の募集窓口の設置
- ④ 入居者の募集・選考

(2) 入居者への生活支援

応急仮設住宅の入居については、入居者名簿を作成し、入居者に関する生活支援や健康管理等を行うほか、生活指導や介護などのケアを行うため生活指導員や介護職員等を派遣する。

また、入居者の生活再建などに関する相談に対応するため、巡回相談などを実施する。

6 応急仮設住宅の利用の長期化等への対応

応急仮設住宅の入居者の生活再建の過程において、恒久的な住宅の再建や供給の遅れや災害の危険が継続している場合、あるいは、応急的な住宅の利用が長期化することが見込まれる場合には必要な措置をする。

(1) 応急仮設住宅の利用の長期化等に対する経過措置

応急仮設住宅の利用が長期に及ぶことが見込まれる場合、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法（平成8年法律第85号）の規定により応急仮設住宅の供給期間の延長を申請する。

また、応急仮設住宅の利用が長期化する避難者がいる一方で、生活再建等が進み入居者が減少すると、防犯面の懸念や自治会活動に支障、コミュニティ活動への影響などの問題が生じる。さらに、応急仮設住宅が、民有地や学校用地に建てられている場合、土地を明け渡さなくてはならないという事情もある。

このようなことから、応急仮設住宅の統廃合を進めることも必要となってくる。

(2) 応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援

応急的な住宅の入居者の恒久的な住宅への住み替えを促進するため、被災者の意向等を調査し、住み替えの進まない課題を把握するとともに、必要な対応を図る。

- ① 恒久的な住宅への住み替えに関する情報提供
- ② 一時入居から正式入居への移行

(3) 応急仮設住宅の撤去

入居者の退去に応じて応急仮設住宅の撤去を進める。

第2 恒久住宅の供給・再建

■施策の方向

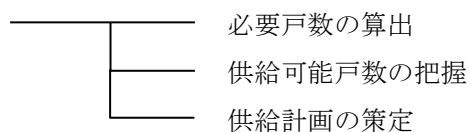
被災者の生活再建を促進するため、住宅の再建や応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促すためのプログラムを作成する。

自力での住宅取得や再建が困難な被災者に対しては、災害公営住宅、特定優良賃貸住宅や公社・公団住宅、民間住宅などの供給を促進する。

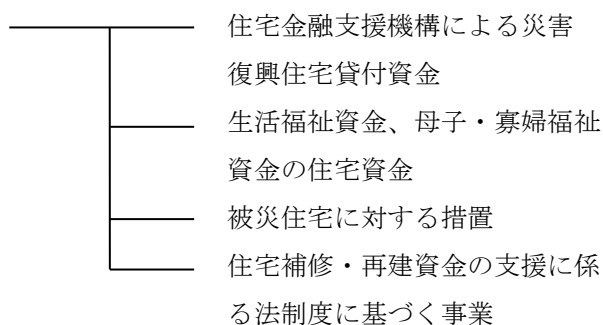
このほか、恒久的な住宅の確保を支援するための資金面の支援や各種の情報提供、相談対応などを実施する。

■施策の体系

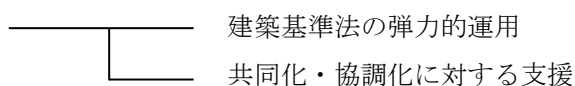
恒久的な住宅の供給に関する基本計画の作成



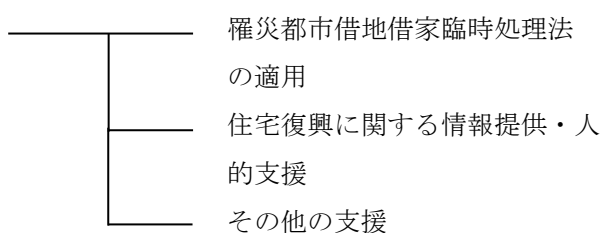
住宅補修・再建資金の支援



既存不適格建築物対策



その他の対策



■施策推進上の留意点

(1) 被災者の意向の把握

被災者が、生活再建を進めるうえで、経済的な見通しが立たない時点で、住宅の再建を決断することは非常に厳しく、流動的である。

一般的に、持家比率が高い地域では、民間賃貸住宅の建設支援や公営住宅の建設などと比べ、自力再建支援策に対するニーズが高くなる傾向がある。ニーズに適した施策とするために、地域の特性を十分に把握することが求められる。

(2) 民間住宅の活用

公的住宅の供給計画を策定する際は、民間住宅の活用を考慮する必要がある。

大規模な災害が起こった後は、公営住宅に対する需要が高まるが、大量の公営住宅を抱えることは、その後の維持管理に非常に大きな負担となる。こうしたことから、できる限り民間住宅の供給・活用に誘導し、公営住宅建設の負担軽減を図るとともに、民間が主体となって事業に取り組めるようにする。

(3) 良質な建築ストックの形成

災害後の公営住宅の建設は、被災者救済の観点から緊急性を有している。建設に当たっては、高齢者や障害者に対応したバリアフリー化構造とするなど良質な建築ストックとすることが求められる。

■実施施策

1 恒久的な住宅の供給に関する基本計画の作成

応急仮設住宅の早期解消と被災者の生活再建を図るためには、恒久的な住宅を早期に供給すること及びそのためのプログラムの提供が必要である。

(1) 必要戸数の算出

必要戸数の算出に当たっては、まず、被災住宅戸数から概算の必要戸数を算出し、その後、詳細調査を行って恒久的な住宅の必要戸数を決定する。

(2) 供給可能戸数の把握

新たに恒久的な住宅を建設することが可能な用地を把握するとともに、あらかじめ、建設可能用地としてリストアップしていた土地についても、被害状況を調査する。

(3) 供給計画の策定

恒久的な住宅の必要戸数、供給可能戸数及び住宅被害戸数の算定状況をもとに恒久的な住宅の供給計画を定める。

2 住宅補修・再建資金の支援

被災者の住宅再建に当たっては、被災者生活再建支援法の居住安定支援制度を円滑に適用する。この制度により、住宅再建に必要な資金を貸し付け、被災者の住宅再建を支援する。

また、災害により宅地が被災した者に対して、被災状況に応じて宅地の買い取りや防災工事に係る融資、移転先の斡旋等を行う。

(1) 住宅金融支援機構による災害復興住宅貸付資金

災害救助法の対象となる災害が発生した場合は、規定に沿って建設・補修資金等の貸し付けを行う。

(2) 生活福祉資金、母子・寡婦福祉資金の住宅資金

災害により受けた被害で、必要と認められた場合には、関係法令の規定に該当する世帯等に対して通常の貸付限度額が引き上げられる。

(3) 被災宅地に対する措置

宅地の復旧は、原則として土地所有者が行うものであるが、二次災害のおそれのある宅地については、土地所有者に改善勧告を行うとともに、仮復旧工事の施工、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（民間急傾斜事業）、道路災害復旧事業等の直接支援、宅地防災工事貸付金制度の拡充運用を図る。

(4) 住宅補修・再建資金の支援に係る法制度に基づく事業

所管省庁や住宅金融支援機構に対して、必要に応じて各種手続きの簡素化や制度の弾力的な運用（利率、償還期間等）を要請する。

3 既存不適格建築物対策

既存不適格建築物については、従前居住者の意向を踏まえつつ、良好な住環境の形成と住宅再建のバランスを勘案しながら措置を講ずる。

(1) 建築基準法の弾力的運用

接道不良等の既存不適格建築物の中には、敷地の制約などから共同事業によらなければ再建が不可能なものも多く存在する。こうしたことから、事業を進めるに当たっては、共同化に対してインセンティブを高め、既存不適格建築物の建替えや再建を促す施策を計画に盛り込むとともに、建築基準法の範囲内において弾力的な運用を図る。

(2) 共同化・協調化に対する支援

密集市街地では、老朽不良住宅が滅失した場合、敷地や接道、土地の権利関係などから単独での再建が困難なケースも多い。こうした中で、住宅の再建や地域の基盤を改善するためには共同化により事業を進めることが不可欠となる。

4 その他の対策

ここまで示してきたもの以外にも、被災者の住宅確保を支援するための様々な措置がある。

(1) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法

大規模な災害の被災地において、借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を行う。

(2) 住宅復興に関する方法提供・人的支援

被災者の住宅の復興を支援するため、行政からの支援内容、住宅再建メニュー、その他の住宅再建に関する情報を提供する。

市は、住宅の取得や再建に関する情報を広報紙やマスメディアを通じて提供する。併せて、自力再建に関する各種の情報を提供するとともに、相談に対応できる体制を整える。さらに、必要に応じて、住宅やまちづくりに関する専門家を派遣できる制度を準備する。

(3) その他の支援

- ① 民間住宅への入居促進
- ② 住宅家財の一時保管場所の提供

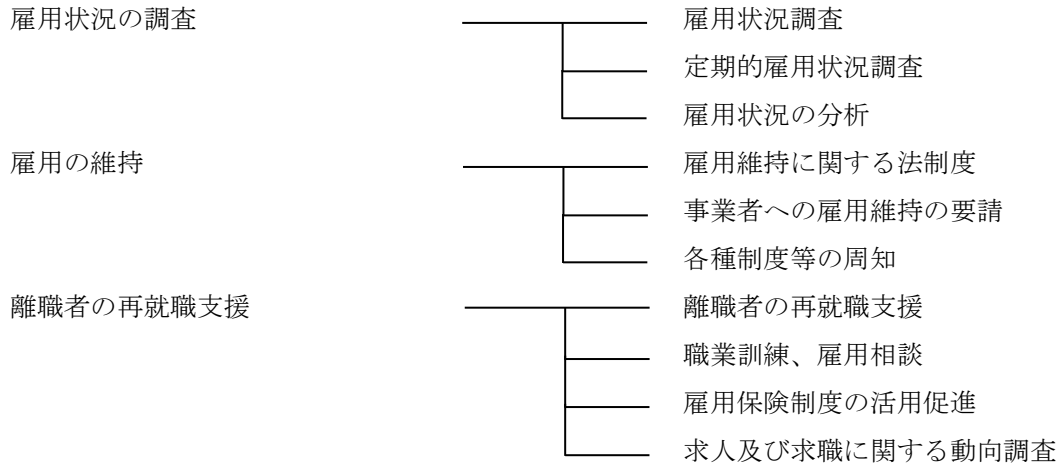
第3 雇用の維持・確保

■施策の方向

被災者が、一つひとつの課題をクリアして生活再建を図るうえで、安定した雇用が不可欠である。

このような、復興期における被災者の生活を安定させるため、事業者に対して、各種雇用制度の周知や雇用維持のための相談対応を実施し、雇用の維持を図る。また、求職者に対する職業の紹介や事業者へ求人枠の拡大を要請するなどし、被災者の再就職を促進する。

■施策の体系



■施策推進上の留意点

市は、雇用の維持に関する支援策を迅速に決定し、事業者に対して、雇用調整助成金制度等の趣旨や内容を周知し、雇用の維持を要請する。

■実施施策

1 雇用状況の調査

被災直後の混乱した状況において、迅速かつ的確に雇用対策を展開するためには、正確に雇用状況を把握することが必要である。このため、被災後、迅速に雇用状況を調査し、その後も継続的に調査を行う。

(1) 雇用状況調査

被災直後から、主要企業や業界団体に対して雇用調整の有無について、ヒアリングによる調査を実施し、雇用状況を把握する。

(2) 定期的雇用状況調査

事業所に対して定期的にアンケート調査を実施し、災害に伴う経営への影響や雇用調整の実態を調査する。

また、被災に伴う離職者についても、アンケート調査を実施し、離職の理由や就職活動の状況を把握する。

(3) 雇用状況の分析

調査によって把握できた雇用状況を業種や雇用形態別、年齢別などに集計し、支援策立案の基礎データとする。

2 雇用の維持

事業所等の被災や災害の影響による経営状況の悪化は、従業員の解雇につながる場合があり、雇用調整助成金の活用等により雇用の維持を図る。

(1) 雇用維持に関する法制度

① 雇用調整助成金制度

事業者の雇用維持を支援する制度である。

② 労働保険料未納事業主に対する徴収延期措置

事業主への支援策の一つで、労働保険料の徴収延期により、事業主の負担を軽減する。

これは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第29条の規定により、一定条件で納付期限が延長できるとされている。

(2) 事業者への雇用維持の要請

大きな災害により事業所が被害を受けた場合、その程度によっては、従業員の解雇等が発生し、雇用不安や社会不安を引き起こすこともある。このため、市は、被災後の早い段階から、事業者や業界団体に対して雇用の維持に関する様々な支援制度の周知を図り、雇用の維持に努めるよう要請する。

(3) 各種制度等の周知

事業所の被災に伴う解雇の発生を防止するため、事業者に対して、雇用調整助成金制度をはじめ、雇用の維持に係る各種制度等の周知を的確に行う。制度等の周知に当たっては、あらゆるメディアを活用し、迅速に行う。

3 離職者の再就職支援

災害によって、就労の場を失い、生活に必要な資金に困窮している被災者に対しては、生活の安定化に寄与する経済支援を実施するとともに、再就職の斡旋などの支援を行う。

(1) 離職者の再就職支援

離職者に対する支援策に雇用保険の求職者給付に関する特例措置がある。これは、災害救助法の適用地域において、被災に伴い事業の休業又は廃止により、一時的に離職を余儀なくされた労働者についても基本手当を支給する特例措置である。

(2) 職業訓練、雇用相談

県は、被災地を管轄する公共職業安定所を通じて、災害によって失業した被災者等の再就職を斡旋するため、職業訓練の実施や雇用相談などを行う。市は、雇用相談窓口を設置する。

(3) 雇用保険制度の活用促進

離職者の支援策の主なものは、雇用保険の求職者給付及び同制度の特例措置であるが、申請が離職者の申請に基づくものであること、事業主が発行する離職票が必須であることなどについて、事業主や離職者に対して周知を行う。

また、マスメディアなどを通じて、雇用保険制度の趣旨と内容について、被災した離職者に通知するとともに、公共職業安定所や各種相談窓口で周知を行う。

(4) 求人及び求職に関する動向調査

被災した離職者の再就職を支援し、雇用促進を図るため、求人情報を収集・分析し、的確な情報提供を行う。併せて、被災した離職者の再就職を促進するため、求職動向を調査する。

第4 被災者への経済的支援

■施策の方向

災害による住宅の被害や身体的な被害は、被災者の心身に大きなダメージを与え、経済的にも大きな影響を及ぼす。こうしたことから、現行の制度を活用した経済的支援や県などによる支援を行い、被災者の生活の安定化を図る。

■施策の体系

給付金等

減免措置・猶予措置

税の減免・徴収猶予などの措置

公共料金の取り扱い

義援金

義援金の受付

義援金の配分

■施策推進上の留意点

市は、被害を受けた世帯について、被害状況を迅速に調査し、必要な支援策を検討する。支援策については、支援の仕組みや内容などについて、十分に周知する必要がある。

■実施施策

1 給付金等

災害により被害を受けた場合には、災害による死亡者の遺族に対しては災害弔慰金が、災害により著しい障害を受けた者に対しては災害障害見舞金がそれぞれ支給される。このほか、被災者の生活再建に資する支援策として、被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸し付けなどがある。

① 災害弔慰金、災害障害見舞金

災害弔慰金や災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「災害弔慰金法」という。）に規定する要件に沿って適切に支給する。

② 災害援護資金、被災者生活再建支援金等

災害援護資金の貸し付けについては、災害弔慰金法で貸付要件が規定されている。また、被災者生活再建支援金の支給については、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「再建支援法」という。）で支給要件が規定されている。

これらの施策は、住宅が被害を受けた世帯を対象としている。対象者の認定に当たっては、罹災証明により確認する。

生活福祉資金は、その貸し付けについて所得制限の緩和等の特例措置が実施される。

③ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害であっても、一部の地域で支援制度が適用されないという不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内すべての市町村との相互扶助により、こうした不均衡を解決するた

め、平成26年4月から埼玉県・市町村被災者安心支援制度を創設し、再建支援法の適用とならない地域で、自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法に基づく支援と同様の支援を行うこととした。

2 減免措置・猶予措置

災害により被災し、経済面で従前の生活まで回復させることができず、納税などの義務を一時的に果たすことが困難となっている者に対して、税の減免や徴収猶予、納期限の延長のほか、公共料金の減免などの措置を行う。

(1) 税の減免・徴収猶予などの措置

所得税や相続税などの国税をはじめ、市県民税や国民健康保険税などの地方税、電話などの通信料、放送受信料については、それぞれの所管法令等によって、減免や徴収猶予などを措置が定められている。

(2) 公共料金の取り扱い

市は、災害により被害を受けた者に対して、必要に応じて上水道、下水道の料金を減免する。

3 義援金

大規模な災害が発生すると、被災地には全国各地から義援金等が寄せられる。こうした義援金等については、適時に、公平かつ公正な方法により、適切に配分することが必要である。

(1) 義援金の受付

義援金は、窓口を設置して受け付けるほか、金融機関に口座を開設して受け付ける。ホームページなどで協力依頼をするほか、マスメディアを通じて広報する。

(2) 義援金の配分

義援金は、義援金総額を考慮して、支給対象その他の支給要領等を定めた配分計画を策定し、義援金配分委員会（構成：市、日本赤十字社、その他関係機関）を設けて、公平かつ公正な配分を行う。

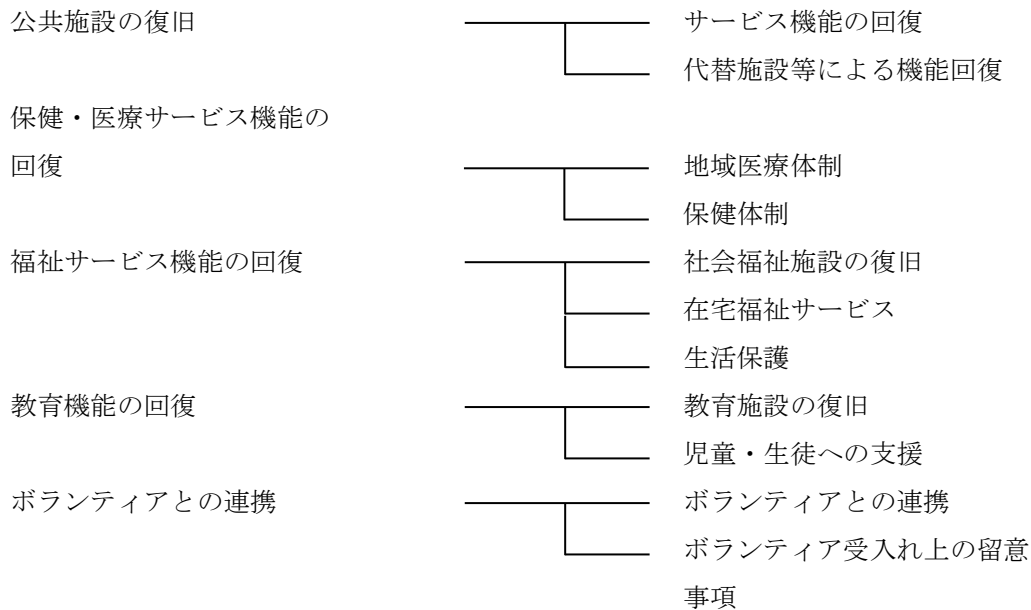
また、義援金が、被災者に対して適正かつ公平に配分されたことを示すため、義援金の処理に関する監査を実施し、その結果などを公表する。

第5 公的サービスの復旧

■施策の方向

被災後、復旧・復興を進めていく過程では、被災者自身が災害のショックから立ち直り、生活や地域を再建していこうとする意欲を高めていくことが重要である。被災者をそうした方向に導くためにも、医療や保健、福祉、教育など、行政サービスの機能を復旧することが不可欠である。

■施策の体系



■施策推進上の留意点

市は、公的サービスを提供する拠点となる公共施設の機能を早期に復旧させることが必要である。

被災者に対する保健・医療、福祉などのサービスは、被災直後から継続して行われるべき重要な機能であり、発災後、いち早くこうした機能を復旧させることが求められる。

また、教育については、被災した人々が日常生活に戻る中で、復興に向けて活動するうえで活力を与えるものである。こうしたことから、早期に対策を講じ、機能を復旧させる必要がある。

■実施施策

1 公共施設の復旧

市は、各種の行政サービスを提供するうえで、それぞれのサービス提供の拠点となる公共施設について、早期復旧と機能回復に努める。

(1) サービス機能の回復

保健・医療、福祉、教育などの各部門に関連する施設については、早期に被災前の状態に機能を回復させ、いち早くサービス提供が再開できるよう努める。

(2) 代替施設等による機能回復

市役所庁舎や校舎、その他の公共施設において、施設の復旧に一定の期間を要することが見込まれる場合は、代替施設を確保することにより、機能を回復させる。

2 保健・医療サービス機能の回復

災害の発生に伴う新たな医療ニーズにも柔軟に対応するため、仮設診療所の設置や巡回診療の実施などを検討する。また、公立の医療機関の復旧や民間医療機関の再建支援を行う。

(1) 地域医療体制

医療面のニーズは、発災直後と復旧・復興期とは異なるものとなるため、様々な医療に対応ができるよう医療ネットワークを構築する。

発災直後は、医療ニーズが増加するため、これらに対応する仮設診療所の設置や巡回診療の実施を検討する。

また、医療施設の被災状況を調査し、被災者の状況を考慮しながら早期の復旧を図る。

(2) 保健体制

発災後は、被災によって様々な形で、心身にダメージを受けることとなるため、健康診断や健康相談を実施し、疾病予防を図る。

健康相談やメンタルヘルス、その他の保健サービスについては、機能の確保に配慮し、既存の施設に窓口を設置して行う。

3 福祉サービス機能の回復

災害の発生によって新たな福祉需要が発生することが考えられるが、その一方、福祉施設が被災することにより、それまで受けていた福祉サービスが受けられなくなってしまう事態も考えられる。そのため、発災後の福祉需要を的確に調査するとともに、福祉施設の早期復旧を急ぎ、人材の確保に当たる。

(1) 社会福祉施設の復旧

社会福祉施設については、施設の被害状況を調査したうえで、サービスの提供の再開に向けて早期の復旧を図る。

なお、福祉サービスの需要や既存施設の被災状況に応じて、施設を新設することも考慮する。

(2) 在宅福祉サービス

高齢化の進行に伴い、年々在宅福祉サービスの需要が高まってきているが、こうした中で、万が一一大規模な災害が起こった場合、さらなるサービス需要が増加すると考えられる。こうしたことから、民生委員等による巡回訪問を実施し、要援護者に対する在宅サービスを充実する。

(3) 生活保護

災害の発生に伴って、新たに生活保護が必要となることが考えられる。このため、生活保護制度を適切な運用を行う中で、ケースワーカーによる応急仮設住宅の巡回訪問を実施するなどにより、要保護者への対応を図る。

4 教育機能の回復

発災によって、市民の避難が必要となったときには、小中学校をはじめ学校施設は避難所として長期間利用されることとなるため、通常の使用ができなくなると考えられる。こうした中で、被災した児童・生徒が一日も早く教育を受けられるようにすることが必要となるため、施設の復旧を含め、早急に教育環境を整える。

(1) 教育施設の復旧

学校施設については、被災者の避難状況や避難所としての利用状況、復興の進捗状況などを見ながら、極力、児童・生徒の教育活動に支障が生じないよう配慮して復旧に努める。

また、被災によって教室が不足している学校については、仮設校舎の建設を検討し、国に対して補助を要請する。

(2) 児童・生徒への支援

被害の影響が、児童・生徒の生活基盤に及ぶ場合、学校生活を続けることが困難となることも考えられるため、状況に応じた支援策を講ずる。

災害救助法が適用された災害では、児童・生徒に無償で教科書等の学用品が支給されることとなっている。

また、近隣自治体を含め、学校長に対して被災した児童・生徒の転校に弾力的な取り扱いをするよう依頼する。

5 ボランティアとの連携

発災後は、多数のボランティアから協力の申し出があると考えられる。このため、様々な業務でボランティアの力を最大に発揮してもらうため、行政とボランティアとの連携体制を確立し、早期の復興をめざす。

必要とするボランティアの協力を得るため、マスメディアを通じて広く募集を行う。

(1) ボランティアとの連携

地域のボランティア団体が、しっかりとした活動基盤のもとで機動的に活動することができるよう、社会福祉協議会が中心となってボランティアの登録窓口を設置する。

(2) ボランティアの受入れ上の留意事項

ボランティアの活動する業務のうち、専門性の高い分野については、大学や研究機関等に協力を求める。

ボランティア全般について、業務遂行に当たっての安全確保に万全を期すものとし、ボランティア自身の健康管理にも留意する。

ボランティアの協力を得るうえでは、これまでにボランティア協力の経験のない協力者がいることも考えられることから、オリエンテーションなど行って効率的な活動ができるようにする。

第4節 安全な地域づくり

第1 公共土木施設の災害復旧

■施策の方向

市が管理する公共土木施設や公共施設が被災した場合、迅速に機能を回復させることが必要となる。このため、関係の法制度等に基づいて、災害復旧事業を進めるとともに、適切な財政措置を受けることにより早期の災害復旧を図る。

地方公共団体が管理する施設が被災したとき、国の負担金や補助金による復旧事業に関しては、根幹となる二つの国庫補助制度があり、これにより公共の福祉を確保する。

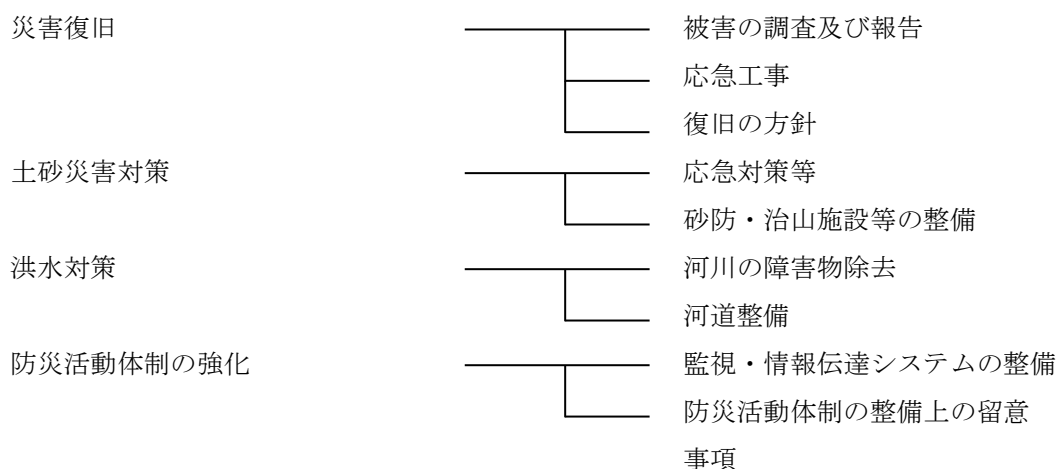
- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。)

- (2) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法

(昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。)

■施策の体系



■施策推進上の留意点

暫定法又は負担法の対象とならない公共的施設の災害復旧事業に関しては、国庫補助制度として、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）、公営住宅法（昭和26年法律第193号）があり、他に、水道法、下水道法にも災害復旧に関する規定がなされている。

このほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）により、従来、個別につくられてきた国の補助、災害特例措置を統合し、暫定法及び負担法とともに災害復旧事業が合理的に進められることとなった。

災害復旧事業による復旧では、地方公共団体の国庫補助申請に基づき災害査定が行われ、復旧工法や事業規模、事業費が直ちに決定される。

なお、暫定法や負担法等の法律では、災害復旧事業は原形復旧を原則として規定している。

■実施施策

1 災害復旧

被災した公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討、災害査定など災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

(1) 被害の調査及び報告

公共施設の被災に対して、国の支援により災害復旧を迅速に行うため、被害状況を速やかに調査し、県に報告する。

大規模な災害が発生し、緊急を要する場合は、県を通じて主務官庁の災害査定担当官の派遣を要請し、応急措置や復旧方針に関する助言を得ることができる。

(2) 応急工事

公共施設の被災状況の調査に並行して、公共施設の被災に伴う新たな被害の防止や被災施設の早期復旧に向けた応急工事を実施する。

応急工事は、原則として施設管理者の負担となるが、主務大臣が特別の事情があると認めるときは、全部又は一部について国庫負担の対象となる。

(3) 復旧の基本方針

市は、公共施設の被災状況及び被災地の特性を勘案し、迅速に原形復旧を行うとともに、さらに災害に強いまちづくりを目指して復旧の基本方針を定める。

2 土砂災害対策

土砂災害の発生に伴う被災個所の復旧と再発防止に向けた治山・砂防・地すべり防止施設の整備を図り、周辺居住者の安全を確保するとともに、道路の寸断を防止することなどにより、被害を軽減させる。

(1) 応急対策等

県及び市は、土砂災害が発生した場合、被害状況の調査結果に基づいて土砂の流出を防止するための応急対策を実施する。

また、既存の砂防施設や地すべり対策施設が土砂災害によって被災した場合は、原因を調査し、速やかに災害復旧工事を実施する。

(2) 砂防・治山施設等の整備

土砂災害の発生後は、土砂災害対策施設の整備について検討する。施設の整備に当たっては、土砂災害の発生した場所や規模、形態により、その場所に適した施設とする。

3 洪水対策

洪水は、短期的に繰り返し発生する可能性が高いことから、迅速に治水施設を整備することが治水対策上有効である。

被災した河川施設の災害復旧を早急に行うとともに、被災個所を含めた河道の整備を現場に即した方法で行う。

(1) 河川の障害物除去

県及び市は、災害の再発を防止するため、災害発生の原因となった障害物の除去や災害助成事業、災害関連事業の実施の妨げとなる原因を除去する。

(2) 河道整備

県及び市は、所管する河川について、原形復旧をめざした復旧工事を実施するとともに、災害が再度発生するのを防止するため、洪水に関する計画値と現状とを考慮したうえで改修を実施する。

4 防災活動体制の強化

防災上、各種防災施設の整備を行うことは重要であるが、災害は想定を超えて発生することもあり得ることである。こうしたことから、防災対策をすべてハード整備に頼ることはリスクが高く、コスト面から考えても非常に困難である。

被害を少しでも軽減させるためには、施設管理、観測、避難誘導などのソフト面の対策を防災まちづくり計画に位置付けることが重要である。

(1) 監視・情報伝達システムの整備

県及び市は、地域住民の避難体制の整備を検討し、避難をサポートするための観測システムや警戒情報システムの検討や整備を行うことが必要である。また、市民や関係機関に迅速に情報を伝達するため、監視体制や情報伝達体制の整備を進める。

(2) 防災活動体制の整備上の留意事項

警戒情報システムは、避難が緊急性を伴うことから自動化されたシステムとすることが重要である。

商用電源が停電することを考慮し、バックアップ電源の設置など必要な対策を行う。

第2 安全な市街地・公共施設整備

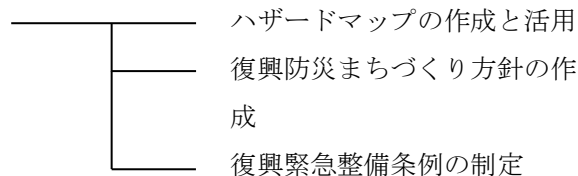
■施策の方向

被災地の原形復旧では、再度被災する可能性が高い場合や被災場所での再建が不可能な場合などでは、多面的な取り組みによって整備を行い、安全な都市基盤の実現をめざす。

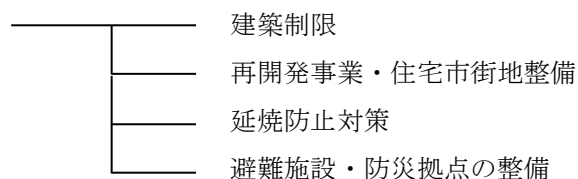
■施策の体系

復興防災まちづくり方針の

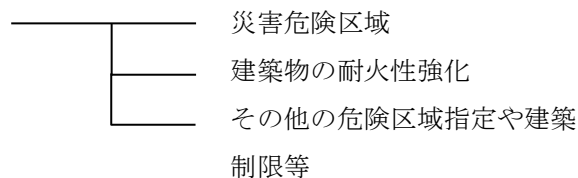
作成



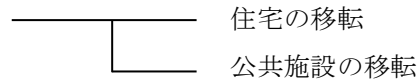
基盤未整備地域の整備



災害危険区域の設定



住宅・公共施設の移転



■施策推進上の留意点

安全な都市基盤を整備することは、被災地の復興を進めるうえで重要なテーマである。他の生活再建施策、経済再生施策などとの連携を保って進める必要がある。

都市基盤の再生整備は、長期に及ぶ事業となるが、整備に向けた基本方針は、多くの場合、発災後の比較的早期の段階で決定される。極めて短期間のうちに、先を見通した計画を策定しなければならず、災害対策と並行して課題の整理やビジョンの作成を行うことが求められる。

■実施施策

1 復興防災まちづくり方針の作成

災害からの復興では、安全性の高い場所を選定して施設を整備すること、想定される危険から市民の安全を守るための防災施設や避難施設を整備することが求められる。こうしたことから、復興事業計画を定めるに当たっては、災害発生の危険性が高い場所を的確に把握することが必要である。

(1) ハザードマップの作成と活用

災害による被害状況を調査し、その結果に基づいて災害発生の要因その他を分析し、得られたデータをもとにハザードマップを作成する。これにより、危険箇所を明確に知ることができ、広く周知されることになるため、万が一の災害発生に備えた心構えが形成される。

ハザードマップを活用することで、災害が発生したときも、市民がいち早くよりの確な避難行

動をとることができる。

(2) 復興防災まちづくり方針の作成

復興に向けた過程において、防災まちづくりは、災害に伴う被害を受け難くすることをめざすと同時に、市街地を計画的に整備することを目標に進められることとなる。このため、復興のための防災まちづくり方針（以下「まちづくり方針」という。）を定めて事業を推進する。

まちづくり方針は、災害に強い地域社会を形成していこうとするためのビジョンを定めるもので、被災した市民等が、再び災害に襲われる不安を払拭し、安心して日常生活を営むことができることを基本的な考え方として作成される。

被災した都市基盤を再建させることは、そこで生活する市民の生活を再建させることでもあり、被災地の社会経済活動を復興させるため不可欠の事業である。こうしたことから、まちづくり方針は、作成過程において地域住民の意向を的確に把握し、それらを方針に反映させることが重要である。

(3) 復興緊急整備条例の制定

発災後、早期に市街地整備や集落の再建整備を行うため、復興緊急整備条例を制定する。条例には、目的や復興に対する理念、行政・市民・事業者それぞれの責務のほか、地域を復興させる手段や期間などを明確に定める。このほか、特に、再建することが優先されて、不良な建築がなされたり、無秩序なまちづくりが懸念されることから、条例では、行政が再建に係る建築行為に関して情報収集を行うことや一定規模以上の建築行為について届出を義務付けることを定める。

2 基盤未整備地域の整備

被災地において、街区等の基盤が未整備である場合には、市街地の面的な整備や道路その他の基盤整備を行い、良好な住環境を実現するとともに、災害に強い市街地の形成を図る。

(1) 建築制限

① 都市計画法・土地区画整理法による建築制限

都市計画法又は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業を進めるための建築制限を行う。

② 被災地復興推進区域の指定による建築制限

被災市街地復興特別法では、災害によって相当数の建物が滅失した地域を都市計画決定により被災地復興推進区域として指定することができるとされており、これに基づく建築制限を行う。

(2) 再開発事業・住宅市街地整備

再開発事業には、市街地再開発事業と住宅街区整備事業、その他の各種事業があることから、地域の被災状況や規模に応じた事業を導入し、都市基盤整備を進める。

また、住宅市街地では、土地区画整理事業や密集住宅市街地整備促進事業等を活用して市街地の基盤整備を進める。

(3) 延焼防止対策

密集市街地における火災の拡散を防ぐため、被災後の市街地の防災面での強化策の一つとして、計画的に延焼防止対策を進める必要がある。

① 延焼遮断帯整備（沿道不燃化対策）

② 消防水利の確保と消防活動困難地域の解消

(4) 避難施設・防災拠点の整備

被災した集落や市街地において、避難計画を担保する避難施設を整備する。避難施設の整備では、防災まちづくり事業や公園整備事業などの事業メニューを活用して実施する。また、避難路の整備については、街路事業として実施することが可能である。

3 災害危険区域等の設定

将来においても被災する危険度が高いと見込まれる地域については、復興対策の一つとして、災害危険区域等の設定による建物の建築制限や構造上の規制をすることにより被災した場合の被害を軽減させる。

これと併せて、水害のほか、耐震、防火などを考慮しながら危険区域等にある建築物の耐震性の強化を進める。

(1) 災害危険区域

災害危険区域は、建築基準法第39条の規定を根拠として条例により指定することができる。災害危険区域内における建築物の建築を禁止したり、建築を制限したりできる。

(2) 建築物の耐火性強化

危険区域等にある建築物の改修を進め、耐火性の強化を図ることにより、災害に強いまちづくりをめざす。

(3) その他の危険区域指定や建築制限等

建築基準法以外の方に基づく危険区域の指定や建築制限等は次のとおりである。

- ① 砂防法、地すべり防止法、急傾斜地の崩壊の防止に関する法律に基づく区域指定
- ② 宅地造成規制法による宅地造成工事規制区域の指定
- ③ 地区計画による防火区域指定
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく区域指定

4 住宅・公共施設の移転

災害に強いまちづくりを進めるために、災害により被害を受けた集落や市街地等を安全な地域に集団で移転させようとする事業として、防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業などがある。

(1) 住宅の移転

① 防災集団移転促進事業

災害による危険性が著しい区域であることが明確である場合に、安全な区域への移転を促進する事業である。

② がけ地近接等危険住宅移転事業

移転対象戸数が少ない場合やまとまった移転には消極的である場合に適する事業で、安全な区域への移転を促進する。

(2) 公共施設の移転

災害復旧事業は、原則として原形復旧を行うこととしているが、原形復旧が不可能な場合や原形復旧が著しく困難又は不適当な場合は、改良復旧や代替施設の整備が認められている。

洪水や土砂災害の被災地では、所管する公共施設の復旧に際して、災害危険度や施設の重要度に応じて安全性を確保する。

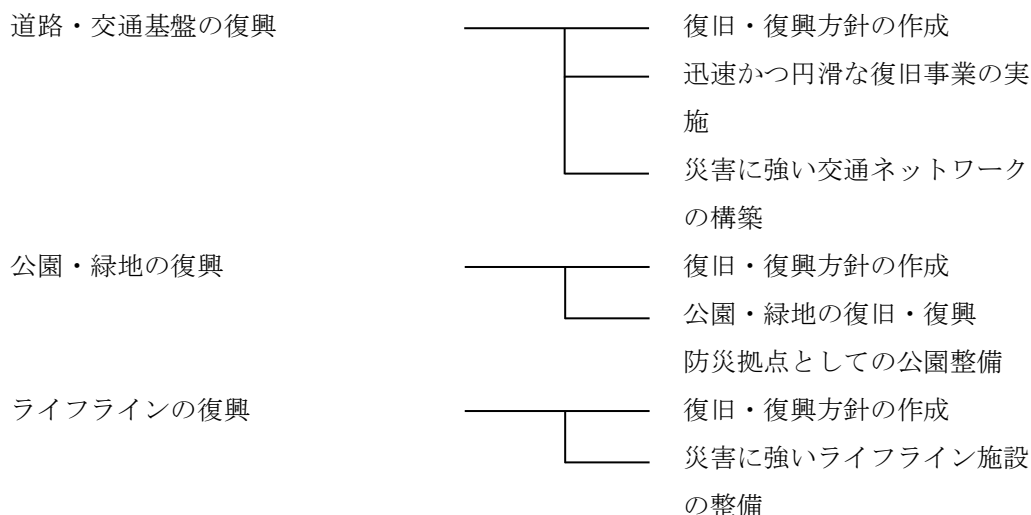
第3 都市基盤施設の復興

■施策の方向

都市基盤施設は、地域住民の生活、社会経済活動を支える重要なものであり、万が一災害等により被害を受け、その機能が停止した場合には、あらゆる面で非常に大きな影響を及ぼすこととなる。

こうしたことから、都市基盤施設の復旧・復興は、早期に実施されることなどが必要である。

■施策の体系



■施策推進上の留意点

被災した都市基盤施設を原形に近い形で復興させることは、機能を迅速に回復させるという点を重視した考え方である。この場合も、単に原形に戻すのではなく、防災力の向上に充分配慮して進める必要がある。

また、既定の将来計画があり、復興事業のめざす方向と合致している計画については、前倒しで実施することによる復興も可能である。

■実施施策

1 道路・交通基盤の復興

道路・交通基盤は、地域住民の生活や産業経済など社会経済活動を支える重要なものである。災害によって、交通機能が長期にわたって停止した場合には、被災者の生活再建や事業の再開にも大きな影響が及ぶ。

このため、迅速に機能を復旧させるとともに、災害に強い整備を図る。

(1) 復旧・復興方針の作成

県又は市は、それぞれが所管する道路について被害状況を調査し、相互の連携を保って被害状況や調査結果などの情報を共有する。

そのうえで、被害状況や応急・救急活動に必要な路線ごとの緊急性、地域特性、関係者の意向などを勘案して道路の復旧・復興方針を決定する。

(2) 迅速かつ円滑な復旧事業の実施

県及び市は、原形復旧が決定した路線について、迅速に復旧事業を実施する。復旧に当たっ

て、施設の構造に脆弱性が認められたときは、災害に対する強度を高めるため改良復旧を行う。

(3) 災害に強い交通ネットワークの構築

都市計画道路は、市街地や集落地における整備事業との調整を図りながら整備を推進する。整備に当たっては、円滑な移動を促すものとし、災害に強い交通ネットワークの実現をめざす。

生活道路についても、市街地や集落地の整備と協調し、安全性や快適性の確保にも配慮しながら災害に強い道路網の整備を行う。

2 公園・緑地等の復興

公園・緑地は、避難場所等の防災拠点としても大きな役割を果たすことから、災害に強いまちづくりをめざした復旧事業とすることが必要である。

また、緑地は、緩衝帯や延焼防止としての機能も有している。復興に向けたまちづくりを進める中で、緑地帯などを有効に配置して市街地の防災性を向上させる。

(1) 復旧・復興方針の作成

県又は市は、それぞれが所管する公園・緑地について被害状況を調査し、調査結果その他の状況を見ながら復旧・復興に関する方針を決定する。

(2) 公園・緑地の復旧・復興

公園・緑地は、施設の被害状況、周辺の状況、避難場所としての機能整備の必要性などを考慮しながら、復興方針にしたがって整備を進める。なお、整備を進めるに当たっては、都市計画決定や都市計画マスタープラン、緑の基本計画などの位置付けを踏まえて実施する。

(3) 防災拠点としての公園整備

公園・緑地は、防災拠点としての機能を考慮して整備を行う。

避難所となる公園に連絡する避難路を確保し、市街地の延焼防止を図るため、沿道の緑化などを進める。

また、公園に防災備蓄倉庫や耐震性貯水槽、災害対応トイレなどの防災施設の整備を進める。

3 ライフライン施設の復興

ライフラインは、文字どおり市民の生活や社会経済活動に直結しており、ひとたび、これらの機能が停止すると様々な支障が生じ、さらに、生命の危機にも晒されることとなる。一時的な機能停止は別として、長期に及ぶような場合は、地域の復興にも大きな影響を与えることになる。このため、優先的、迅速に復旧を進めることが重要である。

(1) 復旧・復興方針の作成

発災後は、市や事業者、それぞれが所管するライフライン施設について被害状況を調査し、相互の連携を保って被害状況や調査結果などの情報を共有する。各管理者は、調査結果その他の状況を見ながら、復旧・復興に関する方針を決定する。

復旧や復興に当たっては、道路その他の復旧事業との調整を図り、事業が効率的に進められるようにする。

(2) 災害に強いライフライン施設の整備

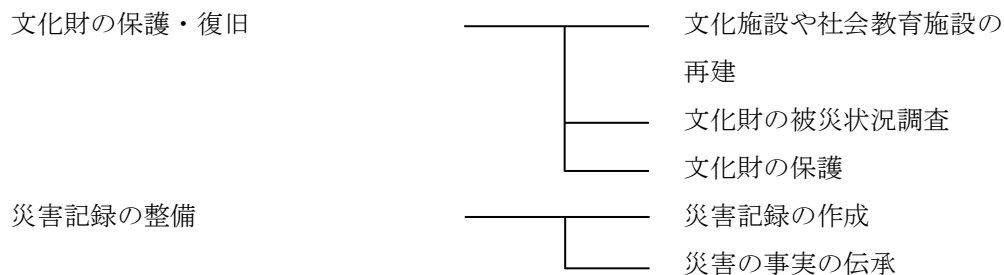
電話や電気、都市ガス、水道、下水道など、各種ライフラインの幹線については、災害に対する耐性を高めるために共同溝化を推進する。災害により、市街地が大きな被害を受けた場合は、土地区画整理事業など面的整備を行って復旧や復興をめざす中で、ライフラインの地中化や共同溝化を進める。

第4 文化の再生

■施策の方向

ひとたび災害が発生すると、指定文化財をはじめ、多くの文化財が被災すると考えられる。このため、災害が発生した場合は、文化財の被災状況を調査し、速やかに復旧を図る。また、災害も歴史の一部としてとらえ、教訓として後世に伝承していくことも大事なことである。このような観点から、関係する資料の整備を行う。

■施策の体系



■施策推進上の留意点

文化財等に係る分野は、市民の日常生活に直結した部分ではないため、対策が後回しとなる傾向がある。一方、復旧・復興事業が進展するにしたがって、被災者の生活にも次第にゆとりが生まれ、潤いや憩いの場が求められるようになってくる。そうしたことから、文化財の修復などについても早期に取り組む必要がある。

特に、歴史的建造物は、老朽化や耐火性の面で課題も多く、大きな被害を受ける可能性が高い。

災害に対する人々の記憶は、災害から日が経てば経つほど薄れていく。大きな災害では、後世に伝承していくべき経験や教訓も多く得られることから、正確に記録、整理し、保管する体制を整えておく必要がある。

■実施施策

1 文化財の保護・復旧

被災からの復旧や復興を進める中で、人々の生活が元の状態に近づいていくにしたがって、日常生活にも潤いや憩いを求めるようになってくる。

このため、文化施設や社会教育施設などの早期の復旧を図る。

(1) 文化施設や社会教育施設の再建

市は、国や県に再建事業に係る助成を要請し、再建を進める。また、私設のものにあつては、復興基金の活用などによる再建支援を検討する。

(2) 文化財の被災状況調査

市は、文化庁その他関係団体等に協力を依頼し、被災状況を調査する。

埋蔵文化財の被害調査には多くの人員が必要となるため、他の自治体にも応援を求めるべく体制の構築をめざす。

(3) 文化財の保護

民間が所有する文化財が被災したときは、それらの廃棄や散逸を防ぐため、所有者と協議して修復などを進める。

2 災害記録の整備

災害への備えが大切であることを後世に伝え、その後再び大きな災害が起こった場合も被害を最小限にとどめるため、災害から得られた経験や教訓を記録として保存し、確実に継承する。

(1) 災害記録の作成

災害記録は、災害の事実とそれに伴って得た経験や教訓を後世に伝承するため作成する。

このため、記録データ、資料を収集し、整理する体制を整える。

(2) 災害の事実の伝承

大規模な土砂災害などが発生した事実は、災害の記録を文書で保存することと併せて、石碑や銘板などで現場周辺に形として残すことも重要なことである。このような取り組みによって、そこで起こった事実を風化させることなく、日常生活を送る中でも意識をすることで、防災への関心を維持させる効果が期待できる。

第5節 産業・経済の復興

第1 情報収集、情報提供、相談

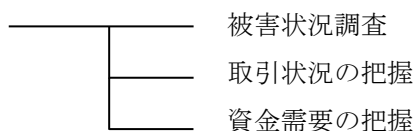
■施策の方向

災害の発生に伴って被害を受けた、地域の産業や経済については各種の融資制度の活用による復興をめざす。

また、被災した事業者等の経営相談を行うほか、関係する情報についての的確な提供を行うなど、早期の復興に向けた事業を実施する。

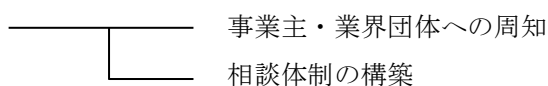
■施策の体系

資金需要の把握

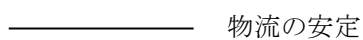


各種融資制度の周知・経営

相談



物流の安定



■施策推進上の留意点

災害により地域経済が受けた影響の度合いにより、その後の支援策など復興事業の進め方も大きく変わってくる。

地域の経済を復興させ、さらに活力ある経済活動に発展させていくためには、何が必要なのかを見極めて的確に実施していくことが重要である。

■実施施策

1 資金需要の把握

災害の発生に伴って、被害を受けた事業者について、被害状況を調査し、地域経済の復興に関する方策を決定する。

(1) 被害状況調査

発災後、被害状況調査を実施するが、この際は、金融機関や関係団体を通じて、業種ごとの被害状況を調査する。

また、その時々に応じた適切な施策とするため、適宜調査を実施して復旧・復興状況を把握する。

(2) 取引状況の把握

事業を継続又は再開するための支援策を適切に実施するためにも、事業者の取引状況を的確に

把握することが必要である。

(3) 資金需要の把握

調査した内容について分析を行い、地域経済が受けた被害額を算定する。

2 各種融資制度の周知・経営相談

国や県、各種金融機関が行う融資制度に関する情報を事業者や関係団体に周知し、活用を促す。

また、被災した事業者の再建を支援するため、各種融資制度その他の再建支援策に関する情報提供や事業者の経営相談を行う。

(1) 事業主・業界団体への周知

事業の再建に関する支援制度の実施に当たっては、マスメディアや業界団体などを通じて、事業主や業界団体に周知する。

(2) 相談体制の構築

被災した事業者の事業再開に関して、各種の相談に応ずるため相談体制を構築する。相談体制の構築に当たっては、法律や税務に関する相談にも対応できるよう弁護士や税理士などの協力を要請する。

3 物流の安定

市民の生活必需品をはじめ、様々な商品、原材料などの円滑かつ安定的な流通を促し、市民生活や地域経済の安定化を図るため、道路など物流ルートの復旧・復興状況を広く情報提供を行う。

(1) 物流の安定

物流ルートの被害状況を把握するとともに、代替ルートの確保の可否についても調査する。また、復旧の見通しなどの関連情報についても整理しておく必要がある。

調査結果や関連情報については、適宜業界団体等に情報提供を行う。

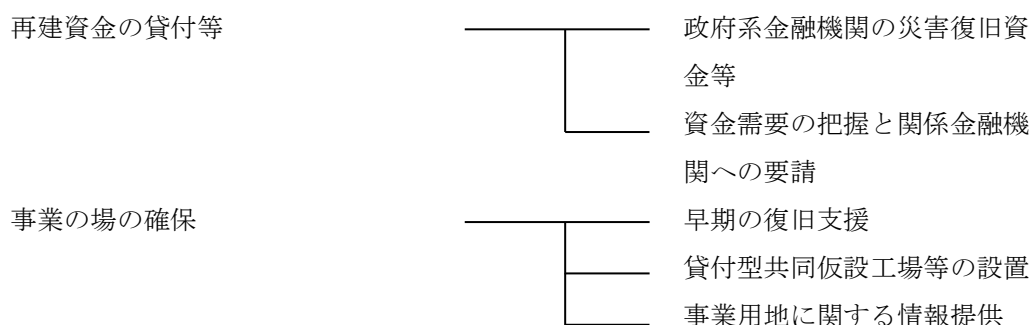
第2 中小企業の再建

■施策の方向

災害の発生に伴って被害を受けた、中小企業は、できるだけ早期に再建を図り、生産・営業活動を再開させることが重要である。このため、再建資金の確保が困難な事業主に対しては、各種金融支援制度の活用を促し、事業活動が継続できるような施策を実施する。

観光面では、災害に伴う観光客の減少が、地域経済に大きな影響を及ぼすことから、風評などに留意しながら的確な情報発信を行い、誘致活動を推進する。

■施策の体系



■施策推進上の留意点

地域経済の活性化は、市が復興事業を進めるうえでも大きな課題である。復興に向けて、様々な事業を展開する中で、既存の上位計画との整合を考慮して、基本的な実施方針を決定する。

発災後の初期段階では、事業者の経済活動や生産活動を円滑に再開させ、経済的な損失を最小限に抑えることが重要である。こうしたことから、既存の制度を最大限に活用した金融支援策を要請する。

地域経済の復興支援策としては、事業者への支援以外にも商談会やイベントの開催、地場産業のPRなどが考えられ、地域全体の活性化を促すうえで有効である。

■実施施策

1 再建資金の貸付等

事業の再開・再建資金の確保が、一時的に困難となっている事業主に対して、既存の制度の活用を促し、自力での事業の再開や再建を支援する。

(1) 政府系金融機関の災害復旧資金等

① 政府系金融機関による災害復旧資金

政府系金融機関が、被災した中小企業に対して、簡易かつ迅速に直接融資を行う。原則として、災害救助法が適用された地域を対象とし、実情に応じて貸付条件が緩和される。

② 経営安定資金（災害復旧関連）

災害による被害を受け、経営の安定に支障をきたしている中小企業に対して、経営を安定化させるために国と県が協力して、設備投資や運転資金に係る貸し付けを行う。

③ 経営安定関連保証、災害関係特例保証

災害による被害を受け、信用力や担保能力が不足した中小企業に対して、円滑に融資が受けられるよう、中小企業信用保険法に基づき、信用補完の特例措置が講じられる。

中小企業経営者が、この特例措置を受けようとする場合、市長の認定を受けることが必要である。

④ その他の支援策

その他、国や県の補助制度や融資制度について情報収集し、情報提供を行なう。

(2) 資金需要の把握と関係金融機関への要請

被災した事業者等に対して、迅速な貸し出しが行われるよう、被災地を管轄する金融機関に貸付手続の簡略化や貸付条件の緩和など特別措置の実施を要請し、迅速に融資が行われるよう働きかける。

また、金融機関に対して、地域の被害状況に応じた対応を要請する。

2 事業の場の確保

地域の地場産業や商業などが、極めて甚大な被害を受けた場合、市は、事業の場を確保するとともに、必要な支援を実施する。

(1) 早期の復旧支援

市は、事業所の再建に向けた資金融資に係る国等の助成制度や資金融資制度について、特例措置の実施などを要請するとともに、必要な情報提供を行って早期の復旧を支援する。

(2) 賃貸型共同仮設工場等の設置

市は、事業所が災害により被害を受け、事業の再開が困難となっている事業者に対して、賃貸型の共同仮設工場等を設置し、一時的な事業の場を提供する。

(3) 事業用地に関する情報提供

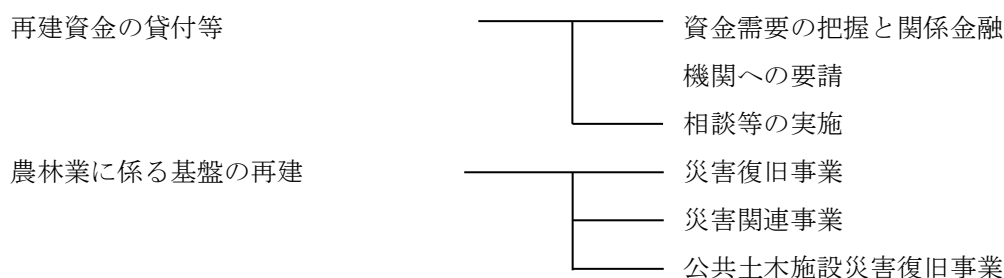
市は、事業所が災害により被害を受け、事業所等の移転を希望する事業者に対して、事業用地に関する情報提供を行い、事業の早期再開を促す。

第3 農林業の再建

■施策の方向

災害の発生に伴って被害を受けた、農林業の再建については、再建や再開に係る資金の調達を円滑化するため再建資金の貸し付けと、被災した農地や山林などの生産基盤の回復や再整備を行うための農林業基盤の再建が主要な施策となる。

■施策の体系



■施策推進上の留意点

災害によって、農地や山林など農林業の基盤に甚大な被害を受けた場合は、事業を再開させるために多額の資金が必要となる。このため、各種資金を貸し付けることにより早期の復旧を支援する。

農林産物が被害を受けた場合は、資金の小口融資を迅速に行う。また、取引先の事情とにより売り上げの減少なども考えられるため、当面の運転資金貸付や雇用維持のための施策を実施する。

■実施施策

1 再建資金の貸付等

災害によって被害を受けた農林業経営者が、農地等の再建や生産力の回復を図り、経営を安定化させるために、低利で資金を融通することにより、早期の経営再建を促す。

(1) 資金需要の把握と関係金融機関への要請

被害が甚大である場合、再建に向けた資金需要が膨らむことが予測される。このため、金融機関に対して、地域の被害状況に応じた対応を要請する。

(2) 相談等の実施

被害状況調査に基づき、臨時の相談窓口を設け、経営再建に向けた各種の相談に対応するとともに、融資制度等の経営再建に関する情報の提供を行う。

2 農林業に係る基盤の再建

農地や山林のほか、農林業に係る基盤への被害は、農林業経営者の経営面に影響を与えるだけでなく、地域社会へも大きな影響を及ぼす。基盤の復旧には多額の費用を要するため、経営者の経済的な負担は非常に大きなものとなる。こうしたことから、県が主体となり、災害復旧事業により基盤の復旧をめざす。

(1) 災害復旧事業

災害復旧事業は、被災した農地や農業用施設を速やかに原形復旧させることを目的としている。

(2) 災害関連事業

災害関連事業は、災害復旧事業だけでは再び災害による被害を受ける恐れがある場合に、これを防止するため被災施設等の補強と災害復旧事業を併せて行うものである。

(3) 公共土木施設災害復旧事業

農林業に関しては、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設が被災した場合の復旧が、この事業に該当する。

第5章 竜巻・突風等対策

第1節 基本方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするため必要な対策を講じる。

第2節 竜巻・突風等による災害の現況

竜巻は、上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などに伴って発生するが、台風シーズンの9月頃に最も多く確認されている。

第1 突風・竜巻の特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百メートルであり、数キロメートルにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては家屋の倒壊や自動車が飛ばされるなどの大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。確率的には、台風、大雨、大雪等のほかの気象災害と比較すると、個人が竜巻に遭遇する頻度は低い。

第2 その他の突風

1 ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

2 ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



出典：気象庁ホームページ

第3 気象庁の発表する気象情報

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

1 竜巻注意情報の概要

- (1) 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、都道府県単位を対象に発表される。
- (2) 竜巻注意情報が発表されるのは、大気の状態が不安定なときで、竜巻が発生する可能性は平常時に比べ約200倍となっている。
- (3) 情報の有効期間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、改めて竜巻注意情報が発表される。
- (4) 適中率は4%程度、補足率は20～30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【竜巻注意情報の発表例】

埼玉県竜巻注意情報 第1号
平成××年4月20日10時27分 △△地方気象台発表

埼玉県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

2 竜巻発生確度ナウキャストの概要

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について、竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の2つの発生確度で、10km格子単位で10分ごとに60分先までの予測を行う。10分ごとに更新して提供しており、発生確度1に満たない地域は、発生確度は表示されない。発生確度2は、発生確度1に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度1は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

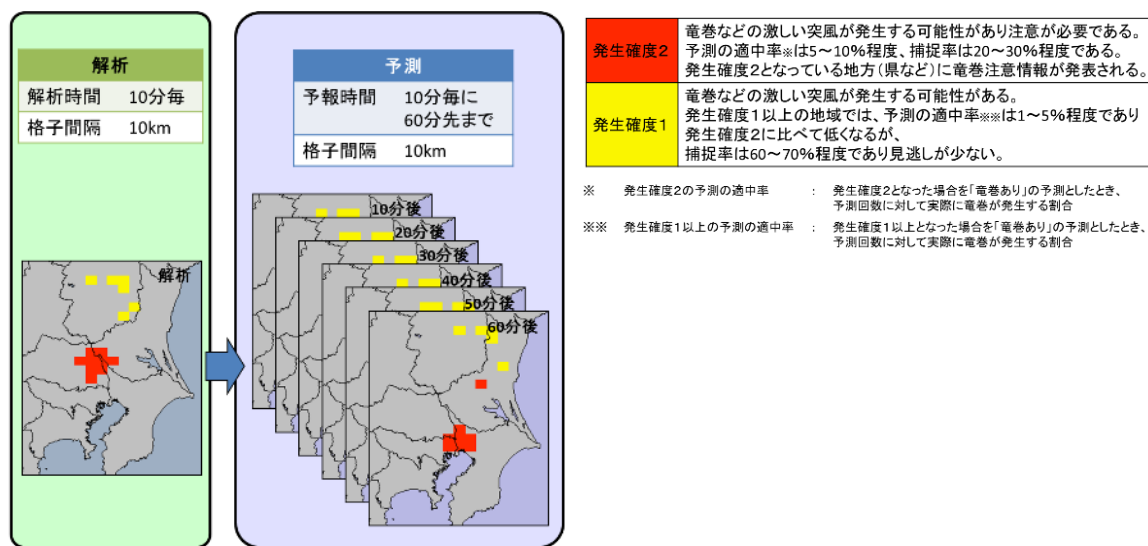
(1) 発生確度1

竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある（適中率1～5%、捕捉率60～70%）。

(2) 発生確度2

竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である（適中率5～10%、捕捉率20～30%）。

【竜巻発生確度ナウキャストについて】



出典：気象庁ホームページ

3 その他の気象情報

また、気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約8倍、雷注意報で約20倍高くなっている状態である。

第3節 予防・事前対策

第1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、気象庁や埼玉県などが作成した資料等を用いて、市職員への研修や市民への普及啓発を行う。

2 学校における竜巻発生や避難に関する指導

学校においては、竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させるよう努めるものとする。日頃から、竜巻から身を守る適切な避難行動等を理解させるなど、竜巻へ備える態度を育て、安全

管理体制の充実を図る。

第2 竜巻注意情報等気象情報の普及

熊谷地方気象台は市及び埼玉県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及啓発を行う。市は、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

第3 被害予防対策

竜巻や突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

市は、特に物的被害を軽減させるための方策として、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第4 竜巻等突風対処体制の確立

突風・竜巻等が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対応や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

第5 情報収集・伝達体制の整備

突風・竜巻等が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

1 市民への伝達体制

防災行政無線、インターネットなど市民への多様な伝達手段の中から、有効で時期を失しない伝達方法を検討する。

2 目撃情報の活用

市及び埼玉県や防災関係機関の職員から、突風・竜巻等の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、突風・竜巻等の迅速な捕捉を検討する。

第6 適切な対処法の普及

突風・竜巻等への具体的な対処法を市民にわかりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

1 具体的な対処方法の普及

市民は、突風・竜巻等から身の安全を守るため、突風・竜巻等の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市及び埼玉県は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示するとともに、突風・竜巻等対応マニュアルを作成し、突風・竜巻等に対し適切に対処できるよう平常時からの備えるものとする。

【竜巻から命を守るための対処法】

- 頑丈な建物への避難する
- 窓ガラスから離れる
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- 避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例（竜巻等突風対策局長級会議報告（H24.8.15））】

- (A) 竜巻注意情報発表時
- (B) 積乱雲の近づく兆しを察知したとき。
- (C) 竜巻の接近を認知したとき。

次表に示したそれぞれの状況に対応した対応行動例を参考に、適切な行動をとる。

状況の時系列的变化	対応行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲の近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C) 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる。 ②飛散物が筒状に舞い上がる。 ③ゴーというジェット機のような音が聞こえる。 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知する。 なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

第4節 応急対策

第1 情報伝達

市は、市民が突風・竜巻等から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

市は、市民の適切な対処行動を支援するため、可能な範囲で、市民が対処行動をとりやすいよう市単位の情報の付加等を行う。

【市単位での情報の付加に係る参考（竜巻等突風対策局長級会議報告（H24.8.15））】

（A）「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- ・「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- ・なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

（B）竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- ・竜巻注意情報が埼玉県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- ・気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- ・竜巻発生確度ナウキャストを用い、市が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、市が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

（情報伝達）

- ・多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 市において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- ・市において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで市が発生確度2の範囲に入った場合に、市民に対して防災行政無線やインターネット等を用いて情報伝達を行う。
- ・情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び市民の対処行動（203ページの「具体的な対応例」を参照）の2点がある。

（例文） 現在、竜巻注意情報が発表され、市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(D) 市において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- ・市及び周辺において竜巻が発生したことを市が確認した場合は、防災行政無線やインターネット等を用いて市民へ情報伝達を行う。
- ・情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨及び市民の対処行動（203ページの「具体的な対応例」を参照）の2点がある。

（例文） 先ほど、市内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓のない部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がる様子が見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音をする、気圧の変化で耳に異常を感じるなどです）。

第2 救助の適切な実施

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

「風水害・事故災害対策編－第3章－第4節 災害救助法適用計画」を準用する。

第3 がれき処理

突風・竜巻等により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

「風水害・事故災害対策編－第3章－第22節－第2 災害廃棄物処理」を準用する。

第4 避難所の開設・運営

突風・竜巻等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

「風水害・事故災害対策編－第3章－第12節－第4 避難所の開設・運営」を準用する。

第5 応急住宅対策

突風・竜巻等の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

「風水害・事故災害対策編―第3章―第17節 応急仮設住宅対策」を準用する。

第5節 復旧・復興対策

「風水害・事故災害対策編―第4章 災害復旧復興対策計画」を準用する。